

令和 4 年城里町教育委員会規則第 1 号

城里町立学校管理規則の一部を改正する規則

城里町立学校管理規則（平成17年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「児童，生徒」を「児童及び生徒」に改める。

第 8 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「児童又は生徒」を「児童及び生徒」に、「一 2」を「の 2」に改め、同条第 3 項中「児童又は生徒」を「児童及び生徒」に改め、「規則」の次に「(平成17年城里町教育委員会規則第11号)」を加える。

第13条中「校長」の次に「，教頭」を加え、「その他必要な職員」を削り、同条に次の 2 項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか，学校に，副校長，主幹教諭，指導教諭，栄養教諭，その他必要な職員を置くことができる。
 - 3 第 1 項の規定にかかわらず，副校長を置くときその他特別な事情のある時は教頭を，養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を，特別な事情があるときは事務職員を，それぞれ置かないことができる。
- 第14条及び第15条を次のように改める。

(職務)

第 14 条 校長は，校務をつかさどり，所属職員を監督する。

- 2 副校長は，校長を助け，命を受けて校務をつかさどる。
- 3 副校長は，校長に事故があるときはその校務を代理し，校長が欠けたときはその校務を行う。この場合において，副校長が，2 人以上あるときは，あらかじめ校長が定めた順序で，その校務を代理し，又は行う。
- 4 教頭は，校長等（副校長を置く学校にあっては，校長及び副校長。以下同じ。）を助け，校務を整理し，及び必要に応じて児童及び生徒の教育をつかさどる。
- 5 教頭は，校長等に事故があるときは校長の職務を代理し，校長等が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において，教頭が 2 人以上あるときは，あらかじめ校長が定めた順序で，校長の職務を代理し，又は行う。
- 6 主幹教諭は校長等及び教頭を助け，命を受けて校務の一部を整理し，並びに児童及び生徒の教育をつかさどる。
- 7 指導教諭は，児童及び生徒の教育をつかさどり，並びに教諭その他の職員に対して，教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 8 教諭は，児童及び生徒の教育をつかさどる。
- 9 養護教諭は，児童及び生徒の養護をつかさどる。
- 10 事務職員は，事務をつかさどる。
- 11 栄養教諭は，児童及び生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。

第 15 条 削除

第 19 条の 2 第 1 項中「置く」を「置くことができる」に改める。

第34条第 2 項中「表簿中」を「表簿において，」に改める。

様式第 9 号－ 2 中「様式第 9 号－ 2」を「様式第 9 号の 2」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

城里町立学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(感染症による出席停止)</p> <p>第8条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童及び生徒があるときは、その保護者に対し、当該児童及び生徒の出席停止を指示することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(性行不良による出席停止)</p> <p>第8条の2 校長は、次に掲げる行為を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童及び生徒の教育に妨げがあると認める児童及び生徒があるときは、教育長に出席停止について、出席停止に係る意見具申書(様式第9号の2)により具申しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により出席停止の決定をしたときは、教育長は、当該児童及び生徒の保護者に対し、城里町立学校児童及び生徒の問題行動に対する出席停止の手續に関する規則(平成17年城里町教育委員会規則第11号)に従い出席停止を命ずるものとする。</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>第13条 学校に校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、学校に、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別な事情のある時は教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別な事情があるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第14条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(感染症による出席停止)</p> <p>第8条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童及び生徒があるときは、その保護者に対し、当該児童、生徒の出席停止を指示することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(性行不良による出席停止)</p> <p>第8条の2 校長は、次に掲げる行為を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童及び生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があるときは、教育長に出席停止について、出席停止に係る意見具申書(様式第9号—2)により具申しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定により出席停止の決定をしたときは、教育長は、当該児童及び生徒の保護者に対し、城里町立学校児童又は生徒の問題行動に対する出席停止の手續に関する規則に従い出席停止を命ずるものとする。</p> <p>第9条～第12条 (略)</p> <p>第13条 学校に校長、教諭、養護教諭及び事務職員その他必要な職員を置く。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(校長代理)</p> <p>第14条 校長が欠けたとき、又は校長に事故があるときは、その職務を</p>

2. 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
3. 副校長は、校長に事故があるときはその校務を代理し、校長が欠けたときはその校務を行う。この場合において、副校長が、2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その校務を代理し、又は行う。
4. 教頭は、校長等（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長。以下同じ。）を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童及び生徒の教育をつかさどる。
5. 教頭は、校長等に事故があるときは校長の職務を代理し、校長等が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
6. 主幹教諭は校長等及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童及び生徒の教育をつかさどる。
7. 指導教諭は、児童及び生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
8. 教諭は、児童及び生徒の教育をつかさどる。
9. 養護教諭は、児童及び生徒の養護をつかさどる。
10. 事務職員は、事務をつかさどる。
11. 栄養教諭は、児童及び生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。

第15条 削除

第16条～第19条 （略）

第19条の2 学校に学校評議員を置くことができる。

2～4 （略）

第20条～第33条 （略）

代理する校長代理を置く。

（教頭）

第15条 学校に教頭を置く。

2. 教頭は、校長を助け校務を整理する。

第16条～第19条 （略）

第19条の2 学校に学校評議員を置く。

2～4 （略）

第20条～第33条 （略）

(必要表簿)

第34条 (略)

2 前項に規定する表簿において、第1号、第2号及び第3号は永年、第4号及び第5号は10年間その他の表簿は3年間これを保存しなければならない。

第35条、第36条 (略)

附則 (略)

様式第1号～第9号 (略)

様式第9号の2 (第8条の2関係)

【別記 参照】

(以下略)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(必要表簿)

第34条 (略)

2 前項に規定する表簿中第1号、第2号及び第3号は永年、第4号及び第5号は10年間その他の表簿は3年間これを保存しなければならない。

第35条、第36条 (略)

附則 (略)

様式第1号～第9号 (略)

様式第9号の2 (第8条の2関係)

【別記 参照】

(以下略)

報告第 2 号

令和 4 年城里町告示第50号

城里町地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示

城里町地域おこし協力隊設置要綱（平成27年城里町告示第182号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（隊員の任用の特例）

- 2 令和元年度から令和 3 年度までに任用された隊員において、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により十分な活動を行えなかったことを理由に、3 年を超えて活動することを希望する者がいた場合には、活動の延長が必要であると町長が認めた場合、2 年を上限として任用期間を延長し、最長 5 年まで任用することができるものとする。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

城里町地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">(本則略)</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1. この告示は、公布の日から施行する。</p> <p>（隊員の任用の特例）</p> <p>2. <u>令和元年度から令和3年度までに任用された隊員において、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により十分な活動を行えなかったことを理由に、3年を超えて活動することを希望する者がいた場合には、活動の延長が必要であると町長が認めた場合、2年を上限として任用期間を延長し、最長5年まで任用することができるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この告示は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(本則略)</p> <p>附 則</p> <p>(追加)</p> <p>この告示は、公布の日から施行する。</p> <p>(追加)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

報告第 3号

令和4年城里町告示第 号

わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示
わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱（令和元年城里町告示第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「60万円とする。」の次に「なお、申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円を加算する。」を加える。

第10条第1号(ウ)を次のように改める。

(ウ) 移住先で就業を要件とした場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

様式第1号中

「

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		起業		
		テレワーク		関係人口		

」

を

「

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 (1の申請者は含まない)	人
移住支援金の種類		就業		起業	上記家族のうち 18歳未満の者の人数	人
		テレワーク		関係人口		

」

に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (交付金額)</p> <p>第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。<u>なお、申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき30万円を加算する。</u></p> <p>第3条～第9条 (略) (返還請求)</p> <p>第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び城里町が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 全額の返還</p> <p>(ア) 虚偽の申請等をした場合</p> <p>(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した城里町から転出した場合</p> <p><u>(ウ) 移住先で就業を要件とした場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合</u></p> <p>(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合</p> <p>第11条 (略) 附 則 (略)</p> <p>様式第1号 (第4条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条 (略) (交付金額)</p> <p>第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。</p> <p>第3条～第9条 (略) (返還請求)</p> <p>第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び城里町が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 全額の返還</p> <p>(ア) 虚偽の申請等をした場合</p> <p>(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した城里町から転出した場合</p> <p><u>(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合</u></p> <p>(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合</p> <p>第11条 (略) 附 則 (略)</p> <p>様式第1号 (第4条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>(以下略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

報告第 4号

令和4年城里町告示第 号

城里町住宅新築工事等助成金交付要綱の一部を改正する告示

城里町住宅新築工事等助成金交付要綱（平成29年城里町告示第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「，助成対象住宅を取得した日から起算して1年を経過する日の属する年度の2月末日又は，令和4年2月末日のいずれか早い日までに」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（助成金申請の期限）

第8条の2 助成金申請の期限は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める期限とする。

- (1) 助成対象住宅を取得した日が属する月が4月から2月の場合 助成対象住宅を取得した日が属する年度の2月末日まで
- (2) 助成対象住宅を取得した日が属する月が3月の場合 助成対象住宅を取得した日から起算して1年を経過する日の属する年度の2月末日まで

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

城里町住宅新築工事等助成金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～7条 (略) (助成金交付の申請)</p> <p>第8条 申請者は、住宅新築工事等助成金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2 (略) (助成金申請の期限)</p> <p><u>第8条の2 助成金申請の期限は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期限とする。</u></p> <p><u>(1) 助成対象住宅を取得した日が属する月が4月から2月の場合 助成対象住宅を取得した日が属する年度の2月末日まで</u></p> <p><u>(2) 助成対象住宅を取得した日が属する月が3月の場合 助成対象住宅を取得した日から起算して1年を経過する日の属する年度の2月末日まで</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この告示は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～7条 (略) (助成金交付の申請)</p> <p>第8条 申請者は、<u>助成対象住宅を取得した日から起算して1年を経過する日の属する年度の2月末日又は、令和4年2月末日のいずれか早い日までに、住宅新築工事等助成金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2 (略) (追加)</p> <p>(以下略)</p>

令和4年城里町告示第 号

城里町新築住宅等建設事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

城里町新築住宅等建設事業補助金交付要綱（平成29年城里町告示第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「，補助対象住宅を取得した日から起算して1年を経過する日の属する年度の2月末日又は，令和4年2月末日のいずれか早い日までに」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（助成金申請の期限）

第5条の2 助成金申請の期限は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，当該各号に定める期限とする。

- (1) 助成対象住宅を取得した日が属する月が4月から2月の場合 助成対象住宅を取得した日が属する年度の2月末日まで
- (2) 助成対象住宅を取得した日が属する月が3月の場合 助成対象住宅を取得した日から起算して1年を経過する日の属する年度の2月末日まで

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

城里町新築住宅等建設事業補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～4条 (略) (交付申請)</p> <p>第5条 申請者は、城里町新築住宅等建設事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>～(助成金申請の期限)～</u></p> <p><u>第5条の2 助成金申請の期限は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期限とする。</u></p> <p><u>(1) 助成対象住宅を取得した日が属する月が4月から2月の場合 助成対象住宅を取得した日が属する年度の2月末日まで</u></p> <p><u>(2) 助成対象住宅を取得した日が属する月が3月の場合 助成対象住宅を取得した日から起算して1年を経過する日の属する年度の2月末日まで</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この告示は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～4条 (略) (交付申請)</p> <p>第5条 申請者は、<u>補助対象住宅を取得した日から起算して1年を経過する日の属する年度の2月末日又は、令和4年2月末日のいずれか早い日までに</u>城里町新築住宅等建設事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(以下略)</p>

令和4年城里町告示第35号

令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱の一部を改正する告示

令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱（令和3年城里町告示第34号）の一部を次のように改める。

題名中「（先行給付金）」を削る。

第1条中「（先行給付金）」を削る。

第2条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 給付金 国要領に基づき、城里町（以下「町」という。）によって贈与される令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）をいう。

第2条第1項第3号、第4号及び第6号の規定中「先行」を削る。

第3条の見出し及び同条第1項中「先行」を削り、同条第2項中「先行」を削り、「5万円」を「10万円」に改める。

第4条第1項中「先行」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否をする場合には、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付受給拒否の届出書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

第4条第3項及び第5条第1項ただし書の規定中「先行」を削り、同項第2号中「（先行給付金）」を削る。

第6条中「先行」を削る。

第7条第1項を次のように改める。

新生児出生時に行った児童手当の認定請求又は額改定請求と併せて令和3年度子育て世帯への臨時特別給付申請書（新生児）（様式第4号。以下「新生児申請書」という。）により給付金の申請をした新生児支給対象者については、児童手当振込指定口座に給付金を振り込むものとする。

第7条第2項及び第3項の規定中「先行」を削る。

第9条中「先行」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 町長は、前項の規定により支給を決定した場合は、令和3年度城里町子育て世帯への臨時特別給付金支給決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 3 町長は、第1項の確認において、不支給を決定した場合は、令和3年度城里町子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）不支給決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

第10条見出し、第11条、第12条及び第13条の規定中「先行」を削る。

様式第1号から様式第4号までの規定中「（先行給付金）」を削る。

附則に次の2様式を加える。

第 号
年 月 日

支給対象者宛名記載欄 ・郵便番号 ・不支給対象者住所 ・不支給対象者氏名 (お問い合わせ先) 城里町役場 福祉こども課 〒311-4391 城里町大字石塚 1428-25 電話 029-353-7265 (直通)

城里町長



令和3年度城里町子育て世帯への臨時特別給付金支給決定通知書

支給金額	円	児童数	人
支給予定日	年 月 日		
支給方法	児童手当口座又は指定口座への振込		

上記のとおり子育て世帯への臨時特別給付金の支給を決定しましたので、通知します。
給付金を支給後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。

振込先口座を変更、解約等している場合は、支給問合せ先までご連絡ください。

第 号
年 月 日

不支給対象者宛名記載欄

- ・ 郵便番号
- ・ 不支給対象者住所
- ・ 不支給対象者氏名

（お問い合わせ先）

城里町役場 福祉こども課
〒311-4391 城里町大字石塚 1428-25
電話 029-353-7265（直通）

城里町長



令和3年度城里町子育て世帯への臨時特別給付金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました令和3年度城里町子育て世帯への臨時特別給付金については審査した結果、下記の理由により、不支給となりましたので通知いたします。

記

（理由）

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年12月21日から適用する。

令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行								
<p style="text-align: center;">令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業 （子育て世帯への臨時特別給付）支給事務実施要綱 （趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知。以下「国要領」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付を実施するため、令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>給付金 国要領に基づき、城里町（以下「町」という。）によって贈与される令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）をいう。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 支給対象者 給付金が支給される次に掲げる者をいう。 ア～ウ （略）</p> <p>エ アからウの規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既にアからウに規定する者（以下「受給者等」という。）に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条件</th> <th style="text-align: center;">支給対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① 基準日後に受給者等が死亡した場合（このエの規定</td> <td style="text-align: center;">左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該</td> </tr> </tbody> </table>	条件	支給対象者	① 基準日後に受給者等が死亡した場合（このエの規定	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該	<p style="text-align: center;">令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業 （子育て世帯への臨時特別給付（<u>先行給付金</u>））支給事務実施要綱 （趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知。以下「国要領」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付を実施するため、令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（<u>先行給付金</u>））の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>先行給付金 国要領に基づき、城里町（以下「町」という。）によって贈与される令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））をいう。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 支給対象者 <u>先行給付金</u>が支給される次に掲げる者をいう。 ア～ウ （略）</p> <p>エ アからウの規定にかかわらず、<u>先行給付金</u>は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既にアからウに規定する者（以下「受給者等」という。）に対して<u>先行給付金</u>の支給が決定されている場合には、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条件</th> <th style="text-align: center;">支給対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① 基準日後に受給者等が死亡した場合（このエの規定に</td> <td style="text-align: center;">左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該</td> </tr> </tbody> </table>	条件	支給対象者	① 基準日後に受給者等が死亡した場合（このエの規定に	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該
条件	支給対象者								
① 基準日後に受給者等が死亡した場合（このエの規定	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該								
条件	支給対象者								
① 基準日後に受給者等が死亡した場合（このエの規定に	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該								

<p>により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。)</p>	<p>者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）若しくは里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生（以下「高校生の施設入所等児童」という。）であることを受給者等に給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校生の施設入所等児童が委託されている里親等若しくは左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校生の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。）</p>
<p>③ 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（次号に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

<p>より<u>先行</u>給付金を支給される者が、当該者に対して<u>先行</u>給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。)</p>	<p>者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日の翌日から<u>先行</u>給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）若しくは里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生（以下「高校生の施設入所等児童」という。）であることを受給者等に<u>先行</u>給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校生の施設入所等児童が委託されている里親等若しくは左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校生の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。）</p>
<p>③ 基準日の翌日から<u>先行</u>給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（次号に規定する対象児童を監護</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

じくする者に限る。)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合

(4) 対象児童 給付金の支給額の算定の基礎となる、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した者で、次に掲げる者とする。

ア～エ (略)

(5) (略)

(6) 一般支給対象者 基準日までに出生した中学生までの対象児童に係る支給対象者のうち、町から支給している児童手当の受給記録等を基に、町が、給付金の支給の申込みを行う者をいう。

(7)、(8) (略)

(給付金の支給等)

第3条 町は、支給対象者に対し、この告示の定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、対象児童1人につき10万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 町は、一般支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2. 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否

し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合

(4) 対象児童 先行給付金の支給額の算定の基礎となる、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した者で、次に掲げる者とする。

ア～エ (略)

(5) (略)

(6) 一般支給対象者 基準日までに出生した中学生までの対象児童に係る支給対象者のうち、町から支給している児童手当の受給記録等を基に、町が、先行給付金の支給の申込みを行う者をいう。

(7)、(8) (略)

(先行給付金の支給等)

第3条 町は、支給対象者に対し、この告示の定めるところにより、先行給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する先行給付金の金額は、対象児童1人につき5万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 町は、一般支給対象者に対し、先行給付金の支給の申込みを行う。

2. 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、先行給付金の受給の拒否をする場合には、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行

をする場合には、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付受給拒否の届出書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、申込から令和3年12月21日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、給付金を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第5条 一般支給対象者に対する町による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が死亡したことにより、令和3年9月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式により行う。

(1) (略)

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の児童手当振込指定口座の変更を届け出ている場合は、町が当該届出をした児童手当振込指定口座に振り込む方式又は、高校生支給対象者のうち、中学生までの対象児童がおらず、児童手当指定振込指定口座が把握できない者が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付支給口座登録等の届出書（様式第2号）もしくは令和3年度子育て世帯への臨時特別給付申請書（様式第3号）により指定した口座に振り込む方式

(3) (略)

（一般支給対象者以外に係る申請受付開始日及び申請期限等）

第6条 中学生支給対象者及び高校生支給対象者のうち、町が給付金の支給の申し込みを行った者以外で、申請が必要となる者に対して支給する給付金に係る町の申請の受付の開始日は、中学生支給対象者と高校生支給対象者ごとに（同日の場合を含む。）第3項各号に掲げる申請方式ごとに町長が別に定める日とする。

2～4 (略)

給付金)受給拒否の届出書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、申込から令和3年12月21日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、先行給付金を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第5条 一般支給対象者に対する町による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が死亡したことにより、令和3年9月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、先行給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式により行う。

(1) (略)

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の児童手当振込指定口座の変更を届け出ている場合は、町が当該届出をした児童手当振込指定口座に振り込む方式又は、高校生支給対象者のうち、中学生までの対象児童がおらず、児童手当指定振込指定口座が把握できない者が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給口座登録等の届出書（様式第2号）もしくは令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）申請書（様式第3号）により指定した口座に振り込む方式

(3) (略)

（一般支給対象者以外に係る申請受付開始日及び申請期限等）

第6条 中学生支給対象者及び高校生支給対象者のうち、町が先行給付金の支給の申し込みを行った者以外で、申請が必要となる者に対して支給する先行給付金に係る町の申請の受付の開始日は、中学生支給対象者と高校生支給対象者ごとに（同日の場合を含む。）第3項各号に掲げる申請方式ごとに町長が別に定める日とする。

2～4 (略)

(新生児支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第7条 新生児出生時に行った児童手当の認定請求又は額改定請求と併せて令和3年度子育て世帯への臨時特別給付申請書(新生児)(様式第4号。以下「新生児申請書」という。)により給付金の申請をした新生児支給対象者については、児童手当振込指定口座に給付金を振り込むものとする。

2 児童手当の認定請求又は額改定請求をした後、新生児申請書により給付金申請をした新生児支給対象者については、既に設定されている児童手当振込指定口座に振り込むことを原則としつつ、新生児申請書に記載された児童手当振込指定口座に給付金を振り込むこととする。ただし、支給前までに児童手当振込指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした児童手当振込指定口座に振り込むこととする。

3 児童手当受給の記録や他の給付金受給の記録を基に給付金の支給が可能な新生児支給対象者については、町長が、新生児支給対象者に対し、支給の申込みを行う。

第8条 (略)

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定)

第9条 町長は、第6条又は第7条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請を要する支給対象者に対し、給付金を支給する。

2 町長は、前項の規定により支給を決定した場合は、令和3年度城里町子育て世帯への臨時特別給付金支給決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の確認において、不支給を決定した場合は、令和3年度城里町子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)不支給決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 (略)

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請

(新生児支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第7条 新生児出生時に行った児童手当の認定請求又は額改定請求と併せて令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書(新生児)(様式第4号。以下「新生児申請書」という。)により先行給付金の申請をした新生児支給対象者については、児童手当振込指定口座に先行給付金を振り込むものとする。

2 児童手当の認定請求又は額改定請求をした後、新生児申請書により先行給付金申請をした新生児支給対象者については、既に設定されている児童手当振込指定口座に振り込むことを原則としつつ、新生児申請書に記載された児童手当振込指定口座に先行給付金を振り込むこととする。ただし、支給前までに児童手当振込指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした児童手当振込指定口座に振り込むこととする。

3 児童手当受給の記録や他の給付金受給の記録を基に先行給付金の支給が可能な新生児支給対象者については、町長が、新生児支給対象者に対し、支給の申込みを行う。

第8条 (略)

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定)

第9条 町長は、第6条又は第7条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請を要する支給対象者に対し、先行給付金を支給する。

(追加)

(追加)

(先行給付金の支給等に関する周知)

第10条 (略)

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請

を要する支給対象者から第6条第2項に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、町が把握する児童手当振込時における児童手当振込指定口座（支給前までに児童手当振込指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした児童手当振込指定口座）に給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年3月31日までに児童手当振込指定口座への振込が口座解約又は変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 (略)

(不当利得の返還)

第12条 町長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第14条 (略)

附 則 (略)

様式第1号(第4条関係)

【別記1 参照】

様式第2号(第5条関係)

【別記2 参照】

様式第3号(第5条関係)

【別記3 参照】

様式第4号(第7条関係)

【別記4 参照】

様式第5号(第9条関係)

を要する支給対象者から第6条第2項に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が先行給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、町が把握する児童手当振込時における児童手当振込指定口座（支給前までに児童手当振込指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした児童手当振込指定口座）に先行給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年3月31日までに児童手当振込指定口座への振込が口座解約又は変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。

3 (略)

(不当利得の返還)

第12条 町長は、先行給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により先行給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った先行給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 先行給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第14条 (略)

附 則 (略)

様式第1号(第4条関係)

【別記1 参照】

様式第2号(第5条関係)

【別記2 参照】

様式第3号(第5条関係)

【別記3 参照】

様式第4号(第7条関係)

【別記4 参照】

(追加)

【別記5 参照】

様式第6号（第9条関係）

【別記6 参照】

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年12月21日から適用する。

（追加）

令和4年城里町告示第82号

城里町高等学校通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示

城里町高等学校通学費助成金交付要綱（平成28年城里町告示第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「城里町内から」及び「年間」を削り、「購入し」の次に「，城里町内から」を加え、「本町」を「城里町（以下「町」という。）」に改める。

第2条第1項中「通学費の助成」を「助成金の交付」に、「にすべて」を「のいずれいも」に改め、同条第1号中「城里町に住所を有し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に記載のある者をいう。）」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、町の住民基本台帳に記載されている者で」に改め、同条第2号中「保護者」の次に「又は鉄道会社が発行する，6箇月通学定期券を購入した保護者」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「介護保険税」を「介護保険料」に、「使用料等」を「使用料をいう。」に改め、同号を同条第3号に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（助成金の返還）

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 助成金の交付後、購入した定期券の払戻しをしたとき。
- (2) 虚偽の申請等、不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

様式第1号中

「

上記により、城里町高等学校通学費助成金交付要綱第4条の規定に基づき申請・請求します。	
年 月 日	
住所	電話番号 ()
申請者 氏名	⑩ 続柄 ()
◎世帯状況と納税等の完了状況の確認の承諾	
私は、この申請のため、町民税、町使用料等の町の徴収に係る確認調査を承諾します。	
住所	
氏名	⑩
(保護者)	

を

」

「

上記により、城里町高等学校通学費助成金交付要綱第4条の規定に基づき申請・請求します。

また、この申請のため、町税等（使用料含）の収納状況及び定期券の購入状況について、城里町教育委員会が調査閲覧することを承諾します。

年 月 日

住所 電話番号 ()
申請者 (日中繋がる連絡先)
氏名 続柄 ()

」

に、

「

※ 教育委員会事務局確認欄

添付書類		チェック欄
①	定期券の領収書（定期代金がわかるもの）	
②	定期券のコピー	
③	住民票謄本（世帯主と生徒との続柄がわかるもの）	
④	※在学証明書（3年生で短期定期を購入の方のみ）	

」

を

「

※ 教育委員会事務局確認欄

助成金額		円	チェック欄
添付書類	①	定期券の領収書（定期代金がわかるもの）	
	②	定期券のコピー	
	③	住民票謄本（世帯主と生徒との続柄がわかるもの）	
	④	※在学証明書（3年生で短期定期を購入の方のみ）	

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和4年4月1日から施行する。
（助成対象者の特例）
- 令和4年度に限り、城里町路線バス通学費助成金交付要綱（令和4年城里町告示83号）第2条に規定する助成対象者については、第2条に規定する助成対象者には含まれないものとする。

城里町高等学校通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 この告示は、路線バス又は鉄道（以下「公共交通機関」という。）の通学定期券（又は交通機関が発行する最も安価な長期定期券）を購入し、<u>城里町内から高等学校に通学する生徒の保護者</u>に対して、経済的負担を軽減し<u>城里町（以下「町」という。）</u>における子育て環境の整備を図るため、その費用の一部について予算の範囲内で<u>城里町高等学校通学費助成金（以下「助成金」という。）</u>を交付することし、<u>城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号。以下「規則」という。）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（助成対象者）</p> <p>第2条 この告示により<u>助成金の交付</u>を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の<u>いずれにも該当する者</u>とする。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、町の住民基本台帳に記載されている者</u>で、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、高等専門学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校（以下「高等学校等」という。）に修業年度（高等専門学校にあっては第3学年、中等教育学校にあっては後期中等教育、特別支援学校にあっては高等部、専修学校にあっては高等課程とする。）までに在学している生徒の保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) <u>定期路線バス事業者が発行する、年間通学定期券を購入した保護者又は鉄道会社が発行する、6箇月通学定期券を購入した保護者</u> （削除）</p> <p>(3) <u>同一世帯の者が町税等（町民税、資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、その他使用料をいう。）を滞納していないこと</u></p> <p>第3条～第7条 （略）</p>	<p>第1条 この告示は、<u>城里町内から</u>路線バス又は鉄道（以下「公共交通機関」という。）の<u>通学年間定期券</u>（又は交通機関が発行する最も安価な長期定期券）を購入し<u>高等学校に通学する生徒の保護者</u>に対して、経済的負担を軽減し<u>本町</u>における子育て環境の整備を図るため、その費用の一部について予算の範囲内で<u>城里町高等学校通学費助成金（以下「助成金」という。）</u>を交付することし、<u>城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号。以下「規則」という。）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（助成対象者）</p> <p>第2条 この告示により<u>通学費の助成</u>を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に<u>すべて該当する者</u>とする。</p> <p>(1) <u>城里町に住所を有し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に記載のある者をいう。）</u>、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、高等専門学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校（以下「高等学校等」という。）に修業年度（高等専門学校にあっては第3学年、中等教育学校にあっては後期中等教育、特別支援学校にあっては高等部、専修学校にあっては高等課程とする。）までに在学している生徒の保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 定期路線バス事業者が発行する、年間通学定期券を購入した保護者</p> <p>(3) <u>鉄道会社が発行する、6箇月通学定期券を購入した保護者</u></p> <p>(4) <u>同一世帯の者が町税等（町民税、資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険税、後期高齢者医療保険料、その他使用料等）を滞納していないこと</u></p> <p>第3条～第7条 （略）</p>

(助成金の返還)

第8条 町長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 助成金の交付後、購入した定期券の払戻しをしたとき。
- (2) 虚偽の申請等、不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

第9条 (略)

附 則 (略)

様式第1号 (第4条関係)

【別記 参照】

様式第2号 (略)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(助成対象者の特例)

2 令和4年度に限り、城里町路線バス通学費助成金交付要綱(令和4年城里町告示第83号)第2条に規定する助成対象者については、第2条に規定する助成対象者には含まれないものとする。

(助成金の返還)

(追加)

第8条 (略)

附 則 (略)

様式第1号 (第4条関係)

【別記 参照】

様式第2号 (略)

報告第 8号

令和4年城里町告示第 号

城里町社会教育団体等運営事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
城里町社会教育団体等運営事業補助金交付要綱（平成17年城里町告示第26号）の一部
を次のように改正する。

別表に次のように加える。

日本ボーイスカウト茨城県連盟第2地区城 里第1団運営事業	日本ボーイスカウト茨城県連盟第2地区城 里第1団委員長
---------------------------------	--------------------------------

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

城里町社会教育団体等運営事業補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後		現 行	
(本則略)		(本則略)	
附 則 (略)		附 則 (略)	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
補助事業等	補助事業者等	補助事業等	補助事業者等
高校生会運営事業	高校生会長	高校生会運営事業	高校生会長
子ども会育成連合会運営事業	子ども会育成連合会長	子ども会育成連合会運営事業	子ども会育成連合会長
PTA連絡協議会運営事業	PTA連絡協議会長	PTA連絡協議会運営事業	PTA連絡協議会長
青少年育成城里町民会議運営事業	青少年育成城里町民会議会長	青少年育成城里町民会議運営事業	青少年育成城里町民会議会長
常北女性会運営事業	常北女性会長	常北女性会運営事業	常北女性会長
七会女性会運営事業	七会女性会長	七会女性会運営事業	七会女性会長
文化協会運営事業	文化協会長	文化協会運営事業	文化協会長
桂史談会運営事業	桂史談会長	桂史談会運営事業	桂史談会長
常北郷土文化研究会運営事業	常北郷土文化研究会会長	常北郷土文化研究会運営事業	常北郷土文化研究会会長
青山太鼓保存部会運営事業	青山太鼓保存部会長	青山太鼓保存部会運営事業	青山太鼓保存部会長
小松重盛太鼓保存会運営事業	小松重盛太鼓保存会長	小松重盛太鼓保存会運営事業	小松重盛太鼓保存会長
古内大杉ばやし保存会運営事業	古内大杉ばやし保存会長	古内大杉ばやし保存会運営事業	古内大杉ばやし保存会長
下赤沢民俗芸能保存会運営事業	下赤沢民俗芸能保存会長	下赤沢民俗芸能保存会運営事業	下赤沢民俗芸能保存会長
<u>日本ボーイスカウト茨城県連盟第2地区城里第1団運営事業</u>	<u>日本ボーイスカウト茨城県連盟第2地区城里第1団委員長</u>	(追加)	
(以下略)		(以下略)	
附 則			
<u>この告示は、公布の日から施行する。</u>			

令和3年城里町告示第37号

城里町結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

城里町結婚新生活支援補助金交付要綱（平成28年城里町告示第100号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項本文中「住居費」を「住居費，住宅のリフォーム費用」に改める。

第2条第3号中「対象とする」を「補助対象とし，婚姻日より前に取得した物件の購入費については，婚姻日から起算して1年以内に購入した費用に限り補助対象とする」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 住宅のリフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち，住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕，増築，改築，設備更新その他の工事費用を補助対象とし，婚姻日より前に実施したリフォーム費用にあっては，婚姻日から起算して1年以内に実施した当該住宅のリフォーム費用を補助対象とする。ただし，倉庫，車庫に係る工事費用，門，フェンス，植栽その他の外構に係る工事費用，エアコン，洗濯機その他の家電購入及び設置に係る費用については補助対象外とする。

第4条第1項の「住居費用と引越費用」を「住居費，住宅のリフォーム費用及び引越費用」に改める。

第5条第1項中第9号を第10号とし、第10号を第11号とし、第8号を削り、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 工事請負契約書又は請書の写し（住宅のリフォーム費用の場合）

(8) 住居費，住宅のリフォーム費用又は引越費用の支出を証明する領収書等の写し様式第1号中「印」を「㊟」に、

住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年	月	日
	家賃 (B)	月額		円
	住居手当 (C)	月額		円
	実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額	円 ×	ヵ月 =
引越し	引越しを行った日	年	月	日
	費用 (E)			円
合計 (A + D + E)				

を

住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年	月	日
	家賃 (B)	月額		円
	住居手当 (C)	月額		円
	実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額	円 ×	ヵ月 =
リフォーム費	契約締結年月日	年	月	日
	契約金額 (E)			円
引越し	引越しを行った日	年	月	日
	費用 (F)			円

合計 (A+D+E+F)	
-----------------	--

に、

- 「
- 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分）
 - 住宅費用又は引越費用の支出を証明する領収書の写し

を

- 「
- 工事請負契約書又は請書の写し
 - 住宅費用、住宅のリフォーム費用又は引越費用の支出を証明する領収書の写し
 - 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分）

に改める。

様式第5号中「印」を「㊤」に、

「

住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年	月	日
	家賃 (B)	月額		円
	住居手当 (C)	月額		円
	実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額	円 ×	ヵ月
引越し	引越しを行った日	年	月	日
	費用 (E)			円
合計 (A+D+E)				

を

「

住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年	月	日
	家賃 (B)	月額		円
	住居手当 (C)	月額		円
	実質家賃負担額 (D) (B) - (C)	月額	円 ×	ヵ月
リフォーム費	契約締結年月日	年	月	日
	契約金額 (E)			円
引越し	引越しを行った日	年	月	日
	費用 (F)			円
合計 (A+D+E+F)				

に、

- 「
- 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分）
 - 住宅費用又は引越費用の支出を証明する領収書の写し

を

- 「
- 工事請負契約書又は請書の写し
 - 住宅費用、住宅のリフォーム費用又は引越費用の支出を証明する領収書の写し
 - 住宅手当支給証明書（給与所得者全員分）

に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

城里町結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、<u>住居費、住宅のリフォーム費用及び引越費用の一部を補助するものとし、その補助について、城里町補助金交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚世帯 前年度1月1日から3月31日まで及び当該年度内において婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。</p> <p>(2) 合算所得 次のいずれかに該当する所得をいう。</p> <p>ア 申請月が1月から6月の場合は、前々年の所得証明書に基づいて算出した夫婦の所得を合算した所得</p> <p>イ 申請月が7月から12月の場合は、前年の所得証明書に基づいて算出した夫婦の所得を合算した所得</p> <p>(3) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を補助対象とし、<u>婚姻日より前に取得した物件の購入費については、婚姻日から起算して1年以内に購入した費用に限り補助対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。</u></p> <p>(4) <u>住宅のリフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新その他の工事費用を補助対象とし、婚姻日</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、<u>住居費及び引越費用の一部を補助するものとし、その補助について、城里町補助金交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 新婚世帯 前年度1月1日から3月31日まで及び当該年度内において婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。</p> <p>(2) 合算所得 次のいずれかに該当する所得をいう。</p> <p>ア 申請月が1月から6月の場合は、前々年の所得証明書に基づいて算出した夫婦の所得を合算した所得</p> <p>イ 申請月が7月から12月の場合は、前年の所得証明書に基づいて算出した夫婦の所得を合算した所得</p> <p>(3) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入、賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料を<u>対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。</u></p> <p>(追加)</p>

一
一

より前に実施したリフォーム費用にあつては、婚姻日から起算して1年以内に実施した当該住宅のリフォーム費用を補助対象とする。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽その他の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機その他の家電購入及び設置に係る費用については補助対象外とする。

(5) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。

第3条 (略)

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費用、住宅のリフォーム費用及び引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

2～4 (略)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、城里町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本）
- (2) 所得証明書
- (3) 同意書（様式第2号）
- (4) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し（貸与型奨学金を返済している場合）
- (5) 物件の売買契約書の写し（住居費における購入の場合）
- (6) 物件の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (7) 工事請負契約書又は請書の写し（住宅のリフォーム費用に該当する場合）
- (8) 住宅費用、住宅のリフォーム費用又は引越費用の支出を証明する領収書等の写し
- (9) 住宅手当支給証明書（様式第3号）（住居費における賃貸借の場合）

(削除)

(4) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。

第3条 (略)

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費用と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

2～4 (略)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、城里町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本）
- (2) 所得証明書
- (3) 同意書（様式第2号）
- (4) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し（貸与型奨学金を返済している場合）
- (5) 物件の売買契約書の写し（住居費における購入の場合）
- (6) 物件の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）

(追加)

(追加)

(7) 住宅手当支給証明書（様式第3号）（住居費における賃貸借の場合）

(8) 住宅費用又は引越費用の支出を証明する領収書等の写し

(10) 離職した年月日が分かる書類（婚姻を機に離職したことを証する書類の交付を受けた場合）

(11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 (略)

第6条～第11条 (略)

附則 (略)

様式第1号（第5条関係）

【別記1 参照】

様式第2号～様式第4号 (略)

様式第5号（第6条関係）

【別記2 参照】

様式第6号，様式第7号 (略)

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(9) 離職した年月日が分かる書類（婚姻を機に離職したことを証する書類の交付を受けた場合）

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 (略)

第6条～第11条 (略)

附則 (略)

様式第1号（第5条関係）

【別記1 参照】

様式第2号～様式第4号 (略)

様式第5号（第6条関係）

【別記2 参照】

様式第6号，様式第7号 (略)

報告第10号

令和4年城里町水道事業管理規程第1号

城里町水道事業水道料金漏水認定減免基準の一部を改正する規程

城里町水道事業水道料金漏水認定減免基準（平成17年水道事業規程第8号）を次のように改正する。

第2条第2項中「水道課職員が」の次に「確認し、城里町長が」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に掲げる第一種及び第二種社会福祉事業に係る社会福祉施設における漏水については、漏水の認定の期間を漏水発見の月から起算して1年（12月）前までの分とすることができる。

第4条中「検針量から」の次に「漏水発見の月の」を、「10分の7」の次に「に当たる水道料金」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、平均使用水量によって推定漏水量を算出することが不相当と認められるときは、発見時検針水量と漏水修理後の翌月の検針水量との差により推定漏水量を算出し、その推定漏水量の10分の7に当たる水道料金を減額し、又は免除する。

別記様式中

「

(発見時検針水量)	(A)	m ³	
前1箇年の平均使用量		÷12箇月	
	(B)	m ³	
指定漏水水量 (A) - (B) =	(C)	m ³	
漏水減免水量 (C) × 7/10	(D)	m ³	
今回料金徴収水量 (A) - (D) =		m ³	認定 年月日
			認定者 氏名

」

を

「

(発見時検針水量)	(A)	m ³	
前1箇年の平均使用量		÷12箇月	
	(B)	m ³	
漏水修理後の翌月の 検針水量	(C)	m ³	
指定漏水水量 (A) - {(B)又は(C)} =	(D)	m ³	
漏水減免水量 (D) × 7/10	(E)	m ³	
今回料金徴収水量 (A) - (E) =		m ³	認定 年月日
			年月日

」

に改め、注記に次のように加える。

※③ 水道使用者が事業所の場合は、申請書とあわせて漏水発見までの経緯や修繕状況、今後の対応策を記した報告書（任意様式）を提出して下さい。

※④ 表内の（D）を計算する場合において、（B）と（C）どちらを使用するかは、水道課に確認の上ご記入ください。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

城里町水道事業水道料金漏水認定減免基準の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (漏水の認定)</p> <p>第2条 給水装置台帳の給水に基づいて、使用者の善良な管理及び災害等不可抗力によって生じた漏水に限り認定し、水道料金を減額し、又は免除する。</p> <p>2 漏水の認定は、水道課職員が確認し、城里町長が認定したものに限り、また、水道料金の減免は、原則として漏水発見の当月分だけとする。ただし、<u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）に掲げる第一種及び第二種社会福祉事業に係る社会福祉施設における漏水については、漏水の認定の期間を漏水発見の月から起算して1年（12月）前までの分とすることができる。</u></p> <p>第3条 (略) (算出方法)</p> <p>第4条 漏水認定減免申請書（別記様式）により、発見時検針水量から漏水発見の月の前月以前1箇年の平均使用水量等によって推定漏水量を算出し、その推定漏水量の10分の7に当たる水道料金を減額し、又は免除する。ただし、<u>平均使用水量によって推定漏水量を算出することが不相当と認められるときは、発見時検針水量と漏水修理後の翌月の検針水量との差により推定漏水量を算出し、その推定漏水量の10分の7に当たる水道料金を減額し、又は免除する。</u></p> <p>第5条 (略) 附 則 (略) <u>別記様式（第4条関係）</u> 【別記 参照】 <u>附 則</u> <u>この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1条 (略) (漏水の認定)</p> <p>第2条 給水装置台帳の給水に基づいて、使用者の善良な管理及び災害等不可抗力によって生じた漏水に限り認定し、水道料金を減額し、又は免除する。</p> <p>2 漏水の認定は、水道課職員が認定したものに限り、また、水道料金の減免は、原則として漏水発見の当月分だけとする。</p> <p>第3条 (略) (算出方法)</p> <p>第4条 漏水認定減免申請書（別記様式）により、発見時検針水量から前月以前1箇年の平均使用水量等によって推定漏水量を算出し、その推定漏水量の10分の7を減額し、又は免除する。</p> <p>第5条 (略) 附 則 (略) <u>別記様式（第4条関係）</u> 【別記 参照】</p>

城里町放課後児童クラブの保育料免除等取扱規則

(趣旨)

第1条 城里町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（令和4年城里町条例第4号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、城里町放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の保育料の一部又は全部を免除（以下「免除等」という。）することについて、必要な事項を定めるものとする。

(保育料の免除等)

第2条 条例第6条第2項の規定による保育料の免除等は、別表のとおりとする。

(保育料の免除等申請)

第3条 条例第6条第2項の規定による保育料の免除等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、児童クラブ保育料免除等申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、免除等を希望する月の末日までに提出するものとする。

(免除等の認定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、保育料の免除等についてその適否を決定したときは、児童クラブ保育料免除等決定・却下通知書（様式第2号）により当該申請者に通知する。

2 条例第6条第2項に規定による保育料の免除については、保育料の免除等を申請した日（以下「申請日」という。）の属する月から当該年度の範囲内において保育料を免除等することとする。

(免除等の取り消し等)

第5条 前条により免除等の認定を受けた者が、その受けるに至った事由に該当しなくなった場合は、速やかに町へ届出なくてはならない。

2 町長は、前項により届出を受けた場合は、町はその認定事由の消失した日の属する月の翌月から免除等を行わないものとする。

3 町長は、虚偽の申請その他不正の行為による保育料の免除等を受けたことが判明したときは、その認定を取り消すことができる。

(返還等)

第6条 町長は、前条第3項に該当したことにより免除等を取り消した場合は、保護者からその支払を免れた額を徴収するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

区分1	区分2	割合	期間
1 児童の属する世帯の生計に著しく影響を与える事由が発生した場合	(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている場合	全額	申請日の翌月から当該年度の範囲内
	(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に規定する援助を受けている場合	半額	
	(3) 家屋が、震災、風災害、火災その他これに類する災害により損害を受け全焼又は全壊した場合	全額	事実のあった日の属する月から1年間。ただし、継続入会の場合は期間を通算するものとする。
	(4) 家屋が、震災、風災害、火災その他これに類する災害により損害を受け半焼又は半壊した場合	半額	
2 町の自粛要請等により、利用を自粛した場合		日割（10円未満は切捨て）	自粛を要請した期間
3 その他特別な事由による場合		町長が別に定める割合	町長が別に定める期間

備考

- 1 免除等期間が年度を超えて認定するときは、事実のあった日の属する年度の翌年度に再度申請を行うものとする。
- 2 日割計算は、月額保育料をその月の開所日数で除したものとする。

城里町地域公共交通事業者支援金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大防止への対策及び事業継続を支援し、町民生活の安全を図るため、地域公共交通事業者に対し、予算の範囲内において、城里町地域公共交通事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付するため、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、城里町内を運行系統とする路線バスを運行している路線バス事業者、城里町内の貸切バス事業者及びタクシー事業者とし、交付申請の時点において、個人の住民税（城里町税条例（平成17年城里町条例第49号）第45条第1項の規定により、特別徴収義務者に指定されている場合も含む。）、法人の町民税、固定資産税、軽自動車税（以下「町税等」という。）の滞納がない、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者とする。

- (1) 路線バス事業 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業
- (2) 貸切バス事業 法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業
- (3) タクシー事業 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業

(交付額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 路線バス事業者が、令和4年4月1日時点で、町内を系統とする路線バスを運行している路線バスの系統 1系統につき5万円
- (2) 貸切バス事業者が、令和4年4月1日時点で、町内の営業所において保有し、国土交通省関東運輸局に登録されている一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車 1台につき5万円
- (3) タクシー事業者が、令和4年4月1日時点で、町内の営業所において保有し、国土交通省関東運輸局に登録されている一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車 1台につき2万円

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、城里町地域公共交通事業者支援金交付申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添付し、町長に申請するものとする。

2 申請の期限は、令和4年6月30日までとする。

(交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の規定により申請があったときは、速やかに支援金の交付の可否を決定し、城里町地域公共交通事業者支援金交付決定通知書（様式第3号）又は城里町地域公共交通事業者支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第6条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者は、支援金の交付を請求しようとするときは、城里町地域公共交通事業者支援金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の取り消し又は減額)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この告示又はこの告示に基づく町長の指示に違反したとき。
- (3) その他町長が返還が相当であると認める事由があったとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

- 3 この告示の失効の日以前に交付決定を受けた者に係る第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

城里町管理不全空家解体撤去補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、老朽危険空家の撤去を促進し、もって安全と安心の確保及び住環境の向上に資することを目的とし、管理不全状態空家等の解体撤去工事について、その経費の一部を予算の範囲内において補助するため城里町管理不全状態空家等解体撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、城里町補助金等交付規則（平成 17 年城里町規則第 42 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、管理不全状態空家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家特措法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等又は同項に規定する状態相当と町長が認める同条第 1 項に規定する空家等をいう。

(補助対象物件)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる物件は、町内にある管理不全状態空家等のうち、主に居住の用に供していたものとする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号にに掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象物件を解体又は撤去するための工事（以下「補助対象工事」という。）の費用を負担する補助対象物件の所有者若しくは土地所有者又は正当な権原を有する者
- (2) 町税等（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をいう。以下同じ。）を滞納していない者
- (3) 空家特措法に定めるところにより、助言若しくは指導若しくは勧告又は命令に従って措置を講じようとする者又は同相当と町長が認める者

(補助対象物件の要件)

第 5 条 補助対象物件は、所有権以外の物権又は占有権限が設定されていないものとする。ただし、町長が認める場合は、この限りではない。

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費として町長が認める額の 3 分の 1 以内の額とし、その限度額は、1 件につき 50 万円とする。この場合において、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事前調査)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、管理不全空家調査申込書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 現況写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項の申込があったときは、必要に応じて当該補助対象物件について立入調査を実施することができる。

4 町長は、調査結果に基づき、周辺の影響、危険性などを勘案したうえで、当該補助対象物件が補助に該当するか否かを判定し、当該申請者に対し管理不全空家調査結果報告書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助申請及び交付決定の通知）

第8条 前条第4項の規定による結果報告書により、該当となる旨の通知があった申請者は、工事着手前に管理不全空家解体撤去補助金交付申請書（様式第3号）により、町長に申請するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 所有権原を証する書類（土地及び建物）
- (2) 補助対象工事見積書
- (3) 前条第4項の規定により、町長が通知した結果報告書の写し
- (4) 町税等に未納のない証明
- (5) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項の規定により申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、申請書を提出した者（以下「交付申請者」という。）に対し、管理不全空家解体撤去補助金交付決定通知書（様式第4号）によりその結果を通知するものとする。

4 町長は、前項に規定する補助金の交付決定において、必要な条件を付することができるものとする。

（補助対象工事の変更申請）

第9条 交付申請者は、補助対象工事の内容又は経費について変更しようとするときは、あらかじめ管理不全空家解体撤去補助金交付申請事項変更届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更届の提出があったときは、変更届を提出した交付申請者に対し、管理不全空家解体撤去補助金交付申請事項変更承認通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

（補助対象事業の取り止めの承認申請）

第10条 交付申請者は、補助対象工事を取り止めようとするときは、あらかじめ管理不全空家解体撤去補助対象工事取り止め届（様式第7号）により町長に届出しなければならない。

（実績報告及び補助金の額の確定通知）

第11条 交付申請者は、補助対象工事の完了の日から30日を経過した日又は交付決定の日が属する会計年度の3月10日のいずれか早い日までに管理不全空家解体撤去補助対象工事完了届（様式第8号）により町長に届出なければならない。

2 町長は、前項の補助対象工事完了届を審査し、補助対象工事の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付申請者に対し管理不全空家解体撤去補助金交付確定通知書（様式第9号）により、その旨を通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第12条 前条の確定通知を受けた交付申請者は、速やかに管理不全空家解体撤去補助金交付請求書（様式第10号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づく請求がなされたときは、その内容を審査し、請求額が適正であることを確認のうえ、交付申請者に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消しの通知）

第 13 条 補助金の交付を受けた交付申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取消すものとする。

(1) 申請書その他の提出書類に虚偽の記載等があったとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消したときは、管理不全空家解体撤去補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により、交付申請者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 町長は、前条の規定により、補助金の交付を取消したときは、管理不全空家解体撤去補助金返還請求書（様式第 12 号）により、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を請求するものとする。

（その他）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和4年城里町告示第34号

令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））支給事務実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知。以下「国要領」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付を実施するため、令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 先行給付金 国要領に基づき、城里町（以下「町」という。）によって贈与される令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））をいう。

(2) 基準日 令和3年9月30日をいう。

(3) 支給対象者 先行給付金が支給される次に掲げる者をいう。

ア 令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については、令和3年10月分とする。以下同じ）の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）の規定による児童手当（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）の受給者

イ 高校生を養育している者であって児童手当の本則給付相当の受給者並びにそれに準ずる者（施設設置者等を含む。）

ウ 基準日の翌日以後令和4年3月31日までに出生した児童（令和3年9月に出生した児童を含む。以下「新生児」という。）の児童手当受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）

エ アからウの規定にかかわらず、先行給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既にアからウに規定する者（以下「受給者等」という。）に対して先行給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

条件	支給対象者
① 基準日後に受給者等が死亡した場合（このエの規定により先行給付金を支給される者が、当該者に対して先行給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 基準日の翌日から先行給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中	左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校生の施設入所等児童が委託されている里親等若しくは左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童又は高校

<p>学校修了前の施設入所等児童をいう。)若しくは里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生(以下「高校生の施設入所等児童」という。)であることを受給者等に先行給付金を支給する市町村(特別区を含む。以下同じ。)が把握した場合</p>	<p>生の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者(以下「施設等受給資格者」という。)</p>
<p>③ 基準日の翌日から先行給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者(次号に規定する対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

(4) 対象児童 先行給付金の支給額の算定の基礎となる、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した者で、次に掲げる者とする。

ア 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童

イ 基準日において支給対象者に養育される高校生

ウ 基準日において里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生の施設入所等児童

エ 前号ウに規定する新生児。なお、母子保健法(昭和40年法律第141号)第6条第5項に規定する出生後28日未満の児童に限らない。

(5) 中学生支給対象者 基準日までに出生した中学生までの対象児童に係る支給対象者

(6) 一般支給対象者 基準日までに出生した中学生までの対象児童に係る支給対象者のうち、町から支給している児童手当の受給記録等を基に、町が、先行給付金の支給の申込みを行う者をいう。

(7) 高校生支給対象者 支給対象者のうち、平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた高校生(もしくはそれに準ずる)児童の主たる生計維持者をいう。

(8) 新生児支給対象者 新生児を支給対象児童とした児童手当受給者(法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。)をいう。

(先行給付金の支給等)

第3条 町は、支給対象者に対し、この告示の定めるところにより、先行給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する先行給付金の金額は、対象児童1人につき5万円とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 町は、一般支給対象者に対し、先行給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、先行給付金の受給の拒否をする場合には、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)受給拒否の届出書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

3 町長は、申込から令和3年12月21日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、先行給付金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する町による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が死亡したことにより、令和3年9月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、先行給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式により行う。

(1) 児童手当口座振込方式 町が把握する令和3年10月の児童手当振込時における児童手当振込指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに前号の児童手当振込指定口座の変更を届け出ている場合は、町が当該届出をした児童手当振込指定口座に振り込む方式又は、高校生支給対象者のうち、中学生までの対象児童がおらず、児童手当指定振込指定口座が把握できない者が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)支給口座登録等の届出書(様式第2号)もしくは令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書(様式第3号)により指定した口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出ている場合は、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(一般支給対象者以外に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第6条 中学生支給対象者及び高校生支給対象者のうち、町が先行給付金の支給の申し込みを行った者以外で、申請が必要となる者に対して支給する先行給付金に係る町の申請の受付の開始日は、中学生支給対象者と高校生支給対象者ごとに(同日の場合を含む。)第3項各号に掲げる申請方式ごとに町長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から令和4年3月31日とする。

3 支給対象者による申請又は町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる申請方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 支給対象者が申請書を郵送により町に提出し、町が支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 支給対象者が申請書を町の窓口へ提出し、町が支給対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 支給対象者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 町長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該支給対象者の本人確認を行う。

(新生児支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第7条 新生児出生時に行った児童手当の認定請求又は額改定請求と併せて令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書(新生児)(様式第4号。以下「新生児申請書」という。)により先行給付金の申請をした新生児支給対象者については、児童手当振込指定口座に先行給付金を振り込むものとする。

- 2 児童手当の認定請求又は額改定請求をした後、新生児申請書により先行給付金申請をした新生児支給対象者については、既に設定されている児童手当振込指定口座に振り込むことを原則としつつ、新生児申請書に記載された児童手当振込指定口座に先行給付金を振り込むこととする。ただし、支給前までに児童手当振込指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした児童手当振込指定口座に振り込むこととする。
- 3 児童手当受給の記録や他の給付金受給の記録を基に先行給付金の支給が可能な新生児支給対象者については、町長が、新生児支給対象者に対し、支給の申込みを行う。
- 4 申請及び支給に関しては前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項又は第2項の申請を行うことができる者は、当該支給対象者の指定した者であると認められる者その他町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定)

第9条 町長は、第6条又は第7条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請を要する支給対象者に対し、先行給付金を支給する。

(先行給付金の支給等に関する周知)

第10条 町長は、当該事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請を要する支給対象者から第6条第2項に規定する申請期限までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が先行給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 町長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、町が把握する児童手当振込時における児童手当振込指定口座（支給前までに児童手当振込指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした児童手当振込指定口座）に先行給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和4年3月31日までに児童手当振込指定口座への振込が口座解約又は変更等によりできない場合は、本件契約は解除される。
- 3 町長が第9条の規定による支給決定を行った後、第6条又は第7条の規定により提出された申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、第6条又は第7条の規定により提出された申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、先行給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により先行給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った先行給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 先行給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。
(その他)

第14条 この告示の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年12月14日から適用する。

令和4年城里町告示第36号

令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領」（令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）及び「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」（令和4年2月7日付け府政経運第23号内閣府政策統括官（経済財政運営担当）通知）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する、令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金））の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 支援給付金 前条の目的を達するために、城里町（以下「町」という。）が支給する子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）をいう。

(2) 支給対象者 次のいずれかに該当する者であつて、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第3条に規定する所得の額が同令第1条に規定する額未満のもの（令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付）支給事務実施要綱（令和4年城里町告示第 号）の規定による給付金の支給を受けた者（以下「先行給付金受給者」という。）の配偶者であつた者のうち、離婚等をしたものその他これらに準ずると町長が認めるものに限る。）

ア 令和3年9月分の児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当をいう。以下同じ。）の受給者でなかったが、令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに第4条第1項の申請があつた場合は、令和3年9月1日から当該申請時までの間に児童手当の受給者変更手続きを完了し、当該申請時点において児童手当の受給者である者）になった者

イ 令和3年9月30日において高校生等（平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた者をいう。以下同じ。）を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに第4条第1項の申請があつた場合は当該申請時）において高校生等を養育している者

ウ 別記第1の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者。ただし、既にア又はイに規定する者（以下「受給者等」という。）に対して支援給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

(3) 対象児童 別記第2に掲げる者をいう。

(給付金の支給等)

第3条 町は、支給対象者に対し、この告示の定めるところにより、支援給付金を支給する。ただし、支給対象者が先行給付金受給者から支援給付金に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び対象児童のために先行給付金受給者が支援給付金に相当する額の金銭等を費消していた場合はこの限りでない。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する支援給付金の金額は、対象児童1人につき100千円とする。ただし、支給対象者からの申請に基づき先行給付金受給者から支援給付金に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び対象児童のために先行給付金受給者が支援給付金に相当する額の金銭等を費消していた場合は、当該額を支援給付金の額から控除するものとする。

(申請受付開始日及び申請期限等)

第4条 支援給付金の交付を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとし、当該申請の受付開始日は、町長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日から令和4年3月31日を目途に町長が別に定める日とする。

3 第1項の規定による申請及び給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口へ提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町へ提出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

4 町長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第5条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他町長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

第6条 町長は、第4条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定した場合は、当該申請者に対し支援給付金を支給する。

2 町長は、前項の規定により支給を決定した場合は、令和3年度城里町子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）支給決定通知書（様式第2号）により、当該申請者

に通知するものとする。

3 町長は、第1項の確認において、不支給を決定した場合は、令和3年度城里町子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）不支給決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（給付金の支給等に関する周知）

第7条 町長は、支援給付金の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第8条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の規定による申請期限までに同条1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第6条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第9条 町長は、支援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った支援給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年2月7日から適用する。

別記（第2条関係）

第1 支給対象者

① 令和3年9月30日（以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合（この2の規定により支援給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は左欄に掲げる者の死亡した日以後に高校生等を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
② 基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して給付金を支給する市町村に到達した場合又はこれに準ずる手続きを行った場合	左欄に掲げる当該者の配偶者

第2 対象児童

支給対象者に支給される支援給付金の対象児童（支援給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、次のア及びイに掲げる者とする。

ア 支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童（令和4年2月28日までに第4条第1項の申請があった場合は、令和3年9月1日から当該申請時までの間に児童手当の受給者変更手続きを完了し、当該申請時点において児童手当の受給者である者に係る児童）

イ 令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに第4条第1項の申請があった場合は当該申請時）において支給対象者に養育される高校生等

令和3年度城里町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として実施する、令和3年度の子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 城里町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（以下「非課税世帯等給付金」という。）は、前条の目的を達するために、城里町（以下「町」という。）によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 非課税世帯等給付金の支給対象者は、令和3年12月10日（以下「基準日」という。）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次に掲げる世帯の世帯主とする。

- (1) 令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯
- (2) 令和3年1月以降の家計急変世帯 前号に該当する世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月以降の任意の1箇月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。）ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

ア 前号に該当する世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む世帯

イ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住居登録されているいずれかの世帯に対し非課税世帯等給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する非課税世帯等給付金の金額は、1世帯あたり100千円とする。

(受給権者)

第5条 非課税世帯等給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。(ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者))。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第6条 非課税世帯等給付金の支給を受けようとする者は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書(様式第1号。以下「確認書」という。)の提出、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)(申請を必要とする世帯の場合)(様式第2号。以下「申請書」という。)又は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)(様式第3号。以下「申請書」という。)による申請により行う。

2 確認書の提出は郵送により行い、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口に出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提出し、城里町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、非課税世帯等給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が非課税世帯等給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合、町は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 町は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第8条 非課税世帯等給付金の申請受付開始日は、町長が別に定める日とする。

2 市町村民税非課税世帯への支給のうち、確認書の提出期限は、城里町が当該確認書を発出した日から3か月とする。

3 市町村民税非課税世帯への支給及び家計急変世帯への支給に関する申請書の提出期限は、令和4年9月30日とする。

(支給の決定)

第9条 町長は、第6条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給決定通知書(様式第4号)により通知し、当該支給対象者に対し非課税世帯等給付金を支給する。2 前項の規定により受理した確認書又は申請書の内容を確認した結果支給対象とならない場合は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金不支給決定通知書(様式第5号)により通知する。

第10条 町長は給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限又は第3項の申請期限までに第6条の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者が非課税世帯等給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、城里町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、偽りその他不正の手段により非課税世帯等給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った非課税世帯等給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 非課税世帯等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この告示の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和4年1月4日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過処置)

3 この告示の失効の日以前に交付決定を受けた者に係る第12条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が町に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の非課税世帯等給付金については、町から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において町に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書（別紙様式1）も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、町における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
 - (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
 - (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第373号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
 - (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
 - (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
 - (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）
- 3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、市

に住民基本台帳に記録されている者については、町における申請・受給権者とする。ただし、町で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が相当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、町において住民基本台帳に記録されたときは、町における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると町に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを町長が相当と認めるときは、町における申請・受給権者とする。

城里町自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自立・分散型エネルギー設備を設置する者に対し、茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金の交付決定額の範囲内において、城里町自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 補助金の交付対象となる自立・分散型エネルギー設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表第1に掲げる設備とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、又は住所を有する見込みの者
- (2) 自ら居住し、又は居住しようとする町内の住宅（店舗等の併用住宅を含む。）に補助対象設備を設置する者又は自ら居住するため、補助対象設備が設置された町内の新築住宅を購入する者
- (3) 町税等（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をいう。以下同じ。）を滞納していない者
- (4) 本人又は同一世帯に属する者が、茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネの取り組みを行っている者
- (5) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の設備に対し、本人又は同一世帯に属する者が、この告示に基づく補助金の交付を受けていない者
- (6) 補助金の交付を申請した日の属する年度内にすべての手続きを完了することができる者
- (7) 補助事業を実施する者が住宅の所有者でないとき、又は共有者がいる場合は、所有者及び共有者の同意が得られていること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 補助対象経費の算出にあたっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、城里町自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る費用の見積書の写し又は契約書の写し
- (2) 補助対象設備の形状及び規格等が分かる資料
- (3) 補助対象設備を設置する住宅の位置図

- (4) 補助対象設備の設置工事の着手前の現況写真（補助対象設備が設置された新築住宅を購入する場合を除く。）
- (5) 補助対象設備の配置図
- (6) 町税等に未納のない証明（町外に住所を有する者又は申請日の前年の1月1日に町外に住所を有していた者に限る。）
- (7) 住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の同意を受けていることが確認できる書類
- (8) 「いばらきエコチャレンジ」に登録していることを確認できる資料
- (9) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、城里町自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
（補助事業の変更及び中止）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の交付対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、城里町自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金変更（中止）申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、城里町自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金変更（中止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。
（実績報告及び補助金の額の確定通知）

第8条 当該補助対象設備の設置が完了した交付決定者（以下「設置者」という。）は、補助対象設備の設置が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに城里町自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置費に係る領収書等の写し
- (2) 補助対象設備の保証書の写し
- (3) 補助対象設備の設置状態を示す写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定により実績報告書が提出されたときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、城里町自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、設置者に通知するものとする。
（補助金の請求）

第9条 前条の規定により、補助金の確定通知を受けた設置者は、城里町自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。
（補助金の交付）

第10条 町長は、前条の規定による請求があったときは、速やかにその内容を確認し、設置者に補助金を交付するものとする。

- 2 補助金は、原則として口座振替により交付するものとする。
（補助金の返還等）

第11条 町長は、設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が取消し相当であると認める事由があったとき。

(財産の管理)

第12条 設置者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第13条 設置者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を得た場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、町長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

(協力)

第14条 町長は、設置者に対し、補助対象設備の設置効果等に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）
補助対象設備の要件

種類	要件
蓄電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであり、かつ、設置時に未使用であること。 2 住宅等に設置された太陽光発電設備（発電出力10kW未満のものに限る。）と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。 3 蓄電池部から供給される電力が、当該住宅等にて使用されるものであること。 4 国が申請年度又はその前年度に実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されているものであること。

備考 リース等契約による設置する補助対象設備は、除くものとする。

別表第2（第4条関係）
補助対象経費及び補助金の額

種類	補助対象経費	補助金の額
蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費（据付け・配管工事等）	第5条の規定による交付申請の日が属する年度の茨城県自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要項に規定する補助金の額とする。

令和4年城里町教育委員会規則第2号

城里町学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、城里町立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、城里町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画や地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くことができる。ただし、教育委員会が2以上の学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長から意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を置くときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の通学区域内の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の定数は、各対象学校につき15人以内とし、教育委員会が対象学校の校長と協議して定める。

4 委員の辞職等により欠員が生じる場合は、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は任命の日から当該任命の日の属する年度の翌年度の末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長(会長が置かれる前にあつては、対象学校の校長)が招集し、会長は会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、第10条の規定による意見の申し出は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

4 協議会の議決事項について個人的に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しないものとする。

(委員の義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動に利用すること。

(3) その他委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第9条 対象学校の校長は、対象学校の運営に関して、毎年度ごとに次の各号に掲げる事項について基本的な方針を作成し、対象学校の協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標及び学校経営計画に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会又は対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申し出)

第10条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

(学校運営等に関する評価)

第11条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第12条 協議会は、学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域

の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(協議会活動の情報提供)

第13条 協議会は、その活動の状況等について地域住民等に対し、積極的な情報の提供に努めるものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員から辞任の申し出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(1) 第8条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。

(3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

(1) 本人から辞任の申し出があったとき。

(2) 第8条各項の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任すべき事由があると認められるとき。

(協議会の庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

城里町路線バス通学費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の影響を受け、利用者の減少により経営状況が悪化している路線バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）を支援すること、また、城里町内にある路線バスの停留所を起点とする通学定期券（路線バス事業者が発行する通学用の定期券をいう。以下同じ。）を購入して、学校等に通学する者（以下「通学者」という。）又はその保護者に対して、経済的負担を軽減し、城里町（以下「町」という。）における子育て環境の整備を図ることを目的に、その費用の一部について予算の範囲内で城里町路線バス通学費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに対し、城里町補助金交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この告示により助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、町の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 城里町内にある路線バスの停留所を起点とする年間通学定期券（12箇月分の通学定期券をいう。以下同じ。）を購入した通学者（通学者が成人である場合に限る。）又はその保護者
- (3) 通学者及び通学者と同一世帯の者が町税等（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料その他使用料をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げるいずれかの金額とする。

- (1) 年間通学定期券を購入するために要する金額に10分の3を乗じて得た金額。ただし、その金額に1,000円未満の端数がある場合には、1,000円未満を切り捨てた金額とする。
- (2) 年間通学定期券を購入するために要する金額が27万円以上の場合、助成金の額を8万円とする。

(助成金の交付申請及び請求)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、城里町路線バス通学費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）を、別に定める期間に町長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の額を決定し、城里町路線バス通学費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

(助成金の交付)

第6条 助成金は、交付決定後、速やかに口座振り込みにより交付するものとする。

(調査)

第7条 町長は、助成金の交付に関し必要があると認めるときは、第5条の規定による交付決定を受けた申請者に対し、報告を求め、関係者に質問するなどの調査をすることができる。また、この調査は証明書の提出をもって代えることができる。

(助成金の決定の取消し及び助成金の返還)

第8条 町長は、助成金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付後、購入した通学定期券の払戻しをしたとき。

(2) 虚偽の申請等、不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、この告示に定める事項に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命じるものとする。

(その他)

第9条 この告示の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この告示の失効の日以前に交付決定を受けた者に係る第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

(施行前の特例)

4 助成対象者が、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの年間通学定期券を令和4年3月31日までに購入した場合は、施行日において購入したものとみなす。

5 助成対象者が、令和4年3月31日までに購入した年間通学定期券において、その期限が令和4年4月1日以後となっている場合は、第3条の規定により算出した金額を12で除した金額に、令和4年4月からその期限の属する月までの月数を乗じて得た金額を交付するものとする。ただし、その金額に1,000円未満の端数がある場合には、1,000円未満を切り捨てた金額を交付するものとする。

(年間通学定期券の特例)

6 第2条第2号の規定は、同号に規定する期間未満の通学定期券を購入した学校等の最終学年等で年間通学を要しない助成対象者についても適用する。なお、この場合の助成金の額は、第3条の規定により算出した金額を12で除した金額に、購入した定期券の月数を乗じて得た金額を交付するものとする。ただし、その金額に1,000円未満の端数がある場合には、1,000円未満を切り捨てた金額を交付するものとする。

報告第20号

令和4年城里町教育委員会告示第1号

城里町地域部活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、城里町立中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と中学校における働き方改革の実現を図るため、城里町地域部活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、部活動の段階的な地域移行に係る次に掲げる事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関する事
- (2) 地域部活動の運営方法等に関する事
- (3) 生徒及び教職員への調査に関する事
- (4) 教職員の負担軽減に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進協議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局及び庶務)

第7条 推進協議会の事務局は、教育委員会事務局に置き、必要な庶務を処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布のから施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

別表(第3条関係)

学識経験者
城里町スポーツ協会の代表
城里町スポーツ少年団本部の代表
城里町スポーツ推進員の代表
城里町文化協会の代表
城里町立中学校の校長及び教諭
城里町立小中学校の児童生徒の保護者の代表
その他教育委員会が必要と認める者

城里町子育て短期支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第1項の規定による児童をいう。以下同じ。）を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となり他に養育するものがない児童又は緊急的に保護を必要とする児童を、児童養護施設（法第41条に規定する児童養護施設をいう。以下同じ。）において一時的に養育又は保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の種類)

第2条 事業の種類は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。）第1条の2の9の規定による規定短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業とする。

(実施施設)

第3条 事業は、町長が事業を適切に実施することができるかと認めた児童養護施設その他の施設（以下「実施施設」という。）に委託して実施するものとする。

2 前項の規定により、町長が委託した実施施設を委託者という。

(対象児童)

第4条 事業の対象となる児童は、町内に住所を有する児童とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童は対象としない。

- (1) 感染性疾患を有し、他の児童等に伝染する恐れがある者
- (2) 疾病等により、医療機関で治療を受ける必要がある者
- (3) 重度の障害を有し集団生活に適さない者
- (4) 事業実施委託先施設及びその施設入所者等に迷惑を及ぼす恐れのある者

(短期入所生活援助事業)

第5条 短期入所生活援助事業とは、次に掲げる事由に該当する家庭の児童を一時的に養育又は保護する事業をいう。

- (1) 児童の保護者が疾病、育児疲れ、看護疲れ、精神上的事由によるもの
- (2) 出産、看護、事故、災害、失踪などの家庭養育上の事由によるもの
- (3) 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への社会的な事由によるもの
- (4) 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合等
- (5) その他町長が適当であると認める事由によるもの

2 前項の事業の実施期間は、7日以内とする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(夜間養護等事業)

第6条 夜間養護等事業とは、児童の保護者が仕事等の事由により平日の夜間又は休日不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合において、当該児童を委託者において保護し、生活指導又は食事の提供を行う事業をいう。

(利用の登録)

第7条 事業の利用を希望する保護者（以下「希望者」という。）は、子育て短期支援事業利用登録申請書（様式第1号）を町長に提出し、あらかじめ事業の利用に係る登録を受けておかなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、登録の可

否を決定し、子育て短期支援事業利用登録（決定・却下）通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（利用の申請）

第8条 前条の規定により登録の決定をうけた希望者（以下「申請者」という。）は、城里町子育て短期支援事業利用申請書（様式第3号）。以下「利用申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（利用の決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに必要な事項を調査のうち、その可否を決定し、城里町子育て短期支援事業利用（決定・却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による決定をしたときには、城里町子育て短期支援事業利用依頼書（様式第5号）により委託者に通知するものとする。

（緊急時の取扱い）

第10条 町長は、緊急性が極めて高い等の事由により、第8条に規定する手続きを行う時間的余裕がないと認める場合には、直ちに委託者と協議のうち、利用させることができる。

2 前項の規定により利用させた場合において利用者（第9条の規定による利用の決定を受けた申請者。以下同じ。）及び町長は、遅滞なく第8条及び第9条に規定する手続きを行うものとする。

（利用期間の延長）

第11条 利用期間を延長しようとするときは、利用者は利用申請書を町長に提出しなければならない。

2 延長の手続きについては、前3条の規定を準用する。

（移送）

第12条 委託者への対象児童の移送は、利用者が行うものとする。ただし、特別な事情がある場合には、この限りでない。

（利用者負担金）

第13条 利用者は、児童1人1日あたり別表の保護者負担金の欄に定める額を負担するものとする。

（利用の取り消し等）

第14条 利用者は、事業の利用期間中においてこれを利用する理由がなくなったときは、その旨を速やかに町長に申し出なければならない。

2 町長は、前項の規定による申出のほか、事業の利用が適当でないとき、子育て短期支援事業利用解除通知書（様式第6号）により、事業の利用決定を取り消し、利用者及び委託者へ通知するものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（利用者負担金表）

短期入所生活援助事業		利用者負担金（日額）	
区分	生活保護世帯	0円	
	市町村民税非課税世帯	2歳未満	1,100円
		2歳以上	1,000円
		緊急一時保護	350円
	その他の世帯	2歳未満	5,350円
		2歳以上	2,750円
緊急一時保護		750円	

夜間養護等事業		利用者負担金（日額）	
区分	平日夜	生活保護世帯	0円
		町民税非課税世帯	300円
		その他の世帯	750円
	宿 泊	生活保護世帯	0円
		町民税非課税世帯	300円
		その他の世帯	750円
	休 日	生活保護世帯	0円
		町民税非課税世帯	300円
		その他の世帯	1,350円

城里町保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の処遇改善のため賃金改善を実施する事業者に対し、令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱（令和4年1月14日付け府子本第18号内閣総理大臣通知。以下「国交付要綱」という。）及び保育士・幼稚園等処遇改善時特例事業実施要綱（令和3年12月23日付け府子本第1203号）に基づき、予算の範囲内で交付する城里町保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、城里町補助金等交付規則（平成27年城里町規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (2) 特定地域型保育事業所 法第29条第3項に規定する特定地域型保育事業所をいう。
- (3) 特例保育 法第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。
- (4) 教育・保育施設等 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を実施する施設をいう。
- (5) 事業者 教育・保育施設等の設置者又は運営者をいう。
- (6) 賃金改善 本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、教育・保育施設等に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。以下「職員」という。）に対して、賃金改善を実施する事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 令和4年2月から令和4年9月までの間、職員対して3%程度（月額9,000円程度）の賃金改善を行うために必要な経費（以下「賃金改善部分」という。）
- (2) 令和3年人事勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が、令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための経費（以下「国家公務員給与改定対応部分」という。）

(事業の実施要件)

第5条 事業の実施要件は、次に掲げる要件いずれにも該当することとする。

- (1) 原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。

- (2) 本事業による賃金改善（国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。以下次号及び第6号において同じ。）に係る計画書を作成し、計画の具体的な内容を職員に周知すること。
- (3) 本事業による補助金は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。なお、法定福利費等の事業主負担分については、次の算定式により算定した金額を標準とする。
- (算定式) $(\text{令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額} \div \text{令和2年度における賃金の総額}) \times \text{賃金改善額}$
- (4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月及び3月分については、この限りでない。
- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと。
- (6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (7) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年度人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引き下げにかかわらず、当該引き下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。

(補助金の額の算定)

第6条 補助金の額は、教育・保育施設等ごとに、賃金改善部分及び国家公務員給与改定対応部分それぞれ国交付要綱の別表に定める年齢区分別の補助基準額（月額）を基に、次の算定式により算定する。

(算定式) $\text{補助基準額（月額）} \times \text{令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）} \times \text{事業実施月数}$

(注1) 令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）は、令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算定にあたっては、令和3年度の実績を勘案し、実態に沿ったものとする。

(注2) 事業実施月数は、令和4年2月からの賃金改善部分及び令和4年4月からの国家公務員給与改定対応部分ごとの実施月数によること。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費賃金改善計画書（様式第1の2）及び賃金改善内訳（職員別内訳）（様式第1号の3）による関係書類を添えて、町長が定める日までに町長に提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の内容について審査し、交付又は不交付を決定したときは、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に対して決定内容及びこれに付された条件を通知するものとする。

(変更等の申請)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた申請者は、申請した内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、保育士・幼稚園

園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金変更承認（不承認）申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、町長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更に係る場合は、この限りでない。

- 2 町長は、前項の規定による変更申請があったときは、当該申請に係る書類の内容について審査し、承認又は不承認を決定したときは、であると認めたときは、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

（補助金の概算払）

第10条 町長は、補助金の概算払を受けようとする申請者に対し、交付決定額の範囲内において、概算払をすることができる。

- 2 補助金の概算払を受けようとする申請者は、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金（概算払・精算払）交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は、事業が完了したときは、事業完了後30日経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金実績報告書（様式第6号）に保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費賃金改善実績報告書（様式第6号の2）及び賃金改善内訳（職員別内訳）（様式第6号の3）による関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書の書類の審査を行い、事業の内容が交付決定の際に付した条件に適合し、適切に実施されたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 申請者は、前条の規定による通知があったときは、町長に対し保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金（概算払・精算払）請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第15条 町長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

城里町放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭の処遇改善のため賃金改善を実施する事業者に対し、令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱（令和4年1月14日付け府子本第18号内閣総理大臣通知。以下「国交付要綱」という。）及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業実施要綱（令和3年12月23日付け子発1223第1号）に基づき、予算の範囲内で交付する城里町放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、城里町補助金等交付規則（平成27年城里町規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童クラブ 放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する事業をいう。）の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第8号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業を行う事業所をいう。
- (2) 放課後児童支援員等 前号に規定する事業所に勤務する放課後児童支援員及び補助員をいう。
- (3) 事業者 放課後児童クラブの運営者をいう。
- (4) 賃金改善 本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることを行う。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、放課後児童支援員等（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。以下同じ。）に対して、賃金改善を実施する事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、令和4年2月から令和4年9月までの間、放課後児童支援員等対して3%程度（月額9,000円程度）の賃金改善を行うために必要な経費（以下「賃金改善部分」という。）

(事業の実施要件)

第5条 事業の実施要件は、次に掲げる要件いずれにも該当することとする。

- (1) 原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。
- (2) 本事業による賃金改善に係る計画書を作成し、計画の具体的な内容を放課後児童支援員等に周知すること。

(3) 本事業による補助金は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。なお、法定福利費等の事業主負担分については、次の算定式により算定した金額を標準とする。

(算定式) $(\text{令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額} \div \text{令和2年度における賃金の総額}) \times \text{賃金改善額}$

(4) 本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月及び3月分については、この限りでない。

(5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させないこと。

(6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

(補助金の額の算定)

第6条 補助金の額は、放課後児童クラブごとに、補助基準額（月額）11,000円を基に、次の算定式により算定する。

(算定式) $\text{補助基準額（月額）} \times \text{賃金改善対象者数} \times \text{事業実施月数}$

(注1) 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1箇月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1箇月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については、令和4年2月1日現在の放課後児童支援員等により算出すること。ただし、令和4年3月以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金改善対象者数に反映し、算出すること。

(注2) 常勤職員とは、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤職員とみなして含めること。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費賃金改善計画書（様式第1の2）及び賃金改善内訳（職員別内訳）（様式第1号の3の1、様式第1号の3の2）による関係書類を添えて、町長が定める日までに町長に提出するものとする。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の内容について審査し、交付又は不交付を決定したときは、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に対して決定内容及びこれに付された条件を通知するものとする。

(変更等の申請)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた申請者は、申請した内容を変更しようとするとき又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金変更承認（不承認）申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、町長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更に係る場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による変更申請があったときは、当該申請に係る書類の内容について審査し、承認又は不承認を決定したときは、であると認めたときは、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

（補助金の概算払）

第10条 町長は、補助金の概算払を受けようとする申請者に対し、交付決定額の範囲内において、概算払をすることができる。

2 補助金の概算払を受けようとする申請者は、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金（概算払・精算払）交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 申請者は、事業が完了したときは、事業完了後30日経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金実績報告書（様式第6号）に放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費賃金改善実績報告書（様式第6号の2）及び賃金改善内訳（職員別内訳）（様式第6号の3）による関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書の書類の審査を行い、事業の内容が交付決定の際に付した条件に適合し、適切に実施されたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、申請者に対して速やかに通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 申請者は、前条の規定による通知があったときは、町長に対し放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金（概算払・精算払）請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認めるとき。

（補助金の返還）

第15条 町長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

城里町元気アップ振興券（第5弾）事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響による長引く不況の復興支援として、地域における消費を喚起するとともに、需要を創出することを目的に、地域振興券を城里町民に交付する事業（以下「地域振興券事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域振興券 前条の目的を達成するために、城里町が配布する城里町内に所在する事業所又は店舗等（以下「事務所等」という。）でのみ使用できる商品券をいう。
- (2) 特定取引 地域振興券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 いばらきアマビエちゃん（茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（令和2年茨城県条例第46号）第2条第3号の規定による特定システムをいう。）に登録した事業所等を有し、特定取引により受け取った地域振興券の換金を申出ることができる事業者として城里町商工会により登録された者をいう。

（地域振興券の交付）

第3条 地域振興券は、この告示に定めるところにより交付する。

2 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 令和4年5月1日（以下「基準日」という。）において、城里町の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者
- (2) 基準日において、住民基本台帳に記録はされていないが、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者とは生計を別にしていない者及びその同伴者であって、次に掲げる要件のいずれかを満たしている旨を町長に申出た当該DV等避難者。
 - ア その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されており、かつ、町内に居住することを証することができること。
 - イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体も含む。）が発行した確認書を含む。また、親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されており、かつ、町内に居住することを証することができること。

3 世帯の交付対象者分の地域振興券は、その世帯主に配布する。前項第2号に該当す

る者は、申し出をした者にその同伴者分も含め交付する。

4 交付方法は、簡易書留郵便により郵送するものとする。
(地域振興券)

第4条 地域振興券の1枚あたりの額面は、500円とする。

2 地域振興券は1冊500円券の10枚綴りとし、うち7枚は大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定める大規模小売店舗では使用できないものとする。

3 地域振興券は、城里町元気アップ振興券（第5弾）と称するものとする。
(地域振興券の使用範囲等)

第5条 地域振興券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができるものとする。

2 地域振興券の使用期間は、令和4年7月1日から令和4年9月30日までの間とする。

3 特定取引に使用された地域振興券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。

4 地域振興券は、交換、譲渡及び売買を行うことができないものとする。

5 地域振興券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができるものとする。

6 地域振興券は、次の各号に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできないものとする。

(1) 不動産や金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券、プリペイドカードなど換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

(特定事業者の登録等)

第6条 特定事業者の募集及び登録は、城里町商工会が別に定めるものとする。

(特定事業者の責務)

第7条 特定事業者は、前条の手続きのほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引において地域振興券の受け取りを拒まないこと。

(2) 地域振興券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(3) 城里町商工会と適切な連携体制を構築すること。

(4) いばらきアマビエちゃんの登録時に発行された感染防止対策宣誓書に記載されている感染症対策に取り組んでいること。

2 城里町商工会は、特定事業者が前条の手続きに反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(地域振興券の換金手続)

第8条 特定事業者が特定取引において受け取った地域振興券の換金は、城里町商工会が別に定める方法により行うものとする。

(地域振興券に関する周知等)

第9条 町長は、地域振興券事業の実施に当たり、事業の概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

城里町元気アップ振興券（第5弾）事業補助金交付要綱
（趣旨）

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響による長引く不況の復興支援として、城里町元気アップ振興券（第5弾）事業実施要綱（令和4年城里町告示第 号、以下「実施要綱」という。）に基づき、城里町商工会（以下「事業実施者」という。）が実施する城里町元気アップ振興券（第5弾）に関する事業に対して、予算の範囲内において、城里町元気アップ振興券（第5弾）事業補助金を交付するため、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業実施者が行う次に掲げる事業（以下「地域振興券事業」という。）とする。

- (1) 地域振興券の印刷、保管、輸送及び警備等
- (2) 地域振興券事業に参加する特定事業者（以下「参加店舗」という。）の募集、審査及び登録等
- (3) 地域振興券事業の広報
- (4) 地域振興券の管理
- (5) 使用済み地域振興券の回収、検品及び換金等事務
- (6) その他必要な業務

（補助対象経費等）

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域振興券事業の実施に要する経費として、事業実施期間内に発生する次に掲げる事務的経費であって、町長が別に定める交付限度額内の範囲において、町長が必要かつ相当と認めた経費とする。

- (1) 地域振興券の換金額
- (2) 賃金
- (3) 需用費 消耗品費及び印刷製本費等
- (4) 役務費 手数料、広告費、保険料等
- (5) 委託料
- (6) 使用料及び賃借料
- (7) その他町長が認めるもの

2 交付対象外経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 間接的な経費
- (2) 景品等
- (3) 旅費及び飲食費
- (4) その他町長が定めるもの

（補助対象事業の実施方法等）

第4条 地域振興券事業は、次に掲げる実施方法等に基づくものとする。

- (1) 実施時期は、原則として令和4年11月15日までとする。

- (2) 地域振興券は1冊500円券の10枚綴りとし、うち7枚は大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項で定める大規模小売店舗では使用できないものとする。
- (3) 地域振興券の配色は、表面をフルカラーとし、裏面1色とする。
- (4) 地域振興券には、「城里町元気アップ振興券（第5弾）」であること及び特定事業者でのみ使えることが明確に区別できるデザインとし、コピー防止及びシリアルナンバー印字（利用者控え含む）等の偽造対策を施すこととする。
- (5) 利用可能商品等については、次に掲げるものを除くこととする。
- ア 不動産や金融商品
 - イ たばこ
 - ウ 商品券及びプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - オ 国税及び地方税や使用料などの公租公課
 - カ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの
- (6) 地域振興券の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。
- ア 参加店舗において使用期間内に限り使用可能とする。
 - イ 購入後の返品はできない。
 - ウ 現金との引換えはしない。
 - エ つり銭は支払わない。
 - オ 盗難、紛失及び滅失又は偽造及び模造等に対して、町は責を負わない。
 - カ 特定事業者は、地域振興券を利用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ、利用者が認識できるよう明示する義務を負う。
- (7) 城里町元気アップ振興券（第5弾）事業のポスター、ステッカー及びチラシ等を作成し広報する場合は、地域振興券事業の内容に合致したものであること。ただし、広報物の種類、部数及び配置場所などについては、町が承認した企画提案に基づいたものとする。
- (8) 実施事業者は、参加店舗の募集、申込受付及び審査をし、参加店舗の決定に際しては、事前に町と協議することとし、決定後は一覧を作成すること。
- (9) 参加店舗数には特段上限を設けないこととする。
- (10) 事業実施者は、城里町商工会会員となっている特定事業者については、その者に代わって申込みをすることができる。
- (11) 事業実施者は、参加店舗対し指導及び連絡調整を行い、参加店舗であることを称するものを表示させる。
- (12) 参加店舗の資格は、いばらきアマビエちゃん（茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（令和2年茨城県条例第46号）第2条第3号の規定による特定システムをいう。）に登録した城里町内に所在する事業所又は店舗等を有しているほか、次に掲げるいずれにも該当しない者とする。
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
 - イ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に

関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など

エ 実施要綱第5条第6項の規定による取引又は商品のみを取り扱う店舗等

(13) 事業実施者は、参加店舗の申込み時に次に掲げる事項を遵守させ、反する行為を行ったときは登録を取り消すこととする。

ア 特定取引において地域振興券の受け取りを拒まないこと。

イ 地域振興券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

ウ 事業実施者と適切な連携体制を構築すること。

エ いばらきアマビエちゃんの登録時に発行された感染防止対策宣誓書に記載されている感染症対策に取り組んでいること。

(14) 事業実施者は、参加店舗からの換金請求により使用済み地域振興券を換金すること。

(15) 換金期間は令和4年7月1日から令和4年10月末日までとする。日程の詳細については、町と協議の上決定するものとする。

(16) 事業実施者は、換金期間内に換金されなかった地域振興券は換金しないこと。ただし、天災その他やむを得ない事由がある場合において換金できない場合を除く。

(17) 事業実施者は、換金時において地域振興券とデータとで枚数等相違がある場合は、その原因究明を行い、責任をもって対応すること。

(18) 事業実施者は、使用済み地域振興券は、安全かつ確実に廃棄すること。

(19) 事業実施者は、地域振興券の廃棄に関しては、換金手続きに影響が出ないように考慮すること。

(20) 事業実施者は、地域振興券の管理及び配送については、現金と同様の扱いが必要のため、十分なセキュリティ対策を講じること。

(21) 事業実施者は、その他地域振興券事業に係る各種作成物についても、期日を遵守し安全かつ確実に配送すること。

(22) 事業実施者は、参加店舗からの問い合わせ等について適切に対応できる体制を確保すること。

(23) 事業実施者は、参加店舗への対応における個人情報に関する問合せについては、慎重に対応すること。

(24) 事業実施者は、地域振興券事業に伴い収集したデータは適正に管理すること。

(25) 事業実施者は、個人情報の取扱いについては、個人情報取扱事務に係る特記仕様書に基づき、適正に行うこと。

(26) 事業実施者は、換金業務に必要なデータを作成すること。

(27) 事業実施者は、収集及び作成するデータについては、事前に城里町と協議することとし、各種データについては、随時、城里町に報告すること。

(28) 事業実施者は、地域振興券事業を総括する事務局を開設し、適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。

(29) 事業実施者の事務局は城里町との連携を密にすること。

(補助金の申請)

第5条 事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、城里町元気アップ振興券(第5弾)事業補助金交付申請書(様式第1号)により、町長に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、

適当と認めるときは、城里町元気アップ振興券（第5弾）事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、事業実施者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第7条 町長が必要と認めるときは、補助対象経費の10分の9を限度として、概算払をすることができる。

2 概算払に必要な書類は、城里町元気アップ振興券（第5弾）事業補助金精算（概算）払請求書（様式第3号）とする。

（補助事業の内容及び経費の変更）

第8条 事業実施者は、地域振興券事業の内容、補助対象経費及び補助金の額の変更をしようとするときは、あらかじめ町長にその承認を受けなければならない。ただし、事業の達成に支障をきたすことのない事業内容等の細部を変更する場合は、この限りでない。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 事業実施者は、地域振興券事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ町長にその承認を受けなければならない。

（状況報告）

第10条 事業実施者は、町長から要求があったときは、地域振興券事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で町長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 事業実施者は、地域振興券事業が完了したときは、その日から30日以内又は当該年度の11月15日のいずれか早い日までに城里町元気アップ振興券（第5弾）事業補助金実績報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、城里町元気アップ振興券（第5弾）事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により、事業実施者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 事業実施者は、前条の規定による通知を受けたときは、城里町元気アップ振興券（第5弾）事業補助金精算（概算）払請求書（様式第3号）を提出することにより町長に補助金の交付を請求することができる。

2 町長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備等）

第14条 事業実施者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、この書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和4年度城里町新型コロナウイルス感染症対策水田活用直接支払支援金
交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により国内の主食用米の需要が低下したことによる、米価の下落対策として農家所得の維持及び水田の持続的活用の観点から、城里町水田農業構造改革対策事業費補助金交付要綱（平成17年城里町告示第94号。以下「水田構造改革補助金交付要綱」という。）別表第1に定める作物の作付を行う個人又は団体に対し、農業者生活の支援を図る目的で、令和4年度城里町新型コロナウイルス感染症対応水田活用直接支払支援金を交付するため、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者及び交付額)

第2条 水田構造改革補助金交付要綱別表第1に掲げる作物を作付した個人又は団体に対して、10aあたり10,000円（1㎡あたり10円）を交付する。

(交付の申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、城里町新型コロナウイルス感染症対策水田活用直接支払支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を町長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第4条 町長は、申請があったときは、その内容を審査の上、交付金の交付を決定（以下「交付決定」という。）したときは、城里町新型コロナウイルス感染症対策水田活用直接支払支援金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付金の支払)

第5条 町長は、前条の規定により交付決定をしたときは、速やかに交付金を当該申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

3 この告示の失効の日以前に交付決定を受けた者に係る第6条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

城里町危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、予算の範囲内において、危険ブロック塀等撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、危険ブロック塀等とは、倒壊の危険性があり、かつ、当該倒壊によって通学路又は城里町耐震改修促進計画に定める避難路（以下「通学路等」という。）を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると町長が認める組積造又は補強コンクリートブロック造の塀をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する危険ブロック塀等を除却する事業とする。

- (1) 本町の区域内に存すること。
- (2) 道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること。
- (3) 販売を目的とした土地に存するものでないこと。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと。
- (5) 既に同様の補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。
- (6) 一部を除却する場合にあっては、除却しない部分について、地震による倒壊の危険がないと認められること。
- (7) ブロック塀等が道路改良その他の公共事業による補償の対象でないこと。
- (8) 補助事業の申請受付日が、毎年度4月1日から翌年1月末までであること。

2 補助事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者が施工しなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第12項に規定する解体工事業者であること。
- (2) 町内に本店、支店若しくは営業所を有する者又は町長が特に認める者であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業に係る危険ブロック塀等の所有者又は共有者であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (2) 城里町暴力団排除条例（平成23年城里町条例第21号）に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げ

る補助事業に要する経費のうち、対象危険部分の全部の撤去又は一部の撤去に係る経費とする。

- (1) 仮設工事に係る経費
- (2) 危険ブロック塀等の解体に係る経費
- (3) 廃棄物の運搬及び処分に係る経費
- (4) 整地に係る経費
- (5) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額又は対象危険部分の全部若しくは一部を撤去した部分の延長に1メートル当たり14,000円を乗じて得た額のいずれか低い額に、3分の2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、200,000円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長が定める期日までに町長に提出しなければならない。

2 補助事業に係る危険ブロック塀等が共有物であるときは、前項の規定による申請をする者は、当該申請に関して他の共有者の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による申請をする者は、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定した場合は、危険ブロック塀等撤去補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとするとき。
- (2) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、町長が定める期日までに町長に

提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、危険ブロック塀等撤去補助金額確定通知書(様式第7号)により当該報告をした者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の報告等)

第13条 交付決定者は、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書(様式第9号)により、速やかに町長に報告しなければならない。

2 確定した消費税等仕入控除税額が第7条第3項の規定により減じた額を上回る場合は、当該上回る額を町に返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、交付決定者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、町長の指定する期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第15条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

固定資産評価審査委員会の決定取消請求控訴事件について

○太陽光発電設備用地評価額に係る一連の流れ

【固定資産評価審査委員会】

平成30年6月18日	城里町固定資産評価審査委員会に不服審査申立あり
平成30年10月3日	城里町固定資産評価審査委員会より審査申出の決定通知あり
令和元年6月26日	水戸地方裁判所より 「第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」あり

【水戸地方裁判所】

- ・平成31年（行ウ）第3号 固定資産評価審査委員会の決定取消請求事件について
- ・訴訟内容：平成30年固定資産評価審査申出に対する平成30年10月3日付けの決定取り消しを求める。

令和元年8月1日	第1回口頭弁論
令和2年11月26日	判決
主文「原告の請求を棄却する。訴訟費用の負担は原告とする。」 ※ 顧問弁護士によると「当方の全面勝訴」とのこと。	

【東京高等裁判所】

- ・令和3年（行コ）第2号 固定資産評価審査委員会の決定取消請求事件
- ・訴訟内容：水戸地方裁判所 平成31年（行ウ）第3号固定資産評価審査委員会の決定取消請求事件について、令和2年11月26日に言い渡された判決に不服のため控訴する。

令和3年6月16日	第1回期日
令和3年10月20日	判決
【判決】 1 本件控訴を棄却する。 2 原判決における原告の氏名を更正する。 3 控訴費用は控訴人の負担とする。 ※ 顧問弁護士によると「当方の全面勝訴」とのこと。	

- ・令和3年11月9日 …… 裁判終結確定

損害賠償請求について

○七会地区における土砂等による土地の埋立て事業訴訟について

【水戸地方裁判所龍ヶ崎支部】

- ・令和3年（ワ）第16号 損害賠償請求事件について
- ・訴訟内容：土砂等による土地の埋立て事業許可を取得し、搬入路設置と埋立ての工事を行っていたところ、町から当該許可期間の更新を一方向的に拒絶され、工事中において工事の中断ひいては、予定していたペット霊園事業の廃止を余儀なくされた。
- ・損害賠償請求額：1億6千99万740円

【訴訟の経過】

令和3年1月22日	「第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」あり
令和3年2月17日	第1回口頭弁論期日
令和3年4月14日	第2回口頭弁論期日
令和3年5月28日	第3回口頭弁論期日
令和3年7月28日	第4回口頭弁論期日
令和3年9月24日	第5回口頭弁論期日 裁判から原告に、訴訟の取下げを勧められる
令和3年11月26日	第6回口頭弁論期日 裁判官が改めて、城里町の対応は違法とは考えていないと心証開示
令和3年12月21日	裁判所が原告からの取下書受理

【訴訟結果について】

- ・令和3年12月21日付けで原告の訴え取下書が受理され、訴訟は終了しました。



いばらき県央地域連携中枢都市圏 の形成に関する連携協約書



水戸市・城里町

いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する連携協約書

水戸市（以下「甲」という。）と城里町（以下「乙」という。）とは、いばらき県央地域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、連携中枢都市宣言を行った甲と、甲と連携する意思を有する乙とが相互に連携し、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る取組を実施することにより、活力ある社会経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条第1項に規定する取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組並びに甲及び乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に連携する取組並びにそれぞれの役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

（費用負担）

第4条 前条第1項に規定する取組を推進するために要する費用の負担については、相互の受益の程度を勘案し、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（定期的な協議）

第5条 甲及び乙は、連携中枢都市圏の取組に関する連絡調整を図るため、定期的に協議を行うものとする。

（連携協約の失効）

第6条 甲又は乙は、この連携協約の失効を求めるときは、あらかじめ議会の議決を経て相手方に通告するものとする。

2 この連携協約は、前項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失うものとする。

（疑義の解決）

第7条 この連携協約に定めのない事項又はこの連携協約について疑義を生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この連携協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年2月21日

水戸市中央1丁目4番1号

甲 水戸市
水戸市長

高橋 靖



東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25

乙 城里町
城里町長

上遠野 修



別表（第3条関係）

1 地域経済の活性化（圏域全体の経済成長のけん引）

区分	連携する取組	甲の役割	乙の役割
企業や産業の育成・支援	産業活性化コーディネーターの派遣による事業者の経営力強化など、企業や産業の育成・支援に取り組む。	乙と連携して企業や産業の育成・支援に主体的に取り組む。	甲と連携して企業や産業の育成・支援に取り組む。
地域資源を活用した産業振興	先進的技術の導入、地域ブランドの育成・販路拡大など、地域資源を活用した産業振興に取り組む。	乙と連携して地域資源を活用した産業振興に主体的に取り組む。	甲と連携して地域資源を活用した産業振興に取り組む。
戦略的な観光施策	圏域全体の観光資源を活用した観光プロモーションや誘客と観光消費の促進など、戦略的な観光施策に取り組む。	乙と連携して戦略的な観光施策に主体的に取り組む。	甲と連携して戦略的な観光施策に取り組む。

2 都市機能の向上（高次の都市機能の集積・強化）

区分	連携する取組	甲の役割	乙の役割
高度な医療サービスの提供	地域周産期母子医療センターへの支援や医師確保のための寄附講座開設、医療施設開設等支援など、高度な医療サービスの提供に取り組む。	乙と連携して高度な医療サービスの提供に主体的に取り組む。	甲と連携して高度な医療サービスの提供に取り組む。
広域的公共交通ネットワークの構築	新たな広域交通の導入に向けた研究や要望活動、既存の圏域公共交通の課題解決に向けた研究、公共交通の利用促進の手法の検討など、広域的公共交通ネットワークの構築に取り組む。	乙と連携して広域的公共交通ネットワークの構築に主体的に取り組む。	甲と連携して広域的公共交通ネットワークの構築に取り組む。
高等教育の環境整備	大学等の魅力向上や人材育成に対する支援など、高等教育の環境整備に取り組む。	乙と連携して高等教育の環境整備に主体的に取り組む。	甲と連携して高等教育の環境整備に取り組む。
高度なICT環境の整備	ICTの利活用についての情報共有や調査研究、社会実験などを通じ、都市機能の強化に向けた高度なICT環境の整備に取り組む。	乙と連携して高度なICT環境の整備に主体的に取り組む。	甲と連携して高度なICT環境の整備に取り組む。

3 生活環境の充実（圏域全体の生活関連機能サービスの向上）

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

区分	連携する取組	甲の役割	乙の役割
地域医療	圏域住民への医療情報の提供のほか、初期救急医療提供体制の維持・確保、医療従事者の確保・育成、健康づくりなど、地域医療の充実に取り組む。	乙と連携して地域医療の充実に主体的に取り組む。	甲と連携して地域医療の充実に取り組む。
福祉	高齢者や障害者の権利擁護のための成年後見制度の利用促進など、福祉サービスの充実に取り組む。	乙と連携して福祉サービスの充実に主体的に取り組む。	甲と連携して福祉サービスの充実に取り組む。
教育・文化・スポーツ	芸術・文化教育の推進、プロスポーツ等による地域活性化、公の施設の広域利用促進など、教育・文化・スポーツの充実に取り組む。	乙と連携して教育・文化・スポーツの充実に主体的に取り組む。	甲と連携して教育・文化・スポーツの充実に取り組む。
地域振興	合同就職説明会・相談会の開催による雇用機会の確保など、地域振興に取り組む。	乙と連携して地域振興に主体的に取り組む。	甲と連携して地域振興に取り組む。
災害対策	圏域内における災害時の相互応援や連絡体制の構築など、圏域全体で災害対策の推進に取り組む。	乙と連携して災害対策の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して災害対策の推進に取り組む。
環境	温室効果ガス排出削減や環境保全に係る啓発や対策など、環境対策の推進に取り組む。	乙と連携して環境対策の推進に主体的に取り組む。	甲と連携して環境対策の推進に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

区分	連携する取組	甲の役割	乙の役割
地域公共交通	住民等の移動手段の維持・確保など、地域公共交通の充実に取り組む。	乙と連携して地域公共交通の充実に主体的に取り組む。	甲と連携して地域公共交通の充実に取り組む。
移住・定住促進	移住・定住に関する情報発信や地域おこし協力隊活動の活性化、婚活支援など、移住・定住促進に取り組む。	乙と連携して移住・定住の促進に主体的に取り組む。	甲と連携して移住・定住の促進に取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

区分	連携する取組	甲の役割	乙の役割
人材の育成	職員の育成や能力向上, SDG s の普及啓発など, 人材の育成に取 り組む。	乙と連携して人材 の育成に主体的に 取り組む。	甲と連携して人材 の育成に取り組む。

いばらき県央地域 連携中枢都市圏ビジョン



令和4年2月

目 次

第1章 連携中枢都市圏の形成	1
1 ビジョン策定の趣旨	
2 連携中枢都市圏の名称	
3 連携中枢都市圏を構成する市町村	
4 計画期間	
第2章 連携中枢都市圏の現状	3
1 連携中枢都市圏と構成市町村の概要	3
(1) 位置・地勢	
(2) 構成市町村の概要	
2 人口	8
(1) 人口の推移	8
(2) 人口動態	10
(3) 合計特殊出生率と出生数	13
3 通勤・通学の状況	15
4 産業の状況	17
(1) 産業構造	17
(2) 商業	21
(3) 工業	23
(4) 農業	25
5 都市機能の集積状況	27
(1) 医療	27
(2) 福祉	30
(3) 広域交通網	31
(4) 大学, 大学院, 短期大学, 専修学校等	35
(5) 文化・スポーツ	37
(6) 観光	39
(7) 大規模小売店舗	42
(8) 原子力研究施設	43
第3章 圏域の将来像	44
1 目指すべき将来像	
2 圏域において取り組むべき重要なテーマ	
3 将来目標人口	
4 将来像を実現するための基本的方向	

第4章 将来像の実現に向けた具体的な取組	48
1 施策の体系	48
2 具体的な取組	52
(1) 地域経済の活性化	52
a 企業や産業の育成・支援	
b 地域資源を活用した産業振興	
c 戦略的な観光施策	
(2) 都市機能の向上	56
a 高度な医療サービスの提供	
b 広域的公共交通ネットワークの構築	
c 高等教育の環境整備	
d 高度なICT環境の整備	
(3) 生活環境の充実	61
A 生活機能の強化に係る政策分野	62
a 地域医療	
b 福祉	
c 教育・文化・スポーツ	
d 地域振興	
e 災害対策	
f 環境	
B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	71
a 地域公共交通	
b 移住・定住促進	
C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	74
a 人材の育成	
第5章 推進体制と進行管理	75

凡 例

本書で用いる各種数値 市町村合併を行った市町村は、合併前の旧市町村の数値の合計

第1章 連携中枢都市圏の形成

1 ビジョン策定の趣旨

我が国の人口は、過去に類を見ない勢いで急激に減少すると見込まれており、その結果、コミュニティ機能が低下し、生活基盤の維持や行政サービスの供給が困難になるなど、様々な問題が深刻化することが懸念されています。

そこで、国は、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」に取り組み、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する制度、連携中枢都市圏構想を定めました。

水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村から成る県央地域9市町村においては、2008（平成20）年1月に「県央地域首長懇話会」を設置し、相互に連携して地域全体の活性化に取り組んでいるほか、2016（平成28）年度には、茨城県央地域定住自立圏の形成に関する協定を締結し、医療、福祉、観光、地域公共交通など、様々な分野における広域連携事業を推進し、着実に成果を上げてきました。

そのような中、水戸市は、2020（令和2）年4月1日に、茨城県内初の中核市へ移行し、連携中枢都市圏の連携中枢都市となる要件を満たすこととなりました。そして、これまでの広域連携の取組を一層深化させ、広い視野に立った効果的な施策を展開していくため、2021（令和3）年11月15日に連携中枢都市宣言を行い、県央地域の市町村とともに連携中枢都市圏を形成していく決意を表明しました。

この連携中枢都市圏ビジョンは、連携中枢都市圏構想に基づき、いばらき県央地域連携中枢都市圏の中長期的な将来像を示すとともに、その実現に向けて相互の役割分担の下に連携して推進していく具体的取組などを定めるものです。

2 連携中枢都市圏の名称

いばらき県央地域連携中枢都市圏

3 連携中枢都市圏を構成する市町村

連携中枢都市	水戸市
連携市町村	笠間市
	ひたちなか市
	那珂市
	小美玉市
	茨城町
	大洗町
	城里町
	東海村

(計 5 市 3 町 1 村, 9 市町村)

4 計画期間

本ビジョンの計画期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

第2章 連携中枢都市圏の現状

1 連携中枢都市圏と構成市町村の概要

(1) 位置・地勢

県都水戸市を含む5市3町1村からなる本圏域は、茨城県のほぼ中央部に位置し、総面積が約1,146平方キロメートルに及び、県土全体の約19パーセントを占めています。

圏域は地勢的に三つに分けられ、西部の山地には森林地帯が広がる一方、中央部は那珂川をはじめ、久慈川、涸沼川の流域に比較的まとまった平野が形成されています。また、東部は太平洋に面し、平坦な海岸線が続くなど、変化に富んだ自然に恵まれた地域です。

気候は比較的温和ですが、内陸性気候の山地と海洋性気候の海岸部では、気温や降水量等に違いが見受けられます。

図1 構成市町村の位置

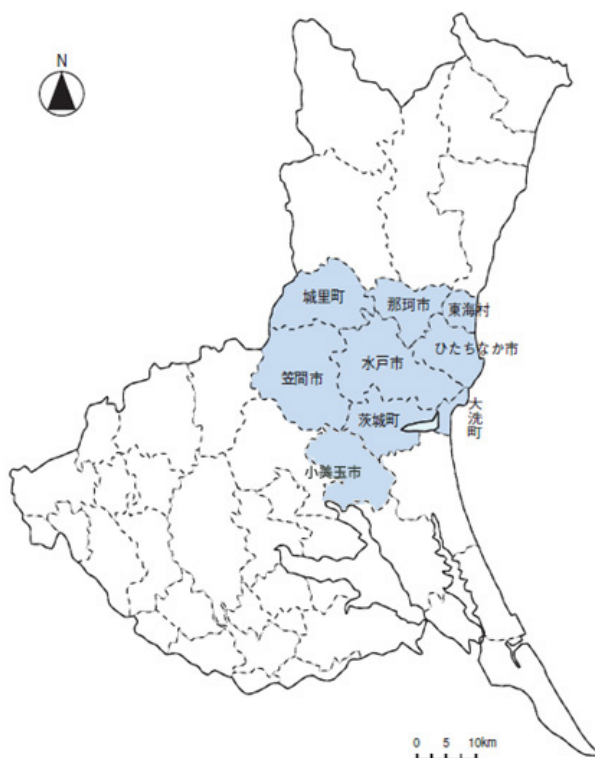


表1 各市町村の面積

(単位：km²)

	水戸市	笠間市	ひたちなか市	那珂市	小美玉市	茨城町	大洗町	城里町	東海村	圏域	茨城県
面積	217.32	240.40	99.97	97.82	144.74	121.58	23.89	161.80	38.00	1,145.52	6,097.39
割合	19.0%	21.0%	8.7%	8.6%	12.6%	10.6%	2.1%	14.1%	3.3%	100.0%	18.8%*

※ 茨城県の割合の欄の数値(18.8%)は、茨城県に占める圏域の割合

出典：国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調(4月1日時点)」

(2) 構成市町村の概要

水戸市



水戸市は、首都東京から約100キロメートルの距離にあり、茨城県のほぼ中央に位置する県庁所在地です。2020(令和2)年4月に県内初の中核市となりました。

水戸徳川家の城下町として繁栄し、弘道館などの歴史文化遺産や日本三名園の一つである偕楽園などの観光資源が数多くあります。

また、水戸芸術館をはじめとする芸術・文化施設が数多くあり都市的な魅力も兼ね備えています。

歴史、芸術・文化、豊かな自然など、水戸ならではの個性と魅力を高めながら、あらゆる分野で安心を感じることでできる環境づくりとともに、経済的な発展によって明るい未来を感じることでできる都市づくりを推進し、「笑顔あふれる安心快適空間 未来に躍動する 魁のまち・水戸」の実現を目指しています。

笠間市



笠間市は、JR常磐線及び水戸線、常磐自動車道路及び北関東自動車道路が交わる広域交通の要衝であり、急性期から終末期までの安心を提供する三つの公立病院等が立地する生活に適した都市です。また、日本一の栽培面積を持つ栗をはじめとする農産物、日本遺産の要素でもある笠間焼、稲田みかげ石、さらには歴史ある寺社・仏閣等の地域資源により、年間370万人が訪れる産業と観光が一体となった都市の側面を持ちます。近年では、スケートパークや道の駅など、新たな交流拠点のオープンにより都市機能の強化を進めています。

これらの資源を生かし、市内外における交流と連携を促進し、心身とも健やかで、希望を持ち続け豊かに暮らすことでできる「文化交流都市 笠間」の実現を目指しています。

これら

ひたちなか市

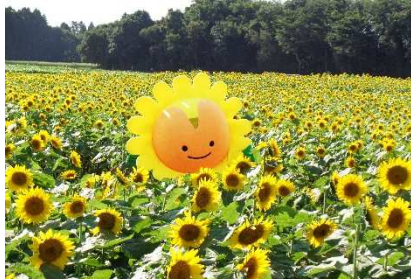


ひたちなか市は、県中央の東部に位置し、平坦な台地が広がっており、東は雄大な太平洋に面して海岸線が約13キロメートル続いています。工業や水産業を中心として多様な産業が根付いており、北関東の中核拠点としての役割が期待されている「ひたちなか地区」には、多くの企業が立地しています。このひたちなか地区では茨城

港常陸那珂港区の整備が着々と進められ、国際航路も開設されているほか、国営ひたち海浜公園には多くの観光客が訪れており、世界にひらかれた交流拠点として発展を続けています。

ひたちなか市は、人々の働く場を確保し、安心して家庭を築くことができる環境づくりを進めるとともに、人と人との絆や交流を創出してまちの活力を高めることにより、「世界とふれあう自立協働都市～豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる元気あふれるまち～」の実現を目指しています。

那珂市



那珂市は、久慈川と那珂川の沿岸に広がる田園地帯と市中心部の住居地帯からなっています。市のほぼ中心部に常磐自動車道那珂 I C があり、J R 水郡線も市内を走っているため、都心へのアクセスも良好です。

春は静峰ふるさと公園の八重桜、夏はひまわり、晩秋から冬には古徳沼や一の関ため池親水公園に多くの白鳥が飛来するなど四季を通じて自然を満喫することができます。さらに、市内には、国際協力で進めている I T E R（国際熱核融合実験炉）計画の国内拠点である国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂研究所があります。

豊かな自然環境と産業技術などをおして、住みよさプラス活力あふれる那珂市の実現を目指します。

小美玉市



小美玉市は、起伏の少ないほぼ平坦な地形であり、南部は霞ヶ浦に接しています。豊かな自然の恵みを受け営まれる農業は、市の基幹産業となっています。

広域交通ネットワークに恵まれた都市として発展し、西部を J R 常磐線、国道 6 号、常磐自動車道が貫き、南部には国道 355 号が通るなど、市内には茨城県内の主要な交通網が揃っています。さらに、常磐自動車道石岡小美玉スマート I C と茨城空港を結ぶ「茨城空港アクセス道路」の開通により、周辺地域の産業・経済が活性化し、市内外の新たな交流が生まれることで、市の飛躍的な発展が期待されています。

茨城町



茨城町は、県のほぼ中央に位置し、涸沼をはじめとする水と緑の豊かな自然環境と県都水戸市に隣接した立地条件から生活環境に恵まれており、都市部と農村部が調和した町として発展を続けています。町の中央部を涸沼前川、涸沼川、寛政川の 3 本の川が流れ、ラムサール条約に登録された涸沼に注いでいます。

茨城町には、茨城工業団地、茨城中央工業団地の二つの工業団地があり、これらの工業団地への企業誘致を積極的に進め、企業立地による経済の発展と雇用の創出を図っております。また、高速道路の三つのインターチェンジが設置さ

れ、茨城空港や茨城港常陸那珂港区をはじめ、県内外の都市や拠点へ容易にアクセスできる環境を活かし、飛躍的な発展が期待されています。

大洗町



大洗町は、太平洋、那珂川、涸沼に囲まれた地形で、水と緑の台地が調和した自然豊かなまちです。

古くから観光・保養の地であり、「磯で名所は大洗さまよ」と日本三大民謡のひとつ「磯節」でもうたわれた白砂青松の景勝地であるとともに、ユニバーサルビーチである大洗サンビーチや県内を代表するアクアワールド茨城県大洗水族館などには、多くの来遊客が訪れます。

また、茨城港大洗港区は、県内有数の沿岸漁業基地であるとともに、フェリーが首都圏と北海道を結び、人と物流の拠点としても発展してきました。近年では、邦船の寄港が定着するなかで、今後は外国クルーズ船の寄港も予想されており、その重要度は年々高まっています。

美しい自然を守りながら特色あるまちづくりに取り組んでいます。

城里町



城里町は、那珂川や藤井川、皇都川といった清流、御前山・鶏足山をはじめとする山々、美しい自然が残る心安らぐまちです。

豊かな大地を利用した稲作や園芸作物の栽培が盛んで、たくさんの農作物が採れます。特産品直売センター道の駅かつらや物産センター山桜では、町内で採れた新鮮な野菜等を販売し、好評を得ています。

また、町内には、山間地の大自然を活用したキャンプ場や、露天風呂・温水プールなどが完備された健康増進施設「ホロルの湯」があり、県内外から多くの方にご利用いただいています。

東海村



東海村は、原子力発祥の地として、最先端の原子力科学を研究する機関や施設が集積しています。とりわけ、「大強度陽子加速器施設（J-PARC）」は、素粒子物理、物質科学、生命科学など幅広い分野の最先端研究を行うための世界最高クラスの施設であり、国内外を問わず、日々多くの研究者が来村しています。

一方、和銅元年（708年）創立という古い歴史を持ち、伊勢神宮の分霊を祀る「大神宮」や、学問・智恵の仏様である虚空蔵菩薩を祀り、日本三体虚空蔵尊の一つである「村松山虚空蔵堂」をはじめとした歴史・文化的財産のほか、四季折々の魅力を映す景勝地「東海

十二景」なども有しており，東海村は，科学・歴史・文化・自然が融和した魅力あるまちです。

2 人口

(1) 人口の推移

2020（令和2）年の本圏域の人口は705,915人となっており、2015（平成27）年と比較すると9,803人減少しています。市町村別の状況を見ると、ひたちなか市、東海村は人口が増加していますが、水戸市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町及び城里町においては、人口が減少しています。

また、圏域の年齢3区分別人口の推移をみると、0歳から14歳までの年少人口は、2020（令和2）年には85,222人でしたが、2018（平成30）年3月の国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2045（令和27）年には56,181人まで減少すると見込まれています。これに対し、65歳以上の高齢人口は、198,993人であったものが229,562人へと増加することが見込まれており、少子高齢化が一層進行していくことが想定されています。

表2 人口の推移

（単位：人）

市町村名	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年(A)	2020年(B)	(B)-(A)
水戸市	261,275	261,562	262,603	268,750	270,783	270,685	△98
笠間市	80,903	82,358	81,497	79,409	76,739	73,173	△3,566
ひたちなか市	146,750	151,673	153,639	157,060	155,689	156,581	892
那珂市	54,178	55,069	54,705	54,240	54,276	53,502	△774
小美玉市	52,041	53,406	53,265	52,279	50,911	48,870	△2,041
茨城町	35,741	35,296	35,008	34,513	32,921	31,401	△1,520
大洗町	20,446	19,957	19,205	18,328	16,886	15,715	△1,171
城里町	21,979	23,007	22,993	21,491	19,800	18,097	△1,703
東海村	32,727	34,333	35,450	37,438	37,713	37,891	178
圏域(C)	706,040	716,661	718,365	723,508	715,718	705,915	△9,803
茨城県(D)	2,955,530	2,985,676	2,975,167	2,969,770	2,916,976	2,867,009	△49,967
(C)／(D)	23.9%	24.0%	24.1%	24.4%	24.5%	24.6%	

出典：国勢調査（平成7年～令和2年）

表3 圏域の年齢3区分別人口の推移及び将来推計人口

(単位：人)

区分	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年(A)
年少人口 (0～14歳)	120,857	112,423	105,634	101,357	92,838	85,222
生産人口 (15～64歳)	485,671	485,601	473,266	456,193	429,839	408,430
高齢人口 (65歳以上)	98,586	118,099	139,143	160,874	184,682	198,993
圏域人口	706,040	716,661	718,365	723,508	715,718	705,915
区分	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年(B)	(B)－(A)
年少人口 (0～14歳)	77,316	71,068	65,283	60,750	56,181	△29,041
生産人口 (15～64歳)	395,235	373,726	347,219	312,652	285,505	△122,925
高齢人口 (65歳以上)	211,829	216,194	221,366	230,189	229,562	30,569
圏域人口	684,380	660,988	633,868	603,591	571,248	△134,667

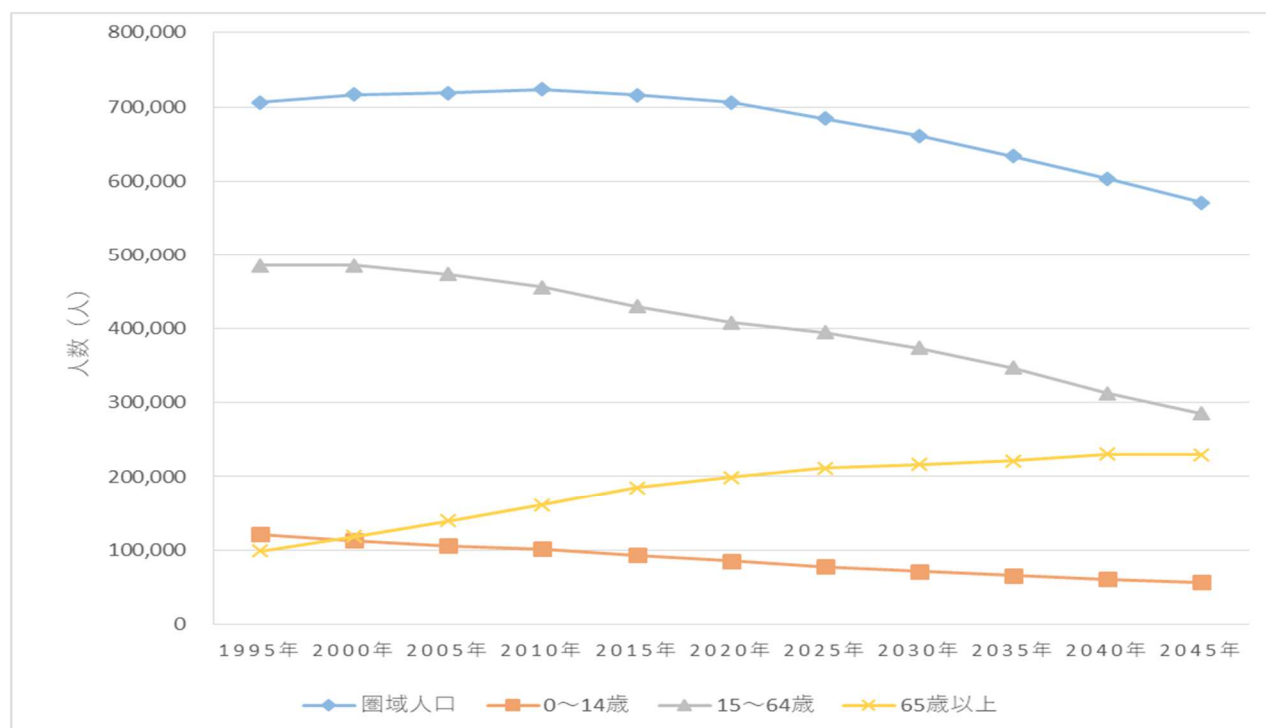
※ 1995年から2020年までの圏域人口には、年齢区分不詳分を含む。

※ 2025年以降は推計による。

出典：国勢調査（平成7年～令和2年）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年3月)」

図2 圏域の年齢3区分別将来推計人口



出典：国勢調査（平成7年～令和2年）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2018年3月)」

(2) 人口動態

圏域内における2014（平成26）年から2020（令和2）年までの自然動態は、水戸市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町では減少しており、ひたちなか市が2015（平成27）年から、東海村が2017（平成29）年から減少に転じました。

社会動態は、水戸市及び那珂市では特定の年を除いて増加しましたが、笠間市、小美玉市、大洗町、城里町では毎年減少しています。

自然動態と社会動態を併せた人口動態をみると、2014（平成26）年以降、減少が続いており、特に近年は減少幅が大きくなっています。

また、2020（令和2）年の年齢別社会動態では、15歳から24歳までの若者の転出超過が目立っています。各市町村における都道府県別の転入元・転出先では、ともに最も多いのが茨城県内であり、続いて東京都などとなっています。

圏域外からの転入者数及び圏域外への転出者数について、新型コロナウイルス感染症が流行する前後の2019（令和元）年と2020（令和2）年を比較すると、転入、転出ともに減少しています。

表4 人口動態の推移

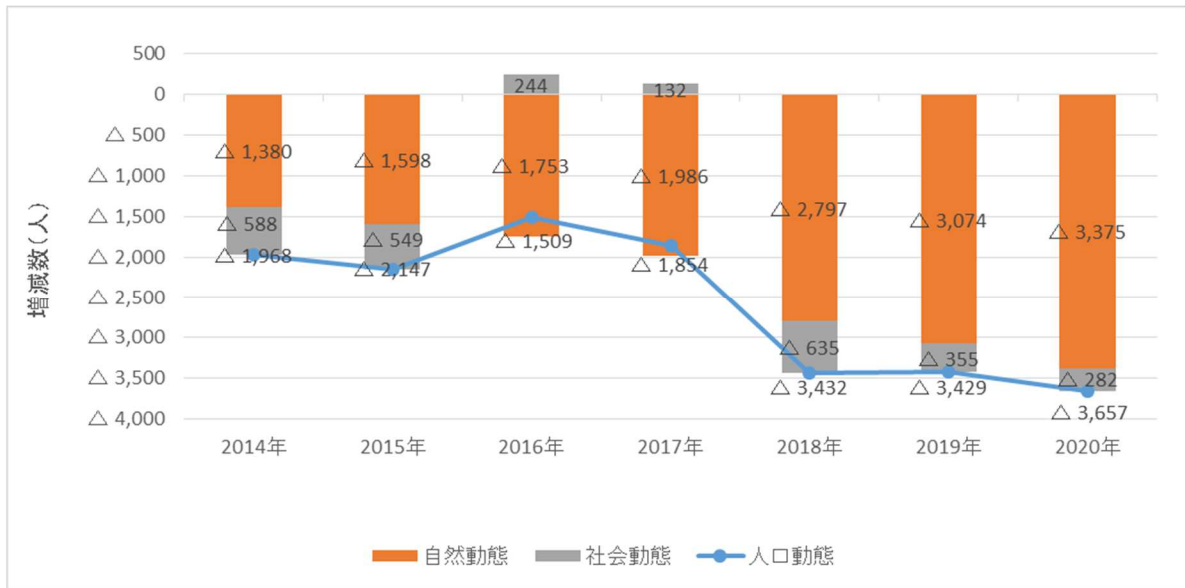
（単位：人）

市町村	区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
水戸市	自然動態	△95	△250	△240	△230	△581	△718	△961
	社会動態	88	251	424	242	△177	145	429
	人口動態	△7	1	184	12	△758	△573	△532
笠間市	自然動態	△335	△340	△351	△409	△524	△572	△624
	社会動態	△26	△259	△154	△68	△95	△124	△36
	人口動態	△361	△599	△505	△477	△619	△696	△660
ひたちなか市	自然動態	52	△72	△29	△231	△265	△421	△365
	社会動態	13	△36	247	215	△50	△178	△280
	人口動態	65	△108	218	△16	△315	△599	△645
那珂市	自然動態	△164	△216	△300	△237	△353	△298	△308
	社会動態	△14	92	80	36	48	22	99
	人口動態	△178	△124	△220	△201	△305	△276	△209
小美玉市	自然動態	△253	△191	△238	△259	△296	△311	△337
	社会動態	△299	△214	△79	△166	△188	△145	△220
	人口動態	△552	△405	△317	△425	△484	△456	△557
茨城町	自然動態	△208	△223	△278	△192	△295	△299	△266
	社会動態	△140	23	△39	△63	9	18	△150
	人口動態	△348	△200	△317	△255	△286	△281	△416
大洗町	自然動態	△178	△135	△120	△176	△179	△185	△181
	社会動態	△47	△181	△28	△26	△110	△16	△67
	人口動態	△225	△316	△148	△202	△289	△201	△248
城里町	自然動態	△205	△199	△211	△204	△239	△260	△239
	社会動態	△108	△139	△147	△128	△105	△93	△148
	人口動態	△313	△338	△358	△332	△344	△353	△387
東海村	自然動態	6	28	14	△48	△65	△10	△94
	社会動態	△55	△86	△60	90	33	16	91
	人口動態	△49	△58	△46	42	△32	6	△3
合計	自然動態	△1,380	△1,598	△1,753	△1,986	△2,797	△3,074	△3,375
	社会動態	△588	△549	244	132	△635	△355	△282
	人口動態	△1,968	△2,147	△1,509	△1,854	△3,432	△3,429	△3,657
茨城県	自然動態	△8,014	△9,149	△10,145	△11,412	△13,248	△14,997	△15,135
	社会動態	△3,790	△2,394	391	2,043	△1,639	302	1,309
	人口動態	△11,804	△11,543	△9,754	△9,369	△14,887	△14,695	△13,826

※自然動態=出生者数-死亡者数，社会動態=転入者数-転出者数，人口動態=自然動態+社会動態

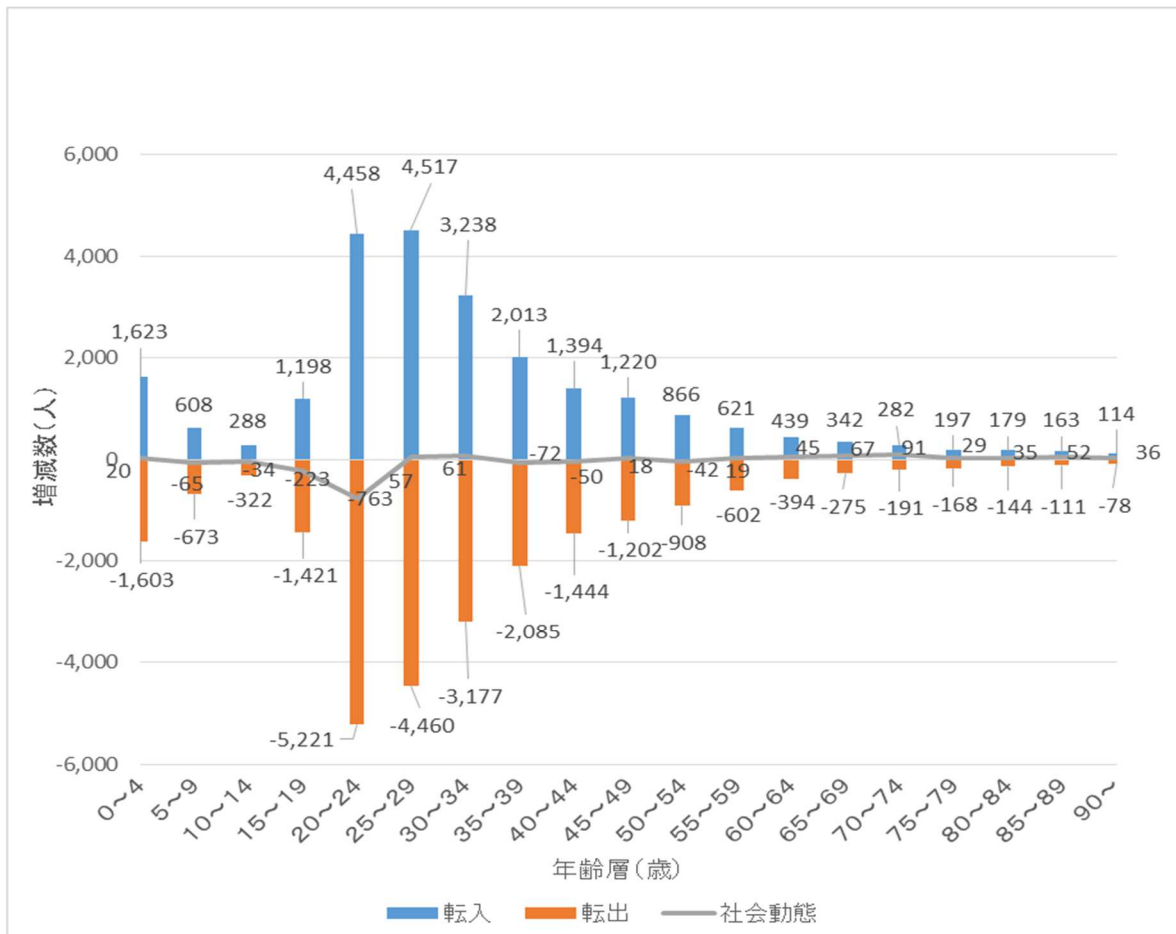
出典：茨城県常住人口調査結果報告書（2014年～2020年）

図3 人口動態の推移



※ 社会動態は、市町村別の社会動態の合計であり、圏域の社会動態とは異なる。
出典：茨城県常住人口調査結果報告書(2014年～2020年)

図4 年齢別転出入の状況



※ 社会動態は、市町村別の社会動態の合計であり、圏域の社会動態とは異なる。
出典：総務省住民基本台帳移動報告 2020年

表5 圏域外からの転入者数，圏域外への転出者数

(単位：人)

市町村名	2019年				2020年				市町村名	2019年				2020年			
	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女		
水戸市	転入	4,557	3,478	4,409	3,271	茨城町	転入	419	224	369	212	社会動態	転入	419	224	369	212
	転出	5,046	3,709	4,518	3,612		転出	401	253	398	248		転出	401	253	398	248
	社会動態	-489	-231	-109	-341		社会動態	18	-29	-29	-36		社会動態	18	-29	-29	-36
笠間市	転入	681	567	744	582	大洗町	転入	202	122	158	146	社会動態	転入	202	122	158	146
	転出	739	675	769	590		転出	247	164	197	176		転出	247	164	197	176
	社会動態	-58	-108	-25	-8		社会動態	-45	-42	-39	-30		社会動態	-45	-42	-39	-30
ひたちなか市	転入	2,459	1,446	2,213	1,366	城里町	転入	152	109	122	95	社会動態	転入	152	109	122	95
	転出	2,262	1,484	2,250	1,529		転出	141	164	128	121		転出	141	164	128	121
	社会動態	197	-38	-37	-163		社会動態	11	-55	-6	-26		社会動態	11	-55	-6	-26
那珂市	転入	516	408	480	395	東海村	転入	565	381	602	388	社会動態	転入	565	381	602	388
	転出	556	428	429	360		転出	491	348	496	327		転出	491	348	496	327
	社会動態	-40	-20	51	35		社会動態	74	33	106	61		社会動態	74	33	106	61
小美玉市	転入	858	630	932	597	圏域計	転入	10,409	7,365	10,029	7,052	社会動態	転入	10,409	7,365	10,029	7,052
	転出	821	703	968	684		転出	10,704	7,928	10,153	7,647		転出	10,704	7,928	10,153	7,647
	社会動態	37	-73	-36	-87		社会動態	-295	-563	-124	-595		社会動態	-295	-563	-124	-595

※社会動態＝転入－転出

出典：総務省住民基本台帳移動報告（2019年，2020年）

表6 転入元・転出先の割合が高い都道府県

市町村名	転入元			転出先		
	1位	2位	3位	1位	2位	3位
水戸市	茨城県 (51.7%)	東京都 (10.9%)	千葉県 (6.1%)	茨城県 (44.1%)	東京都 (13.7%)	千葉県 (8.8%)
笠間市	茨城県 (63.8%)	東京都 (9.4%)	千葉県 (4.8%)	茨城県 (60.1%)	東京都 (10.7%)	千葉県 (5.4%)
ひたちなか市	茨城県 (51.4%)	東京都 (9.0%)	千葉県 (5.6%)	茨城県 (47.7%)	東京都 (11.3%)	神奈川県 (6.9%)
那珂市	茨城県 (79.0%)	東京都 (4.7%)	千葉県 (3.7%)	茨城県 (71.0%)	東京都 (8.7%)	千葉県 (4.3%)
小美玉市	茨城県 (53.2%)	青森県 (7.6%)	東京都 (7.6%)	茨城県 (50.6%)	東京都 (8.0%)	埼玉県 (5.9%)
茨城町	茨城県 (77.4%)	千葉県 (5.0%)	東京都 (3.8%)	茨城県 (76.2%)	東京都 (6.9%)	千葉県 (3.4%)
大洗町	茨城県 (51.0%)	埼玉県 (10.9%)	千葉県 (6.3%)	茨城県 (54.4%)	東京都 (9.4%)	埼玉県 (9.0%)
城里町	茨城県 (68.2%)	東京都 (12.7%)	栃木県 (3.4%)	茨城県 (69.4%)	東京都 (7.1%)	千葉県 (6.5%)
東海村	茨城県 (55.8%)	東京都 (8.6%)	神奈川県 (4.8%)	茨城県 (54.1%)	東京都 (9.2%)	千葉県・ 神奈川県 (5.5%)

※（）は総数に対する割合

出典：総務省住民基本台帳移動報告 2020年

(3) 合計特殊出生率と出生数

2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年の合計特殊出生率を茨城県と比較すると、水戸市、ひたちなか市、小美玉市及び東海村では高くなっており、笠間市、那珂市、茨城町、大洗町及び城里町では低くなっています。

また、15 歳から 49 歳までの女性人口について、2003（平成 15）年から 2007（平成 19）年までと 2013（平成 25）年から 2017（平成 29）年までとを比較すると、東海村では増加していますが、その他の市町では減少しています。

さらに、圏域の出生数の推移をみると、2000（平成 12）年から減少しており、2000（平成 12）年の出生数 7,340 人に対し 2019（令和元）年は 4,863 人となるなど、約 33.7 パーセント減少しています。

表 7 圏域の合計特殊出生率及び 15 歳から 49 歳までの女性人口の推移

（単位：人）

市町村名	2003 年～2007 年		2008 年～2012 年		2013 年～2017 年	
	合計特殊出生率	15～49 歳女性人口	合計特殊出生率	15～49 歳女性人口	合計特殊出生率	15～49 歳女性人口
水戸市	1.39	59,124	1.46	57,909	1.57	55,876
笠間市	1.37	16,787	1.34	15,468	1.36	14,203
ひたちなか市	1.52	33,409	1.58	32,974	1.58	31,693
那珂市	1.36	11,371	1.37	10,532	1.40	10,040
小美玉市	1.55	10,656	1.51	10,055	1.48	9,325
茨城町	1.26	6,756	1.26	6,226	1.34	5,568
大洗町	1.36	3,554	1.28	3,156	1.33	2,721
城里町	1.23	4,497	1.20	3,821	1.14	3,324
東海村	1.62	7,594	1.76	7,847	1.71	7,819
茨城県	1.39	617,129	1.43	583,708	1.46	551,240

※「合計特殊出生率」はベイズ推定値

※「合計特殊出生率」は、小数点以下第 5 位で四捨五入

※「15～49 歳女性人口」は、総務省統計局国勢調査（平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年）を基にした、国籍・年齢不詳分の按分後の人口

※合計特殊出生率：人口に対して生まれた子供の数を表す指標。その年次の 15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子供を生むとしたときの子供の数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっている。

※ベイズ推定値：小規模な観測データにおける誤差をおさえるため、当該市町村の観測データ（人口及び出生数）と二次医療圏単位で推定した変数とを結合化し算出する方法

出典：人口動態保健所・市町村別統計

表8 圏域の出生数の推移

(単位：人)

市町村	2000年(A)	2005年	2010年	2015年	2019年(B)	(B)-(A) (B-A)/A
水戸市	2,730	2,358	2,416	2,445	2,121	△609 (△22.3%)
笠間市	722	609	589	520	444	△278 (△38.5%)
ひたちなか市	1,934	1,507	1,502	1,253	1,085	△849 (△43.9%)
那珂市	457	398	404	372	337	△120 (△26.3%)
小美玉市	493	457	425	406	306	△187 (△37.9%)
茨城町	243	210	236	190	162	△81 (△33.3%)
大洗町	146	134	102	99	57	△89 (△61.0%)
城里町	157	130	102	81	59	△98 (△62.4%)
東海村	458	394	446	344	292	△166 (△36.2%)
圏域	7,340	6,197	6,222	5,710	4,863	△2,477 (△33.7%)
茨城県	28,220	24,244	23,989	21,700	18,004	△10,216 (△36.2%)

出典：茨城県人口動態統計

3 通勤・通学の状況

圏域では、水戸市を中心に相互に通勤・通学の移動があります。特に水戸市は、小美玉市と東海村を除いた近隣市町村の通勤者・通学者を最も多く受け入れています。中でも、茨城町や城里町からは35パーセント以上の移動がみられます。

表9 通勤・通学の状況

(単位：人)

市町村名	常住する就業者数及び通学者数		常住市町村外への通勤者数及び通学者数 (上段：人数, 下段：割合)								
	うち自宅で従業等		水戸市	笠間市	ひたちなか市	那珂市	小美玉市	茨城町	大洗町	城里町	東海村
水戸市	141,298	11,854		3,903 3.0%	8,900 6.9%	2,395 1.9%	1,477 1.1%	3,516 2.7%	1,528 1.2%	786 0.6%	1,590 1.2%
笠間市	41,061	5,107	8,039 22.4%		848 2.4%	191 0.5%	1,470 4.1%	733 2.0%	93 0.3%	168 0.5%	96 0.3%
ひたちなか市	82,587	6,106	14,479 18.9%	462 0.6%		2,445 3.2%	246 0.3%	648 0.8%	1,375 1.8%	109 0.1%	3,762 4.9%
那珂市	28,581	3,403	6,265 24.9%	252 1.0%	3,923 15.6%		84 0.3%	210 0.8%	161 0.6%	186 0.7%	1,174 4.7%
小美玉市	28,563	4,169	1,973 8.1%	1,036 4.2%	266 1.1%	28 0.1%		560 2.3%	47 0.2%	9 0.0%	28 0.1%
茨城町	18,035	3,404	5,253 35.9%	626 4.3%	686 4.7%	108 0.7%	1,046 7.1%		210 1.4%	20 0.1%	112 0.8%
大洗町	9,208	1,307	1,997 25.3%	50 0.6%	1,077 13.6%	76 1.0%	59 0.7%	163 2.1%		5 0.1%	188 2.4%
城里町	11,302	1,823	3,331 35.1%	533 5.6%	549 5.8%	457 4.8%	65 0.7%	92 1.0%	25 0.3%		126 1.3%
東海村	19,302	1,415	2,228 12.5%	47 0.3%	2,852 15.9%	881 4.9%	19 0.1%	42 0.2%	194 1.1%	12 0.1%	

出典：平成27年国勢調査

図5 通勤・通学の状況

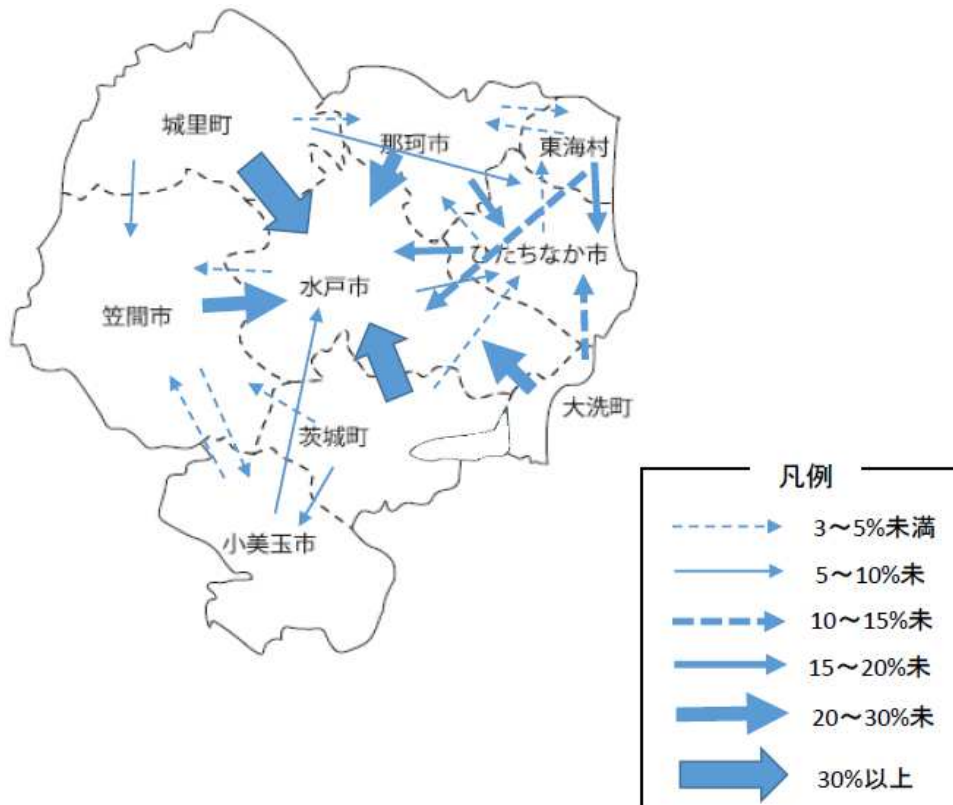


表 10 常住市町村外への通勤者数及び通学者数の順位

市町村名	1 位	2 位	3 位
水戸市	ひたちなか市 6.9%	笠間市 3.0%	茨城町 2.7%
笠間市	水戸市 22.4%	石岡市 4.6%	小美玉市 4.1%
ひたちなか市	水戸市 18.9%	日立市 7.3%	東海村 4.9%
那珂市	水戸市 24.9%	ひたちなか市 15.6%	日立市 5.6%
小美玉市	石岡市 15.3%	水戸市 8.1%	土浦市 7.2%
茨城町	水戸市 35.9%	小美玉市 7.1%	ひたちなか市 4.7%
大洗町	水戸市 25.3%	ひたちなか市 13.6%	鉾田市 3.4%
城里町	水戸市 35.1%	常陸大宮市 7.8%	ひたちなか市 5.8%
東海村	日立市 18.2%	ひたちなか市 15.9%	水戸市 12.5%

出典：平成 27 年国勢調査

4 産業の状況

(1) 産業構造

2016（平成28）年の全産業における圏域の事業所数は29,465事業所、従業者数は320,670人となっています。

全産業における圏域の事業所数の推移をみると、2009（平成21）年から減少しており、2009（平成21）年の32,464事業所と、2016（平成28）年の29,465事業所を比較すると、約9.2パーセント減少しています。

全産業における圏域の従業者数の推移をみると、約32万人前後で推移しておりますが、2009（平成21）年の333,438人と2016（平成28）年の320,670人を比較すると、約3.8パーセント減少しています。

2015（平成27）年の圏域の産業別就業人口をみると、第三次産業が231,712人と最も多く、次いで第二次産業が83,266人、第一次産業が16,529人となっています。

2015（平成27）年の圏域の産業別就業割合をみると、第一次産業が5.0パーセント、第二次産業が25.1パーセント、第三次産業が69.9パーセントとなっています。

圏域の産業別就業人口の推移をみると、第一次産業では減少している一方、第二次産業及び第三次産業では2010（平成22）年に減少したものの、2015（平成27）年に増加しました。

また、近年の圏域の総生産額の推移をみると、毎年増加しています。

表11 全産業における事業所数・従業者数の推移

（単位：事業所、人）

市町村名	2009年		2012年		2014年		2016年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
水戸市	14,282	151,248	13,215	140,882	13,691	145,074	13,136	145,374
笠間市	3,797	28,463	3,555	26,864	3,561	29,190	3,383	26,818
ひたちなか市	5,891	70,187	5,415	64,749	5,644	71,567	5,383	67,361
那珂市	2,050	17,189	1,899	15,758	1,964	17,309	1,851	16,728
小美玉市	1,937	22,589	1,824	21,016	1,863	21,692	1,758	21,562
茨城町	1,316	11,763	1,259	11,870	1,296	12,177	1,188	12,994
大洗町	1,145	9,326	1,034	8,628	1,029	8,697	919	8,206
城里町	769	4,912	717	4,772	716	4,691	654	4,463
東海村	1,277	17,761	1,210	17,715	1,264	17,520	1,193	17,164
圏域計	32,464	333,438	30,128	312,254	31,028	327,917	29,465	320,670

※日本標準産業分類の「公務（他に分類されるものを除く）」に属する事業所は除く。

※農業、林業、漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所は除く。

出典：経済センサス

図6 圏域の産業別就業人口の推移

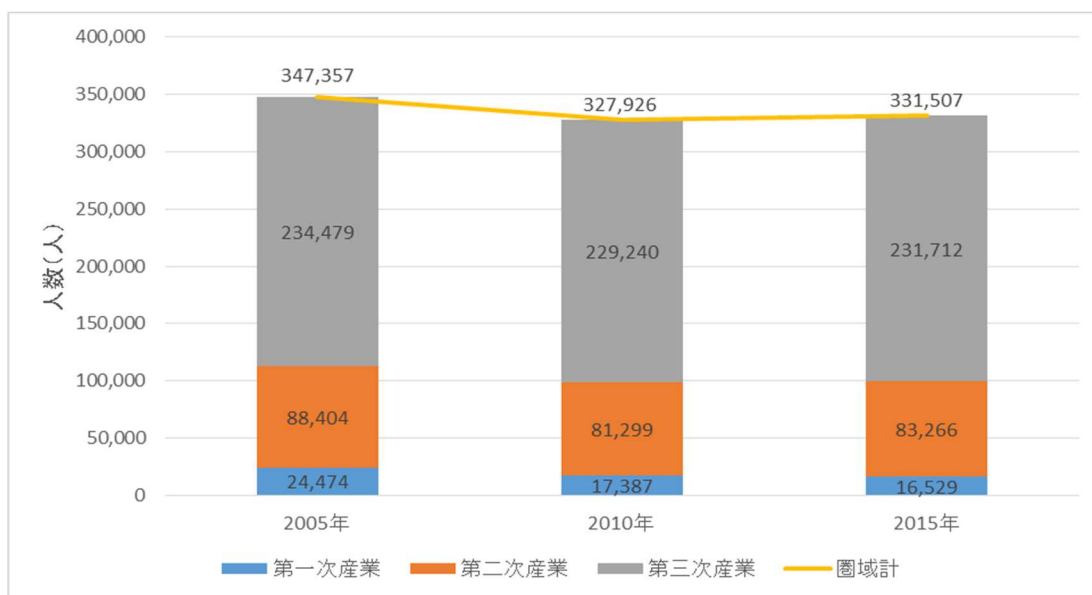


表12 産業別就業人口及び就業割合の推移 (第一次産業)

(単位：人)

市町村名	2005年	2010年	2015年	2015年－2005年
水戸市	5,148	3,475	3,283	-1,865
	4.2%	3.0%	2.7%	
笠間市	3,419	2,053	2,223	-1,196
	8.5%	5.7%	6.2%	
ひたちなか市	2,520	1,838	1,858	-662
	3.5%	2.6%	2.6%	
那珂市	2,745	1,606	1,450	-1,295
	10.2%	6.5%	5.9%	
小美玉市	3,680	3,317	2,989	-691
	13.7%	12.9%	11.8%	
茨城町	3,542	2,815	2,498	-1,044
	19.0%	16.6%	15.3%	
大洗町	656	592	527	-129
	6.6%	6.4%	6.3%	
城里町	1,770	1,152	1,170	-600
	15.4%	11.2%	11.9%	
東海村	994	539	531	-463
	5.9%	3.2%	3.1%	
圏域	24,474	17,387	16,529	-7,945
	7.0%	5.3%	5.0%	

出典：国勢調査

表 13 産業別就業人口及び就業割合の推移（第二次産業）

（単位：人）

市町村名	2005年	2010年	2015年	2015年－2005年
水戸市	23,655	21,880	23,551	-104
	19.1%	18.6%	19.4%	
笠間市	11,109	10,061	9,763	-1,346
	27.7%	27.9%	27.1%	
ひたちなか市	23,690	21,934	22,955	-735
	32.6%	31.1%	31.6%	
那珂市	7,056	6,291	6,252	-804
	26.2%	25.5%	25.5%	
小美玉市	8,285	7,732	7,580	-705
	30.8%	29.9%	29.9%	
茨城町	4,432	3,911	3,918	-514
	23.8%	23.0%	24.1%	
大洗町	2,857	2,565	2,203	-654
	28.8%	27.7%	26.4%	
城里町	3,085	2,701	2,581	-504
	26.8%	26.2%	26.1%	
東海村	4,235	4,224	4,463	228
	25.2%	25.2%	26.3%	
圏域	88,404	81,299	83,266	-5,138
	25.5%	24.8%	25.1%	

出典：国勢調査

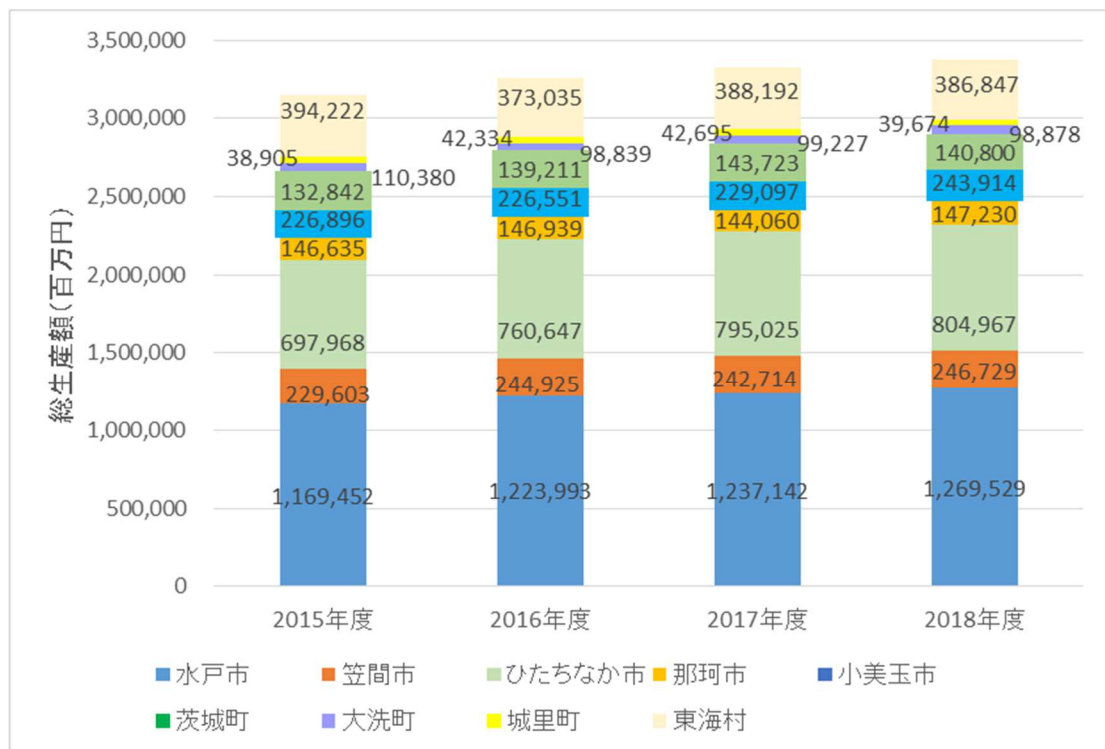
表 14 産業別就業人口及び就業割合の推移（第三次産業）

（単位：人）

市町村名	2005年	2010年	2015年	2015年－2005年
水戸市	94,969	92,296	94,739	-230
	76.7%	78.4%	77.9%	
笠間市	25,623	23,969	23,977	-1,646
	63.8%	66.4%	66.7%	
ひたちなか市	46,473	46,665	47,744	1,271
	63.9%	66.3%	65.8%	
那珂市	17,154	16,757	16,849	-305
	63.6%	68.0%	68.6%	
小美玉市	14,951	14,757	14,781	-170
	55.5%	57.2%	58.3%	
茨城町	10,631	10,258	9,880	-751
	57.2%	60.4%	60.6%	
大洗町	6,424	6,114	5,610	-814
	64.6%	65.9%	67.3%	
城里町	6,655	6,445	6,118	-537
	57.8%	62.6%	62.0%	
東海村	11,599	11,979	12,014	415
	68.9%	71.6%	70.6%	
圏域	234,479	229,240	231,712	-2,767
	67.5%	69.9%	69.9%	

出典：国勢調査

図7 市町村内総生産の推移



※ 各市町村の総生産額は、それぞれ百万円未満を四捨五入している。

出典：茨城県市町村民経済計算

(2) 商業

圏域の2016（平成28）年の商業（卸売業及び小売業）事業所数は6,486事業所、商業従業者数は55,792人となっています。

圏域の商業事業所数の推移をみると、2004（平成16）年は9,113事業所でしたが、2016（平成28）年には6,486事業所と約28.8パーセント減少しています。

また、圏域の商業従業者数の推移をみると、2004（平成16）年は66,592人でしたが、2016（平成28）年には55,792人と約16.2パーセント減少しています。

さらに、圏域の年間商品販売額の推移をみると、2012（平成24）年に減少しましたが、その後増加に転じています。

表 15 圏域の商業事業所数の推移

（単位：事業所）

市町村名	2004年	2007年	2012年	2014年	2016年	2016年-2004年
水戸市	4,009	3,529	2,687	2,652	2,848	-1,161
笠間市	1,124	987	773	701	727	-397
ひたちなか市	1,674	1,534	1,120	1,154	1,247	-427
那珂市	554	508	390	374	393	-161
小美玉市	495	446	348	333	374	-121
茨城町	335	357	279	276	283	-52
大洗町	371	387	262	256	244	-127
城里町	240	217	166	161	152	-88
東海村	311	287	225	211	218	-93
圏域計	9,113	8,252	6,250	6,118	6,486	-2,627

※事業所数は、卸売業と小売業の合計値

出典：商業統計調査（平成16年，平成19年，平成26年）
経済センサス活動調査（平成24年，平成28年）

表 16 圏域の商業従業者数の推移

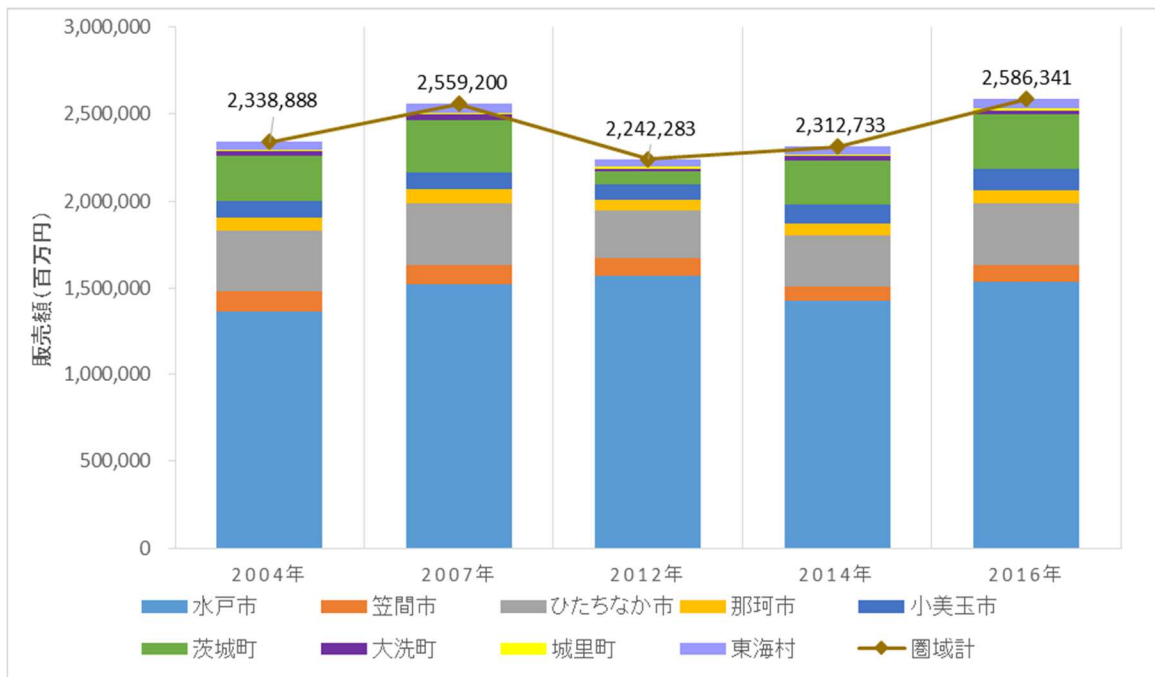
(単位:人)

市町村名	2004年	2007年	2012年	2014年	2016年	2016年-2004年
水戸市	33,556	30,834	22,389	24,320	26,539	-7,017
笠間市	6,169	5,489	4,489	3,964	4,660	-1,509
ひたちなか市	12,653	11,614	8,609	9,348	11,311	-1,342
那珂市	3,486	3,446	2,745	2,572	2,930	-556
小美玉市	3,374	3,124	2,803	2,685	3,360	-14
茨城町	2,574	3,083	2,490	2,485	3,031	457
大洗町	1,602	1,679	1,028	1,125	1,131	-471
城里町	915	993	697	847	818	-97
東海村	2,263	2,336	1,759	1,633	2,012	-251
圏域計	66,592	62,598	47,009	48,979	55,792	-10,800

※従業者数は、卸売業と小売業の合計値

出典:商業統計調査(平成16年,平成19年,平成26年)
経済センサス活動調査(平成24年,平成28年)

図 8 圏域の年間商品販売額の推移



※圏域の年間商品販売額は、各市町村の年間商品販売額（百万円未満四捨五入）の合計

出典:商業統計調査(平成16年,平成19年,平成26年)
経済センサス活動調査(平成24年,平成28年)

(3) 工業

圏域の2018（平成30）年の製造業事業所数は941事業所、製造業従業者数は51,274人となっており、2005（平成17）年と比較すると、製造業事業所数は365事業所減少し、製造業従業者数は1,330人減少しています。

圏域の製造品出荷額等の推移をみると、2005年（平成17）年、2010（平成22）年、2015（平成27）年は1兆5000億円前後でしたが、2018（平成30）年は約1兆8400億円となり、2015（平成27）年に比べ約21.4パーセント増加しました。

表17 製造業事業所数の推移

（単位：事業所）

市町村名	2005年	2010年	2015年	2018年	2018年-2005年
水戸市	318	259	231	210	-108
笠間市	238	188	195	160	-78
ひたちなか市	263	238	223	204	-59
那珂市	94	80	82	72	-22
小美玉市	147	127	134	123	-24
茨城町	68	58	56	58	-10
大洗町	73	56	52	45	-28
城里町	45	38	35	30	-15
東海村	60	48	46	39	-21
圏域計	1,306	1,092	1,054	941	-365

出典：工業統計調査（平成17年、平成22年、令和元年（平成30年実績））
平成28年経済センサス活動調査（平成27年実績）
※従業員4人以上の事業所

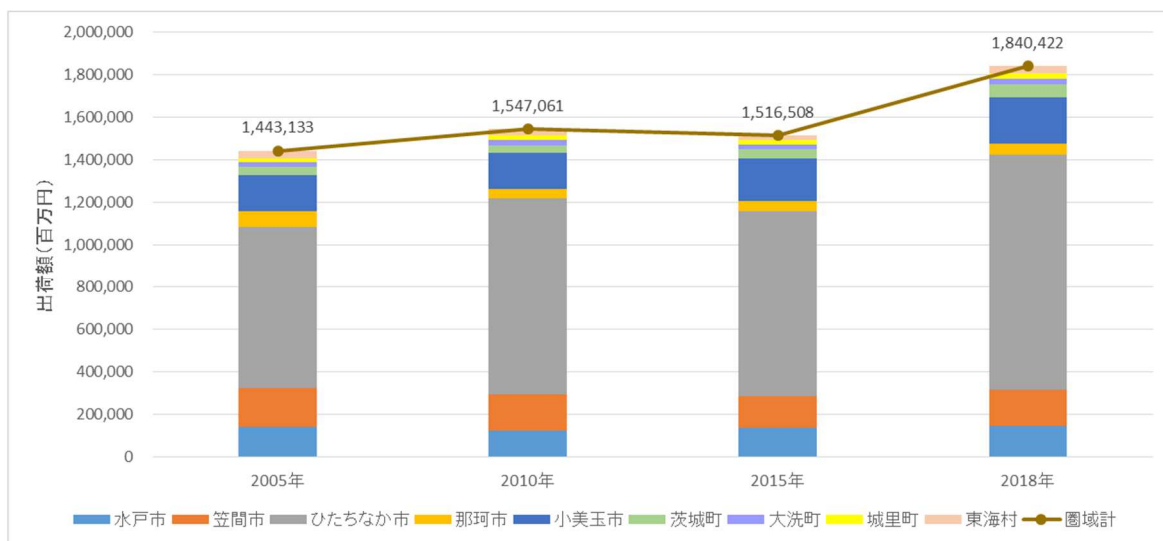
表18 製造業従業者数の推移

（単位：人）

市町村名	2005年	2010年	2015年	2018年	2018年-2005年
水戸市	7,459	7,135	6,170	6,240	-1,219
笠間市	7,519	6,324	6,300	6,229	-1,290
ひたちなか市	20,480	20,928	20,265	23,024	2,544
那珂市	2,652	2,483	2,399	2,376	-276
小美玉市	7,458	6,888	6,519	6,865	-593
茨城町	1,805	1,919	1,728	2,221	416
大洗町	1,350	1,423	1,216	1,248	-102
城里町	945	938	840	881	-64
東海村	2,936	2,991	1,250	2,190	-746
圏域計	52,604	51,029	46,687	51,274	-1,330

出典：工業統計調査（平成17年、平成22年、令和元年（平成30年実績））
平成28年経済センサス活動調査（平成27年実績）
※従業員4人以上の事業所

図9 製造品出荷額等の推移



※ 従業員4人以上の事業所

※ 圏域の出荷額は、各市町村の出荷額（百万円未満四捨五入）の合計

出典：工業統計調査（平成17年，平成22年，令和元年（平成30年実績））

平成28年経済センサス活動調査（平成27年実績）

(4) 農業

圏域の販売農家数の推移をみると、2005（平成17）年は17,909戸でしたが、2020（令和2）年には9,907戸と約44.7パーセント減少しています。

また、農業産出額の推移をみると、2016（平成28）年及び2017（平成29）年は産出額が前年より増加しましたが、2018（平成30）年から減少に転じました。

表19 販売農家数、経営耕地面積の推移

（単位：戸，ha）

市町村名	2005年		2010年		2015年		2020年
	販売農家数	経営耕地面積	販売農家数	経営耕地面積	販売農家数	経営耕地面積	販売農家数
水戸市	3,776	4,695	3,245	4,528	2,637	3,771	2,099
笠間市	3,424	3,931	3,085	3,887	2,580	3,457	2,050
ひたちなか市	1,462	1,936	1,261	1,825	1,045	1,648	834
那珂市	2,196	2,540	1,818	2,376	1,291	1,942	996
小美玉市	2,343	4,024	2,075	4,166	1,737	3,676	1,294
茨城町	2,294	3,712	2,014	3,614	1,642	3,353	1,381
大洗町	221	490	195	528	163	493	122
城里町	1,581	1,660	1,342	1,523	1,051	1,331	827
東海村	612	737	483	552	399	496	304
圏域計	17,909	23,725	15,518	22,999	12,545	20,167	9,907
茨城県	84,845	122,757	70,884	116,601	57,239	107,171	43,939
圏域計／茨城県	21.1%	19.3%	21.9%	19.7%	21.9%	18.8%	22.5%

出典：農林業センサス

※販売農家：経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売額が50万円以上の農家

※経営耕地面積：面積が30アール以上の規模の農地

※令和2年（速報値）には、販売農家の経営耕地面積に関する集計データなし

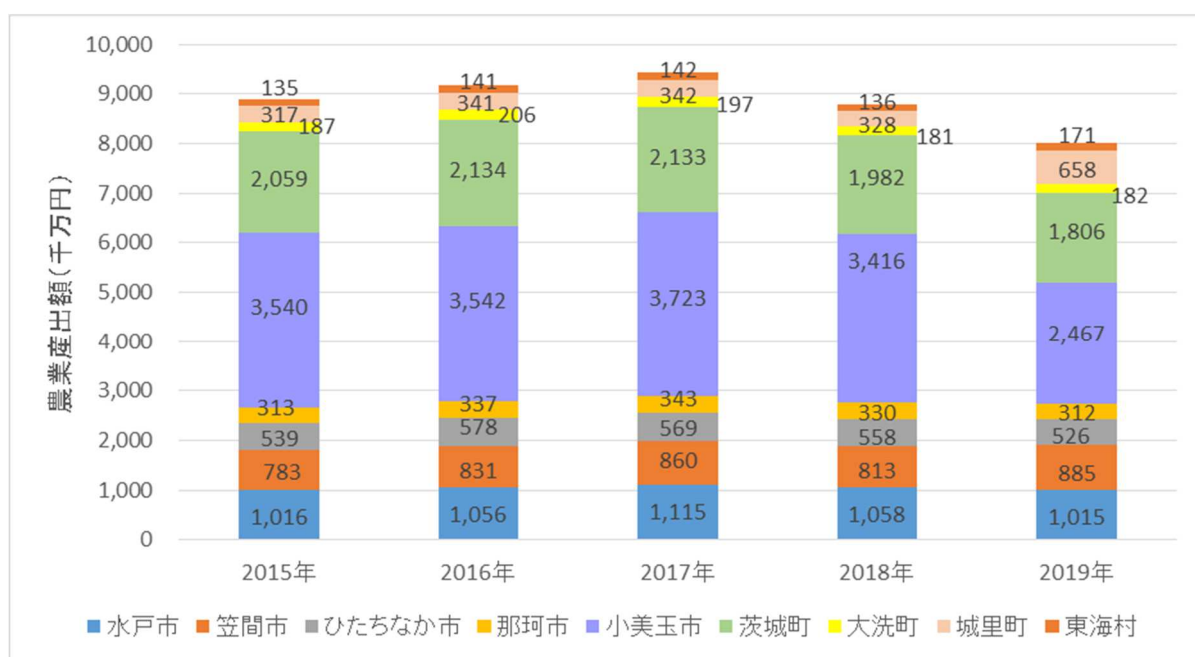
表 20 農業産出額の推移

(単位: 千万円)

市町村名	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2019年－2015年
水戸市	1,016	1,056	1,115	1,058	1,015	-1
笠間市	783	831	860	813	885	102
ひたちなか市	539	578	569	558	526	-13
那珂市	313	337	343	330	312	-1
小美玉市	3,540	3,542	3,723	3,416	2,467	-1,073
茨城町	2,059	2,134	2,133	1,982	1,806	-253
大洗町	187	206	197	181	182	-5
城里町	317	341	342	328	658	341
東海村	135	141	142	136	171	36
圏域計	8,889	9,166	9,424	8,802	8,022	-867
茨城県	44,600	48,072	48,686	44,072	42,003	-2,597
圏域計／茨城県	19.9%	19.0%	19.3%	19.9%	19.1%	

出典：市町村別農業産出額（推計）
 （農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）
 （農林水産省）

図 10 圏域の農業産出額の推移



出典：市町村別農業産出額（推計）
 （農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）
 （農林水産省）

5 都市機能の集積状況

(1) 医療

圏域には国立・県立・公的医療機関をはじめ、528 か所の医療機関が立地しています。水戸市には、病院及び診療所のそれぞれ約半数が集中しています。

圏域の救急医療については、重篤な救急患者に対応する第三次救急医療機関が2か所、入院治療を要する救急患者に対応する第二次救急医療機関が13か所、休日・夜間に比較的軽症の救急患者に対応する初期救急医療機関（休日夜間急患センター）が3か所あります。また、周産期医療については、リスクの高い妊産婦や新生児に対応する総合周産期母子医療センターが1か所、比較的风险の高い妊産婦や新生児に対応する地域周産期母子医療センターが1か所あります。

圏域の医療施設従事医師数は1,385人ですが、人口10万人当たり医師数195.4人を茨城県及び全国と比較すると、茨城県より7.9人多いものの、全国より51.3人少ない状況です。主たる診療科を小児科とする医師数は、圏域で79人であり、水戸市に57人と集中しています。人口10万人当たり小児科医数で見ると、水戸市と東海村を除いて全国を下回っています。また、主たる診療科を産婦人科とする医師数は、圏域で61人であり、医師が従事しているのは水戸市、笠間市、ひたちなか市に限られています。

圏域の市町村を管轄する保健所は3か所に分かれています。そのうちの水戸市保健所は、水戸市の中核市移行に伴い新たに設置されました。

表 21 圏域内の医療施設数、病床数

(単位:箇所,床)

区分	病院数	病床数	人口10万人 あたり施設 数	診療所数		
				診療所数	病床数	人口10万人 あたり施設 数
水戸市	25	3,331	9.3	240	221	89.0
笠間市	5	1,215	6.7	41	57	55.2
ひたちなか市	6	574	3.9	90	155	58.0
那珂市	4	552	7.5	33	68	61.8
小美玉市	5	625	10.2	20	18	40.7
茨城町	2	791	6.3	18	19	56.4
大洗町	1	177	6.3	10	0	62.5
城里町	1	56	5.4	9	0	48.8
東海村	2	426	5.3	16	19	42.4
圏域	51	7,747	7.2	477	557	66.6

※ 医療施設のうち、病院は病床が20床以上のもの、診療所は病床が20床未満又は無床のものをいう。

出典:茨城県「茨城県医療施設調査・病院報告の概況」(令和元年10月現在)

表 22 救急医療, 周産期医療

機能	区分	機関名称
第三次救急医療機関	水戸市	水戸済生会総合病院
	茨城町	水戸医療センター
第二次救急医療機関	水戸市	水戸赤十字病院, 水府病院, 水戸中央病院, 水戸協同病院 誠潤会水戸病院, 水戸ブレインハートセンター
	笠間市	県立中央病院
	ひたちなか市	ひたちなか総合病院, 勝田病院
	小美玉市	小美玉市医療センター, 石岡循環器科脳神経外科病院
	大洗町	大洗海岸病院
	東海村	茨城東病院
初期救急医療機関 (休日夜間急患センター)	水戸市	水戸市休日夜間緊急診療所
	笠間市	笠間市立病院
	ひたちなか市	ひたちなか市休日夜間診療所
総合周産期母子医療センター	水戸市	水戸済生会総合病院・県立こども病院
地域周産期母子医療センター	水戸市	水戸赤十字病院
周産期救急医療協力病院	水戸市	石渡産婦人科病院
		江幡産婦人科・内科病院

出典：茨城県「茨城県救急医療体制図(令和3年4月現在)」
「茨城県周産期医療体制図(令和2年4月現在)」

表 23 休日夜間急患センター等の診療科・診療日

市町村名	診療所・病院	休日夜間の別	診療科				診療日				受付時間
			内科	外科	小児科	歯科	日曜日	祝日	年末年始	平日	
水戸市	水戸市休日夜間緊急診療所	休日	○	○	○	○	○	○	○	△	9:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:15
		夜間	○	—	○	—	○	○	○	○	19:30 ~ 22:15
笠間市	笠間市立病院	休日	○	—	—	—	○	○	○	△	9:00 ~ 17:00
		夜間	○	—	—	—	—	—	—	○	19:00 ~ 21:00
ひたちなか市	ひたちなか市休日夜間診療所	休日	○	○	○	—	○	○	○	△	9:00 ~ 11:30 13:00 ~ 15:30
		夜間	—	—	○	—	—	—	—	△	19:00 ~ 21:30
	ひたちなか総合病院 (夜間の小児科に限る)	夜間	—	—	○	—	○	○	○	—	19:00 ~ 21:30

※ △:土曜日のみ

出典：各市町村調, 水戸市保健所調(2021年4月)

表 24 休日夜間急患センターにおける受診者の状況

(単位:人)

	受診者の居住地の内訳										合計
	水戸市	笠間市	ひたちなか市	那珂市	小美玉市	茨城町	大洗町	城里町	東海村	その他	
水戸市休日夜間 緊急診療所	3,339 69.4%	231 4.8%	240 5.0%	154 3.2%	70 1.5%	276 5.7%	54 1.1%	120 2.5%	28 0.6%	300 6.2%	4,812 100%
笠間市立病院	14 1.5%	856 94.1%	- -	- -	8 0.9%	7 0.8%	- -	7 0.8%	- -	17 1.9%	909 100%
ひたちなか市休 日夜間診療所	108 4.8%	3 0.1%	1,703 75.3%	164 7.3%	1 0.0%	9 0.4%	21 0.9%	5 0.2%	137 6.1%	111 4.9%	2,262 100%

※ 上段：受診者数，下段：合計に占める割合

出典：各市町村調，水戸市保健所調(2020年度)

表 25 医師数及び看護職数

(単位:人)

	医師数	小児科 医数	産婦人 科医数	看護 職数	人口 10 万人当たり			
					医師数	小児科 医数	産婦人 科医数	看護 職数
水戸市	687	57	33	4,045	254.2	21.1	12.2	1,496.5
笠間市	235	5	13	1,179	313.2	6.7	17.3	1,571.4
ひたちなか市	195	8	15	1,236	125.3	5.1	9.6	793.9
那珂市	53	1	-	414	98.9	1.9	-	772.6
小美玉市	31	1	-	338	62.4	2.0	-	680.7
茨城町	121	1	-	777	376.9	3.1	-	2,420.3
大洗町	14	-	-	108	86.2	-	-	665.4
城里町	8	-	-	104	42.6	-	-	554.3
東海村	41	6	-	400	109.0	16.0	-	1,063.4
圏域	1,385	79	61	8,601	195.4	11.1	8.6	1,213.2
茨城県	5,394	291	210	31,015	187.5	10.1	7.3	1,078.0
全 国	311,963	17,321	10,778	1,612,951	246.7	13.7	8.5	1,275.6

※ 医師数は医療施設従事医師数，小児科医数及び産婦人科医数はそれぞれ主たる診療科の医療施設従事医師数である。なお，産婦人科医数には産科医数を含む。

※ 看護職は，保健師，助産師，看護師及び准看護師をいう。

出典：茨城県保健福祉部「茨城県医師・歯科医師・薬剤師統計の概況」(2018年12月31日現在)，
「保健師助産師看護師の現状」(2018年12月31日現在)

表 26 保健所の状況

保健所	管轄市町村		保健医療圏
	圏域	圏域外	
水戸市保健所	水戸市		水戸保健医療圏
茨城県中央保健所	笠間市，小美玉市，茨城町， 大洗町，城里町		
茨城県ひたちなか 保健所	ひたちなか市，那珂市， 東海村	常陸太田市，常陸大宮市， 大子町	常陸太田・ひたちなか 保健医療圏

出典：茨城県ホームページ「県内保健所一覧」(2021年3月)

(2) 福祉

高齢者等のサービス需要の増加により、高齢者福祉施設や障害福祉サービス事業所が数多く設置されています。水戸市には、圏域の高齢者福祉施設の約38パーセント、障害福祉サービス事業所の約45パーセントが集中しています。

表 27 高齢者福祉施設の状況

(単位:箇所,人)

	特別養護老人ホーム		養護老人ホーム		軽費老人ホーム (ケアハウス)		合計	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
水戸市	24	1,591	2	170	5	240	31	2,001
笠間市	5	368	-	-	3	115	8	483
ひたちなか市	9	494	1	60	1	15	11	569
那珂市	5	377	2	180	1	64	8	621
小美玉市	8	582	-	-	1	50	9	632
茨城町	4	220	-	-	1	50	5	270
大洗町	2	130	-	-	-	-	2	130
城里町	2	120	-	-	1	15	3	135
東海村	3	333	-	-	1	61	4	394
圏域	62	4,215	5	410	14	610	81	5,235

出典:茨城県「茨城県内の老人福祉施設一覧」(平成31年4月1日現在)

表 28 主な障害福祉サービス事業所の状況

(単位:箇所)

	障害者					障害児			合計
	訪問系	日中活動系	短期入所	入所, グループホーム	相談等支援	通所支援	入所	相談支援	
水戸市	81	159	20	44	46	81	2	19	452
笠間市	11	31	3	13	14	15	-	6	93
ひたちなか市	21	46	4	11	21	32	-	10	145
那珂市	22	32	7	8	14	27	-	10	120
小美玉市	8	17	2	5	10	12	-	4	58
茨城町	5	15	7	7	6	6	1	2	49
大洗町	4	-	-	-	3	2	-	1	10
城里町	3	6	-	-	1	2	-	1	13
東海村	4	15	4	5	11	7	1	9	56
圏域	159	321	47	93	126	184	4	62	996

※ 事業所数については、サービスの種類ごとに1箇所と数えている。

出典:茨城県「指定障害者福祉サービス事業者一覧」(2020年9月1日現在)

(3) 広域交通網

圏域には、鉄道や高速道路が整備されているのをはじめ、茨城港常陸那珂港区及び茨城港大洗港区、さらには、北関東唯一の空港である茨城空港が立地しており、陸・海・空の交通ネットワークが形成されています。

鉄道では、JR常磐線、JR水戸線、JR水郡線のほか、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線、ひたちなか海浜鉄道湊線が運行しており、2020（令和2）年度JRの主な駅の1日平均の乗車人員をみると、多い順に水戸駅 22,175 人、勝田駅 9,904 人、赤塚駅 4,690 人となっています。

バスについては、主要駅からその近郊を中心に路線バスが走るとともに、常磐自動車道等の高速道路経由で東京、京都・大阪、名古屋、仙台、宇都宮、成田方面等に高速バスが運行しています。このほか、各市町村では、コミュニティバスやデマンド交通を導入し、路線バスの運行空白地等を運行しており、公共交通を補完しています。

また、茨城空港においては、国内線4路線、国際線3路線が就航しているほか、茨城港常陸那珂港区及び茨城港大洗港区においては、多くの国内外の定期航路があります。

図 11 圏域内の鉄道路線

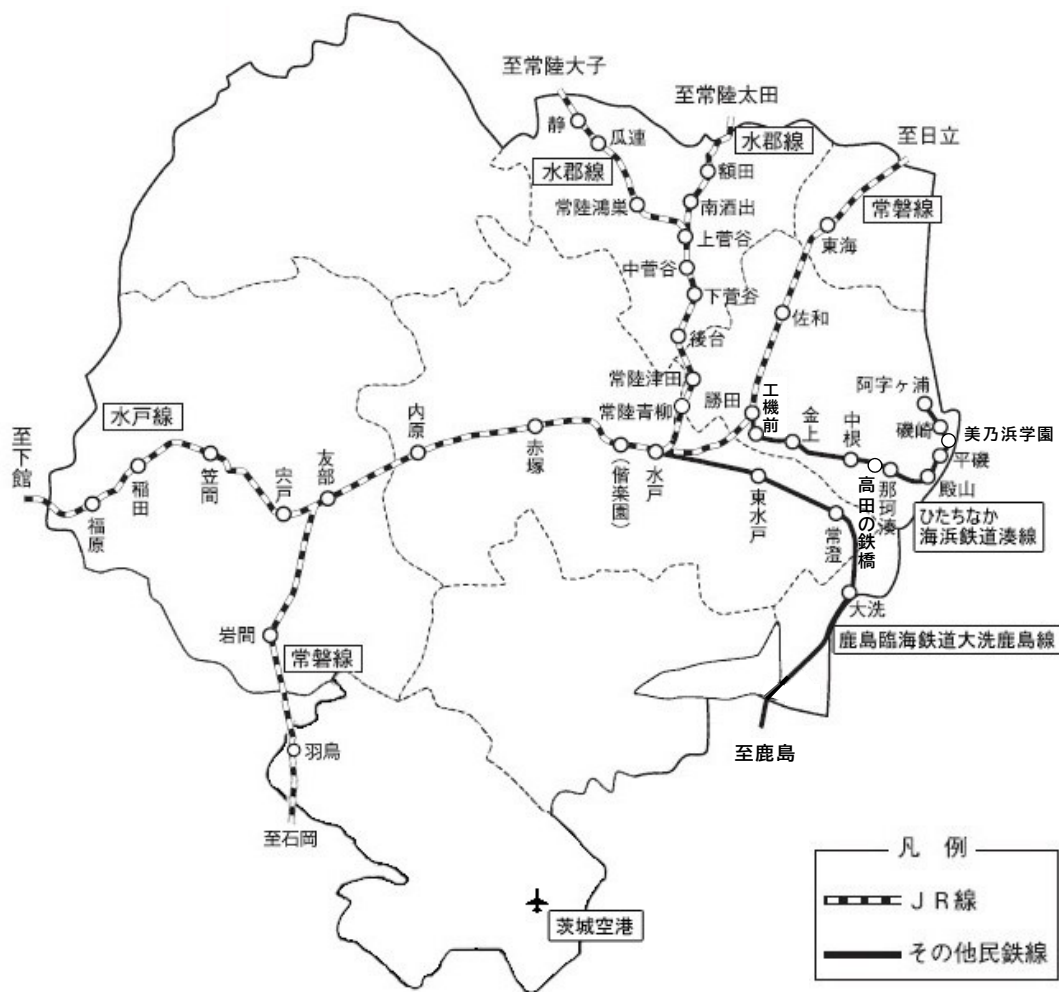


表 29 主な鉄道の駅の1日平均の乗車人員

(単位:人)

事業者	駅の所在市町村	主な駅	一日平均の乗車人員	
J R 東 日 本	水 戸 市	水戸駅	22,175	(29,172)
		赤塚駅	4,690	(6,354)
		内原駅	2,083	(2,758)
	笠 間 市	友部駅	2,565	(3,531)
		笠間駅	1,088	(1,292)
		岩間駅	1,063	(1,312)
	ひたちなか市	勝田駅	9,904	(13,586)
		佐和駅	3,230	(3,887)
那 珂 市	上菅谷駅	607	(734)	
小 美 玉 市	羽鳥駅	1,797	(2,290)	
東 海 村	東海駅	4,021	(5,055)	
鹿 島 臨 海 鉄 道	水 戸 市	水戸駅	2,971	(4,163)
		常澄駅	596	(725)
	大 洗 町	大洗駅	1,518	(2,150)
ひ ち ち な か 海 浜 鉄 道	ひたちなか市	勝田駅	839	(1,266)
		那珂湊駅	476	(712)

※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているため、参考値として2019年度乗車人員を括弧書きで記載する。また、一日平均の乗車人員500人以上の駅を記載している。

出典：JR東日本ホームページ「各駅の乗車人員」 2020年度（2019年度）
水戸市政策企画課調 2020年度（2019年度）

表 30 高速道路

路線	市町村	インターチェンジ
常磐自動車道	水 戸 市	水戸, 水戸北スマート
	笠 間 市	岩間, 友部SAスマート
	那 珂 市	那珂
	小 美 玉 市	石岡・小美玉スマート
	東 海 村	東海スマート
北関東自動車道 (東水戸道路及び常陸 那珂有料道路区間を 含む)	水 戸 市	水戸南, 水戸大洗
	笠 間 市	笠間西, 友部
	ひ ち ち な か 市	ひたちなか, ひたち海浜公園, 常陸那珂港
東関東自動車道	茨 城 町	茨城町西, 茨城町東
	茨 城 町	茨城空港北

出典：東日本高速道路株式会社ホームページ(2021年5月)

表 31 圏域市町村から高速バスが運行している都市及び空港

	東京	京都 大阪	名古屋	仙台	宇都宮	つくば	羽田 空港	成田 空港	茨城 空港
水 戸 市	○	○	○	○	○	○	○	○	○
笠 間 市	○								
ひたちなか市	○		○	○			○	○	○
那 珂 市	○								
小 美 玉 市	○					○			
茨 城 町	○								
東 海 村	○		○	○			○	○	○

※ 運休中の路線を含む。

出典：茨城交通及び関東鉄道のホームページ(2021年5月)

表 32 コミュニティバスの運行状況

(単位：日，人)

	名称	運行車両	利用対象者	年間運行日数 (令和2年度)	年間利用者数 (令和2年度)
笠間市	かさま観光周遊バス	中型バス(定員36人)1台	限定なし	316	15,348
ひたちなか市	スマイルあおぞらバス	中型ノンステップバス(定員30人)5台, ワゴン車(定員9人)3台	限定なし	359	146,529
小美玉市	市内循環バス	小型ノンステップバス(定員31人)2台	限定なし	294	18,055
大洗町	循環バス「海遊号」	中型ノンステップバス(定員53人)1台	限定なし	365	45,393
	じんぐりバス「なっちゃん号」	小型バス(定員38人)1台		237	3,503

出典：水戸市交通政策課調(2021年5月)

表 33 デマンド交通の運行状況

(単位：日，人)

	名称	運行車両	利用対象者	運行日数 (令和2年度)	利用者数 (令和2年度)
水戸市	1,000円タクシー	セダン車(定員4人)5台	住民限定	243~293 ※地域で異なる	1,656
笠間市	デマンドタクシーかさま	ワゴン車(定員10人)10台	住民限定	284	41,946
那珂市	ひまわりタクシー	セダン車(定員4人)4台, ワゴン車(定員9人)2台	住民限定	293	16,805
茨城町	ひぬま〜る	セダン車(定員4人)1台	住民限定	243	2,801
城里町	ふれあいタクシー	ワゴン車(定員7人)2台, セダン車(定員3人)1台	住民限定	243	10,819
東海村	あいのりくん	セダン車(定員3人)6台	住民限定	293	37,732

出典：水戸市交通政策課調(2021年5月)

表 34 茨城空港の航空路線

空港名	主な就航路線		利用者数
茨城空港 (小美玉市)	国内線	札幌，神戸，福岡，那覇	208,570人 (635,279人)
	国際線	上海，西安，台北	-人 (140,723人)

※ 運休中の路線を含む。

※ 2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているため、参考値として2019年度利用者数を括弧書きで記載する。

出典：茨城空港ホームページ「フライト情報」「旅客実績」2020年度(2019年度)

表 35 茨城港の定期航路

○ 常陸那珂港区（ひたちなか市，東海村）

定期航路		主な就航先
国内	北海道定期 RORO 航路	苫小牧
	清水・大分定期 RORO 航路	清水，大分
	国際フィーダー航路	鹿島，横浜・東京 ※横浜・東京で 00CL 東南アジア航路等に接続
国外	北米定期コンテナ航路	北米西岸，清水，横浜，東京，釜山，大阪，名古屋
	韓国・中国定期コンテナ航路	仙台，八戸，釧路，苫小牧，酒田，釜山，蔚山，光陽，上海，寧波，清水ほか 2 航路
	韓国定期コンテナ航路	釜山新港，釜山，徳島，清水，鹿島，仙台，八戸
	北米定期 RORO 航路	ロングビーチ，北米東岸
	欧州定期 RORO 航路	ピレウス，リボルノ，バルセロナ，ニューカスル，ロッテルダム，アムステルダム，ブレーマーハーフェン
	極東ロシア定期 RORO 航路	横浜，釜山，ウラジオストック・ナホトカ
	中国・東南アジア定期 RORO 航路	横浜，名古屋，神戸，東播磨，馬山，上海，広州，レムチャバン，ジャカルタ
	東・南アフリカ定期 RORO 航路	モンバサ，ダルエスサラーム，マプト
	南アメリカ定期 RORO 航路	上海，サンアントニオ等
	東南アジア定期 RORO 航路	名古屋，バタンガス，ジャカルタ，ポートケラン，シンガポール，コタキナバル
	豪州定期 RORO 航路	横浜，タウンズヴィル，ブリスベン，ポートケンブラ，メルボルン，アデレード
	西ヨーロッパ定期 RORO 航路	ピレウス，リボルノ，ブリストル，ゼーブルージュ，ブレーマーハーフェン
	アフリカ定期 RORO 航路	ダーバン・マプト等ほか 1 航路

※ 運休中の航路を含む。

出典：茨城県「茨城県重要港湾の定期航路状況」（2021年3月）

○ 大洗港区（大洗町）

定期航路		就航先
国内	北海道定期フェリー航路	苫小牧

出典：茨城県「茨城県重要港湾の定期航路状況」（2021年3月）

(4) 大学，大学院，短期大学，専修学校等

圏域には，大学2校，大学院2校，短期大学2校，高等専門学校1校，専修学校24校などがあり，その多くが水戸市に立地しています。また，大学の研究施設が笠間市，大洗町，東海村に立地しています。

表 36 圏域内の大学，大学院，短期大学及び高等専門学校 (単位：人)

分類	名称	学部・学科名	学生数	
大学	国立 茨城大学 (水戸市)	人文社会科学部	現代社会学科	538
			法律経済学科	496
			人間文化学科	450
		教育学部	学校教育教員養成課程	1,013
			養護教諭養成課程	147
		理学部	理学科	907
		工学部	機械システム工学科(昼間コース)	402
			機械システム工学科(フレックスコース)	123
			電気電子システム工学科	383
			物質科学工学科	330
	情報工学科		371	
	農学部	都市システム工学科	269	
		食生命科学科	332	
	私立 常磐大学 (水戸市)	人間科学部	地域総合農学科	335
			心理学科	373
			教育学科	304
			現代社会学科	440
		総合政策学部	コミュニケーション学科	250
			健康栄養学科	327
			経営学科	414
看護学部		法律行政学科	277	
		総合政策学科	330	
		看護学科	349	
大学院	国立 茨城大学 (水戸市)	人文社会科学 研究科	文化科学専攻	27
			社会科学専攻	27
		教育学研究科	障害児教育専攻	8
			教科教育専攻	38
			養護教育専攻	7
			学校臨床心理専攻	18
			教育実践高度化専攻	30
		理工学研究科 (博士前期課程)	量子線科学専攻	202
			理学専攻	107
			機械システム工学専攻	224
	電気電子システム工学専攻		133	
	情報工学専攻		71	
	理工学研究科 (博士後期課程)	都市システム工学専攻	63	
		量子線科学専攻	32	
複雑系システム科学専攻		24		
農学研究科	社会インフラシステム科学専攻	19		
私立 常磐大学 (水戸市)	人間科学研究科	人間科学専攻	19	
		農学専攻	95	
短期 大学	私立 常磐短期大学 (水戸市)	キャリア教養学科	126	
		幼児教育保育学科	251	
	私立 茨城女子短期大学 (那珂市)	表現文化学科	38	
保育科		163		
高等専 門学校	国立 茨城工業高等専門学校 (ひたちなか市)	国際創造工学科	997	
		産業システムデザイン工学専攻	46	

※ 常磐大学及び常磐短期大学，茨城工業高等専門学校…2021年度，その他の学校…2020年度

※ 茨城大学の工学部，農学部のキャンパスは，それぞれ日立市，阿見町にある。

出典：各大学等ホームページ又は資料

表 37 専修学校, 各種学校等

区分	所在地	分野	学校名
専修学校	水戸市	工業	水戸日建工科専門学校, 水戸電子専門学校, 専門学校水戸自動車大学校
		農業	日本農業実践学園, 鯉淵学園農業栄養専門学校
		医療	茨城歯科専門学校, 水戸市医師会看護専門学院, 医療専門学校水戸メディカルカレッジ
		衛生	中川学園調理技術専門学校, 茨城県理容生活衛生同業組合立茨城県中央理容美容専門学校, 水戸美容専門学校, 専門学校水戸ビューティカレッジ
		教育・社会福祉	リリーこども&スポーツ専門学校, いばらき中央福祉専門学校, 水戸看護福祉専門学校, 大原医療福祉専門学校水戸校, 駿優国際医療ビジネス専門学校
		商業実務	水戸経理専門学校, 大原簿記情報公務員専門学校水戸校
		文化・教養	専門学校文化デザイナー学院, 茨城音楽専門学校, 専修学校河合塾水戸校
	笠間市	医療	茨城県立中央看護専門学校
専修学校	茨城町	農業	茨城県立農業大学校
	各種学校	水戸市	服飾・家政
文化・教養			水戸駿優予備学校, 茨城朝鮮初中高級学校
その他	水戸市	職業訓練	茨城県立産業技術短期大学校, 茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院
	笠間市	陶芸	茨城県立笠間陶芸大学校

出典：茨城県ホームページ「私立専修学校一覧」（2020年8月）, 「私立各種学校一覧」（2021年5月）, 「県出先機関・関係機関」（2020年8月）

表 38 大学の研究施設

所在市町村	大学	施設
笠間市	国立大学法人東京大学	大学院農学生命科学研究科附属牧場
大洗町	国立大学法人東北大学	金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター
東海村	国立大学法人茨城大学	東海サテライトキャンパス（フロンティア応用原子科学研究センター, 大学院理工学研究科量子線科学専攻）
	国立大学法人東京大学	大学院工学系研究科原子力専攻

出典：各大学ホームページ

(5) 文化・スポーツ

各市町村には、ホールや美術館・博物館、体育施設、図書館があり、住民が利用するほか、観光や催し物の開催などに利用されています。

また、市町村は協定を結び、それぞれが保有する体育施設や図書館など相互利用に供しています。

2020年度における居住市町村を除いた圏域内施設の利用状況をみると、体育施設が106,868人、図書館が84,048人に上り、多くの住民が他市町村の施設を利用していることがうかがえます。

人口が減少する中、今後、各自治体が多く数の公共施設を保有することが難しくなることが想定されており、施設の相互利用は、住民サービスの維持・向上の面から一層有用になります。

表 39 主なホール、美術館・博物館

市町村名	ホール	美術館・博物館
水戸市	ザ・ヒロサワ・シティ会館(県民文化センター)、茨城教育会館	茨城県立歴史館、茨城県近代美術館、水戸芸術館、水戸市立博物館、水戸市平和記念館、水戸城跡二の丸展示館、水戸市内原郷土史義勇軍資料館、水戸市埋蔵文化財センター、徳川ミュージアム、常陽史料館
笠間市	笠間公民館	茨城県陶芸美術館、笠間日動美術館、春風萬里荘、笠間稲荷美術館、田中嘉三記念館
ひたちなか市	文化会館、ワークプラザ勝田、ふれあい交流館(那珂湊総合福祉センター内)	ひたちなか市埋蔵文化財調査センター
那珂市	総合センターらぼーる	
小美玉市	四季文化館みの〜れ、小川文化センターアピオス、生涯学習センターコスモス	ひょうたん美術館、タカノフーズ納豆博物館
茨城町	茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」	
大洗町	トヨベツスマイルホール大洗(大洗文化センター、大洗町中央公民館、大洗町漁村センター)	大洗町幕末と明治の博物館、大洗海洋博物館、大洗美術館
城里町	コミュニティセンター城里	県埋蔵文化財センター「いせきびあ茨城」
東海村	東海文化センター、東海村産業・情報プラザ	東海村歴史と未来の交流館、東海ステーションギャラリー、東海原子力館(東海テラパーク)

出典：各市町村調(2021年5月)

表 40 主な体育施設・図書館

市町村名	運動公園・体育館等	図書館
水戸市	千波公園、堀原運動公園、青柳公園、総合運動公園、大串貝塚ふれあい公園、大塚池公園、東町運動公園、小吹運動公園、ケースデンキスタジアム水戸(市立競技場)、田野運動公園、元石川市民運動場、常澄運動場、常澄健康管理トレーニングセンター、内原ヘルスパーク、市立サッカー・ラグビー場	茨城県立図書館、市立中央図書館、市立東部図書館、市立西部図書館、市立見和図書館、市立常澄図書館、市立内原図書館
笠間市	総合公園、笠間市民体育館、岩間海洋センター、ゆかいふれあいセンター、ムラサキパークかさま	市立笠間図書館、市立友部図書館、市立岩間図書館
ひたちなか市	笠松運動公園、総合運動公園、那珂湊運動公園、松戸体育館、那珂湊体育館、那珂湊第二野球場、津田運動ひろば、佐野運動ひろば、石川運動ひろば、六ツ野スポーツの杜公園、東石川第4公園、西原公園	市立中央図書館、市立那珂湊図書館、市立佐野図書館
那珂市	那珂総合公園、中谷原公園、ふれあいの杜公園、瓜連体育館、神崎グラウンド、神崎テニスコート	市立図書館
小美玉市	希望ヶ丘公園、玉里運動公園、小川運動公園、小川海洋センター、玉里海洋センター	小川図書館、玉里図書館
茨城町	運動公園、フォレストぬまさきグラウンド	町立図書館
大洗町	トヨベツエンジョイパーク大洗(総合運動公園)、ビーチテニスクラブ	
城里町	常北運動公園、上古内多目的運動広場、健康管理トレーニングセンター、桂体育館、大桂公園、下赤沢運動広場、塩子運動広場、グリーン桂うぐいすの里	町立桂図書館
東海村	総合体育館、東海村テニスコート、阿漕ヶ浦公園	村立図書館

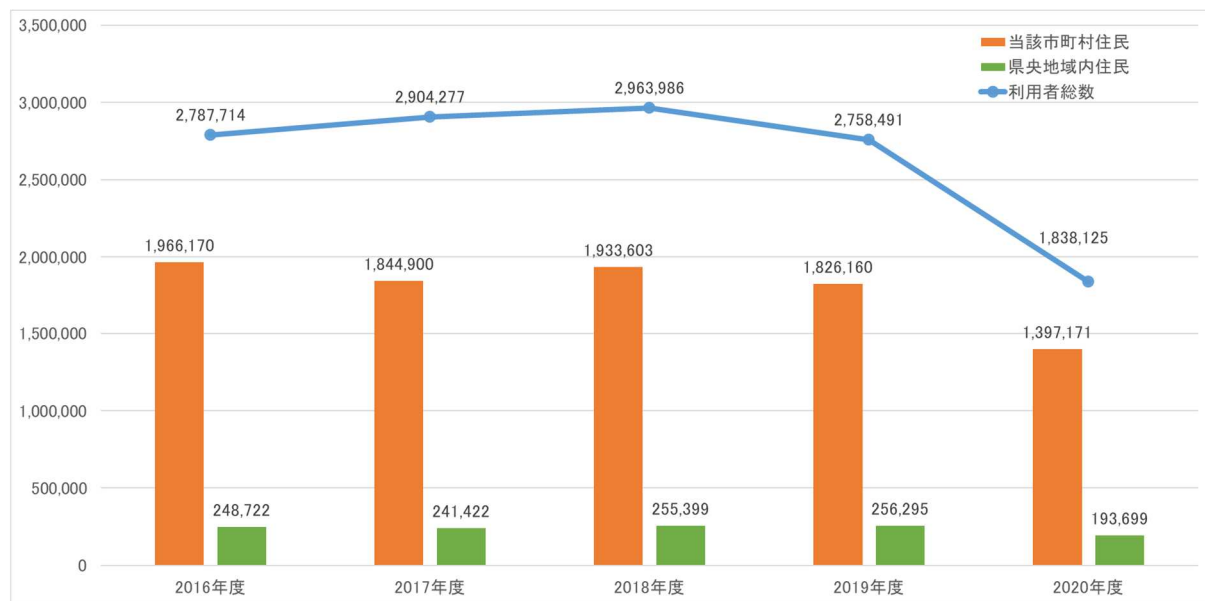
表 41 広域利用対象の体育施設・図書館等の利用状況(2020年度)

(単位：人)

	運動公園・体育館等				図書館				その他			
	利用者(住民)の内訳				利用者(住民)の内訳				利用者(住民)の内訳			
	市町村内	圏域内	圏域外	合計	市町村内	圏域内	圏域外	合計	市町村内	圏域内	圏域外	合計
水戸市	189,318 91.4%	16,260 7.8%	1,561 0.8%	207,139 100%	259,174 93.9%	14,839 5.4%	1,926 0.7%	275,939 100%	3,718 74.2%	1,274 25.4%	21 0.4%	5,013 100%
笠間市	-	-	-	-	166,382 67.0%	44,473 17.9%	37,455 15.1%	248,310 100%	-	-	-	-
ひたちなか市	238,156 81.1%	8,449 2.9%	47,127 16.0%	293,732 100%	130,425 97.6%	2,974 2.2%	317 0.2%	133,716 100%	-	-	-	-
那珂市	45,320 59.8%	25,377 33.5%	5,048 6.7%	75,745 100%	54,402 75.8%	16,263 22.6%	1,134 1.6%	71,799 100%	-	-	-	-
小美玉市	71,920 86.8%	930 1.1%	10,001 12.1%	82,851 100%	13,932 87.9%	208 1.3%	1,703 10.7%	15,843 100%	4,590 94.8%	14 0.3%	237 4.9%	4,841 100%
茨城町	17,843 76.6%	5,292 22.7%	156 0.7%	23,291 100%	14,760 80.0%	3,117 16.9%	579 3.1%	18,456 100%	-	-	-	-
大洗町	8,773 37.6%	13,652 58.6%	878 3.8%	23,303 100%	-	-	-	-	2,968 99.6%	-	11 0.4%	2,979 100%
城里町	41,973 90.8%	4,091 8.9%	149 0.3%	46,213 100%	9,007 65.7%	1,090 8.0%	3,607 26.3%	13,704 100%	9,488 90.0%	819 7.8%	229 2.2%	10,536 100%
東海村	95,657 70.9%	32,817 24.3%	6,470 4.8%	134,944 100%	5,733 83.4%	1,084 15.8%	56 0.8%	6,873 100%	13,632 91.9%	676 4.6%	517 3.5%	14,825 100%
合計	708,960 79.9%	106,868 12.0%	71,390 8.1%	887,218 100%	653,815 83.3%	84,048 10.7%	46,777 6.0%	784,640 100%	34,396 90.0%	2,783 7.3%	1,015 2.7%	38,194 100%

出典：水戸市政策企画課調

図 12 広域利用の状況



※ 利用者総数には、居住地不詳分を含む。

出典：水戸市政策企画課調

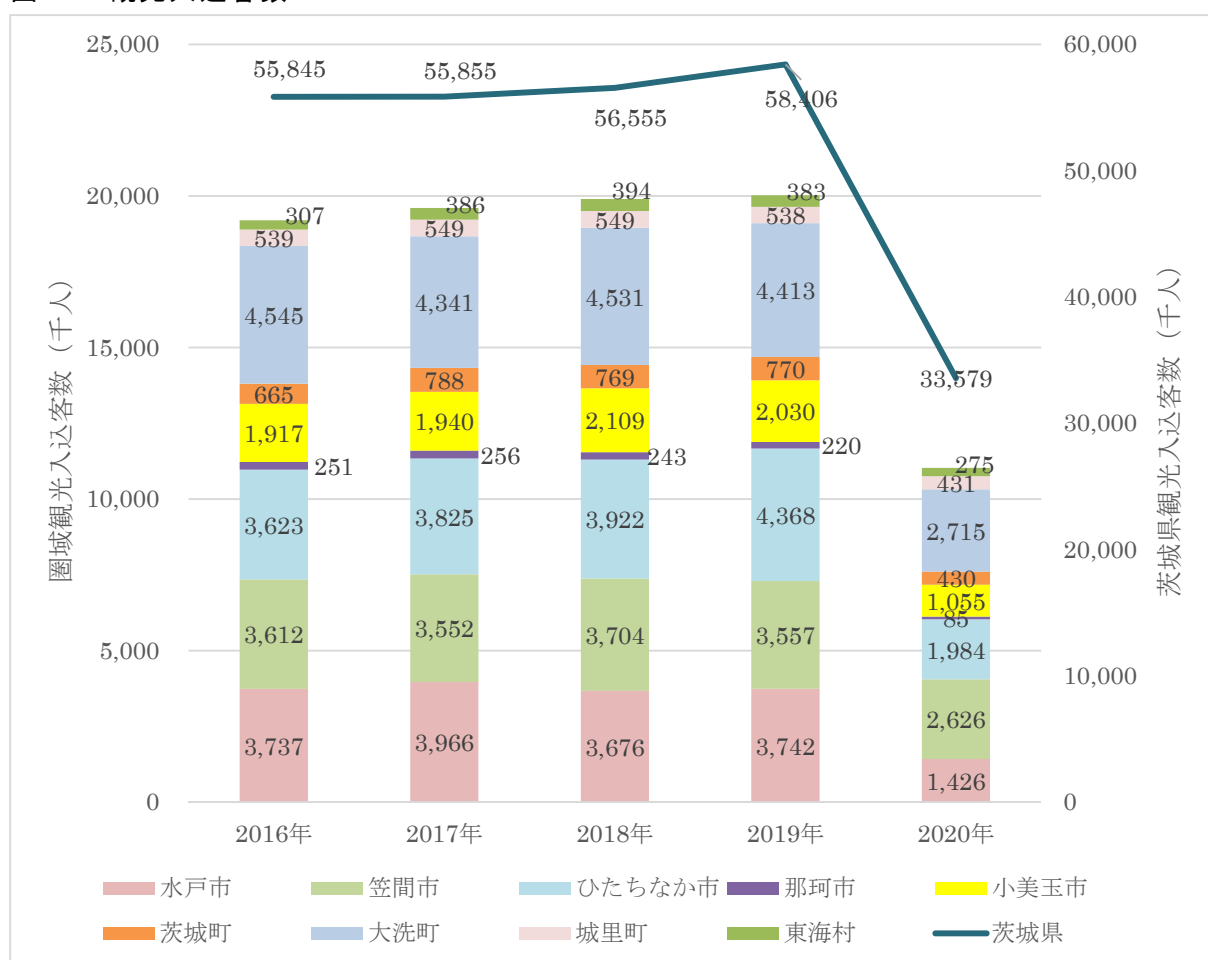
(6) 観光

圏域内には、日本遺産に認定された弘道館や偕楽園をはじめ、ネモフィラやコキアの開花時期にひときわにぎわう国営ひたち海浜公園のほか、日本三大稲荷に数えられる笠間稲荷神社や日本三体虚空蔵に数えられる村松山虚空蔵堂等の神社仏閣など、茨城県を代表する観光施設が数多く存在しています。また、ラムサール条約湿地に登録された涸沼、国の重要湿地に選定された千波湖、古徳沼などの豊かな自然、さらには、大洗サンビーチやふれあいの里（城里町総合野外活動センター）などのレジャー施設を有しており、近年は茨城空港の見学などでも多くの観光客が圏域を訪れています。

2019（令和元）年の年間観光入込客数をみると、大洗町が約441万人と最多で、ひたちなか市が約437万人と続き、水戸市、笠間市が300万人台となっています。

また、旅館・ホテルについては、圏域全体で274か所8,500室あります。市町村別でみると、水戸市に70か所4,191室、ひたちなか市に78か所1,896室あるほか、観光でにぎわう笠間市や大洗町にもそれぞれ31か所、47か所立地しています。

図13 観光入込客数



※ 国体参加者数及びゴルフ場利用者数を除く。

※ 茨城県、各市町村の観光入込客数の千人未満をそれぞれ四捨五入している。

出典：茨城県営業戦略部観光物産課「茨城の観光レクリエーション現況（観光客動態調査報告）」
（平成27年～令和元年）

表 42 主な観光関連施設（既出の施設を除く。）

	公園	歴史・文化施設	神社仏閣・名所旧跡	その他
水戸市	偕楽園, 保和苑, 水戸市植物公園, 水戸市森林公園, セツ洞公園	弘道館, 常陽藝文センター, けんしん天体研修館, プラネタリウム	偕楽園好文亭, 常磐神社, 千波湖, 大塚池, 水戸八景(青柳夜雨, 仙湖暮雪), 水戸城大手門	
笠間市	笠間芸術の森公園, 笠間つつじ公園, 北山公園	笠間工芸の丘, 筑波海軍航空隊記念館, 歴史民俗資料館, かさま歴史交流館, 井筒屋	笠間稲荷神社, 愛宕神社, 合気神社, 西念寺, 鳳台院, 常陸国出雲大社, 楞嚴寺, 愛宕山, 笠間城跡	笠間の家, 石の百年館, あたご天狗の森, 笠間クラインガルテン, 道の駅かさま
ひたちなか市	国営ひたち海浜公園, 馬渡はにわ公園, 湊公園	虎塚古墳, 那珂湊反射炉跡, 武田氏館, ふるさと懐古館	水戸八景(水門帰帆), 天満宮, 酒列磯前神社	那珂湊おさかな市場, 阿字ヶ浦海水浴場, 平磯海水浴場, 姥の懐マリンプール
那珂市	静峰ふるさと公園, 那珂総合公園, 県民の森, 一の関ため池親水公園(曲がり家), 清水洞の上公園	歴史民俗資料館	古徳沼, 額田城跡, 静神社, 常福寺, 一乗院	茨城県植物園, きのご博士館
小美玉市	希望ヶ丘公園(コスモス畑), 玉里運動公園, 大井戸湖岸公園	小川資料館, 玉里史料館	霞ヶ浦, 六井六畑八館八艘, 素鷲神社, 耳守神社, 手接神社, 山中薬師本堂, 円妙寺, 赤身地藏尊	茨城空港, 空のえき そら・ら, 四季の里, やすらぎの里小川, 民家園, しみじみの家, 小美玉市温泉湯～GO!
茨城町	涸沼自然公園		涸沼, 名勝広浦, 名勝親沢, 小幡北山埴輪製作遺跡, 小幡城跡, 勘十郎堀跡, 水戸八景(広浦秋月)	涸沼自然公園キャンプ場, 広浦公園キャンプ場, 親沢公園キャンプ場
大洗町	県立大洗公園, 大洗海浜公園, 水辺プラザ	磯浜古墳群	大洗磯前神社, 大洗神磯鳥居, 水戸八景(巖船夕照), 涸沼	大洗サンビーチ海水浴場, アクアワールド茨城県大洗水族館, 大洗わくわく科学館, 大洗マリンタワー, 大洗キャンプ場, 大洗サンビーチキャンプ場, ゆっくら健康館, めんたいパーク大洗, 大洗シーサイドステーション, うみまちテラス, 涸沼, 夕日の郷松川
城里町	御前山県立自然公園	郷土資料館	御前山, 鶏足山, 小松寺, 薬師寺	健康増進施設ホルルの湯, 総合野外活動センター「ふれあいの里」, 七会町民センター「アツマーレ」バーベキュー場, 特産品直売センター道の駅かつら, 物産センター山桜, 御前山ハイキングコース
東海村			大神宮, 村松山虚空蔵堂, 水戸八景(村松晴嵐)	原子力科学館, 東海ファーマーズマーケットにじのなか

出典：いばらき県央地域観光協会ホームページ，各市町村調

表 43 旅館・ホテル等の状況

(単位：箇所、室、人)

市町村	旅館・ホテル			簡易宿所		
	施設数	総客室数	総定員数	施設数	総客室数	総定員数
水戸市	70	4,191	7,322	9	67	433
笠間市	31	697	1,283	6	180	521
ひたちなか市	78	1,896	4,496	4	24	108
那珂市	12	203	587	1	3	60
小美玉市	8	129	245	2	27	103
茨城町	6	92	196	7	22	167
大洗町	47	699	2,555	14	68	337
城里町	6	138	275	3	30	190
東海村	16	455	782	-	-	-
圏域	274	8,500	17,741	46	421	1,919

出典：水戸市保健所保健衛生課調(令和3年5月6日現在)

茨城県「茨城県旅館業法に基づく許可施設一覧」(令和3年3月31日現在)

(7) 大規模小売店舗

圏域には1,000平方メートル以上の大規模小売店舗が149か所あり、水戸市に最も多い57か所(圏域の約38パーセント)、続いてひたちなか市に38か所(約26パーセント)あります。

そのうち10,000平方メートル以上の大規模小売店舗は16か所ありますが、水戸市に7か所(約44パーセント)、ひたちなか市に4か所(約25パーセント)と、人口の多い市に集中しています。

表 44 大規模小売店舗

(単位：箇所)

	10,000㎡以上	10,000㎡未満 5,000㎡以上	5,000㎡未満 1,000㎡以上	合計
水 戸 市	7	9	41	57
笠 間 市	2	4	15	21
ひ ち な か 市	4	7	27	38
那 珂 市	-	2	8	10
小 美 玉 市	-	1	5	6
茨 城 町	1	1	4	6
大 洗 町	1	-	2	3
城 里 町	-	1	2	3
東 海 村	1	1	3	5
圏 域	16	26	107	149

※ 県に届出があったものを集計しているが、重複や廃止とみなした店舗は除外した。

出典：茨城県「大規模小売店舗立地法 届出の概要」(2021年4月30日現在)

(8) 原子力研究施設

1957（昭和32）年，東海村に日本で最初の原子の火がともりました。那珂市，大洗町及び東海村には原子力関連施設が集積し，多様な原子力科学研究が行われています。

2008（平成20）年12月には東海村において大強度陽子加速器施設（J-PARC）が供用を開始し，素粒子物理，原子核物理，物質科学，生命科学，原子力など幅広い分野の最先端研究が行われています。

表 45 国・大学の原子力研究施設

所在市町村	法人	施設
那 珂 市	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	那珂研究所
大 洗 町	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	大洗研究開発センター
	国立大学法人東北大学	金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター
東 海 村	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子力科学研究所
		核燃料サイクル工学研究所
		J-PARCセンター
	国立大学法人茨城大学	東海サテライトキャンパス（フロンティア応用原子科学研究センター，大学院理工学研究科量子線科学専攻）
国立大学法人東京大学	大学院工学系研究科原子力専攻	

出典：茨城県ホームページ「国等の研究機関」（2020年10月），各大学ホームページ

第3章 圏域の将来像

1 目指すべき将来像

**自然と歴史，芸術と科学が織りなす未来
～ 世界につながる いばらきど真ん中 ～**

本圏域は、首都東京から約100キロメートルと近距離にありながら、豊かな自然、歴史に根差した全国に誇れる観光資源をはじめ、伝統工芸品やG I登録等の特色ある農産物、新鮮な魚介類にも恵まれているほか、工業団地や世界に誇れる科学技術を有するなど、多彩な地域資源を数多く有しています。また、鉄道や高速道路のネットワークをはじめ、空路や海路も備えており、地域の特色を生かした様々な産業を育成、誘致することによって、更なる成長・発展が見込まれる地域でもあります。

圏域内外の人との交流により経済が活性化し、にぎわいが生まれ、多くの人に移住・定住し、さらに魅力があふれる圏域を目指します。圏域の目指すべき将来像「**自然と歴史，芸術と科学が織りなす未来 ～ 世界につながる いばらきど真ん中 ～**」を掲げ、圏域市町村がそれぞれの地域の特性を生かした地方創生の取組を推進していくことはもちろん、水戸市が中心都市として連携市町村と協力し、これまでの広域連携の取組を一層深化させた連携中枢都市圏の取組を実施します。そして、圏域全体の活力を創出し、持続可能な都市圏づくりを目指します。

2 圏域において取り組むべき重要なテーマ

時代の要請であり、県央地域の課題でもある次の事項について、将来像の実現に向けた各種施策を推進する上での重要なテーマとして位置付けることとします。

(1) 移住・定住の促進

全国的な人口減少が進行する一方で、東京をはじめとする大都市に人口が集中する流れが止まらないことが地方にとって大きな課題となっています。そのような中でも、大都市から移住に当たっての選ばれる地域となり、また、住民が安心して住み続けられる地域となるよう、圏域の持つ魅力を高め、情報を発信するなど、移住・定住を促進する取組を進めます。

(2) 関係人口の拡大の推進

将来的に人口減少が進行することで、経済活動の縮小などが予測される中、地域経済の活性化を図るためには、定住人口、観光等の交流人口にとどまらず、関係人口を増やしていく必要があります。様々な視点からの情報ネットワークを広げ、圏域を応援する方をはじめ、圏域との多様な関わり方を持つ関係人口を拡大する取組を進めま

す。

(3) 茨城空港・茨城港等の機能の活用

人やモノの流れを増やしていくためには、それを支える交通ネットワークの構築が欠かせません。首都東京から100キロメートルという恵まれた立地に加え、海外就航を持つ茨城空港、茨城港をはじめ、高速道路ネットワーク等の機能を高めながら、これらを活用した、地域の活力向上につながる取組を進めます。

(4) デジタル化の推進

住民の利便性を高めるとともに、企業・事業者の経済活動等を伸ばしていく上で、デジタル化の推進は、必要不可欠なものとなっています。住民が、多様なニーズに合ったサービスを楽しみ、安心して暮らせる社会を実現していくためにも、行政手続はもとより、交通や各産業、福祉、教育など、様々な分野におけるデジタル化の取組を進めます。

(5) SDGsの推進

SDGsは、「誰一人取り残さない」という理念に立った世界共通の目標となっています。社会・経済・環境の分野における17の目標はもとより、その視点に立った持続可能な地域社会、SDGsを原動力とした地方創生の実現に向け、積極的に取組を進めます。

(6) カーボンニュートラルの推進

2021（令和3）年の地球温暖化対策の推進に関する法律の改正において、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念に掲げられました。温室効果ガスの排出削減は時代の要請であり、排出量実質ゼロを目指し、再生可能エネルギーの導入など、住民、企業・事業者と連携しながら、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めます。

3 将来目標人口

2045（令和27）年における圏域の将来目標人口 650,000人

圏域市町村が定める人口ビジョンにおける将来の人口の目標をもとに、将来像の実現に向けた取組を進めた場合の2045（令和27）年の人口の目標を650,000人と設定します。

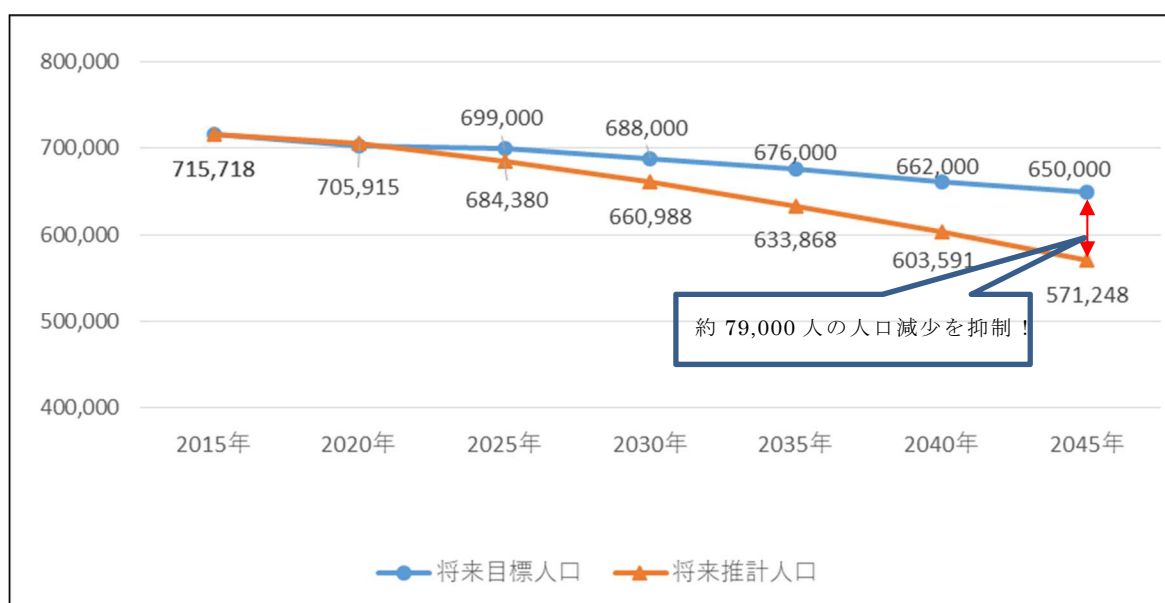
なお、将来の目標とする人口と国立社会保障・人口問題研究所による推計の人口を比較すると、2045（令和27）年における目標人口は、推計人口571,248人より約79,000人上回っています。住み慣れた地域で働ける取組を重点的に推進するなど、住民が快適で

安心して暮らしていくことのできる環境づくりに取り組み、目標人口 650,000 人を目指します。

また、高齢化率については、同研究所による 2045（令和 27）年の推計では約 40 パーセントとなっていますが、同年の目標を 35 パーセントと設定し、高齢化率の上昇を緩やかにするため、子どもを生み育てる環境づくりや若い世代の移住・定住を推進します。

図 14 将来目標人口と将来推計人口

(単位 人)



- ※ 2015年、2020年人口は国勢調査による。
- ※ 2025年以降の人口は目標及び推計による。
- ※ 将来目標人口は、圏域市町村が定める人口ビジョンにおける将来目標人口による。
- ※ 将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（2018年3月）による。

表 46 将来の目標とする人口と高齢化率

(単位 人)

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口	715,718	705,915	699,000	688,000	676,000	662,000	650,000
うち 65 歳以上人口	184,682	198,993	207,000	212,000	219,000	229,000	227,500
高齢化率	25.8%	28.2%	29.6%	30.8%	32.4%	34.6%	35.0%

- ※ 2015年、2020年人口は国勢調査による。
- ※ 2025年以降の人口は目標による。
- ※ 総人口には、年齢区分不詳分を含む。

4 将来像を実現するための基本的方向

将来像の実現に向け、中心都市と近隣の市町村が連携し、「地域経済の活性化」、「都市機能の向上」、「生活環境の充実」の役割を推進するに当たり、次のとおり基本的方向を定めます。

(1) 地域経済の活性化（圏域全体の経済成長のけん引）

圏域産業を強化し、安心して働ける雇用環境をつくる

- ・ 圏域内の地元企業等を支援し、生産性の向上を図るとともに、雇用の維持・拡大を促進します。
- ・ 農業人材の育成とともに、地場製品のブランド化を進めるなど、地域資源を活用した産業振興を図ります。
- ・ 圏域の豊富な観光資源のネットワーク化を進め、国内外の観光客に向け、更なる魅力の向上を図るなど、戦略的な観光施策を推進します。

(2) 都市機能の向上（高次の都市機能の集積・強化）

人やモノが集まる魅力をつくる

- ・ 圏域内外の拠点を結ぶ公共交通の維持・強化に向けた取組を進め、圏域住民の移動の利便性の向上を図るほか、人やモノの流れを活発化させます。
- ・ 高度な医療、教育、ICTなどの核となる都市機能については、中心都市をはじめ、それぞれの地域の特色に合わせて集積・強化し、活力あるまちづくりに取り組みます。

(3) 生活環境の充実（圏域全体の生活関連機能サービスの向上）

あらゆる世代が暮らしやすい環境をつくる

- ・ 住民が安心できる暮らしの実現のため、身近で利用しやすい医療や福祉の充実を図ります。
- ・ 生活しやすい環境づくりを推進するため、地域資源を活用した施設の広域利用や災害に強い圏域づくりを進めるほか、持続可能な社会の実現のため、温室効果ガス排出削減の取組を進めます。
- ・ 圏域のネットワーク化の強化に向け、住民等の移動手段の維持・確保を図るとともに、人口減少を抑制するため、移住・定住を促進します。
- ・ 地域の課題に柔軟に対応できるよう、人材を育成し、職員の能力向上を図るほか、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、SDGsの普及を推進します。

第4章 将来像の実現に向けた具体的な取組

1 施策の体系

将来像	基本的方向	連携中枢都市圏の果たすべき役割 その役割に応じた取組
<p>自然と歴史、芸術と科学が織りなす未来 く世界につながる いばらぎを真ん中く</p>	<p>圏域産業を強化し、安心して働ける雇用環境をつくる</p> <p>人やモノが集まる魅力をつくる</p> <p>あらゆる世代が暮らしやすい環境をつくる</p>	
		<p>(1) 地域経済活性化の化</p> <p>a 企業や産業の育成・支援</p> <p>b 地域資源を活用した産業振興</p> <p>c 戦略的な観光施策</p> <p>(2) 都市機能の向上</p> <p>a 高度な医療サービスの提供</p> <p>b 広域的公共交通ネットワークの構築</p> <p>c 高等教育の環境整備</p> <p>d 高度なICT環境の整備</p> <p>(3) 生活環境の充実</p> <p>A 生活機能の強化に係る政策分野</p> <p>a 地域医療</p> <p>b 福祉</p> <p>c 教育・文化・スポーツ</p> <p>d 地域振興</p> <p>e 災害対策</p>

具体的な取組	水戸市と連携して取り組む市町村							
	笠間市	ひたちなか市	那珂市	小美玉市	茨城町	大洗町	城里町	東海村
① 事業者の経営力強化事業	○	○	○	○	○	○	○	○
② 先進的農業実践人材の育成事業	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 地場産品の販路拡大とブランディング事業	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 戦略的観光プロモーション事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 誘客と観光消費促進事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ 周産期医療提供体制の維持・確保事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦ 医師確保事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧ 広域的公共交通ネットワーク構築事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑨ 広域的公共交通の利用促進事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑩ 大学との連携推進事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪ ICTによるまちづくり推進事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑫ 救急医療情報等発信事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑬ 初期救急医療提供体制維持・確保事業			○	○	○	○	○	
⑭ 看護師等確保事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑮ 未来の医療人材育成事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑯ ICTを活用した健康づくり事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑰ 成年後見制度利用促進事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑱ 芸術・文化教育の推進事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑲ プロスポーツ等による地域活性化事業	○	○	○	○	○	○	○	○
⑳ 公の施設の広域利用促進事業	○	○	○	○	○	○	○	○
㉑ 合同就職説明会・相談会開催事業	○	○	○	○	○	○	○	○
㉒ 災害対策連携事業	○	○	○	○	○	○	○	○

<p>将来像</p> <p>基本的方向</p>	<p>連携中枢都市圏の果たすべき役割 その役割に応じた取組</p>		
<p>あらゆる世代が 暮らしやすい環 境をつくる</p>	<p>(3) 生活環境 の充実</p>	<p>A 生活機能の強化 に係る政策分野</p>	<p>f 環境</p>
		<p>B 結びつきやネッ トワークの強化に 係る政策分野</p>	<p>a 地域公共交通 b 移住・定住促進</p>
		<p>C 圏域マネジメン ト能力の強化に係 る政策分野</p>	<p>a 人材の育成</p>

具体的な取組	水戸市と連携して取り組む市町村							
	笠間市	ひたちなか市	那珂市	小美玉市	茨城町	大洗町	城里町	東海村
㊸ 温室効果ガス排出削減啓発事業	○	○	○	○	○	○	○	○
㊹ 環境啓発イベント相互参加促進事業	○	○	○	○	○	○	○	○
㊺ 公共交通の維持・確保事業	○	○	○	○	○	○	○	○
㊻ 移住・定住促進事業	○	○	○	○	○	○	○	○
㊼ 地域おこし協力隊活動の活性化と広域展開事業	○	○	○		○	○	○	
㊽ 婚活支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○
㊾ 職員人材育成事業	○	○	○	○	○	○	○	○
㊿ S D G s の取組に係る連携事業	○	○	○	○	○	○	○	○

2 具体的な取組

連携中枢都市圏の形成に関する連携協約に基づき推進する具体的な取組については、将来像の実現に向けて、水戸市と各市町村が連携して推進してまいります。

水戸市及び連携市町村は、事業内容に応じて、必要な費用を負担します。実際の事業費については、毎年度の予算により定めます。

(1) 地域経済の活性化（圏域全体の経済成長のけん引）

企業や産業の強化，農業や観光の振興によって地域経済の活性化を図り，安心して働ける雇用環境を創出することを目指します。

【成果指標（KPI）】

成果指標（KPI）	現状値（調査時点）	目標値（2026年度）
総生産	3,378,567 百万円 (2018年度)	3,739,000 百万円 (伸び率 年間約 1.3%)
事業所の従事者数	320,670 人(2016年)	322,200 人(2026年)
産業活性化コーディネーターが支援した企業等の支援件数	570 件(2020年度)	720 件
新規就農者数（45歳未満の者に限る。）	52 人(2019年度)	70 人
観光交流人口 (観光入込客数)	11,027 千人(2020年) (参考) 20,020 千人(2019年)	20,020 千人(2026年)

※ KPIは、Key Performance Indicatorの略。

a 企業や産業の育成・支援

(連携協約上の規定)

産業活性化コーディネーターの派遣による事業者の経営力強化など、企業や産業の育成・支援に取り組む。

事業名	① 事業者の経営力強化事業					
事業概要	圏域内の企業・事業者の経営力強化を図るため、産業活性化コーディネーターを派遣し、企業・事業者の経営相談等の支援、既存産業の機能強化と新産業の創生・育成、報告会などの取組を行う。					
連携の効果	企業や事業者の経営力強化により、雇用の安定・創出が図られる。					
スケジュール	2022年度以降 産業活性化コーディネーターの派遣					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	54,500	54,500	54,500	54,500	54,500	272,500
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	産業活性化コーディネーターを配置し、圏域内の企業・事業者の支援等を実施する。					
連携市町村の役割	水戸市と連携し、産業活性化コーディネーターと連携した企業・事業者の支援等を実施する。					

b 地域資源を活用した産業振興

(連携協約上の規定)

先進的技術の導入，地域ブランドの育成・販路拡大など，地域資源を活用した産業振興に取り組む。

事業名	② 先進的農業実践人材の育成事業					
事業概要	先進的農業人材育成を進める農業専修学校やIT企業等と連携しながら，ICTやドローンを活用した先進的農業の社会実験や研修を推進し，先進的農業人材の育成を図る。					
連携の効果	先進的農業の周知・啓発が進み，農業の省力化や経営規模の拡大が図られるとともに，農業の魅力が向上し，農業従事者の確保につながる。					
スケジュール	2022年度以降 ドローン研修，社会実験の実施					
概算事業費 (年度，千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	2,150	2,500	3,750	3,750	3,750	15,900
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	関係機関との連絡調整や視察研修の調整など，先進的農業人材の育成に必要な取組を実施する。					
連携市町村の役割	水戸市と連携し，先進的農業人材の育成に必要な取組を実施する。					

事業名	③ 地場産品の販路拡大とブランディング事業					
事業概要	物産展などで圏域の地場産品をPRするほか，広域連携による地産地消や新メニューの開発を推進するなど，地域ブランドの育成及びスケールメリットを生かした販路拡大，雇用創出等につながる取組を実施する。					
連携の効果	広域連携による地場産品の効果的なPR，販路拡大，数量や種類に係る実需者の要望への対応が可能になるとともに，農業者の生産意欲及び所得の向上につながる。					
スケジュール	2022年度 地場産品PRカタログ作成 2023年度以降 地場産品を使った新メニューの提供 産業祭等への出店 2024年度以降 地産地消推進店のPR					
概算事業費 (年度，千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	1,000	3,100	6,500	3,000	4,000	17,600
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	地場産品の地域ブランドの育成や販路拡大などの取組を実施する。					
連携市町村の役割	水戸市と連携し，地場産品の地域ブランドの育成や販路拡大などの取組を実施する。					

ｃ 戦略的な観光施策

(連携協約上の規定)

圏域全体の観光資源を活用した観光プロモーションや誘客と観光消費の促進など、戦略的な観光施策に取り組む。

事業名	④ 戦略的観光プロモーション事業					
事業概要	圏域の魅力を国内外に発信するため、観光キャンペーンや物産PRをはじめ、情報発信ツールや広告宣伝の強化など、メインターゲットに向けた戦略的な観光プロモーションを展開する。					
連携の効果	集客力の向上や圏域内の周遊につながる。					
スケジュール	2022年度以降 情報発信や観光プロモーションに係る取組の実施					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	圏域の魅力を戦略的にプロモーションするための各種事業を実施する。					
連携市町村の役割	水戸市と連携し、圏域の魅力を戦略的にプロモーションするための各種事業を実施する。					

事業名	⑤ 誘客と観光消費促進事業					
事業概要	観光関連事業者等と連携し、周遊ツアーの催行やサイクルツーリズムの推進、体験プログラムの充実など、圏域の自然や歴史、食、体験プログラムなどの魅力を結び、誘客や周遊に資する事業を展開する。					
連携の効果	地域資源の魅力と知名度が向上し、圏域への集客や滞在時間の増加、観光消費の促進が図られる。					
スケジュール	2022年度以降 誘客や観光消費促進に係る取組の実施					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	圏域への誘客と観光消費を促進するための各種事業を実施する。					
連携市町村の役割	水戸市と連携し、圏域への誘客と観光消費を促進するための各種事業を実施する。					

(2) 都市機能の向上（高次の都市機能の集積・強化）

高度な医療サービスの提供や大学等の環境整備を支援するほか、広域的公共交通ネットワークの構築を図るなど、地域の実情に応じた都市機能の集積・強化を目指します。

【成果指標（KPI）】

成果指標（KPI）	現状値（調査時点）	目標値（2026年度）
総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター数	2か所(2021年度)	2か所
医師数	1,385人(2018年)	1,470人(2026年)
広域的公共交通ネットワーク等に係る社会実験の取組件数	-	累計 2件
大学と連携した調査・研究の取組件数	-	累計 2件
ICTを活用した社会実験の取組件数	-	累計 2件

a 高度な医療サービスの提供

(連携協約上の規定)

地域周産期母子医療センターへの支援や医師確保のための寄附講座開設、医療施設開設等支援など、高度な医療サービスの提供に取り組む。

事業名	⑥ 周産期医療提供体制の維持・確保事業					
事業概要	圏域住民が安心して子どもを出産できるよう、地域周産期母子医療センターの役割を担う水戸赤十字病院に対して、産婦人科医確保のための支援を行う。					
連携の効果	高度な周産期医療提供体制が確保され、圏域住民が安心して暮らし、子どもを産み育てる環境が整えられる。					
スケジュール	2022年度以降 水戸赤十字病院への補助					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	地域周産期母子医療センター産婦人科医確保のための支援を行う。					
連携市町村の役割	水戸市と連携し、地域周産期母子医療センター産婦人科医確保のための支援を行う。					

事業名	⑦ 医師確保事業					
事業概要	救急や小児、周産期等の高度医療を安定的に提供するため、必要に応じて大学の寄附講座を開設し、水戸市内の公的病院等における救急や小児、周産期等の高度医療を担う医師を確保するほか、水戸市内における小児科及び産婦人科の医療施設開設等支援を行う。					
連携の効果	医師を確保することにより、圏域住民が安心して暮らし、子どもを産み育てる環境が整えられる。					
スケジュール	2022年度以降 必要に応じた医師確保のための寄附講座の開設 小児科及び産婦人科の医療施設開設等支援					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	20,000	20,000	50,000	80,000	20,000	190,000
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	大学の寄附講座開設や医療施設開設等支援の事業を実施する。					
連携市町村の役割	大学の寄附講座開設や医療施設開設等支援の事業に協力する。					

※ 事業費については、必要に応じて予算措置を行う。

b 広域的公共交通ネットワークの構築

(連携協約上の規定)

新たな広域交通の導入に向けた研究や要望活動，既存の圏域公共交通の課題解決に向けた研究，公共交通の利用促進の手法の検討など，広域的公共交通ネットワークの構築に取り組む。

事業名	⑧ 広域的公共交通ネットワーク構築事業					
事業概要	新たな公共交通の導入・誘致に向けた研究や要望活動，既存の圏域公共交通の課題解決に向けた研究，MaaSとの連携，新たな技術を活用した公共交通導入の研究などを推進する。					
連携の効果	交流人口の増加，産業誘致や圏域経済の活性化が図られる。					
スケジュール	2022年度以降 検討会議の開催 2025年度以降 社会実験の実施					
概算事業費 (年度，千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	200	200	200	5,200	5,200	11,000
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	検討会議を開催し，必要に応じて社会実験に取り組む。					
連携市町村の役割	検討会議に参加し，水戸市と連携して社会実験に取り組む。					

※ MaaS（マース / Mobility as a Service）とは，地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して，複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスをいう。

事業名	⑨ 広域的公共交通の利用促進事業					
事業概要	企画乗車券の販売やノーマイカーウィークの実施，ICカードの導入など，公共交通の利用促進の手法を検討し，実施する。					
連携の効果	公共交通の利用者数が増加し，マイカー自粛による温室効果ガス排出削減や渋滞緩和のほか，公共交通の安定的な運営につながる。					
スケジュール	2022年度以降 ノーマイカーウィークの実施 2023年度以降 利用促進の社会実験，効果検証					
概算事業費 (年度，千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	260	5,260	5,260	2,260	2,260	15,300
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	公共交通の利用促進の手法を検討し，実施する。					
連携市町村の役割	水戸市と連携し，公共交通の利用促進の手法を検討し，実施する。					

c 高等教育の環境整備

(連携協約上の規定)

大学等の魅力向上や人材育成に対する支援など,高等教育の環境整備に取り組む。

事業名	⑩ 大学との連携推進事業					
事業概要	地域の高等教育機関である大学と市町村との協議の場を設置し,地域の課題解決に向けた調査・研究を進める。					
連携の効果	広域的な視点から地域課題を捉え,政策分野の磨き上げにつながる。					
スケジュール	2022年度以降 大学と連携した調査・研究の実施					
概算事業費 (年度,千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	100	100	100	100	100	500
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	大学との連絡調整や会議開催のほか,調査・研究を実施する。					
連携市町村 の役割	会議に出席するほか,調査・研究に協力する。					

d 高度なICT環境の整備

(連携協約上の規定)

ICTの利活用についての情報共有や調査研究，社会実験などを通じ，都市機能の強化に向けた高度なICT環境の整備に取り組む。

事業名	⑪ ICTによるまちづくり推進事業					
事業概要	職員向け研修や住民向けDX推進セミナーを開催し，AI，RPA等の利活用事例について共有を図り，行政事務の効率化，住民サービスや住民意識の向上を推進する。また，地域課題の解決に向けたICT活用についての協議会を設置し，調査や社会実験などを実施する。					
連携の効果	ノウハウの共有による事務の効率化，住民サービスや市町村職員のスキルの向上，圏域における地域課題の解決につながる。					
スケジュール	2022年度以降 職員向け研修，住民向けDX推進セミナー，協議会の開催 2024年度以降 地域課題の解決に向けた調査や社会実験の実施					
概算事業費 (年度，千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	700	700	5,200	10,200	10,200	27,000
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	ICT活用についての協議会を主催し，連携施策に取り組むほか，関係機関等との連絡・調整を行う。					
連携市町村の役割	協議会に参画し，連携施策に取り組む。					

※ ICT (アイシーティ / Information and Communication Technology) とは，情報通信技術をいう。

DX (デジタルトランスフォーメーション / Digital Transformation) とは，デジタル技術を活用して変革することをいう。

AI (エーアイ / Artificial Intelligence) とは，人工知能をいう。

RPA (アールピーエー / Robotic Process Automation) とは，業務の自動化システムをいう。

(3) 生活環境の充実（圏域全体の生活関連機能サービスの向上）

地域医療や福祉，災害対策の充実を図るとともに，地域振興に取り組むなど，生活機能の強化を目指します。また，地域公共交通を確保し，移住を促進するなど，ネットワークの強化を目指します。そして，市町村職員の能力向上を図ります。

【成果指標（KPI）】

成果指標（KPI）	現状値（調査時点）	目標値（2026年度）
医師数（別掲）	1,385人(2018年)	1,470人(2026年)
看護職数	8,601人(2018年)	8,900人(2026年)
健康づくりに係る社会実験の取組件数	-	累計 2件
養成講座を修了した成年後見従事者数	12人(2020年度)	21人
公の施設の広域利用者数（居住市町村施設利用者数を除く。）	193,699人(2020年度) (参考) 256,295人(2019年度)	270,000人
合同就職説明会・相談会参加事業所数	-	40事業所
取組を実施する住民1人当たりの電力使用による二酸化炭素排出量	51.7kg-CO ₂ (2019年11月)	8%削減 (2025年11月)
	63.9kg-CO ₂ (2020年12月)	8%削減 (2026年12月)
水戸市を經由する路線バスの1日当たりの利用者数	29,862人(2020年度) (参考) 35,123人(2019年度)	35,000人
移住・定住に係る市町村への相談件数	330件(2020年度)	600件
研修参加者数（合同研修及び相互参加に限る。）	-	累計 350人
SDGs普及啓発事業への参加者数	-	累計 1,000人

A 生活機能の強化に係る政策分野

a 地域医療

(連携協約上の規定)

圏域住民への医療情報の提供のほか、初期救急医療提供体制の維持・確保、医療従事者の確保・育成、健康づくりなど、地域医療の充実に取り組む。

事業名	⑫ 救急医療情報等発信事業					
事業概要	ホームページ、パンフレットの作成や子どもの救急セミナー開催等により、急な病気への対応や受診相談ができる窓口、各市町村が開設する休日夜間急患センターなどの情報を発信する。					
連携の効果	住民の救急時の適切な対応が可能となるほか、医療機関の適切な受診につながる。					
スケジュール	2022年度以降 ホームページやパンフレットによる情報発信 子どもの救急セミナー開催等					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	180	180	180	180	180	900
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	住民に対して医療に関する情報提供を行う。					
連携市町村の役割	水戸市と連携し、住民に対して医療に関する情報提供を行う。					

事業名	⑬ 初期救急医療提供体制維持・確保事業					
事業概要	水戸市休日夜間緊急診療所は、休日や夜間の急な病気やけがなどに対応する医療機関として、水戸市民のみならず広く圏域の住民に利用されている。圏域に必要な不可欠な初期救急医療提供体制を維持・確保していくため、水戸市休日夜間緊急診療所の運営を支援する。					
連携の効果	当該診療所の財政的基盤の強化が図られるほか、休日夜間急患センターを持たない圏域においても住民の安心につながる。					
スケジュール	2022年度以降 当該診療所の広域利用及び運営支援					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	97,300	7,400	7,400	7,400	7,400	126,900
連携市町村	那珂市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町					
水戸市の役割	水戸市休日夜間緊急診療所を運営するほか、連携市町村に対して当該診療所に係る情報提供を行う。					
連携市町村の役割	当該診療所の運営に協力する。					

事業名	⑭ 看護師等確保事業					
事業概要	看護職（保健師，助産師，看護師及び准看護師）の確保は喫緊の課題であることから，看護職の資格を有するも現に看護職として働いていない，いわゆる潜在看護職の復職支援を行うなど，茨城県看護協会等との連携により，看護職確保に取り組む。					
連携の効果	圏域の安定的な医療提供体制の強化が図られる。					
スケジュール	2022年度以降 潜在看護職の復職支援（病院見学ツアー等の実施）					
概算事業費 （年度，千円）	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	260	260	260	260	260	1,300
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	潜在看護職の復職支援を実施する。					
連携市町村 の役割	潜在看護職の復職支援に協力する。					

事業名	⑮ 未来の医療人材育成事業					
事業概要	公的病院や関係機関と連携し，小・中学生に実際の医療現場や医療の状況に触れる機会を提供するなど，職業としての医療への興味・関心を高める取組を実施する。					
連携の効果	将来の医師や看護師等の確保につながる。					
スケジュール	2022年度以降 小・中学生の病院体験事業の実施					
概算事業費 （年度，千円）	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	120	120	120	120	120	600
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	小・中学生の病院体験など，医療への興味・関心を高める取組を実施する。					
連携市町村 の役割	医療への興味・関心を高める取組に協力する。					

事業名	⑩ ICTを活用した健康づくり事業					
事業概要	ICTの活用を含め、健康づくりの充実に向けた市町村の協議や調査・研究を行うとともに、官民連携による健康づくりプロジェクト推進協議会を設立し、社会実験を行うなど、健康づくりに資する取組を実施する。					
連携の効果	施策の対象となる人口が多くなることで企業や大学等の協力が得やすくなり、魅力ある新しい健康づくりプロジェクトが実施されることで、住民の健康づくりが図られる。					
スケジュール	2022年度以降 健康づくりプロジェクト推進協議会の開催 調査・研究 必要に応じて社会実験の実施					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	860	560	560	560	560	3,100
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	健康づくりの充実に向けた市町村協議、調査・研究、官民連携による協議会の設立などの健康づくり事業を実施する。					
連携市町村の役割	健康づくりの充実に向けた市町村協議に参加するとともに、健康づくり事業の実施に協力する。					

b 福祉

(連携協約上の規定)

高齢者や障害者の権利擁護のための成年後見制度の利用促進など、福祉サービスの充実に取り組む。

事業名	⑰ 成年後見制度利用促進事業					
事業概要	成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護に係る地域連携ネットワーク構築の中心的な役割を担う広域中核機関において、学習会・相談会を開催するほか、市民後見人等の担い手を育成し、成年後見人等の受任者の調整や親族後見人等の支援を実施する。					
連携の効果	市民後見人や法人後見受任団体等の担い手が確保され、判断能力が不十分となった住民が、住み慣れた地域で尊厳ある生活を実現することができる。					
スケジュール	2022年度以降 成年後見制度の普及啓発、相談支援、受任者調整等の支援、担い手の育成、法人後見の受任、職員向け研修、親族後見人等の支援					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	26,840	26,840	26,840	26,840	26,840	134,200
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	広域中核機関を運営し、成年後見制度の利用促進に係る取組を実施する。					
連携市町村の役割	水戸市と連携し、成年後見制度の利用促進に係る取組を実施する。					

○ 教育・文化・スポーツ

(連携協約上の規定)

芸術・文化教育の推進，プロスポーツ等による地域活性化，公の施設の広域利用促進など，教育・文化・スポーツの充実に取り組む。

事業名	⑱ 芸術・文化教育の推進事業					
事業概要	水戸芸術館と連携し，子どもが質の高い芸術・文化に触れることができる事業を実施するほか，各市町村で開催される芸術・文化イベントの相互参加を促進する。					
連携の効果	様々な芸術・文化に触れることにより，住民の豊かな感性を育むことができる。					
スケジュール	2022年度以降 芸術・文化イベントの相互参加の促進					
概算事業費 (年度，千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	-	100	100	100	100	400
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	水戸芸術館との連絡調整を行うほか，各市町村の芸術・文化イベント情報共有や相互参加に取り組む。					
連携市町村の役割	水戸芸術館の事業参加に係る調整，芸術・文化イベントの情報共有や相互参加に協力する。					

事業名	⑲ プロスポーツ等による地域活性化事業					
事業概要	圏域に拠点を置くプロスポーツチーム等を活用したイベントの開催や誘致を行い，選手と触れ合い，交流できる機会を創出するなど，スポーツを通じた地域活性化に資する取組を実施する。					
連携の効果	まちなぎわいの創出につながるほか，住民がスポーツの楽しさなどを得ることができる。					
スケジュール	2022年度以降 プロスポーツチーム等を活用したイベントの開催・誘致					
概算事業費 (年度，千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	9,000
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	プロスポーツチーム等と連絡調整し，イベントを開催する。					
連携市町村の役割	イベントの開催に協力する。					

事業名	⑳ 公の施設の広域利用促進事業					
事業概要	住民が圏域の体育施設や図書館などの公の施設を利用できる環境を整備し、周知を図る。					
連携の効果	行動範囲の広域化に対応するとともに、施設利用の選択の幅が広がるなど、住民の利便性が向上する。また、施設利用が促進され、集客力が高まり、にぎわいの創出が図られる。					
スケジュール	2022年度以降 公の施設の広域利用に係る手続、周知、利用促進					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	500	500	500	500	500	2,500
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	公の施設の広域利用に係る連絡調整や手続、住民への周知を行う。					
連携市町村 の役割	水戸市と連携し、公の施設の広域利用に係る対象施設の選定や手続、住民への周知を行う。					

d 地域振興

(連携協約上の規定)

合同就職説明会・相談会の開催による雇用機会の確保など、地域振興に取り組む。

事業名	②1 合同就職説明会・相談会開催事業					
事業概要	圏域に立地する事業所を対象とした合同就職説明会・相談会をオンラインで開催するほか、企業情報を発信し、U J I ターンを促進するなど、圏域の求人と就職を支援する取組を実施する。					
連携の効果	雇用の確保やU J I ターンによる人口の増加につながる。					
スケジュール	2022年度以降 合同就職説明会・相談会の開催					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	27,500
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	合同就職説明会・相談会を開催する。					
連携市町村の役割	合同就職説明会・相談会の開催に協力する。					

e 災害対策

(連携協約上の規定)

圏域内における災害時の相互応援や連絡体制の構築など、圏域全体で災害対策の推進に取り組む。

事業名	② 災害対策連携事業					
事業概要	県内全市町村で締結している「災害時等の相互応援に関する協定（平成6年4月1日）」に基づき、圏域内の情報共有等を通じ、相互応援の連携を強化し、地域防災力の向上を図る。また、総合調整を行う水戸市が被災した場合のバックアップ体制を構築する。					
連携の効果	圏域の災害対応力の強化、住民の安心感の醸成につながる。					
スケジュール	2022年度以降 市町村協議の実施					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	30,000	32,300	30,400	27,700	27,500	147,900
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	連携市町村と協議しながら、平常時における連携体制の構築及び災害時における応援に関する取りまとめ、応援要請、支援対応を行う。					
連携市町村の役割	水戸市と連携し、平常時における情報提供や災害時の応援要請、支援対応を行う。					

f 環境

(連携協約上の規定)

温室効果ガス排出削減や環境保全に係る啓発や対策など、環境対策の推進に取り組む。

事業名	②③ 温室効果ガス排出削減啓発事業					
事業概要	温室効果ガス排出削減に向け、電気使用量の削減を競うエコライフチャレンジを実施する。					
連携の効果	地球温暖化対策の重要性を住民が理解することで、行動変容が図られ、温室効果ガス排出削減につながる。					
スケジュール	2022年度以降 エコライフチャレンジの実施					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	660	660	660	660	660	3,300
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	エコライフチャレンジを実施する。					
連携市町村の役割	水戸市と連携し、エコライフチャレンジを実施する。					

事業名	②④ 環境啓発イベント相互参加促進事業					
事業概要	環境啓発イベント、環境保全活動、環境学習会等をまとめたガイドブックの配布やホームページへの記事掲載により、圏域における環境啓発イベント等の情報を広く発信し、各種イベントの相互参加を促進する。					
連携の効果	環境啓発イベント等への参加を通じて、住民が環境への意識を高め、取組が進むことにより、圏域の環境保全につながる。					
スケジュール	2022年度以降 ガイドブック、ホームページによる周知 (ガイドブック作成は隔年とする。)					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	200	-	200	-	200	600
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	環境啓発イベント等をまとめたガイドブックやホームページを作成し、イベント等への相互参加を周知する。					
連携市町村の役割	水戸市と連携し、ガイドブックやホームページで環境啓発イベント等の相互参加を周知する。					

B 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

a 地域公共交通

(連携協約上の規定)

住民等の移動手段の維持・確保など，地域公共交通の充実に取り組む。

事業名	②⑤ 公共交通の維持・確保事業					
事業概要	各市町村の拠点を結ぶバス路線等の維持・拡充を図るほか，市町村が運営する地域公共交通の域外運行を実施する。					
連携の効果	地域公共交通の維持・確保により交通空白地区が解消され，地域住民等の移動手段の確保につながる。					
スケジュール	2022年度以降 地域公共交通の支援及び域外運行の実施 (必要に応じて拡充を図る。)					
概算事業費 (年度，千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	26,300	26,700	26,500	46,300	46,300	172,100
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	公共交通の維持・確保に係る事業を実施する。					
連携市町村の役割	水戸市と連携し，公共交通の維持・確保に係る事業を実施する。					

b 移住・定住促進

(連携協約上の規定)

移住・定住に関する情報発信や地域おこし協力隊活動の活性化、婚活支援など、移住・定住促進に取り組む。

事業名	②⑥ 移住・定住促進事業					
事業概要	移住検討者の目に触れやすい媒体を活用した圏域のPRや都内移住相談窓口と連携した情報発信を行うなど、移住・定住の促進に係る取組を実施する。					
連携の効果	移住先としての認知度が向上し、移住者の増加につながる。					
スケジュール	2022年度以降 情報発信や移住・定住促進に係る取組の実施					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	移住・定住の促進に係る取組を実施する。					
連携市町村 の役割	水戸市と連携し、移住・定住の促進に係る取組を実施する。					

事業名	②⑦ 地域おこし協力隊活動の活性化と広域展開事業					
事業概要	地域おこし協力隊やその経験者等による連絡会議を開催し、移住を志向する若者の視点により、圏域活性化に向けた広域的な新たな取組を検討し、実施する。					
連携の効果	地域おこし協力隊の活動による賑わい創出、情報発信、移住促進、地域の魅力再発見につながる。					
スケジュール	2022年度以降 連絡会議の開催 2023年度以降 圏域活性化に向けた広域的な新たな取組の実施					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	-	500	1,000	2,000	2,000	5,500
連携市町村	笠間市, ひたちなか市, 那珂市, 茨城町, 大洗町, 城里町					
水戸市の役割	地域おこし協力隊の活動の活性化と広域展開に係る取組を実施する。					
連携市町村 の役割	地域おこし協力隊の活動の活性化と広域展開に係る取組に協力する。					

事業名	⑳ 婚活支援事業					
事業概要	婚活支援のための参加型・体験型のイベントを開催するなど、婚活支援の取組を実施する。					
連携の効果	圏域における婚姻により定住を促進するとともに、出生数の増加が見込まれるなど、人口増につながる。					
スケジュール	2022年度以降 婚活支援イベントの開催					
概算事業費 (年度, 千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	イベントを開催するなど、婚活支援の取組を実施する。					
連携市町村 の役割	イベントを周知するなど、婚活支援の取組に協力する。					

C 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

a 人材の育成

(連携協約上の規定)

職員の育成や能力向上，SDGsの普及啓発など，人材の育成に取り組む。

事業名	⑳ 職員人材育成事業					
事業概要	市町村合同研修会を開催するとともに，各市町村が主催する研修への相互参加を行う。					
連携の効果	様々な研修を受けることにより職員の能力が向上し，行政課題の解決につながる。					
スケジュール	2022年度以降 合同研修会の開催，市町村主催の研修の相互参加					
概算事業費 (年度，千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	400	400	400	400	400	2,000
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	合同研修会を開催するほか，各市町村が開催する研修会への相互参加の取りまとめを行う。					
連携市町村の役割	合同研修会の開催に協力するほか，各市町村が開催する研修会への相互参加を受け入れる。					

事業名	㉑ SDGsの取組に係る連携事業					
事業概要	小・中学生を対象とした学習会や市町村職員のリーダーづくり研修会を開催するなど，圏域においてSDGsを学ぶ機会を提供するとともに，普及啓発を展開する。					
連携の効果	SDGsの認知度や理解度が高まり，取組が促進される。					
スケジュール	2022年度以降 SDGsの普及啓発					
概算事業費 (年度，千円)	2022(令和4)	2023(令和5)	2024(令和6)	2025(令和7)	2026(令和8)	総額
	600	1,000	1,000	1,000	1,000	4,600
連携市町村	全市町村					
水戸市の役割	学習会を開催するなど，SDGsの普及啓発の取組を実施する。					
連携市町村の役割	SDGsの普及啓発の取組に協力する。					

※ SDGs（エスディージーズ / Sustainable Development Goals / 持続可能な開発目標）とは，2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。2015年に国連サミットで採択され，17のゴール（目標），169のターゲット（具体目標）から構成されている。

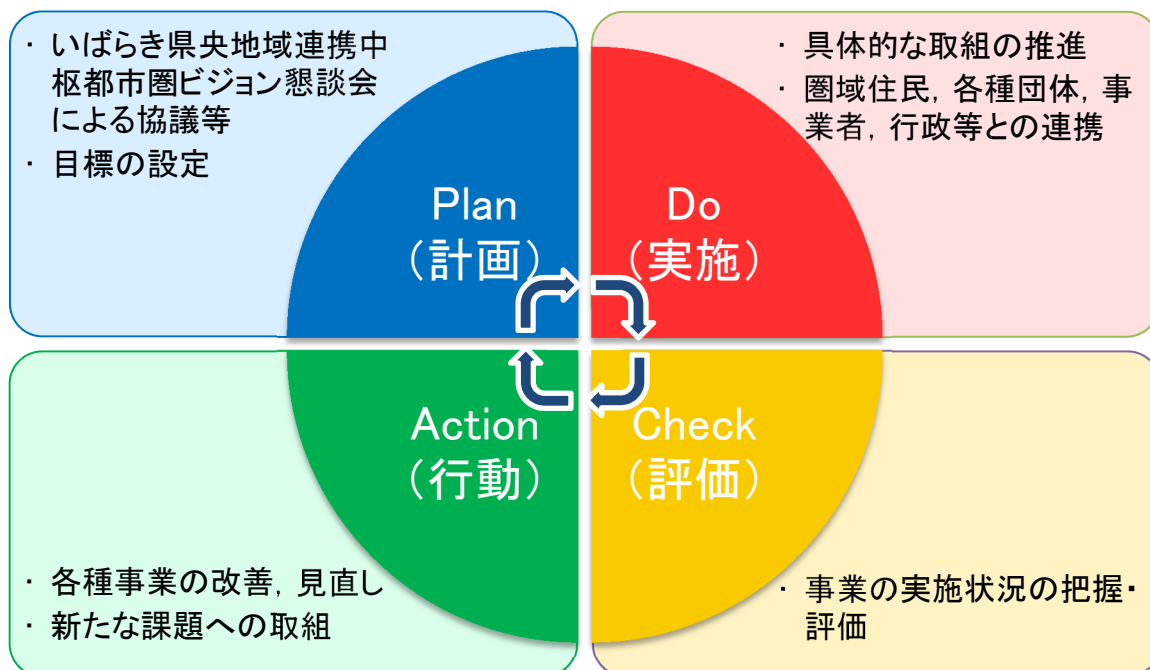
第5章 推進体制と進行管理

1 推進体制

本ビジョンの推進に当たっては、連携市町村の関係各課、関係機関との連携はもとより、県央地域首長懇話会や民間有識者などで構成するいばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョン懇談会等の意見を反映させながら、ビジョンに位置付けた各種事業に取り組みます。

2 進行管理

本ビジョンは、毎年度、PDCAサイクルによる成果検証を行い、必要に応じてビジョンの見直しを行うものとします。



都市計画道路の変更について（報告）

□都市計画道路について

町では、昭和 63 年にはじめて用途地域及び都市計画道路が決定され、13 路線約 15 km が都市計画決定済となっていました。

都市計画道路の整備には、多くの時間と費用が必要となることから、複数の路線が未着手となっており、特に、都市計画決定から長期間が経過した路線については、その間に人口減少や、少子化、経済の低迷、市街地の空洞化及び空家が増加していることなどから、目指すべき都市像にも柔軟な見直しを求め、改めてその必要性の検証、見直しを行うことが必要と判断しました。

これらの背景から、都市計画決定後に長期未着手となっている都市計画道路について、『国土交通省 都市計画運用指針』、『茨城県 都市計画道路再検討指針』に基づき、計画の必要性、事業の実現性を再点検し、計画の存続、変更、廃止の方向性について検討・協議を行い、都市計画道路変更を行いました。

□城里町都市計画道路変更までの経過

平成 29 年度

- ・都市計画道路見直しの近隣自治体事例調査（笠間市、小美玉市）
- ・城里町都市計画道路再検討基礎委託業務
- ・県指針のプロセス 1・2 まで完了

平成 30 年度

- ・城里町都市計画道路再検討委託業務
- 町都計道 13 路線を優先度から 4 つに分類
- ①整備を進める、早期着手の検討（123 号、中央線、増井線）
- ②調査を行い、判断
- ③廃止を検討（青山線）
- ④整備済
- ・都市計画道路再検討カルテを作成し、変更対象を 6 路線とする案を作成

平成 31 年度（令和元年度）

- ・茨城県土木部との都市計画道路再検討に関する連絡調整会議を実施
（道路建設課、道路維持課、都市整備課、公園街路課、土木事務所等）

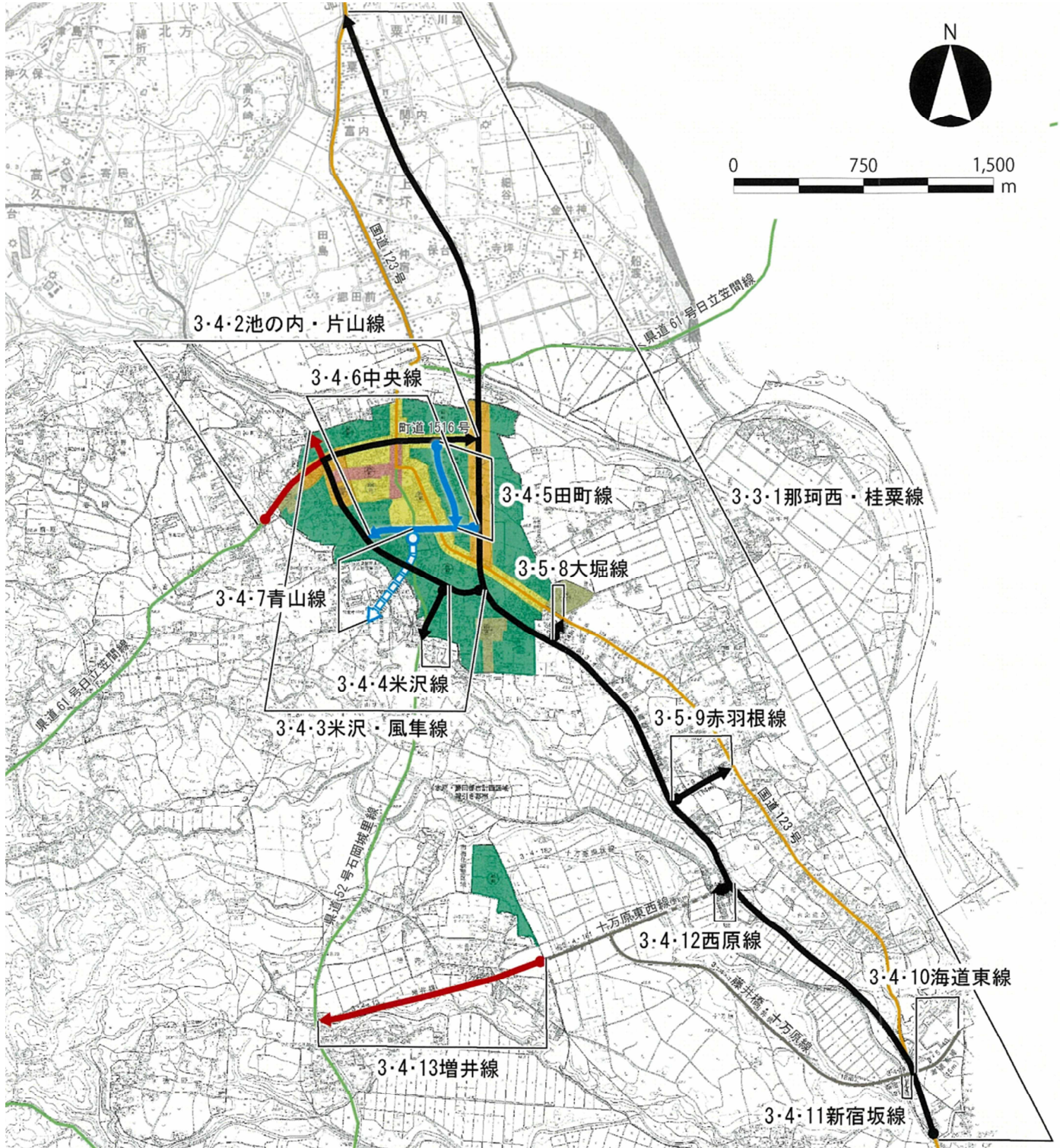
令和 2 年度

- ・城里町都市計画道路変更・廃止協議図書作成業務
- ・令和 3 年度の県都市計画審議会決定を目標に、提出図書の作成打合せ
- ・茨城県警交通規制課との交差点協議

令和 3 年度

- ・城里町都市計画道路変更・廃止法定図書作成業務
- ・令和 3 年 4 月 27 日 町都市計画審議会において概要説明
- ・令和 3 年 6 月 30 日 住民説明会実施
- ・令和 3 年 7 月 30 日 議会全員協議会説明
- ・令和 3 年 9 月 1 日 公聴会（申出者なし、中止）
- ・令和 3 年 12 月 17 日 町都市計画審議会（町路線変更決定）
- ・令和 4 年 1 月 13 日 茨城県都市計画審議会（県路線変更決定）
- ・

□総括図（赤：県決定3路線、青：町決定3路線）

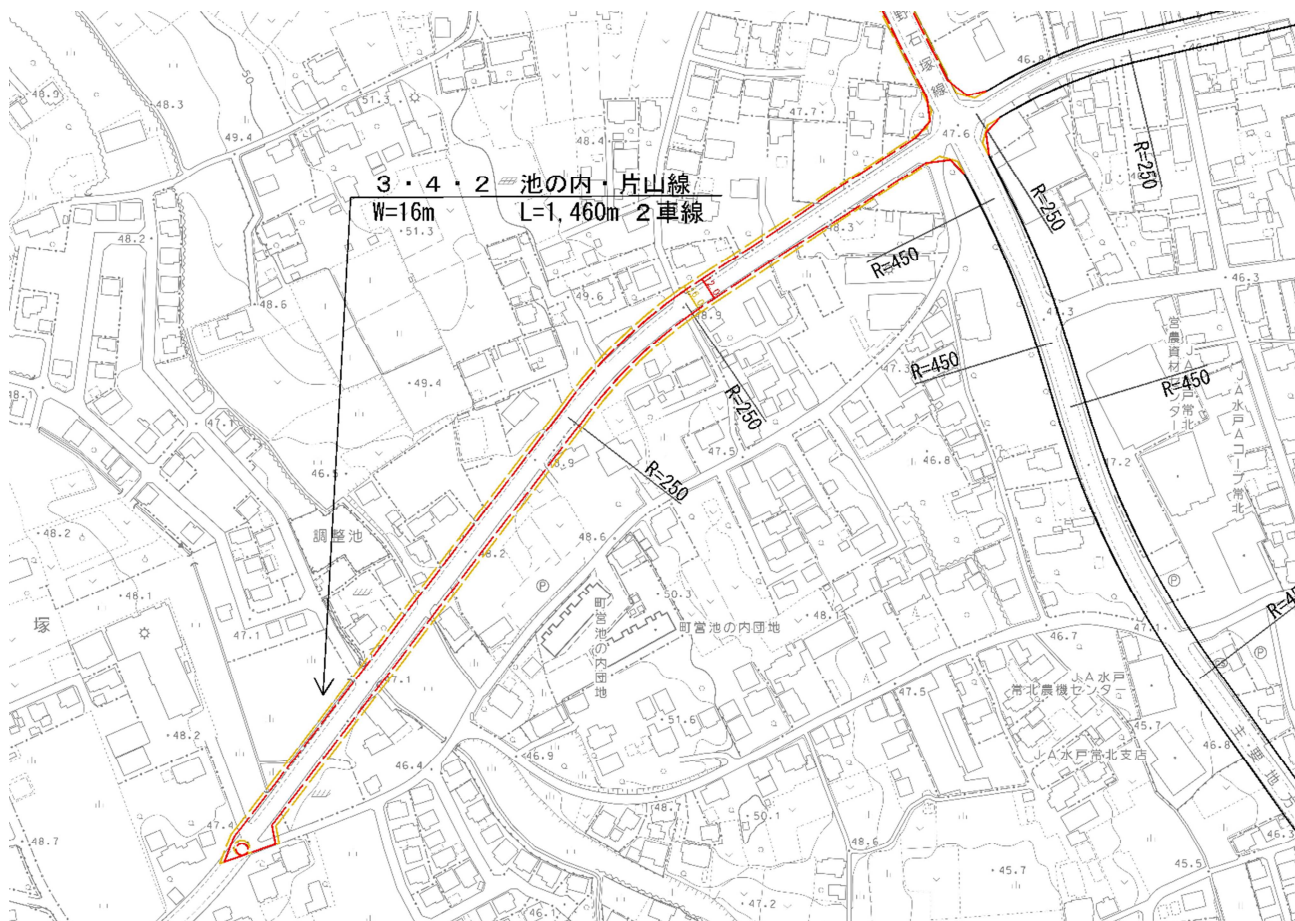


変更 3・4・2 池の内・片山線 **【県決定】**

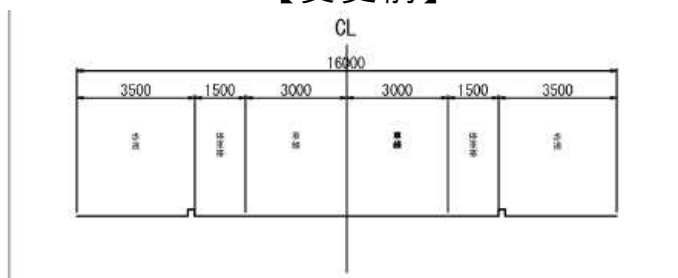
(一部区間の幅員縮小)

W=16m → W=12m (一部)

L=1,460m → L=920m、L=540m

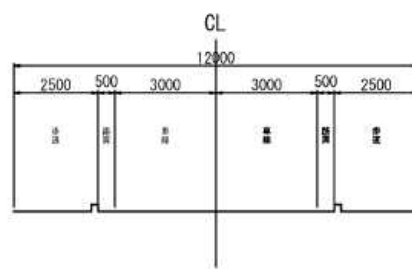


【変更前】



変更前
W=16.0m
変更後
W=12.0m

【変更後】

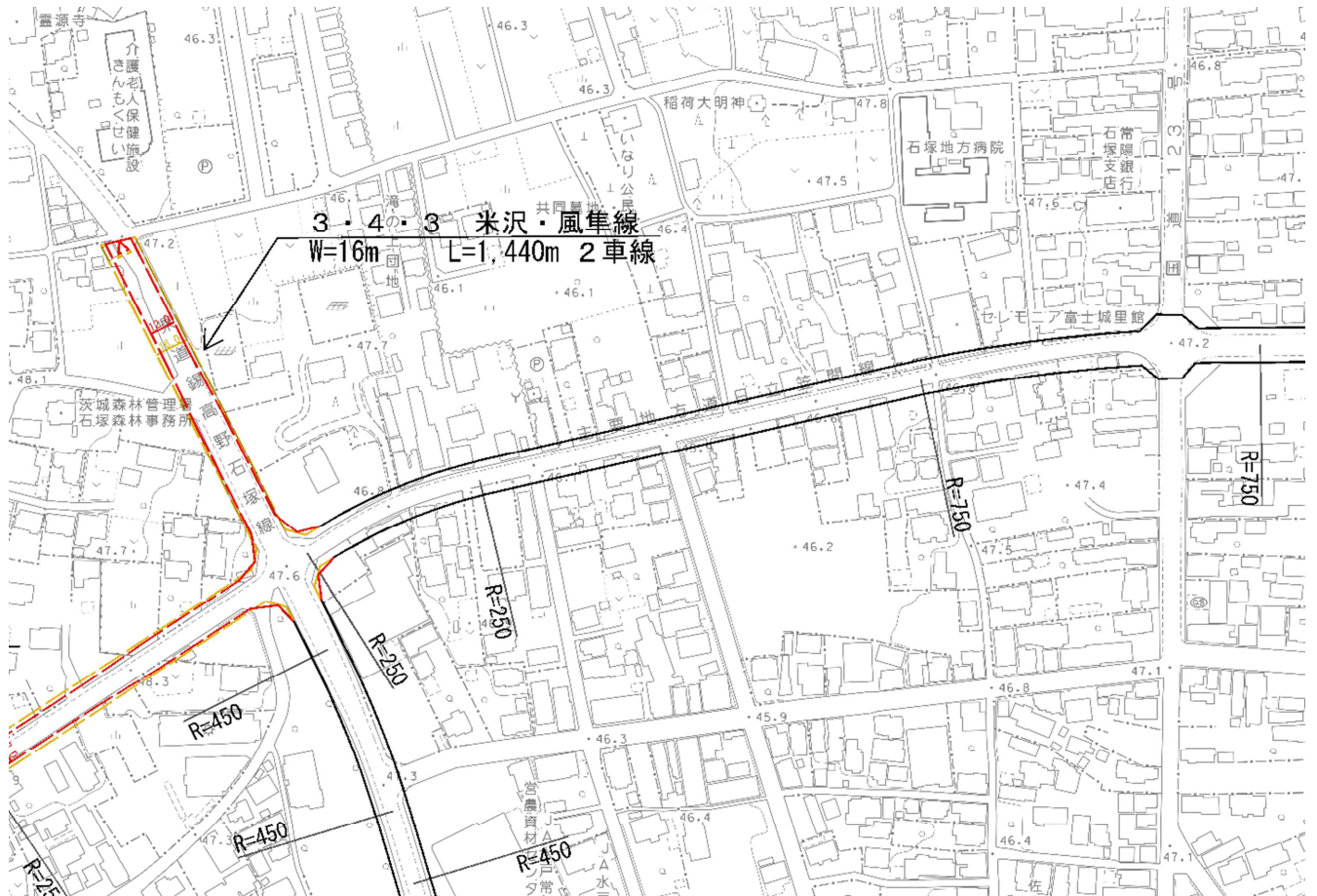


変更 3・4・3 米沢・風隼線【県決定】

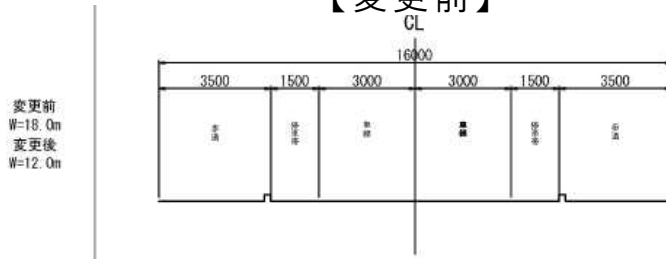
(一部区間の幅員縮小)

W=16m → W=12m (一部)

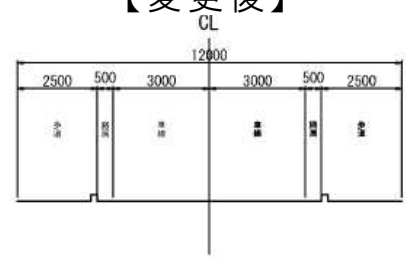
L=1,440m → L=1,230m、L=210m



【変更前】



【変更後】



変更 3・4・5 田町線【町決定】
 (名称)

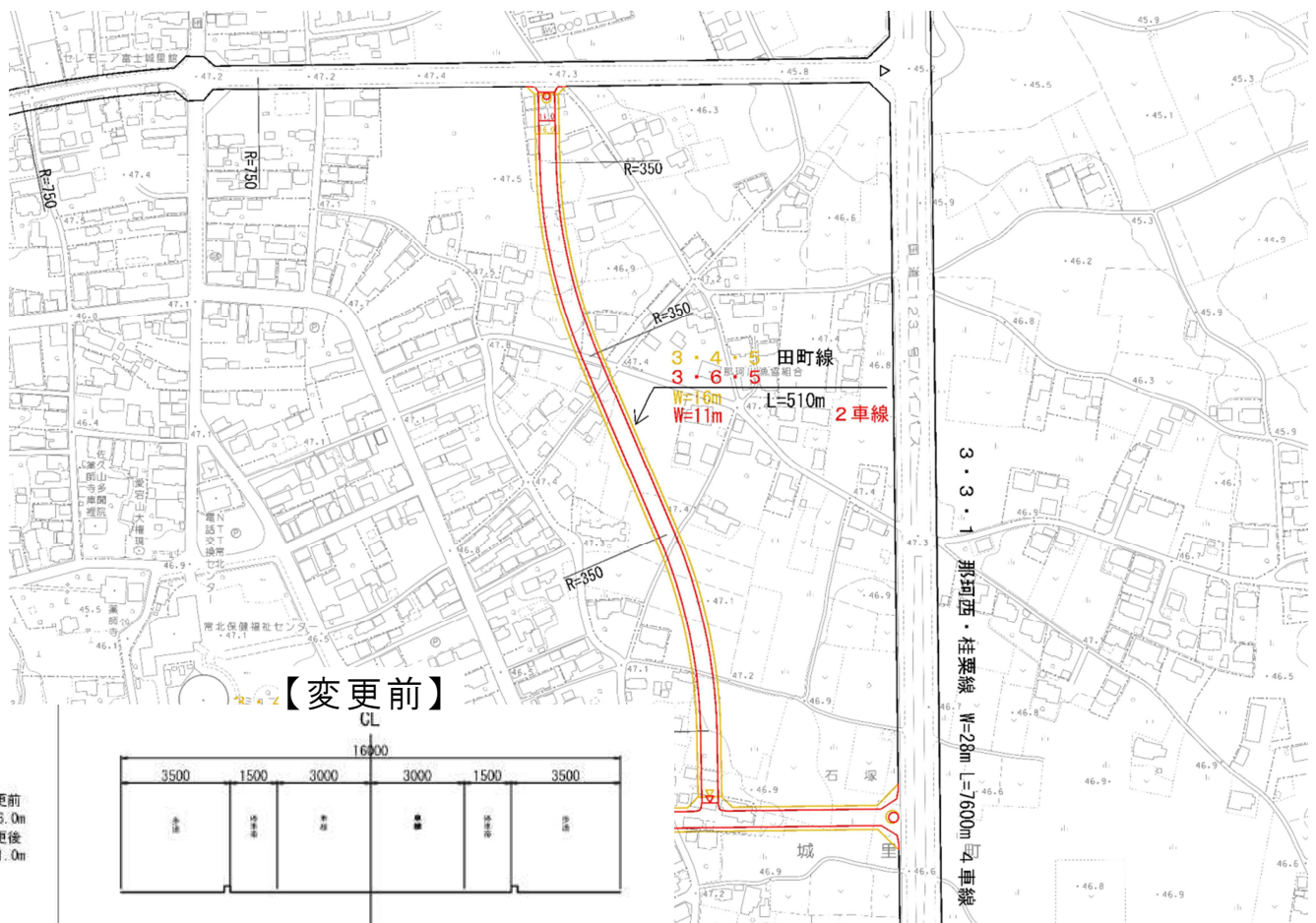
3・6・5 田町線【町決定】

(幅員縮小)

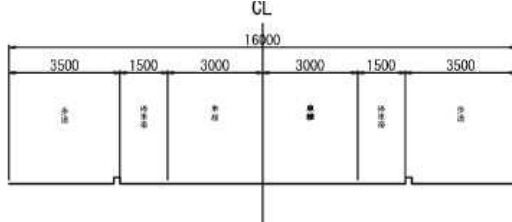
W=16m → W=11m

L=510m

(車線数) → 2車線

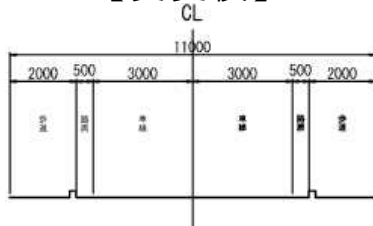


【変更前】



変更前
W=16.0m
変更後
W=11.0m

【変更後】



変更 3・4・6 中央線 【町決定】

(名称)

3・6・6 中央線 【町決定】

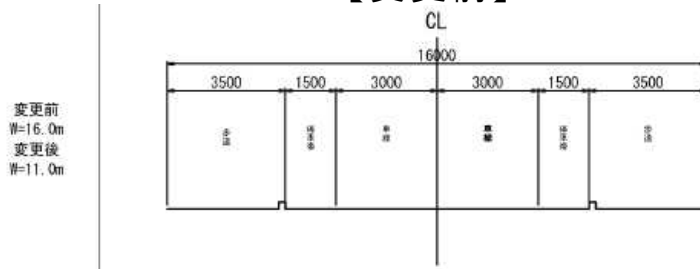
(幅員縮小)

W=16m → W=11m

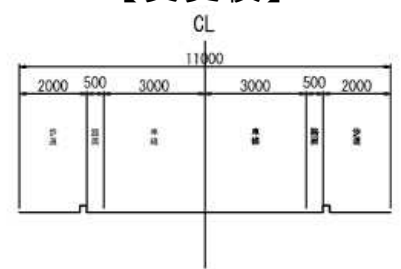
L=620m



【変更前】



【変更後】

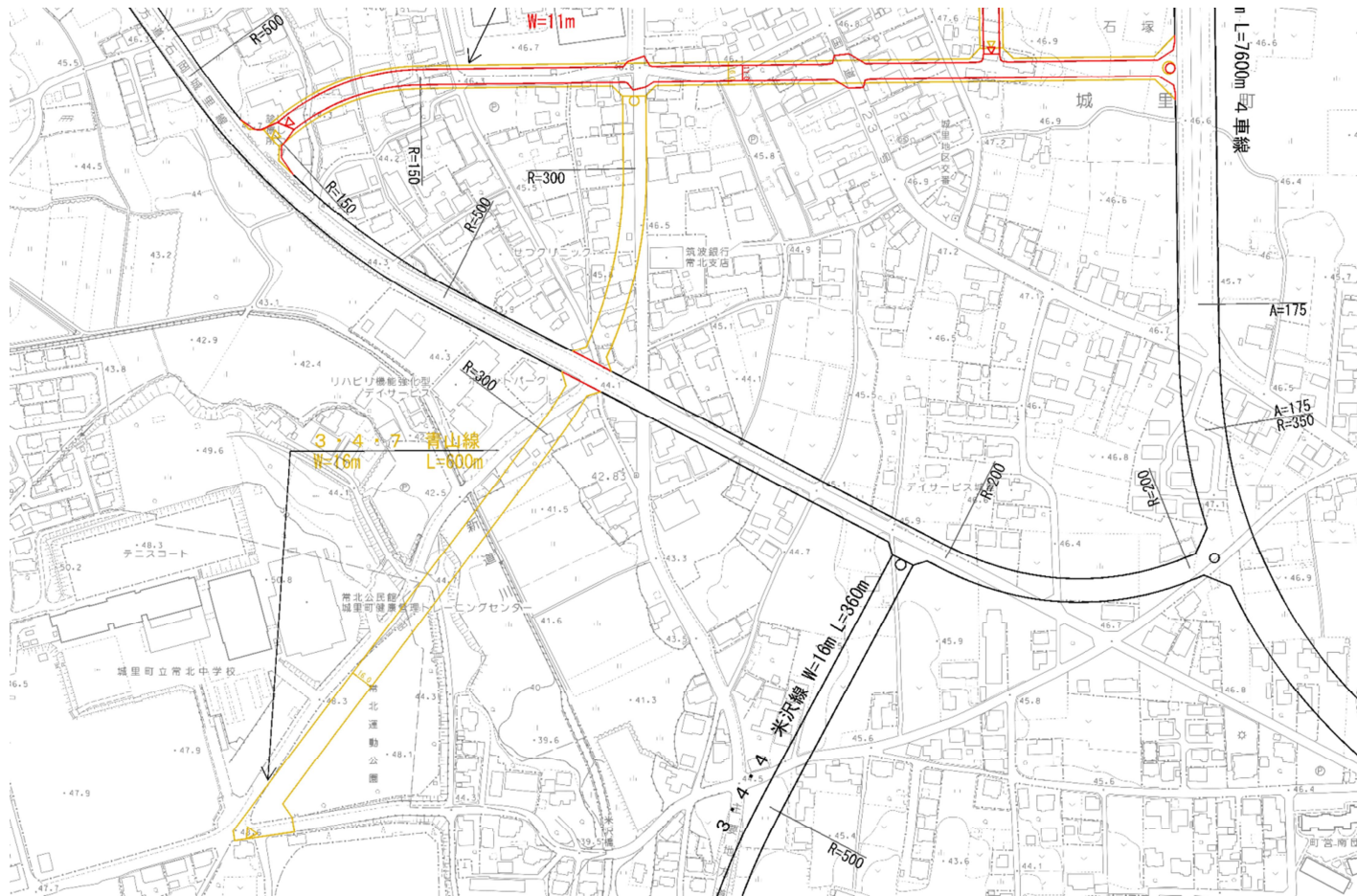


廃止 3・4・7 青山線【町決定】

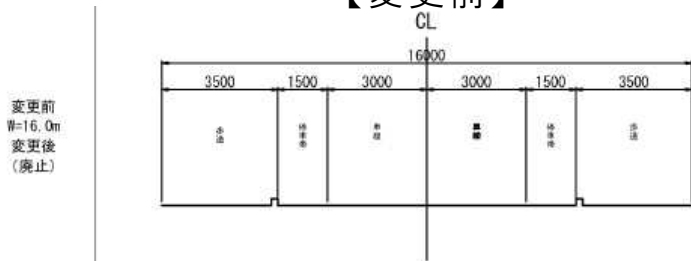
(路線の廃止)

W=16m

L=600m



【変更前】



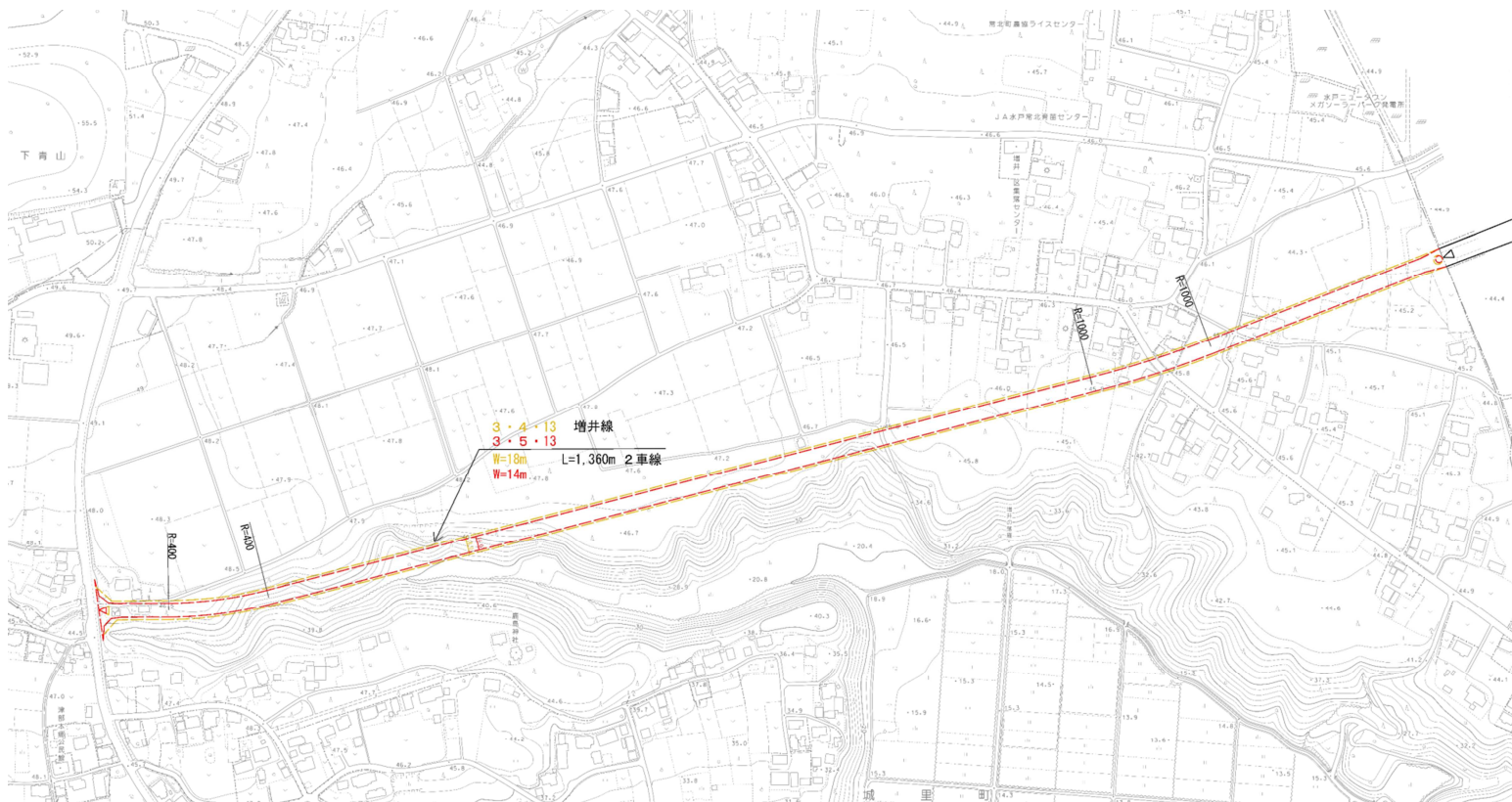
変更 3・4・13 増井線 **【県決定】**
 (名称)

3・5・13 増井線 **【県決定】**

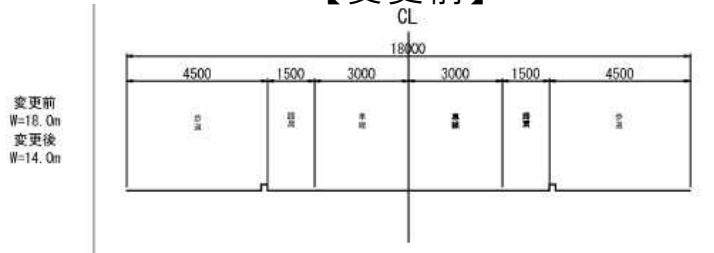
(幅員縮小)

W=18m → W=14m

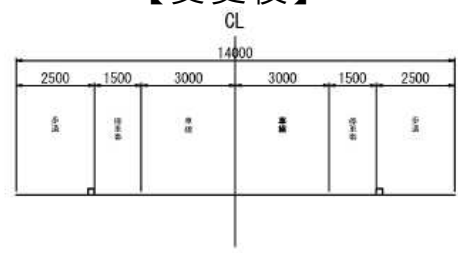
L=1,360m



【変更前】



【変更後】



報告第33号

令和3年度
城里町行政評価報告書

目 次

1. 城里町の行政評価システムの概要	1
(1) 行政評価制度導入の背景	1
(2) 行政評価制度の目的	1
(3) 町の行政評価システムの内容	1
2. 令和2年度の評価結果	3
(1) 事務事業評価	3
(2) 施策評価	5
3. 行政評価制度の導入効果	6
(1) 事務事業評価の効果	6
(2) 施策評価の効果	6
(3) 評価結果の活用	6
(4) 今後の展開	7

1. 城里町の行政評価システムの概要

(1) 行政評価制度導入の背景

地方分権の進展、町民ニーズの多様化・高度化、少子高齢化の進行、財政状況の悪化など、町を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中、総合計画に掲げた町の将来像である「人と自然が響きあいともに輝く住みよいまち」の実現を目指し、町の実情にあった施策を自らの責任において判断し実施することが求められています。

このためには、現在実施している施策、事務事業について必要性や有効性を見直し、今後に向け改善を進めるとともに、必要な施策等には重点的に資源を配分することが必要になります。

そこで、施策や事務事業の現状や今後の改善事項を明らかにし、効果的な資源配分に活用するため、平成20年度から3カ年の計画で行政評価制度を導入しました。

(2) 行政評価制度の目的

行政評価制度の導入にあたり、制度導入目的として、次の3つを定めました。

① 不断に改善する町役場

町を取り巻く環境の変化が激しく、また、財政状況の厳しさが増す中、常に取り組みを振り返り、見直しを行うことで政策形成能力を向上し、町民生活の向上を図ります。

② 職員の意識の改革

職員が、行政活動の実施により、町民に対してどのような成果をもたらされたかを常に意識し行動するようにします。

また、資源の効率的な活用を図ることを常に意識するようにします。

③ 町民への説明責任の遂行

町が実施する施策や事業の内容と実施状況を町民に説明することで、町政の透明性を高め、説明責任を果たします。

(3) 町の行政評価システムの内容

① 評価の対象

総合計画の実現に向け、町全体の最適化を目指すため、施策と事務事業の2階層の評価を実施します。

施策評価は、総合計画に示された基本施策を評価対象にしています。

また、事務事業評価は、基本施策の実現手段として、一つの成果が見込まれる単位のうち、予算を伴うものを事務事業として評価対象にしています。

② 評価の主体

評価は、職員が実施する「内部評価」により実施します。

③ 評価時期

年度終了後に、終了した取り組みを評価する「事後評価」を実施します。具体的には、出納整理期間終了後に第2次城里町総合計画の施策体系別に整理された事務事業について「事務事業評価」を実施します。評価責任者は、事務事業を所管する課局の長となります。また、事務事業評価に引き続き、第2次城里町総合計画に位置づけられた主要施策について「施策評価」を実施します。評価責任者は、主要施策の実施を主に担う課局の長となります。

④ 評価の視点

ア 事務事業評価

- ・目的の妥当性

そもそも事務事業を実施する必要があるといえるかを判断します。

- ・町関与の妥当性

目的が妥当であり実施することが必要であるとしても、その事務事業を、はたして町が主体となって実施する必要があるのかを判断します。

- ・有効性

事業の内容、実施状況から、事業の目的がどの程度達成されたか、目的達成に役立ったかを判断します。

- ・効率性

予算の執行状況や実施手法から、事業が無駄なく効率的に行われているかを判断します。

イ 施策評価

施策評価では、施策の現況、施策を取り巻く環境の変化を把握し、今後の施策の方向性を検討します。また、施策に連なる事務事業について、施策目的への貢献度を判断し、事業の今後の方向性を判断します。

⑤ 施策評価と事務事業評価の違い

城里町では、施策、事務事業の2階層の評価を実施しています。それぞれの評価の役割は次のとおりです。

	施策評価	事務事業評価
手 法	・ 総合計画の実現に向け、今後の各施策の進め方⇒大局的な視点	・ 成果志向への体質改善や職員の意識改革を目的とする担当課の事務改善ツール
評価の視点	・ 総合計画の進捗管理（施策目的の達成状況） ・ 事務事業の優先順位付け（経営資源配分）	・ 妥当性 ・ 有効性 ・ 効率性
成果の考え方	・ 施策目的の達成	・ 内部管理事務など成果として捉えにくいものがあるが、事務改善の視点として評価は可能
評価の効果	・ 新規・重要事業の立案、既存事業の見直し（改革）、資源（予算・人材）の配分	・ 事務や事業の点検（改善）

2. 令和2年度の評価結果

(1) 事務事業評価

事務事業評価では、実施した事務事業の内容、実施状況やコストの状況の振り返りを行います。また、振り返りの結果、事業の課題や改善策を検討します。これにより、事務事業のPDCAサイクルを確立し、職員の成果志向、政策形成能力を高めます。

① 評価事業数 161 事業

※評価実施した事業選定の考え方

- 1 町民にサービスを提供するもの
- 2 町民に直接サービスを提供するものではないが、説明が必要なもの
- 3 その他内部事業

② 評価結果の概要

事業の方向性の状況は、事業の継続（拡充・方法改善）が155事業（96.2%）を占め、事業の継続（縮小）及び事業の廃止・他事業との統合を検討が6事業（3.8%）となりました。

予算の方向性の状況は、拡充・現状維持が合わせて155事業（96.2%）、縮小及び事業の廃止・他事業との統合を検討が6事業（3.8%）となりました。

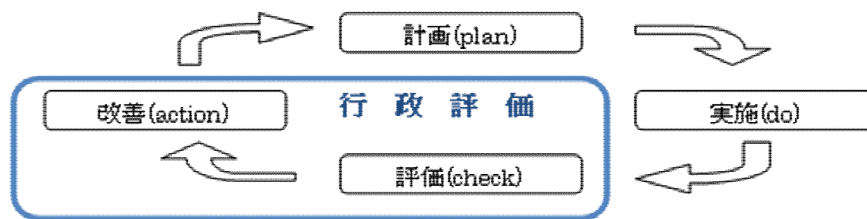
令和2年度評価結果と比較すると、割合は概ね変更ありません。

事業の方向性	事業数	割合 (%)
A：継続（拡充）	25	15.5
B：継続（方法改善）	130	80.7
C：継続（縮小）	3	1.9
D：廃止・他事業との統合の検討	3	1.9

予算の方向性	事業数	割合 (%)
A：拡充	22	13.6
B：現状維持	133	82.6
C：縮小	3	1.9
D：廃止・他事業との統合を検討	3	1.9

※PDCAサイクルのイメージ

これまでの行政活動は、計画(plan)→実施(do)の連続であったことから、評価(check)と改善(action)という機能を取り入れて次の計画につなげること。



・総合計画に示された施策体系別の評価事業数

章一節	主要施策名	事業数	章一節	主要施策名	事業数
1-2	道路・交通体系の整備	5	3-5	消費者保護の推進	1
1-3	上・下水道の整備	10	3-6	住みたくなるまち、働きたくなるまちの構築	0
1-4	公園・緑地の整備と緑化の推進	1	4-1	ともに社会を生き抜く力を身に着ける教育	7
1-5	情報通信網の整備・充実	1	4-2	安心して学べる教育環境の整備	5
1-6	景観の形成	2	4-3	生涯にわたって学べる環境の整備	18
1-7	住宅地・住宅の整備	2	4-4	郷土の文化の継承と文化財の保護	3
1-8	消防・救急体制の強化と防災の推進	3	5-1	自然環境の保全	2
1-9	防犯・交通安全対策の推進	4	5-2	循環型社会の形成	4
2-1	地域福祉の充実	4	5-3	低炭素社会の形成	1
2-2	子育て支援の充実	6	6-1	住民主体のまちづくり	2
2-3	高齢者福祉の充実	6	6-2	多様な交流の推進	1
2-4	障害者福祉の充実	2	6-3	人権尊重と男女共同参画社会の推進	1
2-5	保健・医療の充実	7	6-4	行財政運営の合理化・効率化	12
2-6	社会保障制度の充実	18	6-5	広域行政の推進	0
3-1	農林業の振興	29		計	161
3-2	商工業の振興	1			
3-3	観光・レクリエーションの振興	3		合計	161

(2) 施策評価

施策評価では、総合計画に示された主要施策を単位として、施策目的の達成状況を検証するとともに、主要施策を構成する事務事業について、施策目的の達成の観点から優先度を設定します。

また、設定した優先度に基づき、主要施策を構成する事務事業の予算等の方向性や、事業の課題や改善策を検討します。これにより、町の行政の基本方針である総合計画の達成を職員に意識づけ、事務事業についても、総合計画の実現の観点からメリハリをつけることに活用します。

① 評価施策数 33 施策

② 評価結果の概要

施策目的の達成状況では、目標を上回る施策が4施策(12.1%)、概ね目標を達成した施策が24施策(72.7%)、目標を下回る施策が5施策(15.2%)となりました。

また、主要施策の取り組み方針では、重点化して実施が15施策(45.5%)、現状維持が18施策(54.5%)、縮小して実施と判定された事業はありませんでした。今後、財政状況や職員数などの経営資源の減少が予想され、施策の優先度を明確にすることが必要です。

施策目的の達成状況	施策数	割合 (%)
A：目標を上回る	4	12.1
B：概ね目標を達成	24	72.7
C：目標を下回る	5	15.2

前期計画での取り組み方針	施策数	割合 (%)
A：重点化して実施	15	45.5
B：現状維持	18	54.5
C：縮小して実施	0	0.0

3. 行政評価制度の導入効果

(1) 事務事業評価の効果

今回の評価結果では、評価事業数が前年度の165事業から161事業に減少しました。これは、職員が今後の方向性を検討する際に、事業を広い視点から検討し、費用対効果を意識したと考えられ、これまで以上に成果やコストを意識するようになった結果といえます。

また、事業の方向性が「廃止・他事業との統合を検討」と判定された事業数が3事業であり、次年度類似事業との統合や事業の廃止が進むことが予想されます。

(2) 施策評価の効果

施策評価を実施することで、「総合計画（主要施策）の目的の達成」を念頭に置いた施策展開を図ることが可能となります。具体的には、主要施策の現状を把握した上で、主要施策を構成する複数の事務事業を「主要施策の目的達成」の観点から相対的に評価します。

相対的な評価により、主要施策の目的達成により貢献する事務事業を明らかにし、今後の方向性を示します。その方向性に基づき、次年度の予算編成を実施することで、予算の配分をより効果的なものとすることができ、限られた資源の有効活用につながります。

(3) 評価結果の活用

① 予算への反映

ア 担当課による予算検討への活用

施策評価において、施策目的の達成の観点から事務事業の優先度、今後の方向性を定めており、今回の評価結果に基づき、事務事業の今後の課題・改善点を検討します。

これにより、施策目的の実現に向け、効率的・効果的な事業展開を図るため、メリハリのある予算要求を実現します。

イ 予算編成への活用

今後の予算編成において、行政評価の手法を事業内容や実施主体の見直し、廃止を含め事業継続の是非等の判断に活用するよう、予算編成方針に盛り込みました。

また、予算査定時には、事業の実施状況や優先度などの評価結果を基に、担当課へのヒアリング等を実施し、評価結果を予算編成に活用します。

② 目標管理への活用

施策評価を実施することで、日々の業務と総合計画の関係が明確になるとともに、予算の検討時の協議により、課局長の考える今後の施策展開を課局内で共有することができます。これにより、総合計画の実現を前提として、課局の方針に基づき、自らが何をすべきかを検討することが可能となり、意味のある年間目標の設定が可能となります。

(4) 今後の展開

① 施策評価結果の精緻化

施策評価では、総合計画の将来像を実現するため、実現手段である施策の今後の方向性を検討します。また、今後の方向性に基づき、施策の実施手段である事務事業を施策の実現の観点から相対的に評価します。今後、予算・職員といった行政運営に欠かすことのできない資源が減少することが予想されますので、より一層メリハリ付けが重要になります。このため、施策評価による貢献度の検討等を精緻化し、メリハリ付けに活用することが必要です。

② 施策間の優先順位付け

現行の施策評価は、各施策を絶対評価しており、総合計画実現の観点からの施策間の優先度を設定することができません。今後、予算・職員といった行政運営に欠かすことのできない資源が減少することが予想されるなか、より、効果的・効率的に総合計画の実現を目指すためには、優先的に取り組む施策を明確にし、資源を有効に活用することが重要です。このため、施策間の優先度を決定する場を設置する必要があります。

③ 職員の意識啓発の継続

これまでの取り組みにより、職員の意識が高まっていると考えられます。職員の間には制度が浸透したことから、職員の意識をさらに高めていくことが必要です。このため、職員が行政評価を意味のあるものと考え、真剣に取り組むよう、継続して職員の意識啓発を行います。

また、施策評価の実施により事務事業を相対的に検討し、その優先度を評価する必要があるため、幹部職員がマネジメントを意識して評価に取り組むよう、意識や理解を高めるための取り組みを実施します。

4. 資料

- ・事務事業評価一覧表（様式）
- ・施策評価シート（様式）
- ・施策評価結果一覧表

令和3年度 事務事業評価及び施策評価のまとめ
(令和2年度に実施した事業の評価)

城里町まちづくり戦略課

政策（基本目標）		施策（主要施策）		目標達成状況	主要施策の取組み方針	施策の今後の進め方	No.	事務事業名	担当課	貢献度	事務事業評価		施策評価	
大項目（章）	中項目（節）	事業の方向性	予算の方向性								事業の方向性	予算の方向性		
1	安全・安心な生活基盤のあるまちの実現	2	道路・交通体系の整備	A 目標を上回る	A 重点化して実施	住民の生活を確保する道路維持事業については、事業の拡大を行いたい。	1	道路維持事業	都市建設課	A	A	A	A	A
							2	町道改良工事	都市建設課	B	B	B	B	B
							3	災害復旧事業	都市建設課	A	B	B	B	B
							4	路線バス運行支援事業	まちづくり戦略課	B	B	B	B	A
							5	新交通システム(デマンド交通)運行支援事業	まちづくり戦略課	B	B	A	B	B
		3	上・下水道・河川の整備【上水道】	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	平成27年度に策定された新水道ビジョンを基本として、水道施設再編・統合をさらに進めるとともに災害や事故に対応できる強靱な施設整備とライフラインとしての水道の危機管理体制の強化を図り、安全で安定的な給水行っていく。	1	水道施設整備管理事業	水道課	A	B	B	A	B
							2	水道管理運営事業	水道課	A	B	B	A	B
			上・下水道・河川の整備【下水道】	A 目標を上回る	B 現状維持	那珂久慈関連連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を計画的に推進し、順次事業計画区域の整備を実施し、普及率の向上を図る。農業集落排水事業では、老朽化が進む処理施設について公共下水道への統合を推進しながら適正な維持管理に努める。また、事業計画区域外地区については合併処理浄化槽の普及促進を図る。	1	流域関連公共下水道整備事業	下水道課	A	A	A	B	B
							2	特定環境保全公共下水道整備事業	下水道課	B	B	B	B	B
							3	公共下水道維持管理事業	下水道課	B	B	B	A	A
							4	公共下水道公債管理事業	下水道課	B	B	B	B	B
							5	農業集落排水施設維持管理事業	下水道課	B	B	B	B	B
		6	農業集落排水公債管理事業	下水道課	B	B	B	B	B					
		7	合併処理浄化槽設置事業	下水道課	B	B	B	B	B					
		4	上・下水道・河川の整備【河川】	C 目標を下回る	B 現状維持	住民意識の醸成と継続的な啓発が重要であり、長期的施策として推進する。	1	河川改修事業	都市建設課	A	A	B	A	B
		4	公園・緑地の整備と緑化の推進	B 概ね目標を達成	B 現状維持	公園の維持管理事業については、各公園、緑地の必要性を確認、維持管理の創意工夫を重ねて、実施して行く。	1	公園維持管理事業	都市建設課	B	B	B	C	B
		5	情報通信網の整備・充実	B 概ね目標を達成	B 現状維持	整備された通信基盤の維持・充実が更に必要である。	1	情報系インフラ・地域イントラ維持事業	まちづくり戦略課	B	B	B	B	B
		6	景観の形成	C 目標を下回る	B 現状維持	住民意識の醸成と継続的な啓発が重要であり、長期的施策として推進する。	1	自然環境保護事業	町民課	B	B	B	B	B
							2	河川改修事業(河川美化事業)	都市建設課	A	A	B	A	A
		7	住宅地・住宅の整備	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	いずれも、必要な事業であることから維持管理の改善に努め、計画的な運営を図る。4の被災住宅復興支援利子補給金交付事業は、すでに募集停止しています。	1	町営住宅入居者管理事務	都市建設課	A	A	B	A	B
							2	町営住宅維持管理事業	都市建設課	A	A	B	A	B

政策（基本目標）		施策（主要施策）		目標達成状況	主要施策の取組み方針	施策の今後の進め方	No.	事務事業名	担当課	貢献度	事務事業評価		施策評価	
											事業の方向性	予算の方向性	事業の方向性	予算の方向性
大項目（章）		中項目（節）												
1	安心・安心な生活基盤のあるまちの実現	8	消防・救急体制の強化と防災の推進	C 目標を下回る	A 重点化して実施	消防力については、人口減少傾向のため、人員・設備の効率化を検討しつつ新規入団者の確保に努める。 防災については、住民の防災意識向上を図り、消防団員と地域住民の防災力を高めるとともに、行政との連携を強化していく。	1	常備消防事務委託事業	総務課	A	B	B	B	B
							2	消防団管理運営事業	総務課	B	B	B	B	B
							3	防災体制の整備事業	総務課	A	B	B	A	A
		9	防犯・交通安全対策の推進	A 目標を上回る	B 現状維持	設備等の整備を中心に進めながら、犯罪及び事故防止と住民への啓発を推進する。	1	防犯対策推進事業	町民課	A	B	B	B	B
							2	防犯灯設置・管理事業	町民課	A	B	B	B	B
							3	交通安全施設整備事業	町民課	A	B	B	B	B
							4	交通安全対策推進事業	町民課	A	B	B	B	B
2	健やかに暮らせるまちの実現	1	地域福祉の充実	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	町民のボランティア活動への理解と参加を促すための施策に取り組む。地域住民のつながりをより一層深める事業を実施し、暮らしやすい環境の整備を進める。	1	地域ケアシステム事業	長寿応援課	A	B	B	A	B
							2	社会福祉協議会運営補助事業	福祉こども課	A	C	B	C	B
							3	保健福祉センター事業	健康保険課	B	A	A	A	B
							4	ボランティア活動推進事業	福祉こども課	A	A	B	A	B
		2	子育て支援の充実	B 概ね目標を達成	B 現状維持	子どものいる家庭を社会全体で支援し、次世代を担う子どもたちが生まれ、育まれるよう子育て支援を推進する。	1	公立保育所事業	福祉こども課	B	B	A	B	B
							2	民間保育所支援事業	福祉こども課	B	A	A	B	B
							3	次世代育成支援金支給事業	福祉こども課	B	B	B	B	B
							4	放課後児童健全育成事業	福祉こども課	A	B	A	B	B
							5	多子世帯保育料軽減事業	福祉こども課	B	A	B	A	B
							6	子育て支援事業	健康保険課	B	B	B	B	B
		3	高齢者福祉の充実	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	引き続き高齢者の生きがい作りや、ひとり暮らし高齢者等への支援体制を整える。高齢者の増加に伴い、需要が増えると見込まれる。	1	老人保護措置事業	長寿応援課	B	B	B	B	B
							2	愛の定期便事業	長寿応援課	B	B	B	B	B
							3	家族介護用品支給事業	長寿応援課	B	B	B	B	B
							4	在宅福祉事業	長寿応援課	B	B	B	B	B
							5	高年者クラブ活動支援事業	長寿応援課	B	B	B	B	B
							6	敬老事業	長寿応援課	B	B	B	B	B
		4	障害者福祉の充実	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	福祉サービスの更なる充実を図り、地域での生活を推進する。	1	地域生活支援事業	福祉こども課	A	A	A	A	A
							2	難病患者見舞金事業	福祉こども課	A	A	B	A	A

政策（基本目標）		施策（主要施策）		目標達成状況	主要施策の取組み方針	施策の今後の進め方	No.	事務事業名	担当課	貢献度	事務事業評価		施策評価	
大項目（章）		中項目（節）									事業の方向性	予算の方向性	事業の方向性	予算の方向性
2	健やかに暮らせるまちの実現	5	保健・医療の充実【保健】	B 概ね目標を達成	B 現状維持	機会あるごとに検診の受診勧奨を行う。乳幼児に関しては未受診者には、再通知、電話での勧奨、保育園等と連携し受けられない理由を把握する。また、生活習慣改善のための行動変容の支援を継続する。	1	母子保健事業	健康保険課	A	B	B	A	A
							2	健康診査事業	健康保険課	A	B	B	A	A
							3	健康づくり事業	健康保険課	A	B	B	B	B
							4	保健衛生総務事業	健康保険課	A	B	B	B	B
							5	予防接種事業	健康保険課	A	B	B	B	B
		6	保健・医療の充実【医療】	B 概ね目標を達成	B 現状維持	地域住民が安心して暮らせる医療施策。地域住民に信頼される医療施設の整備を進める。	1	診療事業	診療所	A	B	B	B	B
							2	施設維持管理事業	診療所	A	B	B	B	B
		6	社会保障制度の充実【健康保険課】	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	各保険事業の周知及び収納率の向上、税負担の公平性を確保するため、収納対策室との連携	1	国民健康保険資格管理事務	健康保険課	A	B	B	B	B
							2	国民健康保険税管理事務	健康保険課	A	A	B	A	B
							3	国民健康保険運営協議会管理事務	健康保険課	A	B	B	B	B
							4	国民健康保険給付管理事務	健康保険課	A	B	B	B	A
							5	後期高齢者医療資格管理事務	健康保険課	A	B	A	B	B
							6	後期高齢者医療保険料管理事務	健康保険課	A	B	B	B	B
							7	後期高齢者医療給付管理事務	健康保険課	A	B	B	B	B
							8	医療費助成事務	健康保険課	A	B	B	B	B
							9	国民年金事務	健康保険課	A	B	B	B	B
							10	福祉年金事務	健康保険課	A	C	B	B	B
		6	社会保障制度の充実【長寿応援課】	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	保険事業の周知及び収納率の向上、保険料負担の公平性を確保するため、収納対策室との連携、介護予防事業の充実を図り、介護認定率の現状維持または、減少につなげる。	11	介護保険資格管理事業	長寿応援課	A	B	B	B	B
12	介護保険認定関係事務						長寿応援課	A	B	B	B	B		
13	介護保険賦課関係事業						長寿応援課	A	B	B	B	B		
14	介護保険給付事業						長寿応援課	A	A	B	B	A		
15	介護予防・生活支援サービス事業						長寿応援課	A	B	A	A	A		
16	一般介護予防事業						長寿応援課	A	A	A	A	A		
17	介護予防支援事業						長寿応援課	A	B	A	A	A		
18	地域包括支援センター事業						長寿応援課	A	A	A	A	A		
3	活力とにぎわいのあるまちの実現	1	農林業の振興	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	新たな農業政策の中で地域の実情に沿った事業展開、町ブランド品、推奨品の選定拡大しPRと共に販路拡大に努める。	1	担い手総合支援事業	農業政策課	B	B	B	B	B
							2	農ビ農ポリリサイクル事業	農業政策課	B	B	B	B	B
							3	農業振興地域整備促進事業	農業政策課	B	B	B	B	B
							4	農村環境保全事業（多面的機能支払交付金事業）	農業政策課	A	B	B	B	B
							5	中山間地域等直接支払事業	農業政策課	A	B	B	B	B

政策（基本目標）		施策（主要施策）		目標達成状況	主要施策の取組み方針	施策の今後の進め方	No.	事務事業名	担当課	貢献度	事務事業評価		施策評価							
大項目（章）		中項目（節）									事業の方向性	予算の方向性	事業の方向性	予算の方向性						
3	活力とにぎわいのあるまちの実現	1	農林業の振興	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	新たな農業政策の中で地域の実情に沿った事業展開 町ブランド品、推奨品の選定拡大しPRと共に販路拡大に努める。	6	農地流動化奨励金交付事業	農業委員会事務局	A	A	B	A	B						
							7	農業委員会補助事業	農業委員会事務局	A	A	B	A	B						
							8	グリーンツーリズム事業	農業政策課	B	D	D	D	D						
							9	農業生産基盤整備事業	農業政策課	B	B	B	B	B						
							10	要望苦情処業務	農業政策課	A	B	B	B	B						
							11	農林病虫害防除実施協議会補助事業	農業政策課	B	B	B	B	B						
							12	茨城栃木鳥獣害防止広域対策協議会事業負担金	農業政策課	B	B	B	B	B						
							13	水田農業構造改革推進事業	農業政策課	A	B	B	A	B						
							14	家畜防疫事業	農業政策課	B	B	B	B	B						
							15	家畜衛生指導協会事業	農業政策課	B	B	B	B	B						
							16	和牛ヘルパー利用部会事業	農業政策課	B	B	B	B	B						
							17	和牛改良組合事業	農業政策課	B	B	B	B	B						
							18	繁殖牛導入事業	農業政策課	B	B	B	B	B						
							19	有害鳥獣捕獲事業	農業政策課	A	A	A	A	A						
							20	経営安定対策事業	農業政策課	A	A	B	A	A						
							21	県営畑地帯総合整備事業	農業政策課	B	D	D	D	D						
							22	森林機能緊急回復整備事業	農業政策課	B	B	B	B	B						
							23	森林経営安定事業	農業政策課	B	D	D	D	D						
							24	林道の伐採除草	農業政策課	B	B	B	B	B						
							25	身近なみどり整備推進事業	農業政策課	B	C	C	B	B						
							26	(社)茨城県治山林道協会	農業政策課	B	B	B	B	B						
							27	みどりの少年団補助金	農業政策課	B	B	B	B	B						
							28	森林組合補助金	農業政策課	B	B	B	B	B						
							29	生産部会連絡協議会補助事業	農業政策課	B	B	B	B	B						
							1	2	商工業の振興	C 目標を下回る	A 重点化して実施	・商工会と連携のうえ、経営指導・融資制度等を活用し、基盤強化への支援。	1	商工業振興事業	まちづくり戦略課	B	B	B	B	B
							1	3	観光・レクリエーションの振興	C 目標を下回る	A 重点化して実施	・キャンプ場の運営方法（統廃合及び改修）見直しの推進。 ・温泉施設の宣伝活動を積極的に推進し、入場者数の増加を図る。 ・情報発信及び観光PR等を更に積極的に推進し、町のイメージアップ及び観光集客数の増加を図る。	1	キャンプ場管理事業	まちづくり戦略課	B	B	A	B	B
							2						ホロルの湯管理事業	まちづくり戦略課	B	B	B	B	B	
							3						観光PR事業	まちづくり戦略課	B	B	B	B	B	

政策（基本目標）		施策（主要施策）		目標達成状況	主要施策の取組み方針	施策の今後の進め方	No.	事務事業名	担当課	貢献度	事務事業評価		施策評価								
大項目（章）		中項目（節）									事業の方向性	予算の方向性	事業の方向性	予算の方向性							
3	活力とにぎわいのあるまちの実現	5	消費者保護の推進	A 目標を上回る	B 現状維持	・県補助金を活用し、積極的に啓発活動を実施する。 ・相談員を配置し、消費者相談を受け付ける。	1	消費者行政総務事業	まちづくり戦略課	B	B	A	B	B							
4	人と文化を育む人間性豊かなまちの実現	1	ともに社会を生き抜く力を身に着ける教育	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	城里町教育振興基本計画の町民への周知に努めるとともに、本町で学び育った子供たちが、本町で働き生活していきたいと思う気持ちを育てるため、ふるさとへの愛着を持つことが出来る教育や機会の充実を図る（「城里学ぶつく」の活用）他、地域社会の一員としての自覚が持てる教育を推進する。	1	教育委員会事務局事業	教育委員会	B	B	B	B	B							
							2	成人式事業	教育委員会	B	B	B	B	B							
							3	小学校振興事業	教育委員会	A	B	B	B	A							
							4	中学校振興事業	教育委員会	B	B	B	B	B							
							5	学校給食調理事業	教育委員会	B	B	B	B	B							
							6	学校給食運営事業	教育委員会	B	B	B	B	B							
							7	学校給食維持管理事業	教育委員会	B	B	B	B	B							
		2	安心して学べる教育環境の整備	B 概ね目標を達成	B 現状維持	教職員の資質・能力の向上のため、教育研究活動の支援を継続する。また、すべての子供たちが質の高い教育ができるよう就学支援の拡充等、学習環境向上に努める。	1	小学校管理事業	教育委員会	B	B	B	B	B							
							2	中学校管理事業	教育委員会	B	B	B	B	B							
							3	青少年相談員事業	教育委員会	B	B	B	B	B							
							4	青少年育成団体補助事業	教育委員会	B	B	B	B	B							
							5	学習機会提供事業	教育委員会	B	B	B	B	B							
							4	人と文化を育む人間性豊かなまちの実現	3	生涯にわたって学べる環境の整備	B 概ね目標を達成	B 現状維持	町民のニーズに対応するため、社会変化に対応した計画策定と年度ごとの事業の見直しを行う。また、七会公民館事業が七会町民センターにおいて事業を継続することになるが、特に公民館講座においては支障がないように事業を推進する必要がある。 七会公民館が平成30年3月末をもって廃止となることから、現在の事業を継続できるよう調整を行うとともに、各公民館講座等で習得した発表の場を提供する。	1	公民館講座実施運営事業	常北公民館	B	B	B	B	B
														2	公民館講座実施運営事業	桂公民館	B	B	B	B	B
3	公民館まつり実施運営事業	常北公民館	B	B	B	B								B							
4	公民館まつり実施運営事業	桂公民館	B	B	B	B								B							
5	スポーツ大会開催事業	教育委員会	B	A	B	A								B							
6	生涯スポーツ振興事業	教育委員会	B	B	B	B								B							
7	生涯学習スポーツ施設関係整備事業	教育委員会	B	B	B	B								A							
8	公民館管理運営事業	常北公民館	B	B	B	B								B							
9	公民館管理運営事業	桂公民館	B	B	B	B								B							
10	公民館施設維持管理事業	常北公民館	B	B	B	A								A							
11	公民館施設維持管理事業	桂公民館	B	B	A	B								A							
12	コミュニティセンター運営事業	コミセン	B	B	B	B								B							
13	コミュニティセンター施設維持管理委託事業	コミセン	B	B	A	B								A							
14	図書館運営事業	図書館	B	B	B	B	B														
15	図書館施設維持管理事業	図書館	B	B	B	B	B														
16	郷土史資料館運営事業	図書館	B	B	B	B	B														
17	郷土資料館施設維持管理事業	図書館	B	B	B	B	B														
18	生涯学習推進補助事業	教育委員会	B	B	B	B	B														

政策（基本目標）		施策（主要施策）		目標達成状況	主要施策の取組み方針	施策の今後の進め方	No.	事務事業名	担当課	貢献度	事務事業評価		施策評価	
大項目（章）		中項目（節）									事業の方向性	予算の方向性	事業の方向性	予算の方向性
4	人と文化を育む人間性豊かなまちの実現	4	郷土の文化の継承と文化財の保護	B 概ね目標を達成	B 現状維持	郷土芸能や地域文化を継承し保存するためには、団体等の活動は重要な役割を果たしていることから支援する。	1	文化団体育成補助事業	教育委員会	B	B	B	B	
							2	伝統芸能団体育成補助事業	教育委員会	B	B	B	B	
							3	文化財保護事業	教育委員会	B	B	B	B	
5	環境にやさしく、豊かな自然と共生するまちの実現	1	自然環境の保全	B 概ね目標を達成	B 現状維持	行政が実施するハード事業のみならず、住民参加型のソフト事業についてもバランスよく実施し、住民意識の醸成を図ることが重要である。また、いずれの事業についても、創意工夫を重ね、長期的施策として推進する。	1	自然環境保護事業	町民課	B	B	B	B	
							2	生活環境保全事業	町民課	B	B	B	B	
		2	循環型社会の形成	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	<p>塵芥処理・し尿処理事業については、既存施設の適正な維持管理のもとで、円滑で効率的な運営と処理体制を図る。</p> <p>ごみ減量化・再資源化率向上に向け、新たに容器包装プラスチック類の分別を開始する等、さらなる資源ごみの分別徹底を推進し「将来にわたって持続可能な循環型の地域社会づくり」を目指す。</p> <p>リサイクルセンターを新たに整備し、町内のごみ処理の安定化を図る。</p> <p>町民や事業者へ不法投棄等の防止に向けた一層の啓発を進めるとともに、ボランティアU.D.(不法投棄)監視員や警察等関係機関と連携して監視体制の強化を図る。</p>	1	ごみ減量化事業	町民課	A	A	A	A	
							2	し尿処理事業	町民課	A	B	B	B	
							3	一般廃棄物処理施設建設事業	町民課	A	B	B	B	
							4	不法投棄抑制事業・環境美化事業	町民課	A	A	A	A	
3	低炭素社会の形成	B 概ね目標を達成	B 現状維持	大気汚染防止法、騒音、振動規制法、悪臭防止法等に基づき、大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害を未然に防止するため、発生源に対する規制・指導に務めるとともに、有害化学物質等の適切な情報の収集・提供を推進する。	1	公害対策事業	町民課	A	B	B	B			

政策（基本目標）		施策（主要施策）		目標達成状況	主要施策の取組み方針	施策の今後の進め方	No.	事務事業名	担当課	貢献度	事務事業評価		施策評価	
大項目（章）	中項目（節）	事業の方向性	予算の方向性								事業の方向性	予算の方向性		
6	思いやりのある自治のまちの実現	1	住民主体のまちづくり	B 概ね目標を達成	B 現状維持	H26から始まった町政懇談会を継続して行っていく	1	広報・広聴事業	まちづくり戦略課	A	B	C	A	A
							2	自治振興事業	総務課	A	B	B	B	B
		2	多様な交流の推進	B 概ね目標を達成	B 現状維持	庁内の推進体制を整備し、関係各課連携した事業推進を図る。 また、都市交流事業全体の活動実績を町内外へPRし、友好都市締結を目指す。	1	江戸川区交流事業	まちづくり戦略課	B	B	B	B	B
		3	人権尊重と男女共同参画社会の推進【男女共同参画】	B 概ね目標を達成	A 重点化して実施	広報紙やホームページなどあらゆる媒体を活用し、啓発活動を行う。	1	男女共同参画事業	総務課	B	A	A	A	B
		4	行財政運営の合理化・効率化	B 概ね目標を達成	B 現状維持	町税を中心とする歳入の大幅な伸びが見込めないことから、新たに見直しを行った城里町公共施設等総合管理計画に基づき公有財産に関する財政負担の平準化や収益化を進めるとともに、中長期的展望に立った財政運営をこころがけ、より効率的・効果的かつ健全な財政運営を目指す。	1	行政評価制度導入事業	まちづくり戦略課	B	B	B	B	B
							2	戸籍住民基本台帳事業	町民課	B	B	B	B	B
							3	契約事務	財務課	B	B	B	B	B
							4	財産管理事業	財務課	B	B	A	B	B
							5	車両管理事業	財務課	B	B	C	B	B
							6	備品管理事業	財務課	B	B	C	B	B
							7	出納事務事業	会計課	B	B	B	B	B
8	出納事務事業（印紙販売・県証紙売捌き事務）						会計課	B	B	B	B	B		
9	サテライト水戸事業推進事業						まちづくり戦略課	B	B	B	B	B		
10	賦課管理事務						税務課	A	B	B	B	B		
11	収納管理事務	税務課	A	A	B	A	B							
12	税務管理事業	税務課	A	B	B	B	B							

令和3年度 事務事業評価シート（令和2年度実施事業の評価）

1. 【Plan - 計画】

対象事業名					
担当課		責任者(課長)	担当者		
(1)事業の位置づけ					
施策体系	基本目標			予算科目	款
	主要施策			項	
	施策			目	
(2)事業の目的・内容					
事業期間	開始年度			事業終了年度	
事業目的	対象(誰(何)のために)				
	意図(どのような状態にしたいのか)				
事業内容 (事業を構成する細事業の内容)					

2. 【Do - 事業の実施状況】

(1)成果指標						
成果指標(単位)		()				
成果指標の状況	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	目標					
	実績					
指標化できない成果						
(2)活動指標						
活動指標(単位)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		目標 実績	目標 実績	目標 実績	目標 実績	目標 実績
(3)事業費(単位:千円)						
	細事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		予算 決算	予算 決算	予算 決算	計画 決算	計画 決算
事業費						
	計					
財源内訳	一般財源					
	国県支出金					
	使用料・手数料					
	その他					
計						

3. 【Check - 評価】

(1)事業の評価				
評価の視点	評価のポイント	チェック	評価	備考
目的の妥当性(事業を実施する必要があるのか)	・事業へのニーズがある		<input type="checkbox"/> 妥当である	
	・事業に緊急性、継続の必要性がある		<input type="checkbox"/> どちらかといえば妥当	
町の関与の妥当性(町が主体となって実施する必要があるのか)	・社会変化に対応している		<input type="checkbox"/> 妥当でない	
	・その他()			
	・町以外に実施する主体がない		<input type="checkbox"/> 町が実施すべき	
有効性(事業の意図が達成されているか)	・町が実施しない場合の影響が大きい		<input type="checkbox"/> どちらかといえば町が実施すべき	
	・国、県、民間等と役割分担ができていない		<input type="checkbox"/> 町が実施すべきでない	
	・その他()			
効率性(事業費に無駄はないか)	・目標値を達成している		<input type="checkbox"/> 成果があがっている	
	・目標値の設定は適切である		<input type="checkbox"/> 成果向上余地がある	
	・事業内容(構成)は適切である		<input type="checkbox"/> 成果があがっていない	
	・その他()			
	・規則や要綱等に基づき業務が処理されている		<input type="checkbox"/> 効率的である	
	・コストの節減余地がない		<input type="checkbox"/> 効率化の余地がある	
	・受益者負担は適切である		<input type="checkbox"/> 効率的でない	
	・その他()			
(2)事業を進めていく上での課題				
評価の視点	課題			
有効性(意図を達成する上で支障となっている事項)				
効率性(効率的な執行のために支障となっている事項)				

4. 【Action - 改善】

(1)課題の解決に向けた今後の改善内容				
評価の視点	改善内容			
有効性(支障を取り除くために取り組む内容)				
効率性(支障を取り除くために取り組む内容)				
(2)責任者の事業に対する今後の取り組み方針				
事業の方向性	<input type="checkbox"/> 継続(拡充)	<input type="checkbox"/> 継続(方法改善)	<input type="checkbox"/> 継続(縮小)	<input type="checkbox"/> 廃止・他事業との統合を検討
予算の方向性	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 縮小	
理由および取組内容				

令和3年度 施策評価シート(評価対象:令和2年度実施施策)

主要施策の概要

主要施策名			
主要施策の担当課		主要施策の責任者	

(1)主要施策の目的

(2)主要施策の現況と課題(計画策定時)

主要施策の現況

(1)施策指標の状況

指標名等		年度	R1	R2	R3	R4	R2目標値の 設定理由
指標名		目標値					
算出式等		実績値					
指標名		目標値					
算出式等		実績値					

(2)主要施策の目的の達成状況

施策目的の達成状況	評価	評価の理由
A: 目標を上回る B: 概ね目標を達成 C: 目標を下回る		

主要施策を取り巻く環境の変化

(1)計画策定時からの主要施策を取り巻く環境の変化

(2)後期基本計画に向けての課題

(3)後期基本計画での取り組み方針

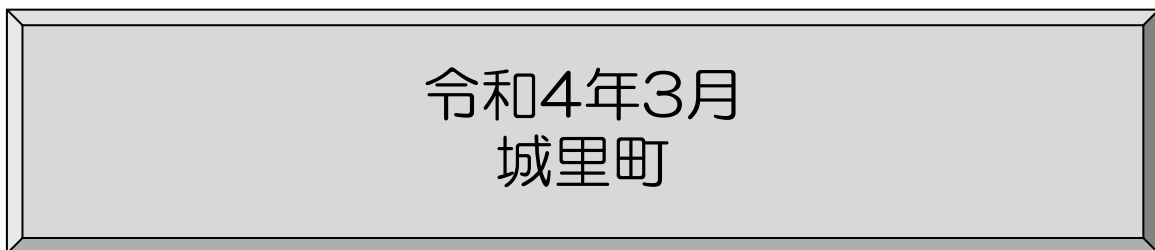
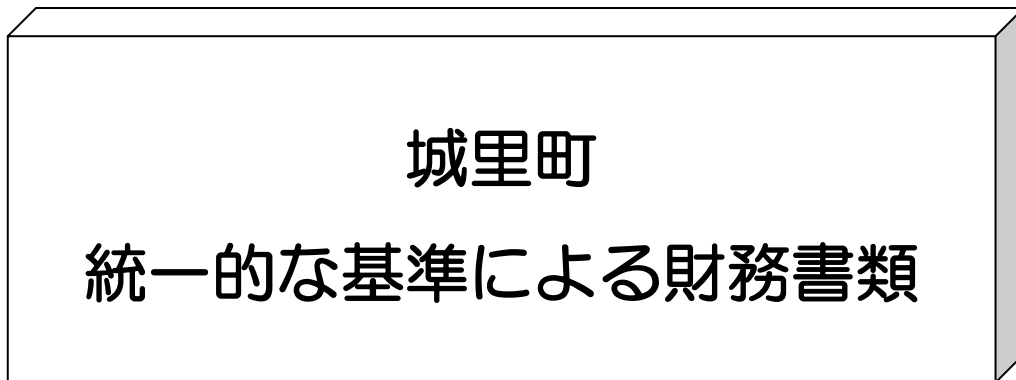
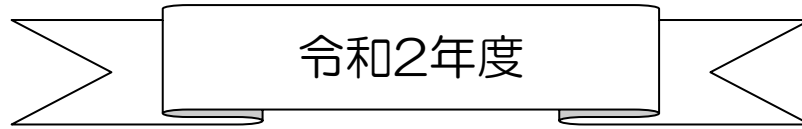
取り組み方針	判断	判断の理由
A: 重点化して実施 B: 現状維持 C: 縮小して実施		

主要施策を構成する事務事業の今後の方向性

(1)主要施策の目的達成の手段となる事務事業の優先度と今後の方向性

No.	事務事業名	所管課	貢献度	事務事業評価		施策評価		施策の今後の進め方
				事業の方向	予算の方向	事業の方向	予算の方向	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								

貢献度 : A 高い B やや高い C やや低い D 低い
 事業の今後の方向性 : A 拡充 B 方法改善 C 縮小 D 廃止・他事業との統合
 予算の今後の方向性 : A 拡充 B 現状維持 C 縮小 D 廃止・他事業との統合



令和2年度 城里町 統一的な基準による財務書類の公表について

現在の官公庁会計は、収入と支出を現金の受け渡し時点で認識する現金主義を採用しており、また作成する決算書は、単年度会計による単式簿記を用いた収支決算に基づいています。

これらの資料は、その年にどのような収入があり、それをどのように使ったかといった現金の動きがわかりやすい反面、これまでに整備してきた資産や将来返済しなければならない負債、行政サービスを実施するのに要した費用など、長期的かつ総合的な情報が不足していました。

総務省は、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」を示し、平成27年度から29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において「統一的な基準」による財務書類等を作成するように要請してきました。

城里町ではこの要請を受け、企業会計的手法を取り入れた発生主義・複式簿記として、歳入・歳出の現金取引のみならず、すべてのフロー情報や、ストック情報を網羅的に公正価値で把握できるよう見直し、平成27年度決算より「統一的な基準」による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）を作成し、公表しております。

複式簿記に基づき発生主義による財務書類を作成することにより、城里町が所有する全ての資産と負債の状況や、行政サービスに要したコストが把握できます。今後は、他団体との比較を行うことで、城里町の財政状況の特徴や課題を明らかにし、さらなる財政の健全化に努めてまいります。

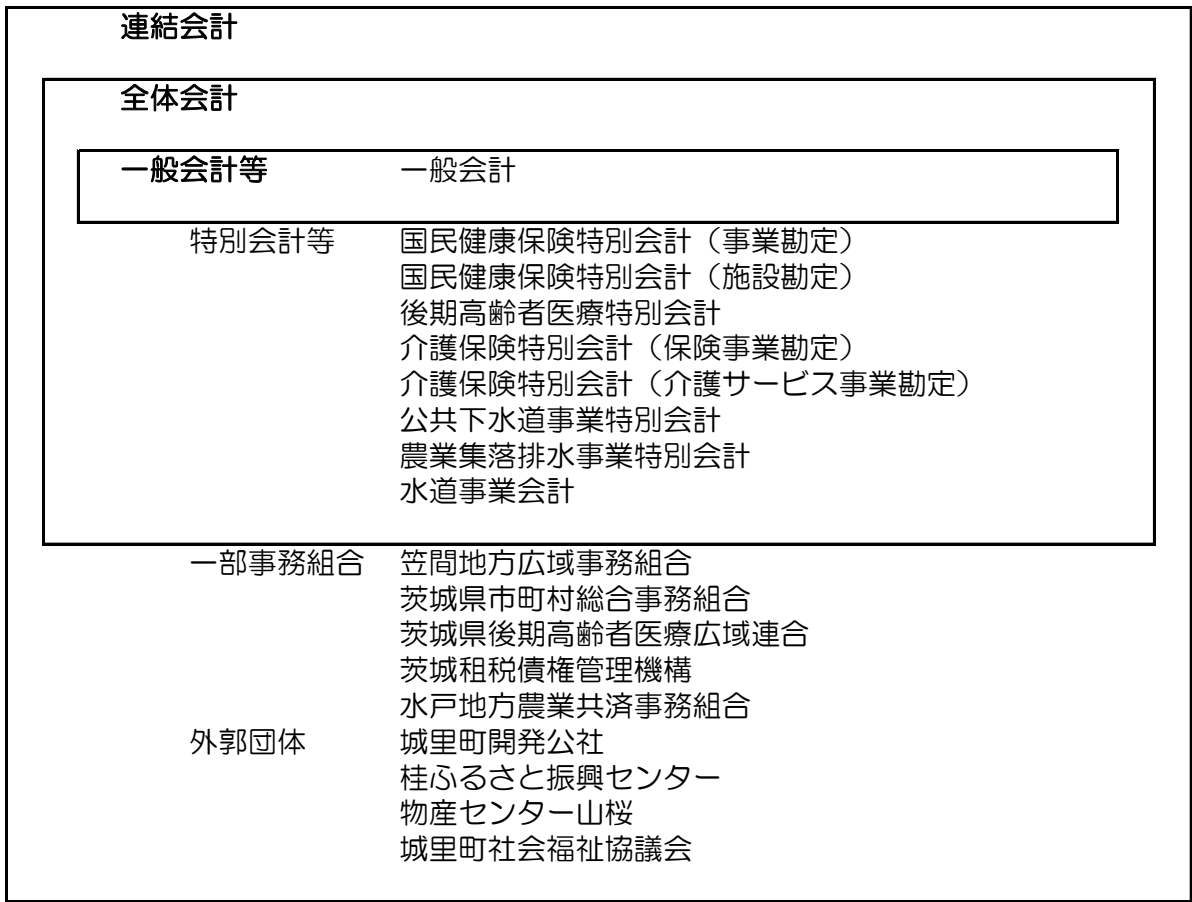
目次

城里町 統一的な基準による財務書類

(1) 貸借対照表〔バランスシート〕	2
(2) 行政コスト計算書	4
(3) 純資産変動計算書	6
(4) 資金収支計算書	7
(5) 4つの財務書類からわかること	9

用語解説	11
------	-------	----

対象とする会計の範囲



財務書類の数値は、表示単位で四捨五入しているため合計値と一致しない場合があります。人口一人当たりの数値を算出する際には、令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口19,332人により算定しております。

城里町 統一的な基準による財務書類

◎貸借対照表〔バランスシート〕

(単位：百万円)

資産の部…①				負債の部…②			
科目名	一般会計等	全体会計	連結会計	科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
固定資産	37,976	59,687	59,978	固定負債	12,264	24,501	24,609
有形固定資産	34,650	56,081	56,274	地方債等	10,351	20,508	20,510
事業用資産	13,949	14,204	14,374	長期未払金	—	—	—
土地	1,475	1,488	1,508	退職手当引当金	1,816	2,226	2,331
立木竹	—	—	—	損失補償等引当金	—	—	—
建物	22,172	22,659	22,980	その他	97	1,766	1,768
建物減価償却累計額	△ 10,339	△ 10,592	△ 10,771	流動負債	924	1,754	1,906
工作物	1,412	1,425	1,448	1年内償還予定地方債等	789	1,578	1,580
工作物減価償却累計額	△ 899	△ 904	△ 919	未払金	—	15	108
船舶	—	—	—	賞与等引当金	91	115	126
船舶減価償却累計額	—	—	—	預り金	44	46	47
建設仮勘定	128	128	129	その他	—	—	46
その他	—	—	—	負債合計	13,188	26,254	26,515
その他減価償却累計額	—	—	—	純資産の部…③			
インフラ資産	20,285	40,576	40,577	科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
土地	229	369	370	固定資産等形成分	40,278	61,989	62,372
建物	20	1,154	1,154	余剰分(不足分)	△ 12,409	△ 24,344	△ 24,023
建物減価償却累計額	△ 12	△ 461	△ 461	他会計出資等分			17
工作物	48,336	79,362	79,362	純資産合計	27,869	37,645	38,366
工作物減価償却累計額	△ 29,108	△ 40,747	△ 40,747	資産合計	41,057	63,899	64,881
建設仮勘定	821	899	899	負債・純資産合計	41,057	63,899	64,881
物品	901	4,432	4,517				
物品減価償却累計額	△ 485	△ 3,131	△ 3,194				
無形固定資産	5	155	155				
ソフトウェア	4	6	6				
その他	1	150	150				
投資その他の資産	3,321	3,450	3,549				
投資及び出資金	691	142	59				
有価証券	—	—	—				
出資金	140	140	58				
その他	551	2	2				
投資損失引当金	△ 8	△ 8	—				
長期延滞債権	113	241	242				
長期貸付金	7	7	7				
基金	2,529	3,090	3,255				
減債基金	9	9	9				
その他	2,520	3,081	3,246				
その他	—	0	7				
徴収不能引当金	△ 10	△ 21	△ 21				
流動資産	3,082	4,212	4,902				
現金預金	745	1,725	2,244				
未収金	41	140	209				
短期貸付金	0	0	0				
基金	2,302	2,302	2,393				
財政調整基金	2,209	2,209	2,301				
減債基金	93	93	93				
棚卸資産	—	10	20				
その他	—	48	49				
徴収不能引当金	△ 7	△ 13	△ 13				
繰延資産	—	—	—				

□貸借対照表とは？

年度末（令和3年3月31日）に保有する①資産、②負債、③純資産を表示したものです。これまでの負担と、将来の負担とのバランスを見ることができます。

- ① 資産　： これまでに形成してきた将来の世代に引き継ぐ社会資本（学校、公園、道路など）や、投資、基金など将来現金化することが可能な財産
- ② 負債　： ①のうち、地方債や退職給付引当金など将来の世代の負担となるもの
- ③ 純資産　： ①のうち、過去及び現役の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産

□貸借対照表からわかること

城里町では今までに、一般会計等ベースで410億5千7百万円、全体会計ベースで638億9千9百万円、連結会計ベースで648億8千1百万円の資産を形成してきました。

そのうち、純資産である278億6千9百万円（一般会計等）、376億4千5百万円（全体会計）、383億6千6百万円（連結会計）については、過去の世代や国・県の負担で既に支払が済みであり、負債である131億8千8百万円（一般会計等）、262億5千4百万円（全体会計）、265億1千5百万円（連結会計）については、将来の世代が負担していくことになります。

これまでに形成した資産と、将来の町民負担となる負債を町民1人当たりに換算すると、一般会計等ベースでは、217万円の資産に対して、70万円の負債となっています。全体会計ベースでは、337万円の資産に対して、139万円の負債となっています。連結会計ベースでは、342万円の資産に対して、140万円の負債となっています。

尚、地方債の中には地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、町において不足額を補てんするため発行する臨時財政対策債が含まれています。臨時財政対策債などの特例地方債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入され交付の対象となります。一般会計等での貸借対照表計上の地方債当期末残高11,140百万円のうち、特例地方債の当期末残高は4,414百万円となっており約4割を占めています。また、分析指標の一つである「社会資本等形成の世代間負担比率」では、臨時財政対策債を含む特例地方債を除外して算出されています。

一般会計等に比べ全体会計においてインフラ資産、負債・純資産の金額が増加するのは、水道事業・下水道事業における関連施設・設備とそれに対応する財源としての公債や過去に受領した補助金等が加算されていることが主な要因です。

◎行政コスト計算書(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

(単位：百万円)

科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	11,155	15,956	18,941
業務費用	5,032	6,835	8,012
人件費 …①	1,567	1,916	2,375
職員給与費	1,212	1,521	1,854
賞与等引当金繰入額	91	115	117
退職手当引当金繰入額	△ 13	△ 14	△ 10
その他	277	294	414
物件費等 …②	3,348	4,583	5,191
物件費	1,408	1,765	1,931
維持補修費	388	462	464
減価償却費	1,552	2,357	2,367
その他	—	—	429
その他の業務費用 …③	118	336	446
支払利息	70	258	258
徴収不能引当金繰入額	13	22	22
その他	35	55	166
移転費用 …④	6,122	9,120	10,929
補助金等	3,548	7,900	9,676
社会保障給付	1,192	1,192	1,192
他会計への繰出金	1,367	—	—
その他	16	28	61
経常収益	321	1,058	2,014
使用料及び手数料	126	701	703
その他	195	357	1,311
純経常行政コスト	10,833	14,898	16,927
臨時損失	306	518	524
災害復旧事業費	294	497	497
資産除売却損	11	11	11
投資損失引当金繰入額	—	—	—
損失補償等引当金繰入額	—	—	—
その他	1	10	16
臨時利益	2	2	6
資産売却益	0	0	0
その他	2	2	6
純行政コスト	11,138	15,413	17,445

※表示単位で四捨五入しているため合計値と一致しない場合があります。

行政コスト計算書とは？

1年間の行政運営コストのうち、福祉サービスやごみの収集にかかる経費など、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを①人件費、②物件費等、③その他の業務費用、④移転費用に区分して表示したものです。これらの費用から、町民の皆様にご負担いただく使用料等を差し引いたものが純経常行政コスト（毎年度、継続的に発生するもの）となります。さらに臨時損失と臨時利益の差額を加えたものが純行政コストとなります。

なお、純行政コストは6ページの純資産変動計算書「純行政コスト（△）」と連動します。

① 人件費	： 職員給与や賞与等または退職手当引当金繰入額 （当該年度に引当金として新たに繰り入れた額）など
② 物件費等	： 備品や消耗品、施設等の維持補修にかかる経費や減価償却費 （社会資本の経年劣化等に伴う減少額） および委託料や使用料、手数料など
③ その他の業務費用	： 地方債償還の利子など
④ 移転費用	： 町民への補助金や児童手当、社会保障経費など

行政コスト計算書からわかること

令和2年度の経常費用合計から、町民の皆様にご負担いただいた使用料等を差し引いた純経常行政コストは、一般会計等ベースで108億3千3百万円、全体会計ベースで148億9千8百万円、連結会計ベースで169億2千7百万円です。これを町民一人当たり換算すると一般会計等ベースで57万円、全体会計ベースで79万円、連結会計ベースで89万円になります。

経常費用から経常収益を引き、臨時損失と臨時利益の差額を加えた純行政コストは、それぞれ111億3千8百万円（一般会計等）、154億1千3百万円（全体会計）、174億4千5百万円（連結会計）となり、この不足部分については、町税や地方交付税などの一般財源や国・県補助金などで賄っています。

一般会計等に比べ全体会計での「経常費用」の経費が大きいのは、主として国民健康保険、介護保険の保険給付費が合算されているためです。

◎純資産変動計算書(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

(単位：百万円)

科目名	一般会計等			全体会計			連結会計			
	合計	固定資産 形成分	余剰分 (不足分)	合計	固定資産 形成分	余剰分 (不足分)	合計	固定資産 形成分	余剰分 (不足分)	他会計 出資等分
期首純資産残高	27,143	38,161	△ 11,018	36,663	59,984	△ 23,320	37,316	60,869	△ 23,070	16
純行政コスト(△) …①	△ 11,138		△ 11,138	△ 15,413		△ 15,413	△ 17,445		△ 17,445	1
財源 …②	11,858		11,858	16,390		16,390	18,481		18,481	-
税収等	7,286		7,286	9,011		9,011	10,014		10,014	-
国県等補助金	4,572		4,572	7,379		7,379	8,467		8,467	-
本年度差額	721		721	976		976	1,036		1,036	1
固定資産等の変動(内部変動) …③		2,111	△ 2,111		2,000	△ 2,000		1,993	△ 1,993	-
有形固定資産等の増加		4,008	△ 4,008		4,487	△ 4,487		4,500	△ 4,500	-
有形固定資産等の減少		△ 1,564	1,564		△ 2,377	2,377		△ 2,388	2,388	-
貸付金・基金等の増加		96	△ 96		419	△ 419		428	△ 428	-
貸付金・基金等の減少		△ 429	429		△ 530	530		△ 547	547	-
資産評価差額 …④	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無償所管換等 …⑤	5	5		5	5		5	5		
他団体出資等分									△ 0	-
比例連結割合変更に伴う差額							5	4	1	-
その他	-	-	-	-	-	-	3	0	3	-
当期純資産変動額	726	2,117	△ 1,391	982	2,005	△ 1,024	1,050	2,003	△ 954	1
期末純資産残高	27,869	40,278	△ 12,409	37,645	61,989	△ 24,344	38,366	62,372	△ 24,023	17

※表示単位で四捨五入しているため合計値と一致しない場合があります。

□純資産変動計算書とは？

純資産（過去の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産）が令和2年度中にどのように増減したか、あるいはその内部構成はどのように変動したかを表示したものです。期末残高は2ページの貸借対照表の純資産の合計と連動します。

- ① 純行政コスト(△) : 4ページの「行政コスト計算書」純行政コストと連動します。
- ② 財源 : 「税収等」は地方税、地方交付税及び地方譲与税等を、「国県等補助金」は国庫支出金及び都道府県等支出金を表します。

※①、②の差額である「本年度差額」は純行政コストが税収等の財源でどれだけ賄われているかを表しています。

③ 固定資産等の変動

有形固定資産等の増加 : 固定資産の形成による保有資産の増加額または形成のために支出した金額

有形固定資産等の減少 : 固定資産の減価償却及び除売却額等

貸付金・基金等の増加 : 貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または形成のために支出した金額

貸付金・基金等の減少 : 貸付金の償還及び基金の取崩による減少額等

※「固定資産形成分」は金銭以外の将来利用できる資源を表し、「余剰分(不足分)」は原則として金銭の形態で保有される費消可能な資源の蓄積を表します。

- ④ 資産評価差額 : 有価証券等の評価差額を表します。
- ⑤ 無償所管換等 : 無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等を表します。

□純資産変動計算書からわかること

令和2年度においては、純資産が一般会計等ベースで7億2千6百万円増加し278億6千9百万円、全体会計ベースでは9億8千2百万円増加し376億4千5百万円、連結会計ベースでは10億5千万円増加し383億6千6百万円となっています。これを町民一人当たり換算すると一般会計等ベースで147万円、全体会計ベースで199万円、連結会計ベースで203万円となります。

◎資金収支計算書(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

(単位：百万円)

科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
【業務活動収支】 …①			
業務支出	9,603	13,646	16,583
業務費用支出	3,481	4,525	5,651
人件費支出	1,581	1,933	2,391
物件費等支出	1,796	2,267	2,829
支払利息支出	70	258	258
その他の支出	34	67	173
移転費用支出	6,122	9,120	10,932
補助金等支出	3,548	7,900	9,676
社会保障給付支出	1,192	1,192	1,192
他会計への繰出支出	1,367	—	—
その他の支出	16	28	64
業務収入	11,390	16,339	19,354
税金等収入	7,268	8,940	9,943
国県等補助金収入	3,797	6,345	7,434
使用料及び手数料収入	129	698	700
その他の収入	195	355	1,277
臨時支出	294	497	502
災害復旧事業費支出	294	497	497
その他の支出	—	0	5
臨時収入	94	238	243
業務活動収支	1,587	2,435	2,512
【投資活動収支】 …②			
投資活動支出	4,085	4,886	4,908
公共施設等整備費支出	4,008	4,487	4,500
基金積立金支出	74	395	405
投資及び出資金支出	—	—	0
貸付金支出	4	4	4
その他の支出	—	—	—
投資活動収入	1,086	1,267	1,284
国県等補助金収入	680	758	758
基金取崩収入	402	488	505
貸付金元金回収収入	4	4	4
資産売却収入	0	0	0
その他の収入	—	17	17
投資活動収支	△ 2,999	△ 3,619	△ 3,624
【財務活動収支】 …③			
財務活動支出	851	1,568	1,570
地方債等償還支出	827	1,545	1,547
その他の支出	24	24	24
財務活動収入	1,396	1,818	1,818
地方債等発行収入	1,396	1,818	1,818
その他の収入	—	—	0
財務活動収支	545	250	248
本年度資金収支額	△ 867	△ 934	△ 864
前年度末資金残高	1,568	2,614	3,063
比例連結割合変更に伴う差額	—	—	1
本年度末資金残高	701	1,681	2,200

※表示単位で四捨五入しているため合計値と一致しない場合があります。

□資金収支計算書とは？

1年間の資金の増減を①業務活動収支、②投資活動収支、③財務的収支に区分し残高を表示したもので、どのような活動に資金が必要であったかを表しています。

- ① 業務活動収支 : 行政サービスを行う中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの
- ② 投資活動収支 : 学校、公園、道路などの資産形成や投資、貸付金などの収入、支出など
- ③ 財務活動収支 : 地方債、借入金などの収入、支出など

□資金収支計算書からわかること

令和2年度において、資金が一般会計等ベースでは△8億6千7百万円減少、全体会計ベースでは△9億3千4百万円減少、連結会計ベースでは△8億6千4百万円減少しております。その結果、期末資金残高はそれぞれ、7億1百万円（一般会計等）、16億8千1百万円（全体会計）、22億円（連結会計）になります。

内訳を見ますと「業務活動収支」が一般会計等ベースで15億8千7百万円、全体会計ベースで24億3千5百万円、連結会計ベースで25億1千2百万円のプラス、「投資活動収支」がそれぞれ△29億9千9百万円（一般会計等）、△36億1千9百万円（全体会計）、△36億2千4百万円（連結会計）のマイナスとなっています。

地方債等借入関連を除いた収入と支出のつり合いを表す「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」（支払利息支出を除く業務活動収支と基金収支を除外した投資活動収支の合算）はそれぞれ△16億7千万円（一般会等）、△10億1千9百万円（全体会計）、△9億5千4百万円（連結会計）となります。一般廃棄物処理施設整備事業などの社会資本への必要な投資が大幅に増加したため基礎的財政収支はマイナスの結果となりました。

また、「財務活動収支」が一般会計等で5億4千5百万円、全体会計で2億5千万円、連結会計で2億4千8百万円のプラスとなっています。

□4つの財務書類からわかること

I. 資産の状況・・・「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」を表す指標

1 住民1人当たりの資産額〔資産合計／住民基本台帳人口〕

(一般会計等) 217 万円 / (全体会計) 337 万円 / (連結会計) 342 万円

※令和2年1月1日現在の住民基本台帳 (18,946人) による

2 歳入額対資産比率〔資産合計／歳入合計〕

当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができます。

(一般会計等) 2.64 年分 / (全体会計) 2.87 年分 / (連結会計) 2.52 年分

3 有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)

〔有形固定資産の減価償却累計額／取得価格等〕

有形固定資産について、一定の耐用年数により減価償却を行った結果として資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができる指標で、100%に近いほど老朽化の程度が高いということになります。

(一般会計等) 56.1% / (全体会計) 50.4% / (連結会計) 50.4%

II. 資産と負債の比率・・・「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」を表す指標

1 純資産比率〔純資産／総資産〕

企業会計でいう「自己資本比率」に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であるといわれています。総資産のうち返済義務のない純資産がどれくらいの割合であるかを表しており、世代間の負担の割合を見ることが出来ます。

(一般会計等) 67.9% / (全体会計) 58.9% / (連結会計) 59.1%

2 社会資本等形成の世代間負担比率(将来世代負担比率)

〔地方債合計－特例地方債／公共資産(有形固定資産＋無形固定資産)〕

社会資本の整備の結果を示す事業用資産とインフラ資産の形成コストを将来の負担となる公債などの負債でどれだけ負担したのかを表します。
この指標が高いほど将来の世代が負担すべき割合が高いことを表します。

尚、総務省の算定式において、地方財政の財源不足や減税に伴う減収等を補てんするために発行する特例的な地方債については、除外されます。

(一般会計等) 19.4%

Ⅲ. 負債の状況・・・「財政に持続可能性があるか（どのくらい借入があるか）」を表す指標

1. 住民1人当たりの負債額〔負債合計／住民基本台帳人口〕

(一般会計等) 70万円 / (全体会計) 139万円 / (連結会計) 140万円

※令和2年1月1日現在の住民基本台帳 (18,946人) による

2. 債務償還可能比率(参考指標)

〔(将来負担額－充当可能基金残高)／(経常一般財源等(歳入)－経常経費充当財源等)〕

地方債や退職手当引当金といった実質債務の全てに対し償還財源上限額をすべて償還に充当した場合、何年で現在の債務を償還できるかを示す指標で、債務償還可能年数が短いほど債務償還能力が高いといえます。債務の償還原資を経常的な業務活動からどれだけ確保できているかということは、債務償還能力を把握するうえで非常に重要な指標です。

(一般会計等) 724.00 %

Ⅳ. 行政コストの状況・・・「行政サービスは効率的に提供されているか」を表す指標

● 住民一人当たり行政コスト〔各行政コスト／住民基本台帳人口〕

	(一般会計等)	(全体会計)	(連結会計)
住民一人当たり純経常行政コスト	57万円 /	79万円 /	89万円
住民一人当たり純行政コスト	59万円 /	81万円 /	92万円
住民一人当たり人件費	8万円 /	10万円 /	13万円
住民一人当たり減価償却費	8万円 /	12万円 /	12万円
住民一人当たり補助金等	19万円 /	42万円 /	51万円

※令和2年1月1日現在の住民基本台帳 (18,946人) による

Ⅵ. 自律性・・・「歳入はどのくらい税収等で賄われているか (受益者負担の水準はどうなっているか)」を表す指標

● 受益者負担の割合〔経常収益／経常費用〕

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額ですので、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

(一般会計等) 2.9% / (全体会計) 6.6% / (連結会計) 10.6%

- 1 貸借対照表
 - (1) 事業用資産 公共サービスに供されている資産で、インフラ資産、物品以外の資産（例：学校、公営住宅等）
 - (2) インフラ資産 道路、上下水道等の社会基盤となる資産
 - (3) 無形固定資産 ソフトウェア、地上権等
 - (4) 投資その他の資産 有価証券、外郭団体への出資金、出えん金、基金、積立金など
 - (5) 長期延滞債権 1年を超えて回収されていない未収金等の収入未済額
 - (6) 徴収不能引当金 徴収不能のおそれのある債権見込み額
 - (7) 未収金 税や使用料などの未収金
 - (8) 地方債等 町が資産形成する時などに発行する公債等
 - (9) 預り金 職員給与等から控除した税金及び社会保険料、契約保証金等

- 2 行政コスト計算書
 - (1) 経常費用 毎年度継続的に発生する費用
 - (2) 社会保障給付 扶助費（生活保護、児童手当等）など
 - (3) 他会計への繰出金 特別会計への繰出金など

- 3 純資産変動計算書
 - (1) 期首純資産残高 前年度末の純資産額

- 4 資金収支計算書
 - (1) 投資及び出資金支出 有価証券および外郭団体等への出資にかかる支出
 - (2) 地方債等償還支出 公債や借入金の元本償還にかかる支出

報告第35号

令和3年度

城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書

(令和2年度分対象)

城里町教育委員会

令和2年度教育行政に関する第2次城里町総合計画施策の体系

〈基本構想〉

【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

ともに社会を生き抜く力を身につける教育

- 施策1 城里町を支える人を育てる教育の促進
- 施策2 確かな学力と自ら考える力の育成
- 施策3 豊かな人間性と社会性の育成
- 施策4 健康な身体と体力の育成
- 施策5 特別支援教育の充実
- 施策6 質の高い幼児教育の推進

安心して学べる教育環境の整備

- 施策1 教職員の資質・能力の向上
- 施策2 学習環境の整備
- 施策3 安全安心な教育環境の整備
- 施策4 家庭・地域の教育力の向上
- 施策5 地域資源の教育への活用

生涯にわたって学べる環境の整備

- 施策1 生涯学習の充実
- 施策2 生涯スポーツの充実
- 施策3 生涯学習施設の有効な活用
- 施策4 地域コミュニティの活性化

郷土の文化の継承と文化財の保護

- 施策1 地域文化の伝承
- 施策2 文化財の保護とPR

総合計画・教育振興基本計画に基づく基本方針と施策の方向

ともに社会を生き抜く力を身につける教育

【基本方針】

確かな学力定着や個性を引き出す多様な教育の機会の提供に努め、これからの社会を生き抜く力を身につける教育を目指していきます。

また、ふるさとを愛する心を育み、地域を支えていく人材を育てていきます。

【施策の方向】

(1) 城里町を支える人を育てる教育の推進

城里町教育大綱（教育の基本理念）の町民への周知に努めるとともに、児童生徒が、郷土愛を育み、ふるさとに誇りを持ち、地域社会の一員としての自覚が持てる教育を推進します。

小学校から中学校への円滑な教育の継続を目指し、小中学校が連携して、義務教育期間を通し子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた学習指導や生徒指導に取り組みます。

(2) 確かな学力と自ら考える力の育成

児童生徒が主体的に学習に取り組み、基礎的・基本的な学力を身につけることができるよう、思考力・判断力・表現力を育む指導の充実を図ります。確実な知識の習得のための反復学習や習得した知識・技能を活用する学習を推進します。

国際化に対応した教育やコミュニケーション能力の育成、コンピュータ等を活用した双方向型の授業、社会的・職業的自立に向けた能力を育成するキャリア教育など多様な教育機会の提供に努めます。

(3) 豊かな人間性と社会性の育成

児童生徒の学年の段階に応じた道徳教育や人権教育の指導に努めます。また、自己有用感の醸成など豊かな心の教育を育みます。

学校でのいじめや暴力を未然に防ぐため、一人一人の子どもの状況の把握に努め、生徒指導の充実を図るとともに、相談を必要とする児童生徒が適切な相談を受けることができるような体制を整備します。

コミュニケーションの基盤である言語活動の充実を図り、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に努めます。

(4) 健康な身体と体力の育成

健やかな心身の発育・発達や健康的な生活習慣の定着の大切さへの理解を促す学校保健学習の指導を行います。

体育の授業においては、運動を通じ児童生徒の体力の維持・向上に努めるとともに、生涯にわたりスポーツに親しめるよう様々な運動に触れる機会の充実を図ります。

児童生徒の正しい食習慣の定着や食を大切にする意識を育てます。

安全で安心できる学校給食を提供し、地産地消を給食献立に取り入れます。

(5) 特別支援教育の充実

障害のある児童生徒が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立の能力と態度を育成する指導に努め、校内のバリアフリー化など教育環境の整備を図ります。

特別支援教育への理解を促進するとともに、特別な支援が必要な児童生徒への支援や対応を図ります。

(6) 質の高い幼児教育の推進

町立・私立認定こども園、小学校の指導者が連携し、幼児期の教育と義務教育の連続性や一貫性のある教育を研究し、幼児・児童に関する相互理解を深めます。

子どもたちが町立・私立認定こども園から小学校へと円滑に移行できるよう、就学前の情報交換や子どもの交流会などを実施します。

安心して学べる教育環境の整備

【基本方針】

質の高い教育を指導する教職員の資質・能力の向上を支援し、児童生徒の学習意欲を高める安全な学習環境の維持・向上に努めます。

学校・地域・家庭の連携を強化し、家庭教育や地域での教育力の向上を図り、地域の学びの拠点として開かれた学校を目指します。

【施策の方向】

(1) 教職員の資質・能力の向上

児童生徒の確かな学力の修得を目指し、指導する教職員の資質・能力を向上させるため、研修や教育研究活動等を支援します。

教職員が意欲を持って勤務できるよう、身体だけでなく精神的疲労に対処するため、県の講習会への参加促進やカウンセリング等の相談窓口の紹介を行います。

(2) 学習環境の整備

学校・学級の少人数化に対応するため、町内の学校が連携し、校外学習等を複数の学校が合同で行うなど、子どもたちが学級や学校を超えて交流する機会を創出します。

家庭環境の要因により、経済的理由で就学困難となっている家庭の児童生徒に学用品・修学旅行費・学校給食費等の援助を行います。また、優秀な生徒・学生で経済的理由により、高校や大学への修学が困難な方に対しては学資を貸与します。

児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時の避難場所にも利用される学校施設の老朽化対策を推進し、施設の維持に努めます。

今後の少子化に伴い、小中学校の適正規模や適正配置等を検討します。また、児童生徒の学習活動をより充実させるため、学習環境の向上を図ります。

(3) 安全・安心な教育環境の整備

学校や教育委員会及び関係部署、警察等関係機関が連携し、家庭地域の協力も得て、児童生徒の登下校の安全を確保するとともに、児童生徒の交通安全指導を推進します。

また、学校における避難訓練等の防災教育、自らの安全を守るための能力を身につけさせる安全教育を推進します。

子どもたちの放課後の安全な居場所を確保するため、小学6年生までの利用拡大など放課後児童クラブの充実を図るとともに、子どもたちが交流し安心できる新たな居場所についても検討を進めます。

(4) 家庭・地域の教育力の向上

家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級の開催など家庭教育に関する学習の機会の提供に努めます。

住んでいる地区で実施している地域行事への参加を促すなど、地域と子どもたちのつながりを大切にしていきます。また、地域のパトロールや登下校時の見守りなどボランティア活動への地域住民の参加を促し、学校、家庭、地域が連携し児童生徒の健全な育成を図ります。

青少年や家庭が抱える問題に対処するため、地域に相談員を配置し相談体制を確保します。

また、高校生会の充実を図るため町の高校生の参加を促すとともに、会員が自発的な行動により自己の向上を図り、地域との交流を深めることを支援します。

(5) 地域資源の教育への活用

学校のホームページ等を活用した情報発信を推進し、学校に対する保護者や地域住民の理解を深め、地域に開かれた学校づくりを目指します。

学校と家庭や地域社会が相互に連携・協力した学校教育の推進を図るため、学校評議員制度や外部評価を取り入れ幅広く意見や助言を求め、学校運営の工夫や改善に活用します。

地域の人材を活用した総合的な学習の時間や職業体験などのキャリア教育を実施します。また、地域の自然や資源を活かした学習・体験講座を実施し、週末等を有効に過ごす機会を提供します。

生涯にわたって学べる環境の整備

【基本方針】

すべての町民が、いつでも、どこでも、誰でも、学べる生涯学習を目指します。

町民がスポーツに取り組むことを促進し、楽しくスポーツができる環境を整備します。

【施策の方向】

(1) 生涯学習の充実

町民が主体となり、生涯にわたって質の高い学びを進めていけるよう生涯学習の体制を整備していきます。

地域の親睦を図るため、町民参画の視点に立った地域に根ざした町民活動を支援するとともに、社会教育諸団体、町民会議などの活動運営に対する支援を行います。

あらゆる世代の多様な学びの場の提供を図り、誰もが生涯を通じて学び続けることができるよう町民の生涯学習活動を支援します。

町民の一人一人が、生涯にわたって自主的・自発的に学習活動に取り組むために、各公民館において多彩な講座や教室のメニューを提供します。

また、各公民館で活動している定期講座や自主講座の受講生が、日頃の活動の成果を発表する場として、公民館を活用した作品の展示イベントを開催します。

町民の中から掘り起こした各分野の優れた人材や、生涯学習講座やサークル活動で習得した技能を持つ人材を、生涯学習講座等で活かすための人材登録の仕組みを検討します。

(2) 生涯スポーツの充実

体育協会やスポーツ少年団などの生涯スポーツ活動団体の育成・支援を推進するとともに、スポーツ推進委員や各種スポーツ団体の指導者等の養成・支援に努めます。

町民の健康維持・増進や体力づくりのために、マラソン大会等のスポーツ行事を開催します。また、気軽に楽しめる新しいスポーツの普及を推進します。

町ホームページや広報誌などを活用し、スポーツに関する幅広い情報提供を行い、町民スポーツの普及に努めます。

(3) 生涯学習施設の有効な活用

誰もが利用しやすい公民館を目指して、各地域のニーズや実態を把握し、公民館機能の有効利用を図り、地域に密着した公民館運営を推進します。また、地域活動の拠点としての充実を図ります。

図書館は、町民の文化、教養、生活の向上に寄与する生涯学習施設として、資料の充実と提供に努めます。また、桂図書館とコミュニティセンター城里の図書室が連携し、利用者の利便性の向上に努めます。

生涯学習文化施設や社会体育施設の保守点検を行い適切な維持管理を図ります。また、利用が少ない施設や老朽化した施設などを見直し、今後の改修や維持・管理の方法について検討します。

公民館等の生涯学習施設は、より利用しやすい施設を目指し、部屋の貸出や予約、講座の受付について随時改善し、窓口サービスや使用料についての見直しを図ります。

(4) 地域コミュニティの活性化

地域住民と連携を図りながら、3世代交流事業やボランティアなどの地域コミュニティ活動を支援します。

また、子どもの頃から地域と関わりを持てるよう子ども会活動を支援します。

郷土の文化の継承と文化財の保護

【基本方針】

各地区に受け継がれている郷土芸能や地域文化を町民に周知し、継承と保存を支援します。

町の有形・無形文化財の積極的な保護・保全に努め、町内外に向けてPRします。

【施策の方向】

(1) 地域文化の伝承

町内外の各種イベントなどで、古内大杉ばやしや八木節源太おどりなどの郷土芸能を発表する場を設け、広く周知を図るとともに、郷土芸能の継承と保存活動を支援します。

各地区に残る子どもを中心として活動しているお囃子や太鼓の継承を支援します。また、町民に自分が住んでいる地区以外の地域文化を紹介するとともに、町としての一体感を創出するために、一堂に会して発表する機会を検討します。

黒澤止幾など町の歴史上の偉人や地域に残る伝統工芸などについて、資料等を活用し積極的に周知を図り、観光と連携し地域振興に積極的に活用していきます。

(2) 文化財の保護とPR

町内にある文化財の保護・保存に努めます。また、町の重要な文化財を町文化財として指定し、長く後世に引き継いでいきます。

埋蔵文化財分布地図や文化財ガイド等の資料の発行や指定文化財の案内看板の管理を行い、各種媒体を活用し、町内外に向けて周知を図ります。

教育委員会の主要事務事業評価シート（令和2年度対象）

I ともに社会を生き抜く力を身につける教育

施策2 TT非常勤講師配置事業

施策2 ALT(外国語指導助手)設置事業

II 安心して学べる教育環境の整備

施策2 就学支援事業(小学校、中学校)

施策2 適応指導事業(うぐいすのひろば)

III 生涯にわたって学べる環境の整備

施策1 花いっぱい運動事業

施策1 成人式典

施策1 成人式典延期に対する給付金事業

施策1 青少年育成城里町町民会議

施策1 ふれあいの船事業自主事業

施策1 ふれあいの船事業代替給付金事業

施策2 城里町マラソン大会

施策4 コミュニティセンター自主事業

IV 郷土の文化の継承と文化財の保護

施策1 地域文化の伝承

施策2 文化財の保護とPR(文化財保護事業)

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	ともに社会を生き抜く力を身につける教育		施策2	
事業名	T T非常勤講師配置事業		確かな学力と自ら考える力の育成 (確かな学力の定着)	
事業の目的	補助教員を配置して、学習態度や生活習慣をしっかり身につけさせ、児童生徒の基礎学力の向上を図りスムーズな学校生活を送れるようにする。			
事業の内容・効果	小中学校各校に補助教員を配置して、複数の教員で学習指導や生活指導を行うことにより、児童生徒の学力の向上及び生活習慣の習得に寄与できた。 各小中学校に配置 小学校 週25時間 年間219日 中学校 週20時間 年間190日			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	19,032千円
	項	教育総務費	執行済額	18,182千円
	目	事務局費	予算執行率	95.5%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	町単独事業である。 複数の教員で対応することにより、きめ細かな学習指導を行うことができる。		
有効性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	担任とT Tによる指導法の工夫ができ、教育効果の向上に寄与している。		
効率性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	基礎学力の向上を図るために、複数の教員による学習指導は効率的である。		
H30年度 決算額	12,631千円	外部評価委員会の意見 小中学校教員とT T講師との協調関係を図り、より効率性を高めて、今後も事業の継続に努められたい。		
R1年度 決算額	16,777千円			
R2年度 決算額	18,182千円			

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	ともに社会を生き抜く力を身につける教育		施策2	
事業名	ALT（外国語指導助手）設置事業		確かな学力と自ら考える力の育成 （国際理解教育の推進）	
事業の目的	小学校段階からの英語活動を通じたコミュニケーション能力の向上と中学校英語教育を充実させる。また英語教員の英語力の向上と授業の充実を図る。			
事業の内容・効果	4人のALTを小中学校に派遣し、中学校においては英語科教育の充実を、小学校においては、外国語活動及び国際理解教育の充実を図る。 児童生徒の国際感覚、コミュニケーション能力の向上に寄与した。 町単独契約（4人） 週35時間勤務			
予算科目	款	教育費	予算現額（千円）	14,142千円
	項	教育総務費	執行済額	14,094千円
	目	事務局費	予算執行率	99.6%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	教育委員会が外国人と直接雇用契約をしている。国際化がますます進展し、国際感覚、コミュニケーション能力が更に必要となっているため、更に事業の充実が必要である。		
有効性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	事業目的達成に寄与している。国際化が伸展して行く中、英語の活用能力の向上には大いに有効である。		
効率性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	児童生徒の長期期間中のALTの活用方法により効果の向上を見込める。		
H30年度 決算額	12,722千円	外部評価委員会の意見 小中学校教員との協調を図り効果ある指導に努め、人員確保のみでなく人材確保にも力点を置き、事業の継続に努められたい。 また、英語圏を始めとした国々と日本との文化の違いを正しく理解したり考えたりできる教育環境づくりにも努められたい。		
R1年度 決算額	14,067千円			
R2年度 決算額	14,094千円			

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	安心して学べる教育環境の整備		施策2	
事業名	就学支援事業(小学校)		学習環境の整備 (豊かな心と健やかな体の創造)	
事業の目的	経済的な理由で児童の就学が困難な場合に、学校で必要な経費の一部を援助する。			
事業の内容・効果	生活保護世帯及び生活保護世帯に準ずる程度困窮すると認められる世帯等の児童の保護者に、学用品費等の援助を行い児童の教育環境を整えた。 要保護児童2人、準要保護児童57人、事前支給 7人			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	1,232千円
	項	小学校費	執行済額	1,232千円
	目	教育振興費	予算執行率	100.0%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	町民の生活に係わる事業である。 教育環境を整えるための町の関与は妥当である。		
有効性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	目標は達成している。 対象の削減はできない。		
効率性	4 3 2 1 高い □■□□ 低い	対象や負担の見直しは検討の余地がある。		
H30年度 決算額	837千円	外部評価委員会の意見 国庫補助事業に対応する事業であり、今後も継続事業とされたい。		
R1年度 決算額	1,021千円			
R2年度 決算額	1,232千円			

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	安心して学べる教育環境の整備		施策2	
事業名	就学支援事業(中学校)		学習環境の整備 (豊かな心と健やかな体の創造)	
事業の目的	経済的な理由で生徒の就学が困難な場合に学校に必要な経費の一部を援助する。			
事業の内容・効果	生活保護世帯及び生活保護世帯に準ずる程度困窮すると認められる世帯等の生徒の保護者に、学用品費等の援助を行い児童の教育環境を整えた。 要保護生徒2人、準要保護生徒43人、事前支給12名			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	2,400千円
	項	中学校費	執行済額	1,920千円
	目	教育振興費	予算執行率	80.0%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い		町民の生活に係わる事業である。 教育環境を整えるための町の関与は妥当である。	
有効性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い		目標は達成している。 対象の削減はできない。	
効率性	4 3 2 1 高い □■□□ 低い		対象や負担の見直しは検討の余地がある。	
H30年度 決算額	1,931千円	外部評価委員会の意見 国庫補助事業に対応する事業であり、今後も継続事業とされたい。		
R1年度 決算額	2,893千円			
R2年度 決算額	1,920千円			

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	安心して学べる教育環境の整備		施策2	
事業名	特別支援教育就学奨励費事業 (小学校)		学習環境の整備 (豊かな心と健やかな体の創造)	
事業の目的	特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある児童の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、特別支援教育の振興を図る。			
事業の内容・効果	特別支援学級へ就学する児童及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童の保護者に、学用品費等の支給を行い、特別支援学級への就学の充実を図った。 該当児童 4人			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	193千円
	項	小学校費	執行済額	27千円
	目	教育振興費	予算執行率	13.9%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い		町民の生活に係わる事業である。 教育環境を整えるための町の関与は妥当である。	
有効性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い		目標は達成している。 対象の削減はできない。	
効率性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い		城里町教育支援委員会において、特別な配慮を要する児童について調査審議し、決定している。	
H30年度 決算額	0千円	外部評価委員会の意見 国庫補助事業に対応する事業であり、今後も継続事業とされたい。		
R1年度 決算額	234千円			
R2年度 決算額	27千円			

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	安心して学べる教育環境の整備		施策2	
事業名	特別支援教育就学奨励費事業 (中学校)		学習環境の整備 (豊かな心と健やかな体の創造)	
事業の目的	特別支援学級等への就学の充実を図るため、障害のある生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、特別支援教育の振興を図る。			
事業の内容・効果	特別支援学級へ就学する児童及び学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒の保護者に、学用品費等の支給を行い、特別支援学級への就学の充実を図った。 該当生徒 5人			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	792千円
	項	中学校費	執行済額	115千円
	目	教育振興費	予算執行率	14.5%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	町民の生活に係わる事業である。 教育環境を整えるための町の関与は妥当である。		
有効性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	目標は達成している。 対象の削減はできない。		
効率性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	城里町教育支援委員会において、特別な配慮を要する生徒について調査審議し、決定している。		
H30年度 決算額	0千円	外部評価委員会の意見 国庫補助事業に対応する事業であり、今後も継続事業とされたい。		
R1年度 決算額	509千円			
R2年度 決算額	115千円			

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	安心して学べる教育環境の整備		施策2	
事業名	適応指導事業		学習環境の整備 (いじめや不登校への対応)	
事業の目的	心理的要因や他の理由等で学校に登校できない児童生徒に、指導員が適応指導を行い、学校復帰に向けて支援を行う。			
事業の内容・効果	適応指導事業として「うぐいすのひろば」を設置し、不登校の児童生徒の基礎学力の補充、集団への適応、基本的な生活習慣の改善等の指導を行った。 通級(週1日以上) 5人(小6、中1～3) 通級(週1日未満) 8人(小2～3、中1～3) 学校復帰(含一次的) 11人(小2～3、小6、中1～3)			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	3,938千円
	項	教育総務費	執行済額	3,856千円
	目	事務局費	予算執行率	97.9%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	教育委員会の事業への関与は妥当である。		
有効性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	事業目的に寄与し効果を得た。		
効率性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	緊急性は低いが必要性は高い。		
H30年度 決算額	3,347千円	外部評価委員会の意見 うぐいすの広場について、広報しろさとの各種相談案内への毎月掲載や、教育委員会ホームページでの紹介等は、今後も続けてほしい。不登校の児童生徒がうぐいすのひろばに通級することは、学校復帰へのきっかけになるので、今後も継続してほしい。		
R1年度 決算額	3,936千円			
R2年度 決算額	3,856千円			

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備			施策1
事業名	花いっぱい運動事業			生涯学習の充実 (活力あるまちづくり活動の推進)
事業の目的	地域住民及び児童生徒の環境美化に対する関心・意欲を高めるとともに、きれいな地域づくりを促進する。 参加21団体 努力賞 上限1万円 優秀賞 2万円(学校2、地域4) 最優秀賞 3万円(学校1、地域2)			
事業の内容・効果	花いっぱい運動で、すばらしい成果を上げている地域・学校を表彰し、地域住民及び児童生徒の環境美化に対する関心・意欲を高められた。			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	430千円
	項	社会教育費	執行済額	348千円
	目	社会教育総務費	予算執行率	80.9%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	環境美化を地域ぐるみで推進するための事業で対応、関与は必要である。		
有効性	4 3 2 1 高い □■□□ 低い	取組みに地域差がある。 一律一定の金額を補助している。		
効率性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	参加地区に対しての補助は公平である。		
H30年度 決算額	380千円	外部評価委員会の意見 地域住民の意識を啓発し、まちづくりを目指した環境美化としての事業を望みたい。		
R1年度 決算額	388千円			
R2年度 決算額	348千円			

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備		施策1	
事業名	成人式典		生涯学習の充実 (青少年の健全育成)	
事業の目的	二十歳を迎えた青年の新たな門出を祝福し激励するとともに、社会からの信頼と期待に応えられる社会人になるための自覚と認識を促進する。			
事業の内容・効果	城里町立中学校の卒業生及び城里町に住所を有する者で、成人に達した青年男女に対し成人式典の開催を予定したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、令和3年1月4日に成人式実行委員会を開催し、延期を決定した。 参加申込ハガキ代及びパンフレット作成代を支出 成人者 188人			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	423千円
	項	社会教育費	執行済額	131千円
	目	社会教育総務費	予算執行率	31.0%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い		新型コロナウイルスが蔓延する中で、事業延期としたことはやむを得ない措置であり、妥当である。	
有効性	4 3 2 1 高い □□□□ 低い		事業未実施のため評価しない。	
効率性	4 3 2 1 高い □□□□ 低い		事業未実施のため評価しない。	
H30年度 決算額	428千円		外部評価委員会の意見 新型コロナウイルスが蔓延する中で事業を実施することはリスクが大きいため、延期の措置は妥当であった。今後も新型コロナ感染症対策を施して事業を継続されたい。	
R1年度 決算額	376千円			
R2年度 決算額	131千円			

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
 基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備		施策1 生涯学習の充実 (青少年の健全育成)	
事業名	成人式典延期に対する給付金事業			
事業の目的	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、急遽延期した成人式参加対象者にキャンセルに伴う衣装代等の負担軽減として給付する。			
事業の内容・効果	成人者に一人2万円を給付した。 対象者 188人 給付金交付者 ※173人 ※令和3年3月末現在。未申請者は次年度に繰越して交付			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	3,760千円
	項	社会教育費	執行済額	3,460千円
	目	社会教育総務費	予算執行率	93.5%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い		急遽延期した為の費用負担であるため、妥当である。	
有効性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い		成人者の負担軽減となった。	
効率性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い		対象・負担とも適切である。	
R2年度 決算額	3,460千円	外部評価委員会の意見 成人式が延期になっても、衣装代等成人式に係る費用の負担はることから、事業は有効である。		
	千円			
	千円			

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備		施策1	
事業名	青少年育成城里町民会議事業		生涯学習の充実 (青少年の健全育成)	
事業の目的	町民一体となって、次代を担う青少年の健全育成を図る。			
事業の内容・効果	町民会議では、明るく楽しい家庭づくりを推進するために、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めている。また、図画・作文コンクール事業を実施し、「家庭の日」の普及、啓発活動に努めた。			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	990千円
	項	社会教育費	執行済額	990千円
	目	社会教育総務費	予算執行率	100%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高い ■ □ □ □ 低い	子どもから見た家庭の団らん等、家庭生活を題材に作品を募集することによって、「家庭の日」に対する意識の高揚が図られ、有効な手段である。		
有効性	4 3 2 1 高い ■ □ □ □ 低い	図画や作文を展示することにより、町民に家庭の果たす役割の重要性を認識させ、家族や親子のふれあいを深める良い機会となった。		
効率性	4 3 2 1 高い ■ □ □ □ 低い	優先順位はなく公平である。		
H30年度 決算額	990千円	外部評価委員会の意見 青少年育成城里町民会議については、県民会議の傘下に組織されている関係もあり、今後も継続して事業を実施されたい。		
R1年度 決算額	990千円			
R2年度 決算額	990千円			

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備		施策1	
事業名	ふれあいの船事業		生涯学習の充実 (青少年の健全育成)	
事業の目的	北海道の雄大な自然の中での集団活動をとおして、相互の心のふれあいや自然とのふれあいを深めるとともに、学校生活では得られない貴重な体験を会得して、心身ともに調和のある人間形成を図る。			
事業の内容・効果	町内の小学校6年生を対象に、上記目的を達成するため船を利用して4泊5日の集団活動を予定したが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止とした。 対象児童 129人			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	8,780千円
	項	社会教育費	執行済額	0千円
	目	社会教育総務費	予算執行率	0.0%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い		新型コロナウイルスが蔓延する中で、事業中止としたことはやむを得ない措置であり、妥当である。	
有効性	4 3 2 1 高い □□□□ 低い		事業未実施のため評価しない。	
効率性	4 3 2 1 高い □□□□ 低い		事業未実施のため評価しない。	
H30年度 決算額	7,950千円		外部評価委員会の意見 新型コロナウイルスが蔓延する中で事業を実施することはリスクが大きいため、中止の措置は妥当であった。 今後は児童数の減少、保護者の希望等を考慮して、当面は継続しても、段階的な検討を望みたい。	
R1年度 決算額	8,113千円			
R2年度 決算額	0千円			

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備		施策1	
事業名	ふれあいの船事業代替給付金事業		生涯学習の充実 (青少年の健全育成)	
事業の目的	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした「ふれあいの船事業」の代替として、家族で旅行等イベント体験費用の補助として給付する。			
事業の内容・効果	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止とした代替措置として給付金を1人35,000円給付した。 対象児童 129人 給付金支給者 126人			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	4,515千円
	項	社会教育費	執行済額	4,410千円
	目	社会教育総務費	予算執行率	97.7%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	ふれあいの船事業の町負担は1人当たり35,000円であるため、妥当である。		
有効性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	家族単位ではあるが、思い出に残るイベントの費用負担を補った。		
効率性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い	対象・負担とも適切である。		
R2年度 決算額	4,410千円	外部評価委員会の意見 新型コロナウイルスが蔓延する中、団体での行動は制約されるが、家族単位での行動であれば旅行等のイベントが可能であるため、事業は有効である。		

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備		施策2	
事業名	城里町マラソン大会		生涯スポーツの充実	
事業の目的	町民の健康維持と体力づくり、並びに児童生徒の体力向上を目的とし、マラソン大会を開催する。			
事業の内容・効果	上記目的を達成するため、城里町に在住・在学・在勤する小中学生、一般人（高校生以上）を対象にマラソン大会の開催を予定したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。			
予算科目	款	教育費	予算現額（千円）	513千円
	項	保健体育費	執行済額	0千円
	目	保健体育総務費	予算執行率	0.0%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高い ■□□□ 低い		新型コロナウイルスが蔓延する中で、事業中止としたことはやむを得ない措置であり、妥当である。	
有効性	4 3 2 1 高い □□□□ 低い		事業未実施のため評価しない。	
効率性	4 3 2 1 高い □□□□ 低い		事業未実施のため評価しない。	
H30年度 決算額	592千円		外部評価委員会の意見 町民の体力増進、児童生徒の体力向上に係る事業で有効であるため、今後は町民への啓発に努め、特に高校生も含む一般参加者を増やす方法を工夫されたい。	
R1年度 決算額	440千円			
R2年度 決算額	0千円			

令和2年度事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	生涯にわたって学べる環境の整備		施策3	
事業名	コミュニティセンター自主事業		生涯学習施設の有効な活用 (文化事業の開催)	
事業の目的	コンサート等の公演を開催し、芸術・文化を鑑賞する機会を町民に提供することで、芸術文化の高揚に努める。			
事業の内容・効果	コミュニティセンターのホールにおいて、令和3年3月に「寄席公演三人会」を新型コロナウイルス感染症拡大予防対策し、行った。 売上額 618 千円 (1席 3,000 円×売上枚数 206 枚)			
予算科目	款	教育費	予算現額 (千円)	5,500 千円
	項	社会教育費	執行済額	3,320 千円
	目	コミュニティセンター費	予算執行率	60.4%
評価項目	評価		理由	
妥当性	4 3 2 1 高い ■ □ □ □ 低い		自主事業を開催して芸術文化の高揚に努めるため 今後も開催を計画する。	
有効性	4 3 2 1 高い ■ □ □ □ 低い		身近な場所で、芸術文化に触れあう機会を提供できるため、有効である。	
効率性	4 3 2 1 高い ■ □ □ □ 低い		歳入の面を見れば、座席数 567 席の収入で多くは望めないが、上記の有効性を考慮すれば、事業の効果はあると思われる。	
H30 年度 決算額	5,440 千円	外部評価委員会の意見 生涯学習講演会や社会教育関連事業と連携して計画し、事業の一本化を図り推進されたい。 事業実施の際には、新型コロナウイルスの感染防止のための十分な対策を講じるようお願いする。		
R1 年度 決算額	339 千円			
R2 年度 決算額	3,320 千円			

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート
基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	郷土の文化の継承と文化財の保護		施策1 地域文化の伝承	
事業名	文化財保護事業（地域文化の伝承）		施策2 文化財の保護とPR	
事業の目的	地域住民により長く伝承され、地域に根ざした郷土民俗芸能の保存・継承活動の助成			
事業の内容・効果	町指定無形民俗文化財の保存団体である古内大杉ばやし保存会に運営事業補助金を交付した。なお、下赤沢民俗芸能保存会（文化財名「八木節源太踊り」）は、新型コロナウイルス感染症対策で活動自粛のため補助金申請がなかった。			
予算科目	款	教育費	予算現額（千円）	102千円
	項	社会教育費	執行済額	51千円
	目	文化財保護費	予算執行率	50.0%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高い■ □ □ □ 低い	町の無形文化財として指定されている保存団体を対象としていることから、助成は妥当である。		
有効性	4 3 2 1 高い■ □ □ □ 低い	運営事業補助金は継続して交付しており、保存団体の活動支援として有効である。		
効率性	4 3 2 1 高い■ □ □ □ 低い	補助金は、保存団体の活動のうち団体が必要な内容に優先的に使用できるため、事業目的に対し一定の効率性は確保できる。		
H30年度 決算額	102千円	外部評価委員会の意見 地域文化の伝承事業として有効である。 保存会として指導者、演者等の育成にも配慮し、町内外への発表など啓発に力を入れるとともに、他の民俗芸能の発掘にも努めてほしい。		
R1年度 決算額	102千円			
R2年度 決算額	51千円			

令和2年度教育委員会事務事業の点検・評価シート

基本構想 【人と文化を育む人間性豊かなまちの実現】

施策名	郷土の文化の継承と文化財の保護		施策2	
事業名	文化財保護事業(文化財保護とPR)		文化財の保護とPR	
事業の目的	文化財の保護・保存と国民の文化的向上を目的とする文化財保護法に則り、有形・無形・埋蔵文化財の保護、保全を行う。			
事業の内容・効果	指定文化財をはじめとする町文化財について協議するために文化財保護審議会を運営し、その結果に従って必要な措置を行った。令和2年度は、町が所有する文化財敷地等の管理を行い、また、埋蔵文化財包蔵地における開発にかかる試掘調査等を実施した。			
予算科目	款	教育費	予算現額(千円)	3,467千円
	項	社会教育費	執行済額	2,988千円
	目	文化財保護費	予算執行率	86.2%
評価項目	評価	理由		
妥当性	4 3 2 1 高い■ □ □ □ 低い	指定文化財の保護保全について必要な措置を行った。埋蔵文化財包蔵地について、必要な手続きを実施し県に進達した。いずれも事業目的に対し実施は妥当である。		
有効性	4 3 2 1 高い■ □ □ □ 低い	事業目的に対し、実施内容は有効である。		
効率性	4 3 2 1 高い■ □ □ □ 低い	文化財保護については長期的な取り組みが必要であり、必要な対応を適宜行っている。		
H30年度 決算額	1,470千円	外部評価委員会の意見 町の有形、無形、地域の歴史、文化を語り継いでいくことは自治体の役目である。今後も埋蔵文化財の保護と活用、PRに努められたい。 ただし、保護事業・予算措置については長期的視野で計画的な執行に配慮されたい。		
R1年度 決算額	6,638千円			
R2年度 決算額	2,988千円			

教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会会議の開催回数

定例会	12回
臨時会	2回

(2) 教育委員会定例会及び臨時会での議案等の件数

総件数	92件
議案	62件
承認	23件
報告	6件
要望	0件
選挙及び指定	1件

(3) 会議録の作成方法

要旨の筆記

(4) 教育委員会定例会及び臨時会における主な審議内容

月	審 議 内 容
4月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城里町立学校評議員の委嘱について ・ 学区外就学許可申請について ・ 令和2年度教育委員会会計年度任用職員の任用について ・ 学校等生活支援員配置申請について
5月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度要保護・準要保護児童生徒の認定について ・ 城里町学校事務の共同実施に関する規定の一部を改正する告示について
6月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について ・ 令和2年度特別支援教育就学奨励費補助金児童生徒の認定について ・ 城里町立学校管理規則の一部を改正する規則について ・ 城里町アイジー基金条例の制定について ・ 城里町要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助金交付要綱の一部を改正する告示について ・ 区域外就学許可申請について ・ 城里町図書館協議会委員の委嘱について ・ コミュニティセンター運営委員会委員の委嘱について ・ 社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について

月	審 議 内 容
7月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校において使用する教科用図書並びに小中学校特別支援学級（知的障害）において使用する教科用図書の採択について ・令和2年度要保護・準要保護児童生徒の認定について ・令和2年度特別支援教育就学奨励費補助金交付追加認定について ・学区外就学許可申請について ・区域外就学許可申請について ・令和2年度城里町一般会計補正予算（教育委員会所管分）について
8月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外就学許可申請について ・区域外就学の承認について ・令和2年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について ・令和2年度城里町一般会計補正予算（教育委員会所管分）について
9月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外就学許可申請について ・城里町修学旅行代替給付金交付要綱の制定について ・城里町ふれあいの船事業中止に伴う臨時給付金事業実施要綱の制定について ・城里町歴史民俗館保存活用計画検討委員会設置要綱の制定について ・令和2年度城里町一般会計補正予算（教育委員会所管分）について
10月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学許可承認申請について ・学区外就学許可承認申請について ・城里町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
11月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・学区外就学許可承認申請について ・区域外就学許可承認申請について
12月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度学齢簿の編成及び就学通知について ・令和2年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について ・区域外就学許可承認申請について ・物品購入契約の締結について ・令和2年度城里町一般会計補正予算（教育委員会所管分）について ・城里町歴史民俗資料館保存活用計画検討委員会委員の委嘱について
1月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・城里町教育委員会会計年度任用職員取扱要領の制定について ・学校等生活支援員配置申請について ・学区外就学許可承認申請について ・区域外就学許可承認申請について ・令和2年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書（令和元年度分対象）

月	審 議 内 容
2月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について ・城里町黒澤止幾基金条例の制定について ・城里町生涯学習地区推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について ・城里町社会教育団体等運営事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について ・城里町生涯学習推進員設置要綱の一部を改正する告示について ・令和3年度新入学準要保護児童生徒の認定について ・学区外就学許可申請について ・城里町スポーツ推進委員の委嘱について ・区域外就学許可申請について
3月 臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度末、令和2年度始管理職人事内申について ・令和2年度末、令和2年度始教職員人事異動について
3月 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・城里町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について ・城里町外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則について ・城里町子ども会補助金交付要綱の制定について ・城里町奨学資金貸与に関する要綱を廃止する告示について ・令和3年度城里町奨学生採否の決定について ・学区外就学許可承認申請について ・区域外就学許可承認申請について ・令和2年度城里町一般会計補正予算（教育委員会所管分）について ・令和3年度城里町一般会計予算（教育委員会所管分）について ・令和3年成人式延期に対する給付金交付要綱の制定について
3月 臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・城里町教育委員会教育長職務代理者の指定について

会議運営上の主な工夫

「議案等」以外に、教育長報告、その他の報告を加え、その時々にあった案件について協議を行った。

(5) 定例会及び臨時教育委員会以外の活動状況

4月	・年度初めの辞令交付式
10月	・城里町総合教育会議
11月	・教育委員による学校訪問
3月	・年度末の辞令交付式

教育委員の研修会等

6月	東茨城郡教育委員会連絡協議会定期総会(書面決議)	(城里町)
10月13日	東茨城郡教育委員会連絡協議会役員会	(茨城町)
11月5日	東茨城郡教育振興大会	(茨城町)

※例年開催されている茨城県市町村教育委員会研修会は中止

学校訪問	小学校5校 中学校2校
入学式	小学校5校 中学校2校 (令和2年度来賓なし)
運動会・体育祭	小学校5校 中学校2校 (令和2年度来賓なし)
その他	町P連研修会、生涯学習講演会 花いっぱい運動審査会

○反省点

毎月25日に開催している定例会及び随時開催の臨時会は、ともに、城里町教育委員会会議規則に則り運営されている。

定例会については、毎月25日午前9時30分から開催と内部で決めているが、各委員の予定に合わせた25日前後の開催日になっている。

また、審議内容を深めるために、議案書を事前に各委員へ配付し、委員会内での意見の集約、統一を図ることに努めている。緊急の案件に対しては、必要に応じて臨時会を開催し、委員会としての意見の統一化を図っている。

今後も、公正公平な判断のもと、さらに委員会活動が活発になるように努めていきたい。

令和2年度教育委員名簿

(令和2年4月1日現在)

職名	氏名	任期回数	当初任命日	現在の任期	女性委員	保護者
教育長	たかおか ひでお 高岡 秀夫	1	H29. 7.13	H29. 7. 13 ~ R 2. 7. 12		
教育長 職務代理者	まつざき しのぶ 松崎 忍	1	H29. 3.26	H29. 3. 26 ~ R 3. 3. 25		
委員	おかだ まこと 岡田 誠	1	H30. 4.23	H30. 4. 23 ~ R 4. 4. 22		○
委員	かわまた まさる 川又 将	1	H31. 4. 1	H31. 4. 1 ~ R 5. 3. 31		
委員	わたひき ひとみ 綿引 ひとみ	1	R 2. 4. 1	R 2. 4. 1 ~ R 6. 3. 31	○	

教育委員会外部評価委員の意見

ともに社会を生き抜く力を身につける教育

TT非常勤講師配置事業については、学校関係職員とTT講師との協調関係を図ることで、より効率性を高める工夫をされ今後も継続されたい。

ALT設置事業については、TT非常勤講師事業と同様に、学校関係職員との協調関係を図り、効果ある指導に努め人員確保のみでなく人材確保にも力点をおかれ継続されたい。また、英語圏を始めとした国々と日本との文化の違いを正しく理解したり考えたりできる教育環境づくりにも努められたい。

また、国のGIGAスクール構想に基づき整備された児童生徒1人1台のタブレット端末については、ICT機器の特性とこれまでの学習とを組み合わせ、効果的に活用されたい。

安心して学べる教育環境の整備

要保護・準要保護補助事業については、従前の国庫補助事業に対応する事業であり、今後も継続事業とされたい。

適応指導事業については、活用できるような体制づくりや事業の周知方法を考えてはどうか。また、学校への復帰のきっかけになるので継続して欲しい事業である。

生涯にわたって学べる環境の整備

花いっぱい運動事業については、地域住民の意識を啓発し、まちづくりを目指した環境美化としての事業を望みたい。

成人式典事業については、成人者から、実行委員を募って行っているが、地元を離れている成人者が大半であり、毎年、実行委員の応募に苦慮している現状があるので、良い方法を検討して、今後も事業の継続を望みたい。

青少年育成城里町民会議については、県民会議の傘下に組織されている関係もあり、継続事業である。県内には、独立機関として実施しているところもあるので、将来的に検討してはどうか。

ふれあいの船事業については、児童数の減少、保護者の希望等を考慮して、運営や参加体制の検討を望みたい。

マラソン大会については、町民の体力増進、児童生徒の体力向上に係る事業

で有効であり、町民への啓発に努め、参加者を増やす方法を工夫されたい。

自主事業については、生涯学習講演会や社会教育関連事業と連携して、参加者増員を目指した企画運営や広報活動を推進されたい。また、江戸川区との交流事業は、隔年、又は数年毎に実施するなど計画的な企画運営をされたい。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況にあるため、参加者が多い事業については、十分な感染対策を講じるようお願いしたい。

郷土の文化の継承と文化財の保護

地域に引き継がれている伝統文化・伝承事業として有効なものの存続や、町の財産である文化財の保護について計画的に予算化し、保存に努めるとともに、その活用とPRに努められたい。

各学校においては、「城里学ぶつく」の活用を通して、郷土理解や郷土愛を深めていただきたい。また、地域の人たちへの興味関心の喚起や啓発活動をお願いしたい。

【 総 合 意 見 】

外部評価の対象となった14事務事業について評価を基にして、各事業についての見直しと今後の効果的な運営に努められたい。

また、少子化に伴い、教育効果や地域住民の啓発について、他の機関との連携や開拓（新たな手法）を望むとともに、郷土文化の継承と文化財の保護についても教育委員会事業として創意工夫されたい。

文化財関係の予算については、限られた財源の中で長期的な計画の基、効率的な運営を推進されたい。

小学校における英語教育の前倒しの取組については、児童が英語に慣れ親しめる機会を多くつくっていただくようお願いしたい。


教育委員会活動については、教育環境を十分に把握した上で、教育活動への支援に力を注いで教育力の向上に努めていただきたい。また、年長児後半から小学校入学期までの学びの連続性を意識した指導内容・指導方法の在り方を検討していただきたい。さらに廃校施設の利活用についても、継続して有効利用を検討していただきたい。


令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う国の緊急事態宣言が茨城県にも発令され、町立小中学校において長期の臨時休業や分散登校、夏休みの授業日設定など、これまでに例のない措置をとられたが、これらの教育


委員会の対応は、大変適切であったと高く評価したい。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束は先が見えない状況のため、今後も、特に感染防止対策については、教育委員会主導により、各学校の実態に合った適切な措置及び支援をし、教育の場の確保に努めるとともに、児童生徒が安心して生活できるようにしていただきたい。

令和4年2月3日

外部評価委員 松崎 

外部評価委員 阿久津友也 

外部評価委員 川野邊浩 

報告第36号

城里町耐震改修促進計画

令和4年3月改定

城 里 町

目 次

第1章	計画の背景と目的等	1
1.	計画の背景と目的	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の対象期間	2
4.	対象区域及び対象建築物	2
5.	建築物の所有者・管理者の取組	6
第2章	城里町において被害が想定される地震	7
1.	想定される地震と規模	7
第3章	建築物の耐震化の現状と目標	9
1.	住宅の耐震化の現状と目標	9
2.	多数の者が利用する建築物（特定建築物）の現状と目標	10
3.	町有建築物の耐震化の現状と目標	11
第4章	建築物の耐震化を図るための取組	12
1.	耐震化の促進に係る基本的な考え方	12
2.	耐震化の促進を図るための支援策	12
3.	耐震化の促進のための環境整備	15
4.	地震時の総合的な安全対策の推進	16
第5章	建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	18
1.	城里町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる取組	18
2.	地震防災マップの周知・活用	18
3.	相談体制の整備及び情報提供の充実	18
4.	パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	18
5.	リフォームにあわせた耐震改修の誘導策	19
6.	区・自治会等との連携策及び取組支援策について	19
第6章	耐震改修等を促進するための指導や助言等	20
第7章	その他の耐震改修等を促進するための事項	20
1.	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	20

資料編

資料 1	城里町内通学路	22
資料 2	関係法令等	23
	(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律	23
	(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令	34
	(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	42
	(4) 建築基準法	53
	(5) 建築基準法施行令	54

第1章 計画の背景と目的等

1. 計画の背景と目的

これまでの地震被害を振り返ると、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、およそ10万棟が全壊、14万棟が半壊しましたが（※1）、地震を直接の死因とする人の約9割が、家屋、家具類等の倒壊による圧迫死と思われるものでした（図1-1）。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により沿岸部に甚大な被害をもたらしただけでなく、内陸市町村の建築物に対しても大きな被害を発生させました。およそ12万棟が全壊、28万棟が半壊しましたが、現行の基準に従って建設・補強された建築物は、地震の揺れによる被害は限定的で、死傷者や経済的な損害の大半は津波によるものでした（※2）。茨城県では最大震度6強を記録し、県内広範囲で甚大な被害を受けました。その後も、熊本地震（平成28年4月16日）、北海道胆振東部地震（平成30年9月6日）などの地震が発生しております。また、近い将来には、南海トラフ巨大地震や、首都直下地震、火山噴火等の大規模災害の発生が懸念されています（※3）。

大規模地震による建築物の被害を減らすためには、建築基準法の「新耐震基準」（※4）導入前の建築物について耐震性の向上を図ることが重要と考えられています。

国においては、平成7年10月27日に、阪神・淡路大震災を教訓として、法律第123号「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）」（以下、「耐震改修促進法」という。）が制定されました。その後、耐震改修促進法は、平成17年10月に改正され、市町村は「市町村耐震改修促進計画」の策定に努めるよう定められました。更に、平成25年11月には、特定の建築物に対する耐震診断実施の義務化や、耐震改修計画の認定基準の緩和等、耐震化促進の一層の強化を図るため、改正施行されました。その後、平成31年1月に大阪北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、通行障害建築物に、建築物に附属する組積造の塀（補強コンクリートブロック造を含む）が追加されました。

これらを受け、県では、平成19年3月に「茨城県耐震改修促進計画」が策定され、令和4年3月に改定が行われました。

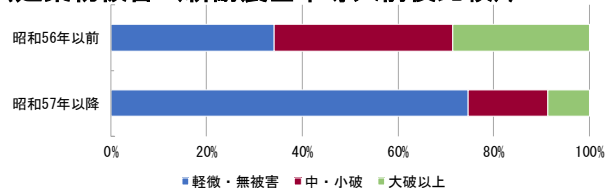
このような背景から、「国の基本方針」及び「茨城県耐震改修促進計画」に基づき、城里町の建築物の耐震化を促進することを目的として、「城里町耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を改定します。

〈死因別死者数〉

家屋棟等の倒壊	焼死等	その他	計
88%	10%	2%	100%

出典：平成7年度版「警察白書」

〈建築物被害（新耐震基準導入前後比較）〉



出典：阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告書（平成7年）

図1-1 阪神・淡路大震災の被害等

※1：消防庁「阪神・淡路大震災について（確定報）」（H18年5月）

※2：消防庁「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第159報）」（H31年3月）

※3：中央防災会議防災対策推進検討会議「最終報告」（H24年7月）

※4：宮城県沖地震（昭和53年M7.4）等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて施行された基準。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「新耐震基準」が導入される前の既存建築物（昭和56年5月31日以前に建築確認を受け着工）の耐震化を促進し、建築物の地震に対する安全性の向上を図るために、耐震化の目標を定めるものです。

また、本計画は、耐震改修促進法に基づき、国や県の関連する計画等を踏まえて改定するものとします。

3. 計画の対象期間

本計画の対象期間は、2022年度（令和4年度）から2025年度（令和7年度）までの4年間とします。ただし、社会経済状況や関連計画の改定等の状況に応じて、計画内容の見直しを行うことがあります。

4. 対象区域及び対象建築物

4-1 対象区域

本計画の対象区域は、城里町全域とします。

4-2 対象とする建築物

対象とする建築物は、全ての住宅・建築物とします。なお、昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物を対象に耐震化を図っていきます。

表1-1 本計画での対象建築物

区分	内容
(1) 住宅	戸建住宅、共同住宅（長屋建を含む）
(2) 特定建築物	①不特定多数・避難上の要配慮者が利用する建築物 （以下、「多数の者が利用する建築物」という。）
	②危険物を取扱う建築物
	③地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物 （以下、「避難路沿道建築物」という。）
(3) 町有建築物	町が所有する建築物のうち、面積200㎡以上のもの

※：茨城県耐震改修促進計画では、県有建築物については防災拠点に位置づけられる施設と学校や社会福祉施設等の要援護者が集まる施設について、2階以上又は延床面積200㎡以上のものを対象としています。町では、一層の安全性の向上を図るため、延床面積200㎡以上の建築物全てを対象とします。

(1) 住宅

戸建住宅及び共同住宅とします。戸建住宅には併用住宅を、また、共同住宅には長屋建も含めます。

(2) 特定建築物

本計画では、表1-1に示すとおり、特定建築物を「多数の者が利用する建築物」、「危険物を取扱う建築物」、「避難路沿道建築物」とします。

特定建築物は、耐震改修促進法第14条第1号から第3号に定められる「特定既存耐震不適格建築物」を指し、階数や規模などの要件（表1-2、表1-3）に該当するものです。

1) 多数の者が利用する建築物

学校、体育館、病院等、多数の者が利用する一定規模以上の建築物が該当します（表1-2）。

2) 危険物を取扱う建築物

危険物の倉庫など、一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場として使用されている建築物が該当します（表1-3）。

表1-2 特定既存耐震不適格建築物一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物※ ¹ の規模要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
事務所		階数2以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ 500㎡以上	750㎡以上
幼稚園、保育所			
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000㎡以上	2,000㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物※詳細は次頁（表1-3）参照			
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		全ての建築物	

※1：特定既存耐震不適格建築物とは、次の用途や規模要件に該当し、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない建築物（昭和56年以前の旧耐震基準の建築物）をいう。

表1-3 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

危険物の種類	危険物の数量
1. 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空包	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
2. 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
3. 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30 t 可燃性液体類 20 m ³
4. マッチ	300 マッチトン(※)
5. 可燃性のガス	2 万m ³
6. 圧縮ガス	20 万m ³
7. 液化ガス	2,000 t
8. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	毒物 20 t 劇物 200 t

※：マッチトンは、マッチの計量単位。並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg

1) 特定既存耐震不適格建築物の要件

上記の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

2) 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件

床面積の合計が500m²以上でかつ上記の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

3) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（避難路沿道建築物）は、県及び町が指定した道路の沿道建築物のうち、一定の高さを超える旧耐震基準の建築物です（図1-2）。

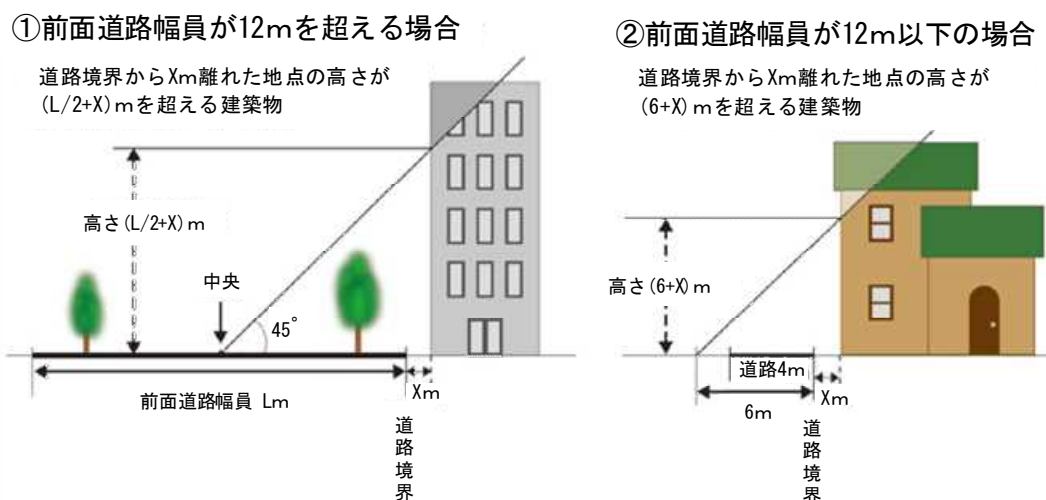


図1-2 避難路沿道建築物の要件

(3) 町有建築物

災害時の拠点となり、不特定多数が利用する町役場、消防署、小中学校、公民館、コミュニティセンターなどの町が所有する建築物のうち、200㎡以上のものを対象とします。

5. 建築物の所有者・管理者の取組

耐震改修促進法により、耐震関係の基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務が課せられています。

建築物の耐震化を促進するには、建築物の所有者・管理者が防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することが重要であるため、「自らの生命・財産は自らが守る」という意識を持ち、建築物の安全性の確保に取り組むことを基本的な考え方とします。

町は、国や県と連携して、所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすいように、耐震化促進のための環境の整備、知識の普及・啓発等に努めます。

第2章 城里町において被害が想定される地震

1. 想定される地震と規模

地震発生のタイプは、大きく「海溝型（プレート型）」と「内陸型（活断層型）」に分けられています。

これら「海溝型（プレート型）」地震、「内陸型（活断層型）」地震を前提に、本町においては、町直下型「内陸型（活断層型）」地震の被害が最も大きくなるため、過去25年間の「内陸型（活断層型）」地震で最も被害の大きかった「兵庫県南部地震」（野島断層の逆断層型：上下方向にも横の方向にもずれ）をもとに、同規模の町直下型の地震が発生した場合の被害を想定しています。

城里町地震被害想定に用いた想定地震

- 震源位置：城里町役場付近（東経140° 22'、北緯36° 28'）
- 震源深さ：30km
- 地震規模：マグニチュード7.3
- 発災時の条件：冬季、平日18時
- 想定方法：内閣府の「地震被害想定支援ツール」を用いた
- 備考：兵庫県南部地震と同規模の地震が本町直下で発生した場合を想定

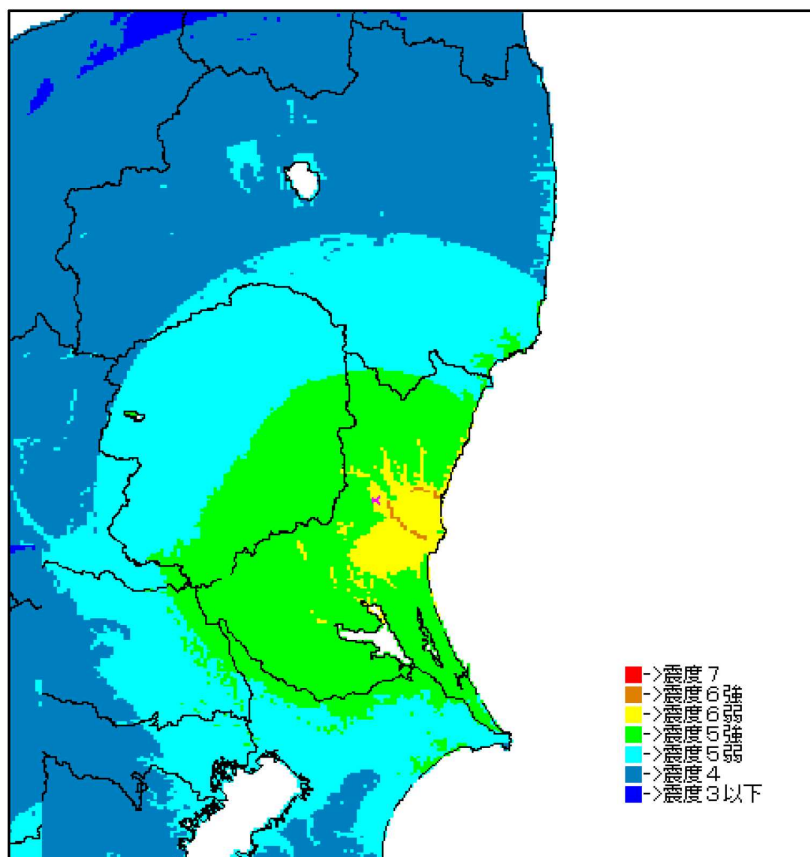


図2-1 想定地震分布図

出典：城里町地域防災計画（平成30年11月）

町直下で兵庫県南部地震と同規模の地震が発生した場合、本町における地震被害の想定結果を表2-1に表示します。

表2-1より、本町の震度は5強～6弱、建物被害は、昭和46年以前の木造建物に集中し、木造建物全壊が124棟と推定されます。また、人的被害は、死者・重傷者とも、発生は無く、軽傷者数が2,103人と推定されます。

表2-1 町における被害想定

被害区分	種別		城里町			計
			常北地区	桂地区	七会地区	
想定震度			6弱	6弱	5強	
建物被害 (棟)	木造建物 全棟数(棟)	S46年以前	52	60	0	112
		S56年以前	4	8	0	12
		S57年以降	0	0	0	0
	非木造建物 全棟数(棟)	S56年以前	0	0	0	0
		S57年以降	0	0	0	0
計			56	68	0	124
人的被害 (人)	全死者数(人)		0	0	0	0
	全負傷者数 (人)	重篤者数	0	0	0	0
		重傷者	0	0	0	0
		軽傷者	1,344	735	24	2,103
		計	1,344	735	24	2,103
物資供給対象者数(人)			1,167	675	267	2,109

出典：城里町地域防災計画（平成30年11月）

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

1. 住宅の耐震化の現状と目標

1-1 住宅の耐震化の現状

令和3年（2021年）時点で、町の住宅総戸数8,751戸に対し、約42%にあたる3,665戸が旧耐震基準で建築され、そのうち2,158戸が必要な耐震性を満たしておらず、耐震化率は75.3%と推計されています。戸建住宅の耐震化率は74.6%と低く、耐震性が不十分な住宅も約2,158戸と多いことから、戸建住宅の耐震化が課題となっています。

表3-1 住宅の耐震化の現状（令和3年時点）（※1）

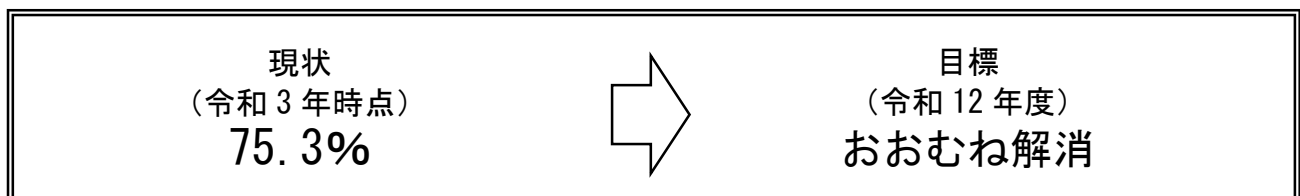
種別区分	旧耐震基準			新耐震基準	住宅 総戸数	耐震性あり	耐震化率
	計	耐震性 あり （※2）	耐震性 なし				
	a=b+c	b	c				
戸建住宅	3,657	1,499	2,158	4,826	8,483	6,325	74.6%
共同住宅	8	8	0	260	268	268	100.0%
合計	3,665	1,507	2,158	5,086	8,751	6,593	75.3%

※1：令和3年1月時点の固定資産税課税データと住宅・土地統計調査を基に推計しています。

※2：旧耐震基準で建築された住宅のうち耐震性のある住宅の推計であり、平成20年～30年の住宅・土地統計調査から得られる、平成16年～30年に耐震診断を実施し、「耐震性が確保されていた」住宅のうち、「耐震改修工事をした」住宅を除いた割合から推計しています。

1-2 住宅の耐震化の目標

町は、地震による被害の軽減を目指し、国・県の計画等に準じ、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とします。



2. 多数の者が利用する建築物（特定建築物）の現状と目標

2-1 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

特定建築物のうち、不特定多数が利用する建築物や、避難の際に特に配慮を要する者が利用する学校等の建築物は、災害時に大きな人的被害が発生するおそれがあります。

多数の者が利用する公共の建築物は19棟あり、現状の耐震化率は100%です。

表3-2 多数の者が利用する公共の建築物の耐震化の現状（令和3年時点）

用途区分	計 A=B+D	B	旧耐震基準	新耐震基準 D	耐震性あり E=C+D	耐震化率 F=E/A
			耐震性あり C			
学校	9	2	2	7	9	100%
賃貸共同住宅	7	3	3	4	7	
集会所	1	0	0	1	1	
その他の施設	2	0	0	2	2	
合計	19	5	5	14	19	

一方、多数の者が利用する民間の建築物は12棟あり、耐震性が不明な建築物は3棟で、現状の耐震化率は75%です。

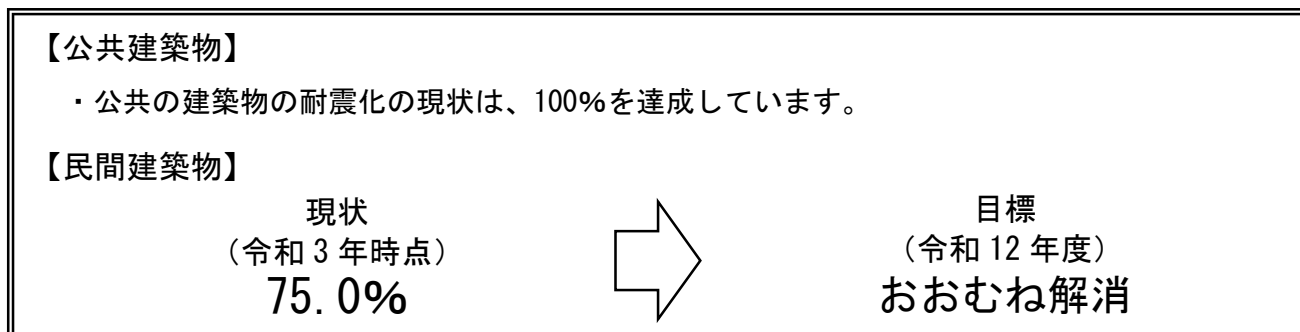
表3-3 多数の者が利用する民間の建築物の耐震化の現状（令和3年時点）

用途区分	計 A=B+D	B	旧耐震基準	新耐震基準 D	耐震性あり E=C+D	耐震化率 F=E/A
			耐震性あり C			
病院・診療所	2	1	0	1	1	75%
社会福祉施設	4	0	0	4	4	
賃貸共同施設	0	0	0	0	0	
ホテル・旅館	1	1	0	0	0	
その他	5	1	0	4	4	
合計	12	3	0	9	9	

2-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

公共の建築物は耐震化率100%なので、適正な維持管理に努めます。

民間の建築物については、県の目標を踏まえ、令和12年度までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とします。また、耐震化に対する必要な知識の普及・啓発や指導を継続して行っていきます。



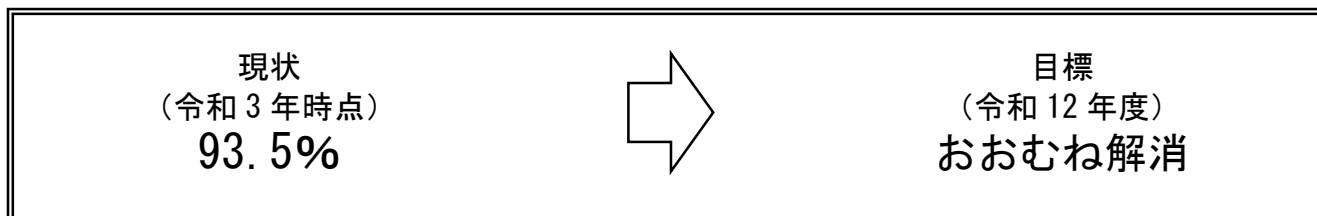
3. 町有建築物の耐震化の現状と目標

町有建築物は46棟あり、全体の耐震化率は93.5%です。

最も対応が遅れているのはその他の施設であり、旧耐震基準の建築物の耐震化が進んでいない状況です。したがって、令和12年度までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とします。なお、町有建築物は、災害時における活動拠点として、防災上重要な建築物が多いことから、耐震性の確保及び適正な維持管理に努めます。

表3-4 町有建築物の現状（令和3年時点）

用途区分	計 A=B+D	B	旧耐震基準	新耐震基準 D	耐震性あり E=C+D	耐震化率 F=E/A
			耐震性あり C			
学校	18	5	5	13	18	100.0%
社会福祉施設	2	0	0	2	2	100.0%
事務所	4	0	0	4	4	100.0%
その他の施設	22	3	0	19	19	86.4%
合計	46	8	5	38	43	93.5%



第4章 建築物の耐震化を図るための取組

1. 耐震化の促進に係る基本的な考え方

建築物に関わる耐震対策は、建築物の所有者等が「自らの生命・財産は自らが守る」という意識を持ち、建築物の安全性の確保に取り組むことが重要です。これらを基本的な考え方とし、町は、建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすいように、耐震化促進のための環境の整備、知識の普及・啓発等に努めます。また、町が支援する制度を整備し、耐震化の促進を図ります。

2. 耐震化の促進を図るための支援策

耐震化の促進を図るため、国・県及び関連団体等による支援策が設けられています。町は、これらについての周知を図り、耐震診断・耐震改修等の円滑な実施を促します。

表 4-1 耐震診断・耐震改修に対する助成制度

制度名	城里町木造住宅耐震診断事業
概要	町内における耐震診断・改修を促進するため、町民に対して個人負担金 2,000 円にて耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施する。
対象建築物	昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法により建築された町内の戸建住宅

制度名	城里町耐震改修事業
概要	<耐震診断> 診断に要した費用の 15/16（上限 3 万円）を補助 <耐震改修計画> 計画に要した費用の 1/3（上限 10 万円）を補助 <耐震改修> 改修工事に要した費用の 1/3（上限 30 万円）を補助
対象建築物	・建築物の延べ面積が30平方メートル以上であること。 ・兼用住宅にあつては、住宅の用途に供する部分の床面積が過半を超えること。 ・階数が2階以下のもの ・耐震改修計画を行う場合にあつては、耐震診断における上部構造評点が1.0未満の住宅 ・耐震改修工事を行う場合にあつては、耐震改修計画時の精密診断における上部構造評点が0.3以上上昇し、かつ1.0以上となる住宅（助成対象者）

表 4-2 耐震診断・耐震改修に対する助成制度

制度名	大規模建築物等耐震診断事業
概要	特定既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助する。
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の区域内に存する特定既存耐震不適格建築物等であること。 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の交付を受けた建築物であること。 ・公的機関がその全部を所有する建築物でないこと。 ・公的機関から耐震診断に関する同種又は類似の補助金（国が実施する耐震対策緊急促進事業に基づく補助金を除く。）を受けていない建築物であること。 ・共有建築物である場合は、耐震診断又は耐震診断の結果の評価の実施について共有者の全員の同意を得ていること。 ・区分所有建築物である場合は、耐震診断又は耐震診断の結果の評価の実施についての区分所有者全員の同意又は管理組合等の議決があること。（補助対象者）

制度名	危険ブロック塀等撤去補助
概要	危険ブロック塀等の撤去に要する額は、補助対象経費の額又は対象危険部分の全部若しくは一部を撤去した部分の延長に1メートル当たり14,000円を乗じて得た額のいずれか低い額の2/3 （上限20万円）
対象塀	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の区域内に存すること。 ・道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること。 ・販売を目的とした土地に存するものでないこと。 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと。 ・既に同様の補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。 ・一部を除却する場合にあっては、除却しない部分について、地震による倒壊の危険がないと認められること。

表 4-3 耐震診断・耐震改修に対する融資制度

融資制度名	住宅金融支援機構（リフォーム融資）	
概要	耐震改修工事に対する融資 ^{※1}	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅 融資限度額：1,500万円^{※2} （住宅部分の工事費が上限） 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション 融資限度額：融資対象工事費以内^{※2}

※1：マンションは調査設計や診断費用の実施、長期修繕計画の作成等のみの費用も対象

※2：融資対象工事費に係る補助金等の交付がある場合は当該補助金等を除いた額

表 4-4 耐震診断・耐震改修に対する税の特例措置

特例措置名	既存住宅に係る耐震改修促進税制
概要	個人が旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合の所得税控除
内容	<p>標準的な工事費用相当額の10%相当額を所得税から控除</p> <p>主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①その者が主として居住の用に供する家屋であること ②昭和56年5月31日以前に着工されたものであること ③現行の耐震基準に適合しないものであること

3. 耐震化の促進のための環境整備

耐震改修を促進するためには、対象となる建物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。

特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果等の不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めます。

3-1 耐震診断の普及

木造住宅耐震診断士の診断が適切に行われるように、町では普及促進に努めます。

また、住宅の所有者が安心して耐震診断を受けられるよう、診断業務の標準化・効率化を図ります。

3-2 住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公表

住宅リフォームを計画している町民の方々が、適正な工法・価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるよう、また、地震時の減災害対策としての耐震改修を安心して適切に行えるよう、県で登録を行っている住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公表・周知に努めるものとします。

また、地元の優良なリフォーム工事業者についても、県で行っている登録制度の推進を図り、その周知に努めます。

3-3 相談窓口の設置

町都市建設課において、耐震診断及び住宅リフォーム等に関する相談窓口を設置しています。

3-4 情報の提供

耐震診断への補助制度、その他の支援策、耐震改修の技術的疑問等に関するパンフレットの配布、ホームページ等による情報提供等を行います。

4. 地震時の総合的な安全対策の推進

地震による建築物の被害を最小限に止めるとともに、建築物内外の附帯施設における減災を図るためには、総合的な対策を実施することが重要です。そのため、以下の安全対策を推進します。

4-1 ブロック塀等の安全対策

地震によって塀が倒れると、死傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の道路閉塞により、避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があります。

町は、避難路（町内の小学校と中学校の通学路）沿道等のブロック塀等の倒壊の危険性について、町民や建物の所有者に周知し、正しい施工方法や補強方法の普及を図ります。

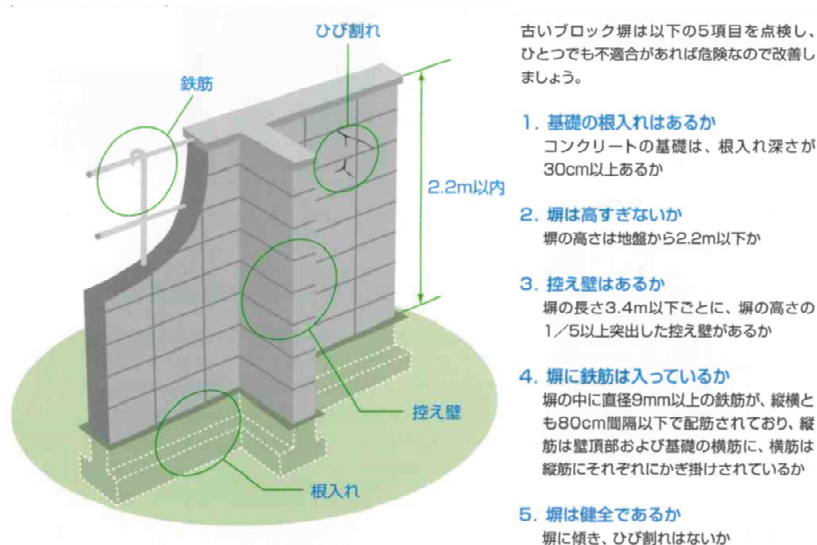


図4-1 参考：ブロック塀の点検のチェックポイント

出典：一般財団法人日本建築防災協会「地震からわが家を守ろう」

4-2 屋根瓦の落下防止対策

屋根瓦が落下することにより、人身事故や物損事故が発生するほか、漏水により建築物の劣化が進行し、健康被害などの二次災害の発生も懸念されます。

町は、屋根瓦の改修等による安全確保を促進するため、助成制度の充実に努めます。

4-3 ガラス等の落下防止対策

地震時には、窓ガラスが割れて飛散したり、額絵や飾り物等が落下したりするなどの事故が発生します。

ガラスや飾り物等の落下の危険性について、町民や建物の所有者に周知することが重要であるため、パンフレットやホームページ等により、啓発活動を進めます。

4-4 特定天井の脱落対策

東日本大震災では、大規模空間を有する建築物の天井が脱落し、その教訓から建築基準法が改定（平成 26 年 4 月施行）され、一定規模の天井高さと空間を有する建築物の天井脱落対策が義務付けられました。

町は、定期報告制度により対象建築物の把握を行い、耐震対策の啓発に努めます。

4-5 エレベーター等の安全対策

過去の地震において、停止したエレベーターの安全確認作業が遅れた結果、多くの人が長時間エレベーター内に閉じ込められるという事故が報告されています。

また、東日本大震災では、エスカレーターへの脱落等の事例が複数確認されたことから、新たな基準が定められました。

町は、エレベーターやエスカレーターが設置された建築物の所有者等に建築基準法の定期検査などの機会を捉えて、地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導し、耐震化を促進します。

4-6 家具等の転倒防止対策

近年の大地震では、地震による建物被害がない場合でも、家具の転倒や散乱によって怪我をしたり、避難が遅れることによる人的被害が多く報告されています。

パンフレットやホームページ等により、家具の転倒防止対策について周知し、家具の固定方法等の普及を図ります。

4-7 災害発生の恐れのある区域における建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、急傾斜地崩壊防止等の整備を県と連携して行います。

第5章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1. 城里町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる取組

「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」は、国が平成30年に耐震化の取組を加速するため、耐震化に係る総合的支援メニューとして創設したものです。

この制度は、住宅耐震化に向けた積極的な取組（耐震化促進のための個別訪問等）を行い、その内容を「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」として耐震改修促進計画に位置付けた市町村に対し、国から耐震改修に係る補助額が増加される制度です。町では、この制度を活用し、木造住宅の耐震化の促進を図ります。

2. 地震防災マップの周知・活用

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、その耐震化に関する取組に活用することができるよう地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表しています。引き続き地震に関するハザードマップを活用し、町民への知識の普及・啓発を図ります。

3. 相談体制の整備及び情報提供の充実

町において相談窓口を設けることとし、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、平成18年4月に宅地建物取引業法施行規則が改正され、同法第35条に定められた重要事項の説明の項目に、「昭和56年5月31日以前に建築された建物について建築士等が行った耐震診断結果の有無及びその内容」が追加されました。窓口相談にあたっては、こうした制度の説明も併せて行います。

さらに、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

4. パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

住宅の簡易耐震診断や補助事業に関するものなど、耐震改修促進法第17条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（財）日本建築防災協会）発行のパンフレット等を配布するなど、耐震化に関する啓発を行います。

また、県と連携し、地震の危険性や建物の耐震性についての正確な知識や情報が提供できるようセミナーや講習会を開催し、耐震診断・改修の重要性に関する啓発に努めます。



図 5-1 耐震診断・耐震改修のススメ

出典：（財）日本建築防災協会

5. リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

住宅の増改築やキッチンの改修等リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的です。

一方、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、不安材料もあります。それらの不安を解消するため、住宅リフォーム等を計画している住民が、適切な工法・価格で所要の性能を備えた住宅が確保できるよう、県で養成したリフォームアドバイザーの紹介・周知を行います。

6. 区・自治会等との連携策及び取組支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において、自発的に地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるため、平常時から、防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動、自主防災活動訓練を実施するための啓発や必要な支援を行います。

また、地震時における建築物の安全性に対する意識の向上を図るため、自治会等を対象に地震防災に関する出前講座の開催を防災担当と検討していきます。

第6章 耐震改修等を促進するための指導や助言等

改正耐震改修促進法では、耐震基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務を課しています。

このため、県や所管行政庁は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に向けて必要があると認めるときに、耐震改修促進法に基づき、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行います。

町は、所管行政庁である県と連携し、適切な指導、助言等が行われるよう努めます。

第7章 その他の耐震改修等を促進するための事項

1. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

1-1 茨城県緊急輸送道路

県計画において、「茨城県緊急輸送道路」（平成26年3月改定）が指定されており、町を通る道路は表7-1に示す路線です。このうち「地震発生時に通行を確保すべき道路」として、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路が指定されています。

これらの道路沿いにある避難路沿道建築物のうち、旧耐震基準の建築物で耐震性を有していないものについて、重点的に耐震化を促進していきます。

1-2 避難路

地震等の災害発生時に、住民が迅速かつ安全に避難するための道路として、本計画では町内の小学校と中学校の通学路を避難路に指定しています。避難路は、災害発生時に通行を確保すべき道路であるため、沿道の建築物は重点的に耐震化を促進していきます。

表7-1 城里町を通る緊急輸送道路

路線名	起点側	終点側	区分
国道 123 号	水戸市袴塚3丁目 国道118号（袴塚3丁目交差点）から	常陸大宮市県境（栃木県）まで	第一次緊急輸送道路
県道51号 水戸茂木線	東茨城郡城里町下古内 主要地方道日立笠間線交差から	東茨城郡城里町県境（栃木県）まで	第二次緊急輸送道路
県道 61 号 日立笠間線	常陸太田市金井町 国道349号（金井町東交差点）から	笠間市笠間 国道50号（才木交差点）まで	第二次緊急輸送道路
城里町道 1473 号線	城里町石塚 国道 123 号交差から	城里町役場まで	第三次緊急輸送道路



図7-1 城里町を通る緊急輸送道路

出典：茨城県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成26年3月改定）

資料編

資料1 城里町内通学路

城里町通学路

路線種別	路線名	区間
一般国道	国道123号	城里町石塚1434
一般国道	国道123号	城里町那珂西2224～城里町那珂西2047-11
一般国道	国道123号	城里町那珂西2236-4～城里町石塚1434-1
一般国道	国道123号	城里町阿波山1043-3～城里町下阿野沢743-1
一般国道	国道123号	城里町阿波山1072-1
主要地方道	水戸茂木線	城里町塩子1141
主要地方道	水戸茂木線	城里町塩子2105-3～城里町塩子2641-1
主要地方道	水戸茂木線	城里町塩子2731-4～城里町塩子3024-1
主要地方道	石岡城里線	城里町上入野3234
主要地方道	石岡城里線	城里町石塚1196-16～城里町石塚1180-5
主要地方道	日立笠間線	城里町石塚933-1～城里町石塚1347
一般都道府県道	阿波山徳蔵線	城里町孫根461-1～錫高野1314
一般都道府県道	阿波山徳蔵線	城里町錫高野1099-1～城里町孫根355-1
一般都道府県道	阿波山徳蔵線	城里町孫根1785-3～錫高野2333-2
一般都道府県道	阿波山徳蔵線	城里町小勝2789～城里町小勝2316-1
市町村道	町道0210・1024号線	城里町石塚478-1～城里町石塚1465-1
市町村道	町道2002・2008号線	城里町石塚1180-2～城里町石塚1414-4
市町村道	町道2002・2008号線	城里町石塚1180-4～城里町石塚1416-3
市町村道	町道0101・1032・1081号線	城里町石塚1449-1～城里町石塚2497-2
市町村道	町道1024号線	城里町石塚1465～城里町石塚2331-5
市町村道	町道1516・1014号線	城里町石塚1520-1～城里町石塚1502-1
市町村道	町道1013号線	城里町石塚1660-7～城里町石塚1667-5
市町村道	町道1516号線	城里町石塚2190-3～城里町石塚1516-1
市町村道	町道1243号線	城里町石塚2219-2～城里町石塚2225-1
市町村道	町道1243号線	城里町石塚2220-3～城里町石塚2028
市町村道	町道1492号線	城里町石塚2500-6～城里町石塚2913
市町村道	町道1238号線	城里町石塚2632-3～城里町石塚2633-1
市町村道	町道1227号線	城里町那珂西2535-1～城里町那珂西2487-6
市町村道	町道0211・2038号線	城里町上青山107-2～城里町下青山16-17
市町村道	町道0104号線	城里町上青山375-4～城里町上青山688-11
市町村道	町道2038・0211号線	城里町上青山522～城里町下青山16-17
市町村道	町道2064号線	城里町上青山1380～城里町上青山1551
市町村道	町道0105号線	城里町小坂144-1～城里町上青山402-2
市町村道	町道7-05号線	城里町北方2511
市町村道	町道8-0568号線	城里町阿波山1152-1～城里町阿波山595-7
市町村道	町道8-0710号線	城里町下阿野沢743-1～城里町御前山1138

※本計画の対象通学路を都度城里町教育委員会へ確認を行う。

出典：令和3年度交通安全施設現況調査

資料2 関係法令等

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日法律第百二十三号)

(最終改正：平成三十年六月二十七日法律第六十七号) (抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な

避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものと

する。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものではないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の

二に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
 - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
 - 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第十八条 計画の認定を受けた者（第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

(平成七年十二月二十二日政令第四百二十九号)

(最終改正：平成三十年十一月三十日政令第三百二十三号)(抜粋)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物)

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十一項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項に規定

する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設

十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設

十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港の用に供する施設

二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する施設

二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供する施設

二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検

査済証の交付」という。)を受けたもの(建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」という。)が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離(これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物(次号に掲げるものを除く。)イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル
ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)をいう。)に附属するもの
(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させることがで

きる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及

び床面積の合計千平方メートル

三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号^{せん}火^{せん}箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、

それぞれイ又はロに定める数量

- 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
 - 五 マッチ 三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
 - 八 液化ガス 二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第十四条第二号に掲げる建築物

2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル

三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル

四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）

第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十条 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査）

第十一条 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物）

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第三項第二号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第四号の施設である建築物とする。

(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成十八年一月二十五日国土交通省告示第百八十四号)

(最終改正：令和三年十二月二十一日国土交通省告示第千五百三十七号)

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和三年五月中央防災会議決定）において、十年後に死者数をおおむね八割、建築物の全壊棟数をおおむね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。

また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。）第二十二条（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第十二条第一項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性

について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に

対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造

部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成二十七年十二月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成三十年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千三百六十万戸のうち、約七百万戸（約十三パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十七パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千百五十万戸から十五年間で約四百五十万戸減少し、そのうち耐震改修によるものは十五年間で約七十五万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和三年四月一日時点で耐震診断結果が公表されている約一万千棟のうち、約千百棟（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントである。なお、要安全確認計画記載建築物を含めた場合の耐震化率は、約七十三パーセントとなっている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（令和三年三月閣議決定）における目標を踏まえ、令和十二年までに耐震性が不十分な住宅を、令和七年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要

な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられ、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行に伴う改定を行っていない都道府県にあっては、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急

対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則

として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられ、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定しているが、改正令の施行に伴う改定を行っていない市町村は、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村におい

て想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定められた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合には早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合には、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市

町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

（平二五国交告一〇五五・平二八国交告五二九・平三〇国交告一三八一・一部改正）

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。
- 2 平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成二十五年十月二十九日国土交通省告示第千五十五号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十五日国土交通省告示第五百二十九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十一日国土交通省告示第千三百八十一号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成三十一年一月一日）から施行する。

附 則（令和三年十二月二十一日国土交通省告示第千五百三十七号）

この告示は、公布の日から施行する。

(4) 建築基準法

(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)(抜粋)

(最終改正：令和二年六月十日法律第四十三号)(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(5) 建築基準法施行令

(昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号)

(最終改正：令和二年九月四日政令第二百六十八号)(抜粋)

(勧告の対象となる建築物)

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

城里町耐震改修促進計画

発行日 平成22年3月

改定日 令和 4年3月

発行 城里町 都市建設課

〒 311-4391 茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428-25

TEL 029-288-3111 (代表)

報告第37号

令和3年度

出 納 検 査 報 告 書

令和 3年11月30日現在


令和 3年12月15日執行

第 号

監 查 委 員

横倉好夫 

監 查 委 員

小 坂 友 

例 月

出 納 檢 查 報 告

第 回臨時





令和 3 年度 現金出納状況調

令和 3年12月 3日作成 1

(令和 3年11月末現在)

会 計 名	収 入			支 出			差 引 残 高
	前月迄累計	当 月 分	累 計	前月迄累計	当 月 分	累 計	
01 一般会計	5,995,429,446	1,215,906,019	7,211,335,465	5,835,752,098	561,306,036	6,397,058,134	814,277,331
02 国民健康保険特別会計（事業勘	1,095,834,938	196,118,392	1,291,953,330	958,692,823	195,086,119	1,153,778,942	138,174,388
03 国民健康保険特別会計（施設勘	109,381,324	30,532,855	139,914,179	110,668,939	12,951,790	123,620,729	16,293,450
05 後期高齢者医療特別会計	91,822,047	25,582,600	117,404,647	89,959,484	26,281,162	116,240,646	1,164,001
06 介護保険特別会計（保険事業勘	1,438,951,101	215,068,180	1,654,019,281	1,168,481,048	189,822,786	1,358,303,834	295,715,447
07 介護保険特別会計（介護サービ	4,466,222	423,130	4,889,352	714,122	280,079	994,201	3,895,151
08 公共下水道事業特別会計	594,864,884	13,178,368	608,043,252	438,209,751	25,317,316	463,527,067	144,516,185
09 農業集落排水事業特別会計	208,442,116	4,811,182	213,253,298	118,368,524	3,658,057	122,026,581	91,226,717
20 歳計外現金	339,459,210	22,153,022	361,612,232	254,334,272	57,772,133	312,106,405	49,505,827
30 一時借入金	0	0	0	0	0	0	0
40 基金	5,596,420,233	424,250	5,596,844,483	145,897,400	436,800	146,334,200	5,450,510,283
50 基金繰替運用金	0	0	0	0	0	0	0
合 計	15,475,071,521	1,724,197,998	17,199,269,519	9,121,078,461	1,072,912,278	10,193,990,739	7,005,278,780

現金出納日計表

町長	会計管理者	会計課長	歳入係	歳出係
				

令和3年度

令和3年11月30日 分

(単位：円)

会計名	前日繰越額	受入額		支払額		本日残高	備考
		件数	金額	件数	金額		
一般会計	834,377,731	90	74,489,168	76	94,590,568	814,277,331	
特別会計	国民健康保険(事業勘定)	25	9,820,616	7	745,519	138,174,388	
	国民健康保険(施設勘定)	4	1,174,425	8	1,436,729	16,293,450	
	後期高齢者医療	13	140,900	0	0	1,164,001	
	介護保険(保険事業勘定)	3	41,800	5	755,571	295,715,447	
	介護保険(介護サービス事業勘定)	0	0	0	0	3,895,151	
	公共下水道事業	1	3,300	8	881,186	144,516,185	
	農業集落排水事業	0	0	4	226,795	91,226,717	
歳入金等 未整理口	0	0	0	0	0	0	
歳入歳出外現金	63,514,488	1	16,967	4	14,025,628	49,505,827	
一時借入金	0	0	0	0	0	0	
基金繰替運用金	0	0	0	0	0	0	
合計	1,582,916,742	138	84,512,751	113	112,660,996	1,554,768,497	

上記の通り報告いたします。

令和3年11月30日

城里町会計管理者 久保田 和美 殿

城里町指定金融機関
株式会社 常陽銀行 石塚支店



現 金 調 書

(単位:円)

令和3年11月30日 現在

種 別	金 額	保 管 の 状 況	
一般会計	814,277,331	預 入 先	
国民健康保険特別会計(事業)	138,174,388	常陽銀行 石塚支店	
国民健康保険特別会計(診療所)	16,293,450	当 座 預 金	0
後期高齢者医療	1,164,001	定期預金 No.1386211	27,000,000
介護保険(保険事業勘定)	295,715,447	普 通 預 金	
介護保険(介護サービス事業勘定)	3,895,151	No.1351181(会計管理者)	1,520,352,749
公共下水道事業特別会計	144,516,185		
農業集落排水事業特別会計	91,226,717	No.0806727(城里町住宅敷金)	1,445,594
歳計外現金	49,505,827	No.1427591(指定金融機関担保金)	5,000,154
一時借入金	0		
基金繰替運用金	0	小口現金 (本庁)	770,000
歳入金等未整理口	0	(桂支所)	100,000
		(七会町民センター)	100,000
計	1,554,768,497	計	1,554,768,497

※下記はゆうちょ銀行分の歳入未処理分である。

決済預金口座現在高

口座番号 1393216

848,400 円

運用基金の運用状況調書

(R3.11.30現在)

金額(円)

区	分種別	前月末貸付高 A	今月貸付高 B	今月償還高 C	今月末貸付高 A+B-C
奨学基金	貸付	32,584,300	280,000	199,000	32,665,300
	現金	前月末残高 A	今月払出高 B	今月取得高 C	今月末残高 A-B+C
		16,957,730	280,000	199,000	16,876,730
区	分種別	前月末貸付高 A	今月貸付高 B	今月償還高 C	今月末貸付高 A+B-C
繁殖牛 導入事業基金	貸付	(28)頭 14,129,640	(0)頭 0	(0)頭 0	(28)頭 14,129,640
	現金	前月末残高 A	今月払出高 B	今月取得高 C	今月末残高 A-B+C
		9,283,470	0	0	9,283,470
区	分種別	前月末残高 A	今月払出高 B	今月取得高 C	今月末保有高 A-B+C
土地開発基金	土地	127,401,777	0	0	127,401,777
	現金	192,156,857	0	0	192,156,857
区	分種別	前月末残高 A	今月払出高 B	今月取得高 C	今月末保有高 A-B+C
収入印紙等購入基金	印紙・証紙	791,210	195,150	156,800	752,860
	現金	208,790	156,800	195,150	247,140

令和 3 年度 歳入計算書

令和 3年12月 7日作成

1

01 一般会計

(令和 3年11月末現在)

科 目 名	当初予算額	補正予算額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	予算現額と収入済額との比較 (B)-(A)	収入率(%)
	繰 越 額	予算現額(A)	当 月 分	当 月 分			
			累 計	累 計 (B)	還付未済額	収入未済額	対予算 対調定
01 町税	1,969,894,000	0	22,926,173	118,489,077	0	-538,360,999	72.67
	0	1,969,894,000	1,954,017,613	1,431,533,001	0	522,484,612	73.26
02 地方譲与税	144,769,000	0	54,677,000	54,677,000	0	-44,542,000	69.23
	0	144,769,000	100,227,000	100,227,000	0	0	100.00
03 利子割交付金	1,354,000	0	0	0	0	-749,000	44.68
	0	1,354,000	605,000	605,000	0	0	100.00
04 配当割交付金	7,181,000	0	0	0	0	-5,304,000	26.14
	0	7,181,000	1,877,000	1,877,000	0	0	100.00
05 株式等譲渡所得割交付金	7,536,000	0	0	0	0	-7,536,000	0.00
	0	7,536,000	0	0	0	0	
06 法人事業税交付金	9,518,000	0	0	0	0	-2,078,000	78.17
	0	9,518,000	7,440,000	7,440,000	0	0	100.00
07 地方消費税交付金	364,450,000	0	0	0	0	-144,072,000	60.47
	0	364,450,000	220,378,000	220,378,000	0	0	100.00
08 ゴルフ場利用税交付金	59,201,000	0	0	0	0	-33,126,998	44.04
	0	59,201,000	26,074,002	26,074,002	0	0	100.00
09 環境性能割交付金	11,199,000	0	0	0	0	-6,561,000	41.41
	0	11,199,000	4,638,000	4,638,000	0	0	100.00
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	770,000	0	0	0	0	-770,000	0.00
	0	770,000	0	0	0	0	
11 地方特例交付金	8,600,000	5,306,000	0	0	0	0	100.00
	0	13,906,000	13,906,000	13,906,000	0	0	100.00
12 地方交付税	3,430,521,000	647,034,000	911,109,000	911,109,000	0	-152,381,000	96.26
	0	4,077,555,000	3,925,174,000	3,925,174,000	0	0	100.00
13 交通安全対策特別交付金	2,227,000	0	0	0	0	-1,081,000	51.46
	0	2,227,000	1,146,000	1,146,000	0	0	100.00
14 分担金及び負担金	5,373,000	0	503,350	426,550	0	-2,152,200	59.94
	0	5,373,000	4,138,660	3,220,800	0	917,860	77.82
15 使用料及び手数料	128,691,000	0	4,070,210	9,283,645	0	-50,838,862	60.50
	0	128,691,000	126,262,976	77,852,138	0	48,410,838	61.66
16 国庫支出金	1,063,795,000	53,440,000	90,815,871	96,133,254	0	-806,620,089	37.44
	172,207,000	1,289,442,000	603,793,251	482,821,911	0	120,971,340	79.96
17 県支出金	582,373,000	2,745,000	8,190,000	18,048,530	0	-514,514,964	14.22
	14,663,000	599,781,000	106,608,036	85,266,036	0	21,342,000	79.98

— 6 —
令和 3 年度 歳入計算書

令和 3 年 12 月 7 日作成 2

01 一般会計

(令和 3 年 11 月末現在)

科 目 名	当初予算額	補正予算額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	予算現額と収入済額との比較 (B)-(A)	収入率(%)
	繰越額	予算現額(A)	当 月 分 累 計	当 月 分 累 計 (B)		還付未済額	収入未済額
18 財産収入	5,508,000	0	642,521	30,100	0	-2,237,422	59.38
	0	5,508,000	3,917,219	3,270,578	0	646,641	83.49
19 寄附金	7,502,000	0	361,000	361,000	0	-4,161,500	44.53
	0	7,502,000	3,340,500	3,340,500	0	0	100.00
20 繰入金	904,502,000	-758,291,000	0	0	0	-146,211,000	4.57
	7,000,000	153,211,000	7,000,000	7,000,000	0	0	100.00
21 繰越金	100,000,000	366,397,000	0	0	0	715	100.00
	234,991,000	701,388,000	701,388,715	701,388,715	0	0	100.00
22 諸収入	176,036,000	5,258,000	7,224,932	7,347,863	0	-105,767,216	41.71
	150,000	181,444,000	82,140,102	75,676,784	0	6,463,318	92.13
23 町債	1,199,000,000	84,532,000	0	0	0	-2,176,532,000	1.74
	931,500,000	2,215,032,000	38,500,000	38,500,000	0	0	100.00
合 計	10,190,000,000	406,421,000	1,100,520,057	1,215,906,019	0	-4,745,596,535	60.31
	1,360,511,000	11,956,932,000	7,932,572,074	7,211,335,465	0	721,236,609	90.91

令和 3 年度 歳出計算書

令和 3年12月 7日作成

1

01 一般会計

(令和 3年11月末現在)

科目名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当月分 累計(C)	当月分 累計	配当残額(B)-(C)	
01 議会費	108,240,000	-3,700,000	104,540,000	5,297,087	8,735,759	37,173,926	62.98
	0	0	104,540,000	67,366,074	65,839,778	37,173,926	
02 総務費	1,394,508,000	238,280,000	1,644,800,000	65,079,080	84,970,294	618,402,572	55.44
	12,012,000	0	1,644,800,000	1,026,397,428	911,855,064	618,402,572	
03 民生費	2,538,284,000	3,982,000	2,647,507,000	81,163,833	135,235,368	1,087,624,374	55.81
	105,241,000	0	2,647,507,000	1,559,882,626	1,477,541,586	1,087,624,374	
04 衛生費	1,370,256,000	114,164,000	1,549,355,000	77,350,313	85,251,646	688,863,638	33.39
	64,286,000	649,000	1,549,355,000	860,491,362	517,380,491	688,863,638	
05 農林水産業費	569,609,000	5,118,000	588,838,000	7,961,771	10,450,455	213,577,488	55.37
	14,111,000	0	588,838,000	375,260,512	326,062,558	213,577,488	
06 商工費	383,020,000	44,792,000	556,987,000	10,298,900	19,650,929	119,894,810	45.27
	129,175,000	0	556,987,000	437,092,190	252,168,750	119,894,810	
07 土木費	1,544,524,000	-20,220,000	2,108,059,000	60,046,877	52,256,807	737,705,582	49.62
	583,460,000	295,000	2,108,059,000	1,370,353,418	1,046,059,504	737,705,582	
08 消防費	483,657,000	17,025,000	920,552,000	2,518,336	5,483,147	59,502,551	82.73
	419,870,000	0	920,552,000	861,049,449	761,587,681	59,502,551	
09 教育費	926,275,000	6,980,000	965,611,000	49,563,534	90,477,201	337,860,287	55.63
	32,356,000	0	965,611,000	627,750,713	537,173,058	337,860,287	
10 災害復旧費	6,000	0	6,000	0	0	6,000	0.00
	0	0	6,000	0	0	6,000	
11 公債費	861,621,000	0	861,621,000	68,794,430	68,794,430	360,231,336	58.19
	0	0	861,621,000	501,389,664	501,389,664	360,231,336	
12 予備費	10,000,000	0	9,056,000	0	0	9,056,000	0.00
	0	-944,000	9,056,000	0	0	9,056,000	
合計	10,190,000,000	406,421,000	11,956,932,000	428,074,161	561,306,036	4,269,898,564	53.50
	1,360,511,000	0	11,956,932,000	7,687,033,436	6,397,058,134	4,269,898,564	

歳入歳出差引残 814,277,331円

令和 3 年度 歳出計算書

令和 3年12月 7日作成

2

02 国民健康保険特別会計（事業勘定）

（令和 3年11月末現在）

科目名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当月分 累計(C)	当月分 累計	配当残額(B)-(C)	
01 総務費	72,262,000	-12,922,000	59,340,000	2,669,222	3,153,930	19,383,678	57.97
	0	0	59,340,000	39,956,322	34,397,579	19,383,678	
02 保険給付費	1,557,582,000	0	1,557,582,000	137,283,313	136,768,032	626,536,575	59.71
	0	0	1,557,582,000	931,045,425	929,955,005	626,536,575	
03 国民健康保険事業費納付金	407,414,000	0	407,414,000	50,282,694	50,282,694	186,170,186	41.96
	0	0	407,414,000	221,243,814	170,961,120	186,170,186	
04 共同事業拠出金	2,000	0	2,000	0	0	2,000	0.00
	0	0	2,000	0	0	2,000	
05 保健事業費	34,627,000	381,000	35,008,000	4,394,759	4,881,463	13,637,255	49.65
	0	0	35,008,000	21,370,745	17,381,307	13,637,255	
06 基金積立金	218,128,000	48,612,000	266,740,000	0	0	266,708,869	0.01
	0	0	266,740,000	31,131	31,131	266,708,869	
07 公債費	84,000	0	84,000	0	0	84,000	0.00
	0	0	84,000	0	0	84,000	
08 諸支出金	14,873,000	0	14,873,000	0	0	13,820,200	7.08
	0	0	14,873,000	1,052,800	1,052,800	13,820,200	
09 予備費	10,000,000	0	10,000,000	0	0	10,000,000	0.00
	0	0	10,000,000	0	0	10,000,000	
合計	2,314,972,000	36,071,000	2,351,043,000	194,629,988	195,086,119	1,136,342,763	49.08
	0	0	2,351,043,000	1,214,700,237	1,153,778,942	1,136,342,763	

歳入歳出差引残 138,174,388円

令和 3 年度 歳 出 計 算 書

令和 3年12月 7日作成

3

03 国民健康保険特別会計（施設勘定）

（ 令和 3年11月末現在 ）

科 目 名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当 月 分 累 計 (C)	当 月 分 累 計	配当残額(B)-(C)	
01 総務費	143,396,000	-1,600,000	141,796,000	8,477,337	8,433,132	58,328,417	57.37
	0	0	141,796,000	83,467,583	81,350,018	58,328,417	
02 医業費	68,067,000	6,459,000	74,526,000	4,273,229	4,518,658	45,164,127	39.00
	0	0	74,526,000	29,361,873	29,062,012	45,164,127	
03 公債費	26,458,000	0	26,458,000	0	0	13,249,301	49.92
	0	0	26,458,000	13,208,699	13,208,699	13,249,301	
04 予備費	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0.00
	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
合 計	238,921,000	4,859,000	243,780,000	12,750,566	12,951,790	117,741,845	50.71
	0	0	243,780,000	126,038,155	123,620,729	117,741,845	

歳入歳出差引残 16,293,450円

令和 3 年度 歳出計算書

令和 3年12月 7日作成

05 後期高齢者医療特別会計

(令和 3年11月末現在)

科目名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当月分	当月分	配当残額(B)-(C)	
				累計(C)	累計		
01 総務費	3,685,000	0	3,685,000	19,862	19,862	160,100	77.61
	0	0	3,685,000	3,524,900	2,859,906	160,100	
02 後期高齢者医療広域連合納付金	248,868,000	0	248,868,000	26,261,300	26,261,300	135,983,760	45.36
	0	0	248,868,000	112,884,240	112,884,240	135,983,760	
03 諸支出金	532,000	259,000	791,000	0	0	294,500	62.77
	0	0	791,000	496,500	496,500	294,500	
合計	253,085,000	259,000	253,344,000	26,281,162	26,281,162	136,438,360	45.88
	0	0	253,344,000	116,905,640	116,240,646	136,438,360	

歳入歳出差引残 1,164,001円

令和 3 年度 歳出計算書

令和 3年12月 7日作成

5

06 介護保険特別会計（保険事業勘定）

（令和 3年11月末現在）

科 目 名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当月分	当月分	配当残額(B)-(C)	
				累計(C)	累計		
01 総務費	46,942,000	-2,000	46,940,000	2,331,844	2,353,566	18,125,874	56.58
	0	0	46,940,000	28,814,126	26,556,326	18,125,874	
02 保険給付費	2,325,307,000	80,000	2,325,387,000	182,134,303	182,134,303	1,034,381,760	55.52
	0	0	2,325,387,000	1,291,005,240	1,291,005,240	1,034,381,760	
03 地域支援事業費	74,177,000	-5,735,000	68,442,000	4,063,701	5,334,917	26,158,642	53.93
	0	0	68,442,000	42,283,358	36,908,424	26,158,642	
04 財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0.00
	0	0	1,000	0	0	1,000	
05 基金積立金	2,000	61,865,000	61,867,000	0	0	61,866,680	0.00
	0	0	61,867,000	320	320	61,866,680	
06 諸支出金	41,000	3,812,000	3,853,000	0	0	19,476	99.49
	0	0	3,853,000	3,833,524	3,833,524	19,476	
合 計	2,446,470,000	60,020,000	2,506,490,000	188,529,848	189,822,786	1,140,553,432	54.19
	0	0	2,506,490,000	1,365,936,568	1,358,303,834	1,140,553,432	

歳入歳出差引残 295,715,447円

07 介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

（令和 3年11月末現在）

科 目 名	当初予算額	補正予算額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	予算現額と収入済額との比較 (B)-(A)	収入率(%)
	繰 越 額	予算現額(A)	当 月 分	当 月 分		還付未済額	収入未済額
			累 計	累 計 (B)			
01 サービス収入	4,416,000	0	437,030	423,130	0	-1,297,350	70.62
	0	4,416,000	3,555,680	3,118,650	0	437,030	87.71
02 繰越金	1,000	1,769,000	0	0	0	702	100.04
	0	1,770,000	1,770,702	1,770,702	0	0	100.00
合 計	4,417,000	1,769,000	437,030	423,130	0	-1,296,648	79.04
	0	6,186,000	5,326,382	4,889,352	0	437,030	91.79

令和 3 年度 歳 出 計 算 書

令和 3年12月 7日作成

6

07 介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

（令和 3年11月末現在）

科 目 名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当月分 累計(C)	当月分 累計	配当残額(B)-(C)	
01 サービス事業費	4,411,000	0	4,411,000	280,079	280,079	3,416,799	22.54
	0	0	4,411,000	994,201	994,201	3,416,799	
02 諸支出金	6,000	1,769,000	1,775,000	0	0	1,775,000	0.00
	0	0	1,775,000	0	0	1,775,000	
合 計	4,417,000	1,769,000	6,186,000	280,079	280,079	5,191,799	16.07
	0	0	6,186,000	994,201	994,201	5,191,799	

歳入歳出差引残 3895,151円

09 農業集落排水事業特別会計

(令和 3年11月末現在)

科 目 名	当初予算額	補正予算額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	予算現額と収入済額との比較 (B)-(A)	収入率(%)
	繰越額	予算現額(A)	当 月 分 累 計	当 月 分 累 計 (B)	還付未済額	収入未済額	対予算 対調定
01 分担金及び負担金	351,000	0	0	672,000	0	1,182,500	436.89
	0	351,000	2,785,000	1,533,500	0	1,251,500	55.06
02 使用料及び手数料	47,070,000	0	3,775,407	4,139,182	0	-22,757,176	51.65
	0	47,070,000	32,283,500	24,312,824	0	7,970,676	75.31
03 繰入金	249,980,000	-978,000	0	0	0	-69,002,000	72.29
	0	249,002,000	180,000,000	180,000,000	0	0	100.00
04 繰越金	2,000,000	2,628,000	0	0	0	524	100.01
	2,498,000	7,126,000	7,126,524	7,126,524	0	0	100.00
05 諸収入	3,000	0	0	0	0	277,450	9348.33
	0	3,000	280,450	280,450	0	0	100.00
06 町債	5,600,000	0	0	0	0	-5,600,000	0.00
	0	5,600,000	0	0	0	0	
合 計	305,004,000	1,650,000	3,775,407	4,811,182	0	-95,898,702	68.98
	2,498,000	309,152,000	222,475,474	213,253,298	0	9,222,176	95.85

- 22 -
令和 3 年度 歳入 歳出 外 現金 内 訳 表

令和 3年12月 3日作成 1

20 歳計外現金

(令和 3年11月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差 引 残 高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
01 町民税県民税	0	0	0	0	0	0
01 町民税県民税現年度分	0	0	0	0	0	0
02 町民税県民税過年度分	0	0	0	0	0	0
02 町営住宅敷金	28,385,594	29,183,294	29,243,294	797,700	797,700	28,445,594
01 町営住宅敷金	28,385,594	29,183,294	29,243,294	797,700	797,700	28,445,594
03 源泉所得税	4,104,531	43,455,935	47,639,875	39,351,404	43,455,935	4,183,940
01 源泉所得税	4,104,531	43,455,935	47,639,875	39,351,404	43,455,935	4,183,940
04 共済組合委託金	0	0	0	0	0	0
01 共済組合委託金	0	0	0	0	0	0
05 共済掛金等	2,758,591	182,050,659	195,491,087	179,292,068	195,238,627	252,460
01 共済掛金等	2,758,591	182,050,659	195,491,087	179,292,068	195,238,627	252,460
06 個人事業税	0	0	0	0	0	0
01 個人事業税	0	0	0	0	0	0
07 県税	0	0	0	0	0	0
01 県税	0	0	0	0	0	0
08 財形	0	11,725,000	13,015,000	11,725,000	13,015,000	0
01 財形	0	11,725,000	13,015,000	11,725,000	13,015,000	0
09 心身障害者扶養共済保険掛金	16,800	78,400	100,800	61,600	72,800	28,000
		22,400		11,200		

20 歳計外現金

(令和 3年11月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差引残高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
0901 心身障害者扶養共済保険掛金	16,800	78,400 22,400	100,800	61,600 11,200	72,800	28,000
10 他町村分町県民税	2,243,600	15,235,200 2,230,200	17,465,400	12,991,600 2,243,600	15,235,200	2,230,200
01 他町村分町県民税	2,243,600	15,235,200 2,230,200	17,465,400	12,991,600 2,243,600	15,235,200	2,230,200
11 家族旅行村藤井川ダムふれあいの里	0	0 0	0	0 0	0	0
01 家族旅行村藤井川ダムふれあいの里	0	0 0	0	0 0	0	0
12 災害共済給付金	31,511,427	31,850,569 16,967	31,867,536	339,142 31,415,860	31,755,002	112,534
01 災害共済給付金	31,511,427	31,850,569 16,967	31,867,536	339,142 31,415,860	31,755,002	112,534
13 心身障害者扶養共済年金	440,000	1,400,000 0	1,400,000	960,000 440,000	1,400,000	0
01 心身障害者扶養共済年金	440,000	1,400,000 0	1,400,000	960,000 440,000	1,400,000	0
14 現金支出保管分	4,949,539	5,988,129 0	5,988,129	1,038,590 724,300	1,762,890	4,225,239
01 現金支出保管分	4,949,539	5,988,129 0	5,988,129	1,038,590 724,300	1,762,890	4,225,239
15 契約保証金	584,650	1,701,590 0	1,701,590	1,116,940 584,650	1,701,590	0
01 契約保証金	584,650	1,701,590 0	1,701,590	1,116,940 584,650	1,701,590	0
02 公売保証金	0	0 0	0	0 0	0	0
16 広域分	0	0 0	0	0 0	0	0
01 広域分	0	0 0	0	0 0	0	0
17 雑入	260,990	2,736,584 160,969	2,897,553	2,475,594 158,557	2,634,151	263,402
01 雑入	260,990	2,736,584 160,969	2,897,553	2,475,594 158,557	2,634,151	263,402

— 24 —
令和 3 年度 歳入歳出外現金内訳表

令和 3年12月 3日作成 3

20 歳計外現金

(令和 3年11月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差引残高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
18 県民交通災害共済掛金	0	300,700	300,700	300,700	300,700	0
01 県民交通災害共済掛金	0	300,700	300,700	300,700	300,700	0
19 緑の募金	0	134,217	134,217	134,217	134,217	0
01 緑の募金	0	134,217	134,217	134,217	134,217	0
20 公的個人認証サービス 電子証明書発行手数料	0	0	0	0	0	0
01 公的個人認証サービス 電子証明書発行手数料	0	0	0	0	0	0
21 職員分町県民税	0	0	0	0	0	0
01 職員分町県民税	0	0	0	0	0	0
22 換価代金	199,662	3,948,379	4,694,497	3,748,717	4,601,593	92,904
01 換価代金	199,662	3,948,379	4,694,497	3,748,717	4,601,593	92,904
23 災害義援金	0	0	0	0	0	0
01 災害義援金	0	0	0	0	0	0
24 原状回復保証金	4,665,600	4,665,600	4,665,600	0	0	4,665,600
01 かつら保育所跡地原状回復保証金	1,209,600	1,209,600	1,209,600	0	0	1,209,600
02 山びこの郷グランド跡地原状回復保証金	3,456,000	3,456,000	3,456,000	0	0	3,456,000
25 間伐精算金	0	0	0	0	0	0
01 間伐精算金	0	0	0	0	0	0
26 個人番号カード電子証明再交付手数料	3,800	4,800	6,800	1,000	1,000	5,800
		2,000		0		

令和 3 年度 歳入歳出外現金内訳表

令和 3年12月 3日作成 4

20 歳計外現金

(令和 3年11月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差引残高
		前月迄累計 当 月 分	累 計	前月迄累計 当 月 分	累 計	
2601 個人番号カード電子証明再交付手数料	1,400	2,400 400	2,800	1,000 0	1,000	1,800
02 個人番号カード再発行手数料	2,400	2,400 1,600	4,000	0 0	0	4,000
27 指定金融機関担保金	5,000,154	5,000,154 0	5,000,154	0 0	0	5,000,154
01 指定金融機関担保金	5,000,154	5,000,154 0	5,000,154	0 0	0	5,000,154
合 計	85,124,938	339,459,210 22,153,022	361,612,232	254,334,272 57,772,133	312,106,405	49,505,827

40 基金

(令和 3年11月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差引残高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
01 財政調整基金	2,449,389,619	2,449,389,619	2,449,419,619	0	0	2,449,419,619
		30,000		0		
01 財政調整基金 ③ 267419619 ⑤ 2,182,000,000	2,449,389,619	2,449,389,619	2,449,419,619	0	0	2,449,419,619
		30,000		0		
02 奨学基金	16,957,730	18,917,730	19,116,730	1,960,000	2,240,000	16,876,730
		199,000		280,000		
01 奨学基金 ③ 8876730 ⑤ 8000000	16,957,730	18,917,730	19,116,730	1,960,000	2,240,000	16,876,730
		199,000		280,000		
03 土地開発基金	192,156,857	192,156,857	192,156,857	0	0	192,156,857
		0		0		
01 土地開発基金 ③ 14156857 ⑤ 178000000	192,156,857	192,156,857	192,156,857	0	0	192,156,857
		0		0		
05 繁殖牛導入事業基金	9,283,470	10,283,470	10,283,470	1,000,000	1,000,000	9,283,470
		0		0		
01 繁殖牛導入事業基金 ③ 9283470	9,283,470	10,283,470	10,283,470	1,000,000	1,000,000	9,283,470
		0		0		
06 善行賞基金	1,308,856	1,308,856	1,308,856	0	0	1,308,856
		0		0		
01 善行賞基金 ③ 308856 ⑤ 1000000	1,308,856	1,308,856	1,308,856	0	0	1,308,856
		0		0		
07 公共施設等総合管理基金	1,067,818,247	1,121,818,247	1,121,818,247	54,000,000	54,000,000	1,067,818,247
		0		0		
01 公共施設等総合管理基金 ③ 1067818247	1,067,818,247	1,121,818,247	1,121,818,247	54,000,000	54,000,000	1,067,818,247
		0		0		
09 城里家族旅行村基金	0	0	0	0	0	0
		0		0		
01 城里家族旅行村基金	0	0	0	0	0	0
		0		0		
10 国民健康保険支払準備基金	560,261,979	560,261,979	560,261,979	0	0	560,261,979
		0		0		
01 国民健康保険支払準備基金 ③ 442261979 ⑤ 118000000	560,261,979	560,261,979	560,261,979	0	0	560,261,979
		0		0		
11 ふるさと創生基金	8,849,904	8,849,904	8,849,904	0	0	8,849,904
		0		0		
01 ふるさと創生基金 ③ 849904 ⑤ 8000000	8,849,904	8,849,904	8,849,904	0	0	8,849,904
		0		0		

40 基金

(令和 3年11月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差引残高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
12 減債基金	101,831,814	101,831,814	101,831,814	0	0	101,831,814
01 減債基金 普 80,831,814 定 21,000,000	101,831,814	101,831,814	101,831,814	0	0	101,831,814
13 スポーツ芸術文化振興基金	0	0	0	0	0	0
01 スポーツ芸術文化振興基金	0	0	0	0	0	0
14 番場まつ福祉基金	10,000,099	10,000,099	10,000,199	0	0	10,000,199
01 番場まつ福祉基金 普 199 定 10,000,000	10,000,099	10,000,099	10,000,199	0	0	10,000,199
15 地域振興基金	1,654,174	1,654,174	1,654,174	0	0	1,654,174
01 地域振興基金 普 1,654,174	1,654,174	1,654,174	1,654,174	0	0	1,654,174
16 公共施設整備基金	713,699,661	713,699,661	713,699,661	0	0	713,699,661
01 公共施設整備基金 普 114,699,661 定 599,000,000	713,699,661	713,699,661	713,699,661	0	0	713,699,661
18 介護給付費準備基金	484,746	86,769,746	86,769,746	86,285,000	86,285,000	484,746
01 介護給付費準備基金 普 484,746	484,746	86,769,746	86,769,746	86,285,000	86,285,000	484,746
19 生活環境整備基金	50,852,822	50,852,822	50,852,822	0	0	50,852,822
01 生活環境整備基金 普 852,822 定 5,000,000	50,852,822	50,852,822	50,852,822	0	0	50,852,822
20 地域福祉振興基金	210,441,447	210,441,447	210,441,447	0	0	210,441,447
01 地域福祉振興基金 普 244,1447 定 208,000,000	210,441,447	210,441,447	210,441,447	0	0	210,441,447
21 ふるさと水と土保全基金	4,225,635	4,225,635	4,225,635	0	0	4,225,635
01 ふるさと水と土保全基金 普 225,635 定 4,000,000	4,225,635	4,225,635	4,225,635	0	0	4,225,635

- 28 -
令和 3 年度 歳入歳出外現金内訳表

令和 3年12月 3日作成 3

40 基金

(令和 3年11月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差引残高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
23 農業集落排水事業債償還準備基金	0	0	0	0	0	0
01 農業集落排水事業債償還準備基金	0	0	0	0	0	0
24 ふるさと応援基金	31,052,572	31,052,572	31,052,572	0	0	31,052,572
01 ふるさと応援基金 ③ 31052572	31,052,572	31,052,572	31,052,572	0	0	31,052,572
26 収入印紙等購入基金	208,790	1,461,190	1,656,340	1,252,400	1,409,200	247,140
01 収入印紙等購入基金 ③ 247140	208,790	1,461,190	1,656,340	1,252,400	1,409,200	247,140
27 森林環境譲与税基金	9,794,060	11,194,060	11,194,060	1,400,000	1,400,000	9,794,060
01 森林環境譲与税基金 ③ 9794060	9,794,060	11,194,060	11,194,060	1,400,000	1,400,000	9,794,060
28 アイジー基金	10,000,081	10,000,081	10,000,081	0	0	10,000,081
01 アイジー基金 ③ 10000081	10,000,081	10,000,081	10,000,081	0	0	10,000,081
29 黒澤止幾基金	250,270	250,270	250,270	0	0	250,270
01 黒澤止幾基金 ③ 250270	250,270	250,270	250,270	0	0	250,270
合 計	5,450,522,833	5,596,420,233	5,596,844,483	145,897,400	146,334,200	5,450,510,283
		424,250		436,800		

基金残高明細

40基金

令和3年11月30日現在

款	区 分	金融機関名	預金種別	口座番号	前月末残高	受 入	払 出	差引残高
01	財政調整基金				2,449,389,619	30,000	0	2,449,419,619
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	6063328	267,389,619	30,000	0	267,419,619
		常陽銀行	定期預金	1391374	300,000,000	0	0	300,000,000
		筑波銀行	定期預金	3-000-048-359	300,000,000	0	0	300,000,000
		JA水戸	定期預金	14324215	300,000,000	0	0	300,000,000
		JA水戸	定期預金	12514654	382,000,000	0	0	382,000,000
		JA常陸	定期預金	16104505	200,000,000	0	0	200,000,000
		JA常陸	定期預金	16062791	100,000,000	0	0	100,000,000
		JA常陸	定期預金	16085714	300,000,000	0	0	300,000,000
		JA常陸	定期預金	15996321	300,000,000	0	0	300,000,000
02	奨学基金				16,957,730	199,000	280,000	16,876,730
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	6058634	8,957,730	199,000	280,000	8,876,730
		常陽銀行	定期預金	1291102	3,000,000	0	0	3,000,000
		常陽銀行	定期預金	6058634	5,000,000	0	0	5,000,000
14	番場まつの福祉基金				10,000,099	100	0	10,000,199
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	1117754	99	100	0	199
		筑波銀行	定期預金	3-000-046-148	10,000,000	0	0	10,000,000
26	収入印紙等購入基金				208,790	195,150	156,800	247,140
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	1385074	208,790	195,150	156,800	247,140
	合 計				5,450,522,833	424,250	436,800	5,450,510,283

令和 3 年度

出 納 検 査 報 告 書

(城 里 町 水 道 事 業)

令和3年11月30日現在

令和3年12月15日執行

第 号

監查委員

横倉好夫



監查委員

小畑 茂



例 月

出 納 檢 查 報 告

第 回臨時

残高集計調書

令和3年11月30日

前月末残高	収入額	支出額	収支残高
790,054,174円	50,623,839円	54,609,894円	786,068,119円

現金・預金保管状況

預入先・預金種別	金額
常陽銀行 石塚支店	
普通預金No.6155581	275,021,940円
普通預金No.6106265	892,364円
当座預金	200,000円
石塚郵便局	
定額預金	5,000,000円
筑波銀行 常北支店	
定期預金（減債積立金）	19,900,000円
定期預金（減債積立金）	19,000,000円
定期預金（建設改良積立金）	46,053,815円
水戸農業協同組合 しろさと支店	
定期預金	20,000,000円
常陸農業協同組合 七会支店	
定期預金	100,000,000円
定期預金	100,000,000円
定期預金	100,000,000円
定期預金	100,000,000円
合 計	786,068,119円

資金予算表

令和 03年11月分

(単位：円)

区 分	科 目 別	前月までの執行額	当月執行額	合 計	翌月予定額	翌々月予定額
収入	営業収益	247,544,603	35,249,730	282,794,333	31,401,119	27,493,238
	営業外収益	79,203,754	1,699	79,205,453	0	0
	企業債	61,200,000	0	61,200,000	0	0
	補助金	0	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0	0
	出資金	0	0	0	0	0
	前年度未収金	106,726,111	127,565	106,853,676	61,408	17,448,520
	預り金	109,400,636	15,244,845	124,645,481	14,000,000	14,000,000
	その他	37,500	0	37,500	0	0
	合 計	604,112,604	50,623,839	654,736,443	45,462,527	58,941,758
支出	営業費用	135,916,784	18,783,784	154,700,568	12,824,306	91,687,240
	営業外費用	26,194,954	0	26,194,954	0	0
	建設改良費	79,116,000	0	79,116,000	0	0
	企業債償還金	117,585,223	0	117,585,223	0	0
	前年度未払金	14,526,843	0	14,526,843	0	0
	預り金	109,943,332	15,696,110	125,639,442	14,000,000	14,000,000
	その他	1,932,400	0	1,932,400	0	0
	貯蔵品	88,550	0	88,550	0	0
	引当金	4,225,559	0	4,225,559	0	0
	前払金	33,590,000	20,130,000	53,720,000	0	0
	合 計	523,119,645	54,609,894	577,729,539	26,824,306	105,687,240
収 支 差 引		80,992,959	△3,986,055	77,006,904	18,638,221	△46,745,482
前 月 よ り 繰 越		709,061,215	790,054,174	709,061,215	786,068,119	804,706,340
翌 月 へ 繰 越		790,054,174	786,068,119	786,068,119	804,706,340	757,960,858

合計残高試算表

令和 03年11月30日 (税抜)

(単位:円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		残 高
残 高	合 計			合 計		
	累 計	当 月		当 月	累 計	
6,010,127,132	12,431,854,962	16,640	固定資産		6,421,727,830	
5,861,046,055	12,282,773,885	16,640	有形固定資産		6,421,727,830	
115,644,335	115,644,335		土地			
115,644,335	115,644,335		土地			
292,477,202	292,477,202		建物			
292,477,202	292,477,202		建物			
			建物減価償却累計額		135,196,600	135,196,600
			建物減価償却累計額		135,196,600	135,196,600
8,267,653,987	8,267,653,987		構築物			
8,267,653,987	8,267,653,987		構築物			
			構築物減価償却累計額		3,668,123,331	3,668,123,331
			構築物減価償却累計額		3,668,123,331	3,668,123,331
3,470,553,682	3,470,553,682	16,640	機械及び装置			
43,112,126	43,112,126	16,640	量水器			
3,427,441,556	3,427,441,556		その他機械装置			
			機械及び装置減価償却累計額		2,603,658,114	2,603,658,114
			量水器減価償却累計額		25,528,184	25,528,184
			その他機械装置減価償却累計額		2,578,129,930	2,578,129,930
6,956,621	6,956,621		車輛運搬具			
6,956,621	6,956,621		車輛運搬具			
			車輛運搬具減価償却累計額		5,892,681	5,892,681
			車輛運搬具減価償却累計額		5,892,681	5,892,681
14,678,058	14,678,058		工具器具及び備品			
14,678,058	14,678,058		工具器具及び備品			
			工具器具及び備品減価償却累計額		8,857,104	8,857,104
			工具器具及び備品減価償却累計額		8,857,104	8,857,104
114,810,000	114,810,000		建設仮勘定			
114,810,000	114,810,000		建設仮勘定			
149,072,677	149,072,677		無形固定資産			
149,072,677	149,072,677		水利権			
149,072,677	149,072,677		水利権			
8,400	8,400		投資			
8,400	8,400		リサイクル預託金			
8,400	8,400		リサイクル預託金			
939,047,720	2,032,004,020	129,170,426	流動資産	88,469,288	1,092,956,300	
786,068,119	1,363,797,658	50,623,839	現金預金	54,609,894	577,729,539	
786,068,119	1,363,797,658	50,623,839	現金預金	54,609,894	577,729,539	
786,068,119	1,363,797,658	50,623,839	現金預金	54,609,894	577,729,539	
78,676,455	539,135,226	57,005,744	未収金	33,837,064	460,458,771	
78,676,455	388,623,206	57,005,744	営業未収金	33,837,064	309,946,751	
52,083,675	327,623,426	33,433,744	未収給水収益	33,837,064	275,539,751	
26,592,780	60,306,780	23,572,000	受託工事未収金		33,714,000	
	693,000		その他営業未収金		693,000	
	133,493,420		営業外未収金		133,493,420	
	133,493,420		営業外未収金		133,493,420	
	17,018,600		その他未収金		17,018,600	
	17,018,600		その他未収金		17,018,600	
			貸倒引当金		1,000,000	1,000,000
			貸倒引当金		1,000,000	1,000,000
			貸倒引当金		1,000,000	1,000,000
4,307,572	4,415,562		貯蔵品	22,330	107,990	
4,307,572	4,415,562		貯蔵量水器	22,330	107,990	

合計残高試算表

令和 03年11月30日 (税抜)

(単位:円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		残 高
残 高	合 計			合 計		
	累 計	当 月		当 月	累 計	
4,307,572	4,415,562		貯蔵量水器	22,330	107,990	
47,820,000	101,480,000	20,130,000	前払金		53,660,000	
47,820,000	101,480,000	20,130,000	営業前払金		53,660,000	
47,820,000	101,480,000	20,130,000	営業前払金		53,660,000	
23,175,574	23,175,574	1,410,843	その他流動資産			
23,175,574	23,175,574	1,410,843	仮払消費税			
23,175,574	23,175,574	1,410,843	仮払消費税			
			固定負債		3,078,615,996	3,078,615,996
			企業債		3,078,615,996	3,078,615,996
			企業債		3,078,615,996	3,078,615,996
			建設改良等の財源に充てるための企業債		3,078,615,996	3,078,615,996
	262,162,547	15,739,854	流動負債	20,614,339	409,791,998	147,629,451
	117,585,223		企業債		236,457,770	118,872,547
	117,585,223		企業債		236,457,770	118,872,547
	117,585,223		建設改良等の財源に充てるための企業債		236,457,770	118,872,547
	14,526,843		未払金	50,300	14,577,143	50,300
	14,526,843		営業未払金		14,526,843	
	14,526,843		営業未払金		14,526,843	
			その他未払金	50,300	50,300	50,300
			その他未払金	50,300	50,300	50,300
	4,225,559		引当金		4,376,000	150,441
	3,548,038		賞与引当金		3,745,000	196,962
	677,521		法定福利費引当金		631,000	-46,521
	125,800,422	15,738,254	預り金	15,280,785	126,537,550	737,128
	125,800,422	15,738,254	その他預り金	15,280,785	126,537,550	737,128
	168,440	42,144	水道料金還付金預り金	35,940	176,154	7,714
	125,631,982	15,696,110	下水道使用料預り金	15,244,845	126,361,396	729,414
	24,500	1,600	その他流動負債	5,283,254	27,843,535	27,819,035
	24,500	1,600	その他流動負債	5,283,254	27,843,535	27,819,035
	24,500	1,600	仮受消費税	5,283,254	27,843,535	27,819,035
	2,290,242,144		繰延収益		3,959,171,960	1,668,929,816
			長期前受金		3,959,171,960	3,959,171,960
			国庫(県)補助金		1,915,982,988	1,915,982,988
			国庫(県)補助金		1,915,982,988	1,915,982,988
			一般会計補助金		1,021,328,281	1,021,328,281
			一般会計補助金		1,021,328,281	1,021,328,281
			一般会計負担金		121,109,779	121,109,779
			一般会計負担金		121,109,779	121,109,779
			工事負担金		900,750,912	900,750,912
			工事負担金		900,750,912	900,750,912
2,290,242,144	2,290,242,144		長期前受金収益化累計額			
1,159,403,051	1,159,403,051		国庫(県)補助金収益化累計額			
1,159,403,051	1,159,403,051		国庫(県)補助金収益化累計額			
538,291,197	538,291,197		一般会計補助金収益化累計額			
538,291,197	538,291,197		一般会計補助金収益化累計額			
34,188,729	34,188,729		一般会計負担金収益化累計額			
34,188,729	34,188,729		一般会計負担金収益化累計額			
558,359,167	558,359,167		工事負担金収益化累計額			
558,359,167	558,359,167		工事負担金収益化累計額			
			資本金		650,861,065	650,861,065
			自己資本金		650,861,065	650,861,065
			自己資本金		650,861,065	650,861,065

合計残高試算表

令和 03年11月30日 (税抜)

(単位:円)





残高	借方		勘定科目	貸方		残高
	合計			合計		
	累計	当月		当月	累計	
			固有資本金		56,623,228	56,623,228
			繰入資本金		548,800,000	548,800,000
			組入資本金		45,437,837	45,437,837
			剰余金		1,194,235,638	1,194,235,638
			資本剰余金		1,743,410	1,743,410
			国庫(県)補助金		730,302	730,302
			国庫(県)補助金		730,302	730,302
			一般会計補助金		318,969	318,969
			一般会計補助金		318,969	318,969
			一般会計負担金		34,394	34,394
			一般会計負担金		34,394	34,394
			工事負担金		659,745	659,745
			工事負担金		659,745	659,745
			利益剰余金		1,192,492,228	1,192,492,228
			減債積立金		38,900,000	38,900,000
			減債積立金		38,900,000	38,900,000
			建設改良積立金		46,053,815	46,053,815
			建設改良積立金		46,053,815	46,053,815
			当年度未処分利益剰余金		1,107,538,413	1,107,538,413
			繰越利益剰余金年度末残高		73,158,127	73,158,127
			当年度純利益		338,398,368	338,398,368
			目的充当済未処分利益剰余金		695,981,918	695,981,918
	245,000	16,000	水道事業収益	53,288,224	392,645,816	392,400,816
	245,000	16,000	営業収益	53,286,525	313,409,583	313,164,583
	245,000	16,000	給水収益	30,377,640	250,190,940	249,945,940
	245,000	16,000	水道料金	30,377,640	250,190,940	249,945,940
			受託工事収益	21,462,618	55,176,618	55,176,618
			受託工事収益	21,462,618	55,176,618	55,176,618
			その他の営業収益	1,446,267	8,042,025	8,042,025
			加入金	1,360,000	7,060,000	7,060,000
			手数料	59,200	731,200	731,200
			督促手数料	25,975	216,149	216,149
			雑収益	1,092	34,676	34,676
			営業外収益	1,699	79,198,733	79,198,733
			受取利息	1,699	53,533	53,533
			預金利息	1,699	53,533	53,533
			他会計補助金		79,078,000	79,078,000
			一般会計補助金		79,078,000	79,078,000
			雑収益		67,200	67,200
			雑収益		67,200	67,200
			特別利益		37,500	37,500
			過年度損益修正益		37,500	37,500
			過年度損益修正益		37,500	37,500
183,497,930	183,497,930	17,428,931	水道事業費用			
155,304,656	155,304,656	17,378,631	営業費用			
57,707,294	57,707,294	8,099,036	原水及び浄水費			
9,100	9,100	2,600	光熱水費			
31,162,844	31,162,844	5,339,650	動力費			
2,363,760	2,363,760	546,000	薬品費			
18,819,000	18,819,000	480,000	修繕費			
2,396,768	2,396,768	579,876	通信運搬費			
2,684,822	2,684,822	1,150,910	委託料			

合計残高試算表

令和 03年11月30日 (税抜)

(単位:円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		残 高
残 高	合 計			合 計		
	累 計	当 月		当 月	累 計	
271,000	271,000		貸借料			
9,694,447	9,694,447	1,031,690	配水及び給水費			
33,397	33,397		燃料費			
38,000	38,000		印刷製本費			
6,351,050	6,351,050	1,023,690	修繕費			
1,012,000	1,012,000	8,000	委託料			
1,310,000	1,310,000		工事請負費			
950,000	950,000		材料費			
31,770,000	31,770,000		受託工事費			
390,000	390,000		委託料			
31,380,000	31,380,000		工事請負費			
56,132,915	56,132,915	8,247,905	総係費			
17,854,600	17,854,600	2,051,300	給料			
7,674,669	7,674,669	626,387	手当			
5,079,144	5,079,144	475,238	法定福利費			
27,950	27,950		被服費			
2,804,691	2,804,691	2,189,362	備用品費			
257,121	257,121	40,540	燃料費			
725,400	725,400		印刷製本費			
179,100	179,100	65,455	修繕費			
244,868	244,868	51,894	通信運搬費			
940,712	940,712	50,999	手数料			
39,460	39,460	19,730	保険料			
15,423,000	15,423,000	2,145,000	委託料			
3,660,900	3,660,900	522,000	貸借料			
1,203,600	1,203,600		会費負担金			
17,700	17,700	10,000	公課費			
26,194,954	26,194,954		営業外費用			
26,194,954	26,194,954		支払利息及び企業債取扱諸費			
26,194,954	26,194,954		企業債利息			
1,998,320	1,998,320	50,300	特別損失			
1,998,320	1,998,320	50,300	過年度損益修正損			
1,998,320	1,998,320	50,300	過年度損益修正損			
7,132,672,782	17,200,006,603	162,371,851	合 計	162,371,851	17,200,006,603	7,132,672,782

町長	副町長	会計管理者	課長	補佐	係長	課員
						

城里町水道事業出納日計表

令和3年度 令和3年 11月30日 /

	件数	金額
前日繰越額		787,829,097 円
受入額	28 件	251,789 円
支払額	6 件	2,012,767 円
本日残高		786,068,119 円

上記のとおり報告いたします。

令和3年 11月30日

城里町水道事業

城里町長 上遠野 修 殿

城里町水道事業出納取扱金融機関
株式会社 常陽銀行 石塚支店



収入予算執行状況表

令和 03年11月分 年度区分：現年度

(単位：円)

予 算 科 目	予 算 額				調 定 額				予 算 残 額	収 入 額	
	当初予算額	当月補正予算額 補正予算累計額	財源充用額	合 計	当月調定額	当月調定増額	当月調定減額	当月調定合計額		当月収入額	未 納 額
					調定累計額	調定増累計額	調定減累計額	調定合計額			
水道事業収益	706,383,000	0	18,190,000	724,573,000	58,571,478	0	△17,600	58,553,878	304,353,149	35,257,633	58,145,747
営業収益	481,499,000	0	18,190,000	499,689,000	58,569,779	0	△17,600	58,552,179	158,712,102	35,255,934	58,145,747
給水収益	412,860,000	0	0	412,860,000	33,415,404	0	△17,600	33,397,804	137,919,466	33,673,559	34,573,747
水道料金	412,860,000	0	0	412,860,000	33,415,404	0	△17,600	33,397,804	137,919,466	33,673,559	34,573,747
受託工事収益	44,855,000	0	18,190,000	63,045,000	23,572,000	0	0	23,572,000	5,759,000	0	23,572,000
受託工事収益	44,855,000	0	18,190,000	63,045,000	57,286,000	0	0	57,286,000	5,759,000	33,714,000	23,572,000
その他の営業収益	23,784,000	0	0	23,784,000	23,572,000	0	0	23,572,000	5,759,000	0	23,572,000
加入金	7,898,000	0	0	7,898,000	1,582,375	0	0	1,582,375	15,033,636	1,582,375	0
手数料	994,000	0	0	994,000	8,750,364	0	0	8,750,364	132,000	8,750,364	0
督促手数料	384,000	0	0	384,000	1,496,000	0	0	1,496,000	262,800	1,496,000	0
受託収益	14,493,000	0	0	14,493,000	7,766,000	0	0	7,766,000	167,851	7,766,000	0
雑収益	15,000	0	0	15,000	59,200	0	0	59,200	14,493,000	59,200	0
営業外収益	224,784,000	0	0	224,784,000	731,200	0	0	731,200	△22,015	37,015	0
受取利息	205,000	0	0	205,000	25,975	0	0	25,975	145,578,547	1,699	0
預金利息	205,000	0	0	205,000	216,149	0	0	216,149	151,467	53,533	0
他会計補助金	141,848,000	0	0	141,848,000	0	0	0	0	62,770,000	0	0
一般会計補助金	141,848,000	0	0	141,848,000	79,078,000	0	0	79,078,000	62,770,000	79,078,000	0
長期前受金戻入	82,716,000	0	0	82,716,000	0	0	0	0	82,716,000	0	0
国庫(県)補助金	35,322,000	0	0	35,322,000	0	0	0	0	35,322,000	0	0
一般会計補助金	20,153,000	0	0	20,153,000	0	0	0	0	20,153,000	0	0
一般会計負担金	2,904,000	0	0	2,904,000	0	0	0	0	2,904,000	0	0
工事負担金	24,337,000	0	0	24,337,000	0	0	0	0	24,337,000	0	0

収入予算執行状況表

令和 03年11月分 年度区分：現年度

(単位：円)

予 算 科 目	予 算 額				調 定 額				予 算 残 額	収 入 額	
	当初予算額	当月補正予算額	財源充用額	合 計	当月調定額	当月調定増額	当月調定減額	当月調定合計額		当月収入額	未 納 額
		補正予算累計額			調定累計額	調定増累計額	調定減累計額	調定合計額		収入累計額	
雑収益	15,000	0	0	15,000	73,920	0	0	73,920	△58,920	73,920	0
雑収益	15,000	0	0	15,000	73,920	0	0	73,920	△58,920	73,920	0
特別利益	100,000	0	0	100,000	37,500	0	0	37,500	62,500	37,500	0
過年度損益修正益	100,000	0	0	100,000	37,500	0	0	37,500	62,500	37,500	0
過年度損益修正益	100,000	0	0	100,000	37,500	0	0	37,500	62,500	37,500	0

収入予算執行状況表

令和 03年11月分 年度区分：現年度

(単位：円)

予 算 科 目	予 算 額				調 定 額				予 算 残 額	収 入 額	
	当初予算額	当月補正予算額	財源充用額	合 計	当月調定額	当月調定増額	当月調定減額	当月調定合計額		当月収入額	未 納 額
		補正予算累計額			調定累計額						
資本的收入	123,408,000	0	0	123,408,000	0	0	0	0	62,208,000	0	0
企業債	103,200,000	0	0	103,200,000	61,200,000	0	0	61,200,000	42,000,000	61,200,000	0
企業債	103,200,000	0	0	103,200,000	61,200,000	0	0	61,200,000	42,000,000	61,200,000	0
企業債(建設改良)	103,200,000	0	0	103,200,000	61,200,000	0	0	61,200,000	42,000,000	61,200,000	0
補助金	16,308,000	0	0	16,308,000	0	0	0	0	16,308,000	0	0
一般会計補助金	16,308,000	0	0	16,308,000	0	0	0	0	16,308,000	0	0
一般会計補助金	16,308,000	0	0	16,308,000	0	0	0	0	16,308,000	0	0
負担金	3,900,000	0	0	3,900,000	0	0	0	0	3,900,000	0	0
一般会計負担金	3,900,000	0	0	3,900,000	0	0	0	0	3,900,000	0	0
一般会計負担金	3,900,000	0	0	3,900,000	0	0	0	0	3,900,000	0	0

収入予算執行状況表

令和 03年11月分 年度区分：過年度

(単位：円)

予 算 科 目	繰 越 額			繰 越 増 減 額				繰越残額	収 入 額	
			合 計		当月繰越増額	当月繰越減額	当月収入額		未 納 額	
					繰越増累計額	繰越減累計額				収入累計額
水道事業収益			93,821,548		0	0		127,565		
営業収益			55,997,914		0	△17,182	93,804,366	81,844,724	11,959,642	
給水収益			52,284,134		0	0		127,565		
水道料金			52,284,134		0	△17,182	52,266,952	34,757,024	17,509,928	
受託工事収益			3,020,780		0	0		127,565		
受託工事収益			3,020,780		0	△17,182	52,266,952	34,757,024	17,509,928	
その他の営業収益			693,000		0	0		0		
加入金			484,000		0	0		0		
他会計負担金			209,000		0	0		0		
営業外収益			37,838,534		0	0		0		
他会計補助金			46,379,000		0	0	37,838,534	46,394,700	△8,556,166	
一般会計補助金			46,379,000		0	0	46,379,000	46,379,000	0	
消費税還付金			△1,424,000		0	0		0		
消費税還付金			△1,424,000		0	0	△1,424,000	0	△1,424,000	
雑収益			△7,116,466		0	0		0		
雑収益			△7,116,466		0	0	△7,116,466	15,700	△7,132,166	
特別利益			△14,900		0	0		0		
過年度損益修正益			△14,900		0	0	△14,900	0	△14,900	
過年度損益修正益			△14,900		0	0	△14,900	0	△14,900	

収入予算執行状況表

令和 03年11月分 年度区分：過年度

(単位：円)

予 算 科 目	繰 越 額			繰 越 増 減 額				繰越残額	収 入 額	
			合 計			当月繰越増額	当月繰越減額		当月収入額	未 納 額
						繰越増累計額	繰越減累計額	収入累計額		
資本の収入			17,018,600			0	0	0	0	0
補助金			15,692,000			0	0	17,018,600	17,018,600	0
一般会計補助金			15,692,000			0	0	15,692,000	15,692,000	0
一般会計補助金			15,692,000			0	0	15,692,000	15,692,000	0
負担金			1,326,600			0	0	0	0	0
一般会計負担金			1,326,600			0	0	1,326,600	1,326,600	0
一般会計負担金			1,326,600			0	0	1,326,600	1,326,600	0
			1,326,600			0	0	1,326,600	1,326,600	0

支出予算執行状況表

令和 03年11月分

(単位:円)

予 算 科 目	予 算 額						支 出 負 担 額		支 出 命 令 額		支 払 額		支 出 命 令 累 計 額 と 支 払 累 計 額 と の 差
	当 初 予 算 額	当 月 補 正 予 算 額 補 正 予 算 累 計 額	当 月 流 用 額 流 用 累 計 額	当 月 充 用 額 充 用 累 計 額	予 算 繰 越 額	合 計	当 月 支 出 負 担 額 支 出 負 担 累 計 額	予 算 額 と 支 出 負 担 累 計 額 と の 差	当 月 支 出 命 令 額 支 出 命 令 累 計 額	予 算 額 と 支 出 命 令 累 計 額 と の 差	当 月 支 払 額 支 払 累 計 額		
水道事業費用	706,383,000	0	0	0	46,930,000	753,313,000	12,652,641		18,839,774		18,789,474		
営業費用	649,423,000	△2,000,000	0	0	46,930,000	694,353,000	289,904,512	463,408,488	195,759,454	557,553,546	195,709,154	50,300	
原水及び浄水費	133,916,000	△5,749,000	0	0	0	128,167,000	261,709,676	432,643,324	167,564,618	526,788,382	167,564,618	0	
備用品費	548,000	0	0	0	0	548,000	6,573,335	32,543,166	8,908,901	64,716,301	8,908,901	0	
光熱水費	18,000	0	0	0	0	18,000	95,623,834	0	63,450,699	548,000	63,450,699	0	
動力費	64,152,000	△3,749,000	0	0	0	60,403,000	1,430	7,990	2,860	7,990	2,860	0	
薬品費	4,675,000	0	0	0	0	4,675,000	10,010	7,990	10,010	7,990	10,010	0	
修繕費	40,788,000	0	0	0	0	40,788,000	4,993,044	25,493,413	5,873,583	26,124,048	5,873,583	0	
通信運搬費	3,997,000	0	0	0	0	3,997,000	600,600	0	600,600	34,278,952	600,600	0	
手数料	9,000	0	0	0	0	9,000	2,600,136	2,074,864	2,600,136	2,074,864	2,600,136	0	
委託料	19,187,000	△2,000,000	0	0	0	17,187,000	605,000	0	528,000	20,700,900	528,000	0	
賃借料	462,000	0	0	0	0	462,000	40,357,900	430,100	20,700,900	20,087,100	20,700,900	0	
材料費	80,000	0	0	0	0	80,000	328,261	0	637,858	2,636,415	637,858	0	
配水及び給水費	28,166,000	0	0	0	0	28,166,000	2,636,415	1,360,585	2,636,415	1,360,585	2,636,415	0	
備用品費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	0	0	9,000	0	0	
燃料費	171,000	0	0	0	0	171,000	45,000	0	1,266,000	9,000	1,266,000	0	
印刷製本費	44,000	0	0	0	0	44,000	14,838,786	2,348,214	2,953,286	14,233,714	2,953,286	0	
修繕費	15,816,000	0	0	0	0	15,816,000	0	0	0	0	0	0	
委託料	5,935,000	0	0	0	0	5,935,000	271,000	191,000	271,000	191,000	271,000	0	
工事請負費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	80,000	80,000	0	80,000	0	0	
材料費	1,100,000	0	0	0	0	1,100,000	0	0	0	0	0	0	
受託工事費	45,370,000	0	0	0	46,930,000	92,300,000	1,134,290	14,984,114	1,134,290	17,507,514	1,134,290	0	
							13,181,886	14,984,114	10,658,486	17,507,514	10,658,486	0	
							0	100,000	0	100,000	0	0	
							0	0	0	0	0	0	
							36,736	134,264	36,736	134,264	36,736	0	
							0	0	0	0	0	0	
							41,800	2,200	41,800	2,200	41,800	0	
							1,125,490	8,835,250	1,125,490	8,835,250	1,125,490	0	
							6,980,750	8,835,250	6,980,750	8,835,250	6,980,750	0	
							8,800	8,800	8,800	8,800	8,800	0	
							3,339,600	2,595,400	1,113,200	4,821,800	1,113,200	0	
							0	0	0	0	0	0	
							1,738,000	3,262,000	1,441,000	3,559,000	1,441,000	0	
							0	0	0	0	0	0	
							1,045,000	55,000	1,045,000	55,000	1,045,000	0	
							308,000	0	0	0	0	0	
							56,705,000	35,595,000	34,947,000	57,353,000	34,947,000	0	

-13-

支出予算執行状況表

令和 03年11月分

(単位:円)

予 算 科 目	予 算 額					合 計	支 出 負 担 額		支 出 命 令 額		支 払 額		支 出 命 令 累 計 額 と 支 払 累 計 額 の 差
	当 初 予 算 額	当 月 補 正 予 算 額 補 正 予 算 累 計 額	当 月 流 用 額 流 用 累 計 額	当 月 充 用 額 充 用 累 計 額	予 算 繰 越 額		当 月 支 出 負 担 額 支 出 負 担 累 計 額	予 算 額 と 支 出 負 担 累 計 額 と の 差	当 月 支 出 命 令 額 支 出 命 令 累 計 額	予 算 額 と 支 出 命 令 累 計 額 と の 差	当 月 支 払 額 支 払 累 計 額		
委託料	6,508,000	0	0	0	0	6,508,000	0	6,079,000	0	6,079,000	0	0	
工事請負費	38,862,000	0	0	0	46,930,000	85,792,000	308,000	56,276,000	0	34,518,000	0	0	
総係費	144,665,000	3,749,000	0	0	0	148,414,000	4,586,716	96,198,956	8,746,283	58,508,433	89,905,567	58,508,433	
報酬	85,000	0	0	0	0	85,000	0	85,000	0	85,000	0	0	
給料	26,202,000	1,450,000	0	0	0	27,652,000	2,051,300	17,854,600	2,051,300	17,854,600	9,797,400	2,051,300	
手当	16,076,000	1,330,000	0	0	0	17,406,000	628,687	7,696,939	628,687	7,696,939	9,709,061	628,687	
賞与引当金繰入額	3,588,000	0	0	0	0	3,588,000	0	3,588,000	0	3,588,000	0	0	
法定福利費	7,769,000	736,000	0	0	0	8,505,000	475,238	5,079,144	475,238	5,079,144	3,425,856	475,238	
法定福利費引当金繰入額	685,000	0	0	0	0	685,000	0	685,000	0	685,000	0	0	
旅費	91,000	233,000	0	0	0	324,000	0	324,000	0	324,000	0	0	
被服費	58,000	0	0	0	0	58,000	30,745	27,255	30,745	27,255	30,745	0	
備用品費	3,624,000	0	0	0	0	3,624,000	153,298	3,085,157	2,408,298	3,085,157	538,843	2,408,298	
燃料費	445,000	0	0	0	0	445,000	44,592	282,814	44,592	282,814	162,186	44,592	
印刷製本費	1,210,000	0	0	0	0	1,210,000	282,814	797,940	162,186	797,940	412,060	282,814	
修繕費	391,000	0	0	0	0	391,000	0	234,630	72,000	197,010	193,990	72,000	
通信運搬費	416,000	0	0	0	0	416,000	37,620	269,740	197,010	269,337	146,663	57,080	
手数料	1,987,000	0	0	0	0	1,987,000	56,098	1,034,777	56,098	1,034,777	952,223	56,098	
保険料	1,189,000	0	0	0	0	1,189,000	0	39,460	19,730	1,149,540	39,460	19,730	
委託料	70,152,000	0	0	0	0	70,152,000	1,082,400	51,799,000	2,359,500	16,965,300	53,186,700	2,359,500	
貸借料	6,970,000	0	0	0	0	6,970,000	0	6,772,710	563,760	3,953,910	3,016,090	563,760	
会費負担金	2,606,000	0	0	0	0	2,606,000	0	1,203,600	0	1,402,400	1,402,400	0	
補償費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	100,000	0	0	

14

支出予算執行状況表

令和 03年11月分

(単位:円)

予 算 科 目	予 算 額						支 出 負 担 額		支 出 命 令 額		支 払 額		支 出 命 令 累 計 額 と 支 払 累 計 額 と の 差
	当初予算額	当月補正予算額 補正予算累計額	当月流用額 流用累計額	当月充用額 充用累計額	予算繰越額	合 計	当月支出負担額 支出負担累計額	予算額と支出負 担累計額との差	当月支出命令額 支出命令累計額	予算額と支出命 令累計額との差	当月支払額 支払累計額		
公課費	21,000	0	0	0	0	21,000	17,700	3,300	17,700	3,300	17,700	0	
貸倒引当金繰入額	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	
減価償却費	296,801,000	0	0	0	0	296,801,000	0	296,801,000	0	296,801,000	0	0	
有形・無形固定資産減価償却費	296,801,000	0	0	0	0	296,801,000	0	296,801,000	0	296,801,000	0	0	
資産減耗費	505,000	0	0	0	0	505,000	0	505,000	0	505,000	0	0	
固定資産除却費	490,000	0	0	0	0	490,000	0	490,000	0	490,000	0	0	
たな卸資産減耗費	15,000	0	0	0	0	15,000	0	15,000	0	15,000	0	0	
営業外費用	54,860,000	0	0	0	0	54,860,000	26,194,954	28,665,046	26,194,954	28,665,046	26,194,954	0	
支払利息及び企業債取扱諸費	50,060,000	0	0	0	0	50,060,000	26,194,954	23,865,046	26,194,954	23,865,046	26,194,954	0	
企業債利息	49,935,000	0	0	0	0	49,935,000	26,194,954	23,740,046	26,194,954	23,740,046	26,194,954	0	
借入金利息	125,000	0	0	0	0	125,000	0	125,000	0	125,000	0	0	
消費税及び地方消費税	4,500,000	0	0	0	0	4,500,000	0	4,500,000	0	4,500,000	0	0	
消費税及び地方消費税	4,500,000	0	0	0	0	4,500,000	0	4,500,000	0	4,500,000	0	0	
雑支出	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	300,000	0	0	
雑支出	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	300,000	0	0	
特別損失	100,000	2,000,000	0	0	0	2,100,000	1,999,882	100,118	1,999,882	100,118	1,949,582	50,300	
過年度損益修正損	100,000	2,000,000	0	0	0	2,100,000	1,999,882	100,118	1,999,882	100,118	1,949,582	50,300	
過年度損益修正損	100,000	2,000,000	0	0	0	2,100,000	1,999,882	100,118	1,999,882	100,118	1,949,582	50,300	
予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	0	0	
予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	0	0	
予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	0	0	

支出予算執行状況表

令和 03年11月分

(単位:円)

予 算 科 目	予 算 額						支 出 負 担 額		支 出 命 令 額		支 払 額		支出命令累計額 と支払累計額との差
	当初予算額	当月補正予算額 補正予算累計額	当月流用額 流用累計額	当月充用額 充用累計額	予算繰越額	合 計	当月支出負担額	予算額と支出負担累計額との差	当月支出命令額	予算額と支出命令累計額との差	当月支払額		
							支出負担累計額		支出命令累計額		支払累計額		
資本の支出	445,479,000	0	0	0	126,500,000	571,979,000	1,314,640	202,560,837	16,640	334,373,837	16,640	0	
建設改良費	209,021,000	0	0	0	126,500,000	335,521,000	1,314,640	83,688,060	16,640	215,501,060	16,640	0	
施設整備費	7,337,000	0	0	0	0	7,337,000	0	0	0	0	0	0	
委託料	7,337,000	0	0	0	0	7,337,000	6,545,000	792,000	0	7,337,000	0	0	
配水管布設費	22,050,000	0	0	0	0	22,050,000	0	0	0	0	0	0	
委託料	1,650,000	0	0	0	0	1,650,000	440,000	1,210,000	440,000	1,210,000	440,000	0	
工事請負費	20,400,000	0	0	0	0	20,400,000	4,895,000	15,505,000	0	20,400,000	0	0	
水道建設事業費	179,149,000	0	0	0	126,500,000	305,649,000	1,298,000	65,750,000	0	186,123,000	0	0	
委託料	17,999,000	0	0	0	0	17,999,000	0	2,852,000	1,100,000	16,899,000	0	0	
工事請負費	161,050,000	0	0	0	126,500,000	287,550,000	1,298,000	62,798,000	0	169,124,000	0	0	
補償費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	100,000	0	0	
資産購入費	485,000	0	0	0	0	485,000	16,640	431,060	16,640	431,060	16,640	0	
土地購入費	100,000	0	0	0	0	100,000	53,940	100,000	53,940	100,000	53,940	0	
量水器購入費	385,000	0	0	0	0	385,000	16,640	331,060	16,640	331,060	16,640	0	
企業債償還金	236,458,000	0	0	0	0	236,458,000	0	0	0	0	0	0	
企業債償還金	236,458,000	0	0	0	0	236,458,000	117,585,223	118,872,777	117,585,223	118,872,777	117,585,223	0	
企業債償還金(建設改良)	236,458,000	0	0	0	0	236,458,000	0	0	0	0	0	0	

-16-

支出予算執行状況表

令和 03年11月分

(単位：円)

予 算 科 目	予 算 額						支 出 負 担 額		予 算 額 と 支 出 負 担 累 計 額 と の 差	支 出 命 令 額		支 払 額		支 出 命 令 累 計 額 と 支 払 累 計 額 と の 差
	当 初 予 算 額	当 月 補 正 予 算 額 補 正 予 算 累 計 額	当 月 流 用 額 流 用 累 計 額	当 月 充 用 額 充 用 累 計 額	予 算 繰 越 額	合 計	当 月 支 出 負 担 額 支 出 負 担 累 計 額	支 出 命 令 額 支 出 命 令 累 計 額		予 算 額 と 支 出 命 令 累 計 額 と の 差	当 月 支 払 額 支 払 累 計 額			
たな卸資産購入限度額		0	0	0			0		0		0		0	
	7,201,000	0	0	0	0	7,201,000	876,788	6,324,212	88,550	7,112,450	88,550		0	
たな卸資産購入限度額		0	0	0			0		0		0		0	
	7,201,000	0	0	0	0	7,201,000	876,788	6,324,212	88,550	7,112,450	88,550		0	
たな卸資産購入限度額		0	0	0			0		0		0		0	
	7,201,000	0	0	0	0	7,201,000	876,788	6,324,212	88,550	7,112,450	88,550		0	
たな卸資産購入限度額		0	0	0			0		0		0		0	
	7,201,000	0	0	0	0	7,201,000	876,788	6,324,212	88,550	7,112,450	88,550		0	

現金預金出納簿(明細)

令和 03年11月 ~ 令和 03年11月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
				【前月繰越】		1,313,173,819	523,119,645	790,054,174
令和 03年11月01日	収入	000792	現年未収給水収益	010 水道料金収納 26件 (383,438)		383,438		790,437,612
令和 03年11月01日	収入	000793	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H31年度調定分 1件 (499)		499		790,438,111
令和 03年11月01日	収入	000794	督促手数料	010 督促手数料 3件 (300)		300		790,438,411
令和 03年11月01日	収入	000795	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 13件 (36,529)		36,529		790,474,940
令和 03年11月01日	支出	000412	光熱水費	010 光熱水費 (1,430) 000 赤沢浄水場下水道使用料 000 R3.10月請求分 (R3.9月使用分)	城里町長 上遠野 修		1,430	790,473,510
令和 03年11月01日	支出	000418	通信運搬費	010 通信運搬費 (609) 000 高根台配水場 000 自動通報装置 R3.10月請求分 000 080-8936-7117	NTTファイナンス(609	790,472,901
令和 03年11月01日	支出	000439	通信運搬費	010 通信運搬費 (303,116) 000 テレメータ使用料(10月分)	東日本電信電話(株)		303,116	790,169,785
令和 03年11月01日	支出	000441	通信運搬費	010 通信運搬費 (609) 000 上青山増圧ポンプ場 000 自動通報装置 R3.10月請求分 000 080-2198-3127	NTTファイナンス(609	790,169,176
令和 03年11月01日	支出	000452	通信運搬費	010 通信運搬費 (5,263) 000 塩子配水場(10月分) 000 0296-88-2085 000 0296-88-3088	NTTファイナンス(5,263	790,163,913
令和 03年11月01日	支出	000458	動力費	010 動力費 (952,164) 000 桂地区10月分 (08703-20016-1-00外10件)	東京電力エナジーパー		952,164	789,211,749
令和 03年11月01日	支出	000474	通信運搬費	010 通信運搬費 (26,328) 000 携帯電話4台 (10月請求分(9月利用分))	(株)エヌ・ティ・ティ		26,328	789,185,421
令和 03年11月02日	収入	000796	現年未収給水収益	010 水道料金収納 1,095件 (4,423,572)		4,423,572		793,608,993
令和 03年11月02日	収入	000797	督促手数料	010 督促手数料 7件 (700)		700		793,609,693
令和 03年11月02日	収入	000798	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 602件 (1,750,815)		1,750,815		795,360,508
令和 03年11月02日	収入	000799	手数料	010 手数料 (4,000)		4,000		795,364,508
令和 03年11月02日	収入	000800	加入金	010 加入金 (198,000)		198,000		795,562,508
令和 03年11月04日	収入	000801	現年未収給水収益	010 水道料金収納 3,900件 (18,751,612)		18,751,612		814,314,120
令和 03年11月04日	収入	000802	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H19~H31年度調定分 3件 (7,956)		7,956		814,322,076
令和 03年11月04日	収入	000803	督促手数料	010 督促手数料 30件 (3,000)		3,000		814,325,076
令和 03年11月04日	収入	000804	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 2,670件 (8,767,225)		8,767,225		823,092,301
令和 03年11月04日	収入	000805	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		823,094,301
令和 03年11月04日	支出	000460	動力費	010 動力費 (559,010) 000 常北地区集約分 (10月分) 000 (19006-20002-1-00外14件)	東京電力エナジーパー		559,010	822,535,291
令和 03年11月05日	収入	000806	現年未収給水収益	010 水道料金収納 1,492件 (6,177,789)		6,177,789		828,713,080
令和 03年11月05日	収入	000807	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H16~H22年度調定分 6件 (13,790)		13,790		828,726,870
令和 03年11月05日	収入	000808	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 1,020件 (3,310,249)		3,310,249		832,037,119

現金預金出納簿(明細)

令和 03年11月 ~ 令和 03年11月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
令和 03年11月05日	収入	000809	督促手数料	010 督促手数料 7件 (690)		690		832,037,809
令和 03年11月05日	収入	000810	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		832,039,809
令和 03年11月05日	収入	000811	雑収益	010 雑収益 (200)		200		832,040,009
令和 03年11月08日	収入	000812	現年未収給水収益	010 水道料金収納 14件 (62,436)		62,436		832,102,445
令和 03年11月08日	収入	000813	督促手数料	010 督促手数料 6件 (600)		600		832,103,045
令和 03年11月08日	収入	000814	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 9件 (36,927)		36,927		832,139,972
令和 03年11月08日	収入	000815	手数料	010 手数料 (4,000)		4,000		832,143,972
令和 03年11月08日	収入	000816	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		832,145,972
令和 03年11月08日	収入	000817	手数料	010 手数料 (4,000)		4,000		832,149,972
令和 03年11月08日	収入	000818	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		832,151,972
令和 03年11月08日	収入	000819	手数料	010 手数料 (4,000)		4,000		832,155,972
令和 03年11月08日	収入	000820	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		832,157,972
令和 03年11月08日	収入	000821	加入金	010 加入金 (198,000)		198,000		832,355,972
令和 03年11月08日	収入	000822	加入金	010 加入金 (198,000)		198,000		832,553,972
令和 03年11月08日	収入	000823	加入金	010 加入金 (198,000)		198,000		832,751,972
令和 03年11月08日	収入	000824	手数料	010 手数料 (200)		200		832,752,172
令和 03年11月09日	収入	000825	現年未収給水収益	010 水道料金収納 19件 (72,380)		72,380		832,824,552
令和 03年11月09日	収入	000826	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H29年度調定分 1件 (1,482)		1,482		832,826,034
令和 03年11月09日	収入	000827	督促手数料	010 督促手数料 7件 (700)		700		832,826,734
令和 03年11月09日	収入	000828	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 11件 (35,099)		35,099		832,861,833
令和 03年11月09日	収入	000829	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		832,863,833
令和 03年11月09日	収入	000830	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		832,865,833
令和 03年11月10日	収入	000831	現年未収給水収益	010 水道料金収納 323件 (1,414,280)		1,414,280		834,280,113
令和 03年11月10日	収入	000832	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H19~H28年度調定分 8件 (26,759)		26,759		834,306,872
令和 03年11月10日	収入	000833	督促手数料	010 督促手数料 52件 (5,103)		5,103		834,311,975
令和 03年11月10日	収入	000834	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 185件 (509,807)		509,807		834,821,782
令和 03年11月10日	収入	000835	加入金	010 加入金 (198,000)		198,000		835,019,782
令和 03年11月10日	収入	000836	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		835,021,782
令和 03年11月10日	収入	000837	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		835,023,782
令和 03年11月10日	収入	000838	手数料	010 手数料 (200)		200		835,023,982
令和 03年11月10日	収入	000839	手数料	010 手数料 (200)		200		835,024,182
令和 03年11月10日	支出	000448	修繕費	010 修繕費 (66,390) 000 公用車ｽｽﾞｷｷｯﾁﾘ 水戸41ｺ7554 000 車検整備代	アサノオートサービス		66,390	834,957,792
令和 03年11月10日	支出	000449	保険料	010 保険料 (19,730) 000 公用車ｽｽﾞｷｷｯﾁﾘ 水戸41ｺ7554 000 車検時自賠責保険	アサノオートサービス		19,730	834,938,062
令和 03年11月10日	支出	000450	公課費	010 公課費 (8,200) 000 公用車ｽｽﾞｷｷｯﾁﾘ 水戸41ｺ7554 000 車検時重量税	アサノオートサービス		8,200	834,929,862
令和 03年11月10日	支出	000451	公課費	010 公課費 (1,800) 000 公用車ｽｽﾞｷｷｯﾁﾘ 水戸41ｺ7554	アサノオートサービス		1,800	834,928,062

現金預金出納簿(明細)

令和 03年11月 ~ 令和 03年11月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
				000 車検時印紙代				
令和 03年11月10日	支出	000456	修繕費	010 修繕費 (132,000) 000 (32-40) 000 令和3年度 水道維持第20号 000 上青山増圧場 制御基板修繕工事 000 城里町大字上青山地内 000 R3/10/9~R3/10/29	富士メンテナンス(株)		132,000	834,796,062
令和 03年11月10日	支出	000457	備用品費	010 備用品費 (2,255,000) 000 (33-9) 000 令和3年度 城里町水道事業 000 災害時緊急給水槽購入 000 城里町 赤沢浄水場 000 R3/8/25~R3/10/29	トキワ産業株式会社		2,255,000	832,541,062
令和 03年11月10日	支出	000459	修繕費	010 修繕費 (5,610) 000 公用車プリー 水戸480け9365 000 エンジンチェックランプ点灯点検 他 000 エンジンオイル、コンピュータ診断 000 P0420 触媒劣化 B1	(有)清水自動車		5,610	832,535,452
令和 03年11月10日	支出	000461	通信運搬費	010 通信運搬費 (7,800) 000 石塚浄水場・小松浄水場・松山下取水場 000 (10月分) 000 029-288-2530 000 029-288-5567 000 029-288-6333	NTTファイナンス(7,800	832,527,652
令和 03年11月10日	支出	000462	通信運搬費	010 通信運搬費 (10,883) 000 赤沢浄水場、岩船配水場、うぐいすの里 000 高根台配水場 (10月分) 000 029-289-4084 000 029-289-4085 000 029-289-4420 000 029-289-4551	NTT東日本電信電話		10,883	832,516,769
令和 03年11月10日	支出	000463	通信運搬費	010 通信運搬費 (4,424) 000 水道課電話 (10月分) 000 029-240-6551	NTT東日本電信電話		4,424	832,512,345
令和 03年11月10日	支出	000465	賃借料	010 賃借料 (563,760) 000 (301-6) 000 検針・料金・滞納・GIS・会計システム 000 貸借借料 000 令和3年度 R3/10分	大崎データテック(株)		563,760	831,948,585
令和 03年11月10日	支出	000466	修繕費	010 修繕費 (404,800) 000 10/22~10/25 上青山地内 漏水修繕工事	常北建設工業(株)		404,800	831,543,785
令和 03年11月10日	支出	000467	委託料	010 委託料 (40,000)	複数支払先		40,000	831,503,785

現金預金出納簿(明細)

令和 03年11月 ~ 令和 03年11月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
				000 水道施設点検管理業務 000 令和3年10月分				
令和 03年11月10日	支出	000468	委託料	010 委託料 (5,000) 000 春園浄水場清掃業務 000 令和3年10月分	加藤 秀明		5,000	831,498,785
令和 03年11月10日	支出	000469	営業前払金	999 工事請負費 (11,070,000) 000 (32-48) 000 令和3年度 城里町水道事業 000 老朽管更新工事(勝見沢地区)1工区 000 城里町大字勝見沢地内 000 R3/10/30~R4/3/18 000 【前払金】	(有)大竹建設工業		11,070,000	820,428,785
令和 03年11月10日	支出	000470	営業前払金	999 工事請負費 (9,060,000) 000 (32-49) 000 令和3年度 城里町水道事業 000 老朽管更新工事(勝見沢地区)2工区 000 城里町大字勝見沢地内 000 R3/10/29~R4/3/18 000 【前払金】	(有)東海組		9,060,000	811,368,785
令和 03年11月10日	支出	000471	備用品費	010 備用品費 (110,000) 000 UPS交換用バッテリー 型番:APCRBC122J	大崎データテック㈱日		110,000	811,258,785
令和 03年11月11日	収入	000840	現年未収給水収益	010 水道料金収納 21件 (87,076)		87,076		811,345,861
令和 03年11月11日	収入	000841	督促手数料	010 督促手数料 12件 (1,200)		1,200		811,347,061
令和 03年11月11日	収入	000842	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 9件 (24,563)		24,563		811,371,624
令和 03年11月11日	収入	000843	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		811,373,624
令和 03年11月11日	収入	000844	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		811,375,624
令和 03年11月12日	収入	000845	現年未収給水収益	010 水道料金収納 19件 (48,290)		48,290		811,423,914
令和 03年11月12日	収入	000846	督促手数料	010 督促手数料 11件 (1,100)		1,100		811,425,014
令和 03年11月12日	収入	000847	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 15件 (23,592)		23,592		811,448,606
令和 03年11月12日	収入	000848	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		811,450,606
令和 03年11月15日	収入	000849	現年未収給水収益	010 水道料金収納 15件 (60,236)		60,236		811,510,842
令和 03年11月15日	収入	000850	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H21~H22年度調定分 6件 (12,936)		12,936		811,523,778
令和 03年11月15日	収入	000851	督促手数料	010 督促手数料 6件 (600)		600		811,524,378
令和 03年11月15日	収入	000852	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 5件 (22,286)		22,286		811,546,664
令和 03年11月15日	収入	000853	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		811,548,664
令和 03年11月16日	収入	000854	現年未収給水収益	010 水道料金収納 91件 (359,260)		359,260		811,907,924
令和 03年11月16日	収入	000855	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H14~H21年度調定分 3件 (6,000)		6,000		811,913,924
令和 03年11月16日	収入	000856	督促手数料	010 督促手数料 21件 (2,100)		2,100		811,916,024
令和 03年11月16日	収入	000857	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 49件 (140,008)		140,008		812,056,032
令和 03年11月16日	収入	000858	預金利息	010 預金利息 (1,699) 000 R1.11.16満期(利息計算日数372日) 000 19,000,000×0.002%=380	筑波銀行 常北支店		1,699	812,057,731

現金預金出納簿(明細)

令和 03年11月 ~ 令和 03年11月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
				000 46,053,815×0.002%=921 000 19,900,000×0.002%=398				
令和 03年11月16日	収入	000859	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		812,059,731
令和 03年11月17日	収入	000860	現年未収給水収益	010 水道料金収納 22件 (85,800)		85,800		812,145,531
令和 03年11月17日	収入	000861	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H28年度調定分 1件 (5,000)		5,000		812,150,531
令和 03年11月17日	収入	000862	督促手数料	010 督促手数料 6件 (530)		530		812,151,061
令和 03年11月17日	収入	000863	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 10件 (29,667)		29,667		812,180,728
令和 03年11月17日	収入	000864	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		812,182,728
令和 03年11月17日	支出	000496	動力費	010 動力費 (318,136) 000 七会地区11月分 02901-07933-4-00外17件	東京電力エナジーパー		318,136	811,864,592
令和 03年11月18日	収入	000865	現年未収給水収益	010 水道料金収納 38件 (130,438)		130,438		811,995,030
令和 03年11月18日	収入	000866	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H22年度調定分 2件 (11,480)		11,480		812,006,510
令和 03年11月18日	収入	000867	督促手数料	010 督促手数料 9件 (900)		900		812,007,410
令和 03年11月18日	収入	000868	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 15件 (37,290)		37,290		812,044,700
令和 03年11月19日	収入	000869	現年未収給水収益	010 水道料金収納 65件 (260,790)		260,790		812,305,490
令和 03年11月19日	収入	000870	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H14~H29年度調定分 9件 (25,376)		25,376		812,330,866
令和 03年11月19日	収入	000871	督促手数料	010 督促手数料 24件 (2,400)		2,400		812,333,266
令和 03年11月19日	収入	000872	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 42件 (129,547)		129,547		812,462,813
令和 03年11月19日	支出	000472	備用品費	010 備用品費 (10,296) 000 コピーチャージ料(10月分) 000 MP4054SPF(お客様センター使用分)	(有)森田商事		10,296	812,452,517
令和 03年11月19日	支出	000473	備用品費	010 備用品費 (3,850) 000 コピーチャージ料(10月分) 000 MP5055SPF 910枚	(有)森田商事		3,850	812,448,667
令和 03年11月19日	支出	000475	燃料費	010 燃料費 (4,498) 000 10月分公用車ガソリン代 000 レギュラー28.65L 157円/L	J A茨城エネルギー株		4,498	812,444,169
令和 03年11月19日	支出	000476	修繕費	010 修繕費 (396,000) 000 (32-41) 000 令和3年度 水道維持第21号 石塚浄水場 000 No.2排泥用ポンプレター修繕工事 000 城里町大字石塚地内 000 R3/10/9~R3/12/10	富士メンテナンス(株)		396,000	812,048,169
令和 03年11月19日	支出	000477	委託料	010 委託料 (1,221,000) 000 (31-6) 000 令和3年度 水道維持委託第5号 赤沢浄水場 000 ・岩船配水場水質計器点検整備業務 000 城里町御前山・岩船地内 000 R3/4/24~R4/3/31	(株)ヤマト 茨城営業		1,221,000	810,827,169
令和 03年11月19日	支出	000478	動力費	010 動力費 (3,121,005) 000 10月分 000 松山下取水場 797,741円	(株)シナジアパワー		3,121,005	807,706,164

-22-

現金預金出納簿(明細)

令和 03年11月 ~ 令和 03年11月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
				000 石塚浄水場 534,717円 000 小松浄水場 960,919円 000 小松導水場 351,696円 000 赤沢取水場 475,932円				
令和 03年11月19日	支出	000479	燃料費	010 燃料費 (40,094) 000 10月分公用車ガソリン代	南梅原屋石油店		40,094	807,666,070
令和 03年11月19日	支出	000480	備用品費	010 備用品費 (17,402) 000 コヨ チューブファイバ 7-RT6100B 1箱 000 キンクジム トッチファイバ 2473GXA 1箱	大志堂徳宿商店		17,402	807,648,668
令和 03年11月19日	支出	000481	薬品費	010 薬品費 (600,600) 000 石塚浄水場 次亜 2,000kg (10/1) 000 赤沢浄水場 次亜 760kg (10/20) 000 小松浄水場 次亜 1,510kg (10/22) 000 岩船・小勝配水場 次亜 20kg10箱(10/26) 000 小松浄水場 PAC 910kg (10/6) 000 石塚浄水場 PAC 1,960kg (10/18) 000 小松浄水場 苛性 1,020kg (10/11)	東鉱商事(株)		600,600	807,048,068
令和 03年11月19日	支出	000482	給料	010 給料 (2,051,300) 000 11月分	阿久津 惠三 外6名		2,051,300	804,996,768
令和 03年11月19日	支出	000483	手当	010 扶養手当 (63,000) 000 11月分	大塚 一彦 外1名		63,000	804,933,768
令和 03年11月19日	支出	000484	手当	020 管理職手当 (71,000) 000 11月分	阿久津 惠三 外1名		71,000	804,862,768
令和 03年11月19日	支出	000485	手当	090 住居手当 (45,000) 000 11月分	松崎 幸子 他1名		45,000	804,817,768
令和 03年11月19日	支出	000486	手当	060 時間外手当 (127,462) 000 11月分	大塚 一彦 他3名		127,462	804,690,306
令和 03年11月19日	支出	000487	手当	050 通勤手当 (25,300) 000 11月分	阿久津 惠三 外4名		25,300	804,665,006
令和 03年11月19日	支出	000488	手当	080 特勤手当(待機手当) (20,000) 000 11月分	阿久津 惠三 外4名		20,000	804,645,006
令和 03年11月19日	支出	000491	委託料	010 委託料 (8,800) 000 コカトラスノバチ駆除	浅川養蜂場 本場		8,800	804,636,206
令和 03年11月19日	支出	000497	備用品費	010 備用品費 (11,750) 000 追録 地方公共団体 契約実務の要点 000 114-118 000 請求書番号2068891	第一法規(株)		11,750	804,624,456
令和 03年11月22日	収入	000873	現年末収給水収益	010 水道料金収納 40件 (168,414)		168,414		804,792,870
令和 03年11月22日	収入	000874	過年末収給水収益	010 水道料金収納 H23年度調定分 2件 (3,570)		3,570		804,796,440
令和 03年11月22日	収入	000875	督促手数料	010 督促手数料 12件 (1,200)		1,200		804,797,640
令和 03年11月22日	収入	000876	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 22件 (69,449)		69,449		804,867,089
令和 03年11月22日	収入	000877	雑収益	010 雑収益 (1,000)		1,000		804,868,089

現金預金出納簿(明細)

令和 03年11月 ~ 令和 03年11月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
令和 03年11月22日	収入	000878	手数料	010 手数料 (200)		200		804,868,289
令和 03年11月22日	収入	000879	手数料	010 手数料 (200)		200		804,868,489
令和 03年11月24日	収入	000880	現年未収給水収益	010 水道料金収納 32件 (216,382)		216,382		805,084,871
令和 03年11月24日	収入	000881	督促手数料	010 督促手数料 6件 (552)		552		805,085,423
令和 03年11月24日	収入	000882	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 18件 (55,891)		55,891		805,141,314
令和 03年11月24日	収入	000883	手数料	010 手数料 (4,000)		4,000		805,145,314
令和 03年11月24日	収入	000884	加入金	010 加入金 (198,000)		198,000		805,343,314
令和 03年11月24日	収入	000885	手数料	010 手数料 (4,000)		4,000		805,347,314
令和 03年11月24日	収入	000886	加入金	010 加入金 (198,000)		198,000		805,545,314
令和 03年11月24日	収入	000887	手数料	010 手数料 (200)		200		805,545,514
令和 03年11月25日	収入	000888	現年未収給水収益	010 水道料金収納 72件 (642,070)		642,070		806,187,584
令和 03年11月25日	収入	000889	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H21年度調定分 2件 (3,900)		3,900		806,191,484
令和 03年11月25日	収入	000890	督促手数料	010 督促手数料 16件 (1,600)		1,600		806,193,084
令和 03年11月25日	収入	000891	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 40件 (135,586)		135,586		806,328,670
令和 03年11月25日	収入	000892	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		806,330,670
令和 03年11月26日	収入	000893	現年未収給水収益	010 水道料金収納 30件 (107,388)		107,388		806,438,058
令和 03年11月26日	収入	000894	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H18年度調定分 1件 (2,020)		2,020		806,440,078
令和 03年11月26日	収入	000895	督促手数料	010 督促手数料 10件 (1,000)		1,000		806,441,078
令和 03年11月26日	収入	000896	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 13件 (36,850)		36,850		806,477,928
令和 03年11月29日	収入	000897	現年未収給水収益	010 水道料金収納 44件 (130,648)		130,648		806,608,576
令和 03年11月29日	収入	000898	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H28年度調定分 3件 (3,697)		3,697		806,612,273
令和 03年11月29日	収入	000899	督促手数料	010 督促手数料 9件 (900)		900		806,613,173
令和 03年11月29日	収入	000900	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 21件 (42,632)		42,632		806,655,805
令和 03年11月29日	支出	000499	修繕費	010 修繕費 (66,000) 000 11/15 阿波山区漏水調査	(株)高嶋建設		66,000	806,589,805
令和 03年11月29日	支出	000500	手数料	010 手数料 (56,098) 000 コンビニ収納サービス基本料・手数料 000 基本料5,000円 手数料57円×807件 000 2021/10/1~2021/10/31	(株)常陽銀行 石塚支		56,098	806,533,707
令和 03年11月29日	支出	000501	修繕費	010 修繕費 (132,000) 000 下坏地区漏水修理 000 R3/9/10	(株)三橋電機		132,000	806,401,707
令和 03年11月29日	支出	000502	委託料	010 委託料 (2,359,500) 000 (311-41) 000 城里町水道料金等徴収事務業務 000 城里町内 000 R3年10月分	大崎データテック(株)		2,359,500	804,042,207
令和 03年11月29日	支出	000503	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 (11,564,928) 000 公共下水道使用料 000 (R3/10/16~R3/11/15収納分)	城里町長 上遠野 修		11,564,928	792,477,279
令和 03年11月29日	支出	000504	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 (4,131,182) 000 農業集落排水使用料	城里町長 上遠野 修		4,131,182	788,346,097

現金預金出納簿(明細)

令和 03年11月 ~ 令和 03年11月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
				000 (R3/10/16~R3/11/15収納分)				
令和 03年11月29日	支 出	000505	修繕費	010 修繕費 (154,000)	所水道工事店		154,000	788,192,097
				000 11/11 上青山地内 配水管漏水修繕工事				
令和 03年11月29日	支 出	000506	修繕費	010 修繕費 (363,000)	(有)大竹建設工業		363,000	787,829,097
				000 11/12 下青山地区 配水管漏水修繕工事				
令和 03年11月30日	収 入	000901	現年未収給水収益	010 水道料金収納 25件 (85,056)		85,056		787,914,153
令和 03年11月30日	収 入	000902	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H18年度調定分 2件 (3,100)		3,100		787,917,253
令和 03年11月30日	収 入	000903	督促手数料	010 督促手数料 8件 (800)		800		787,918,053
令和 03年11月30日	収 入	000904	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 18件 (50,833)		50,833		787,968,886
令和 03年11月30日	収 入	000905	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		787,970,886
令和 03年11月30日	収 入	000906	加入金	010 加入金 (110,000)		110,000		788,080,886
令和 03年11月30日	支 出	000489	法定福利費	010 法定福利費 (475,238)	市町村職員共済組合		475,238	787,605,648
				000 11月分				
令和 03年11月30日	支 出	000490	手当	100 退職手当組合 (276,925)	茨城県市町村総合事務		276,925	787,328,723
				000 11月分				
令和 03年11月30日	支 出	000492	通信運搬費	010 通信運搬費 (303,116)	東日本電信電話(株)		303,116	787,025,607
				000 テレメータ使用料(11月分)				
令和 03年11月30日	支 出	000493	光熱水費	010 光熱水費 (1,430)	城里町長 上遠野 修		1,430	787,024,177
				000 赤沢浄水場下水道使用料				
				000 R3.11月請求分(R3.10月使用分)				
令和 03年11月30日	支 出	000494	通信運搬費	010 通信運搬費 (609)	NTTファイナンス(609	787,023,568
				000 上青山増圧ポンプ場				
				000 自動通報装置 R3.11月請求分				
				000 080-2198-3127				
令和 03年11月30日	支 出	000495	通信運搬費	010 通信運搬費 (609)	NTTファイナンス(609	787,022,959
				000 高根台配水場				
				000 自動通報装置 R3.11月請求分				
				000 080-8936-7117				
令和 03年11月30日	支 出	000510	通信運搬費	010 通信運搬費 (5,244)	NTTファイナンス(5,244	787,017,715
				000 塩子配水場(11月分)				
				000 0296-88-2085				
				000 0296-88-3088				
令和 03年11月30日	支 出	000511	動力費	010 動力費 (923,268)	東京電力エナジーパー		923,268	786,094,447
				000 桂地区11月分(08703-20016-1-00外10件)				
令和 03年11月30日	支 出	000519	通信運搬費	010 通信運搬費 (26,328)	(株)エヌ・ティ・ティ		26,328	786,068,119
				000 携帯電話4台(11月請求分(10月利用分))				
				【11月合計】		50,623,839	54,609,894	
				【翌月繰越】		1,363,797,658	577,729,539	786,068,119

令和 3 年度

出 納 検 査 報 告 書

令和 3 年 1 2 月 2 8 日現在

令和 4 年 1 月 2 0 日執行

第 号

監 查 委 員
監 查 委 員

横倉好夫 
小 坂 孝 

例 月

出 納 檢 查 報 告

第 回臨時

令和 3 年度



現金出納状況調

令和 4 年 1 月 7 日作成 1

(令和 3 年 12 月末現在)

会 計 名	収 入			支 出			差 引 残 高
	前 月 迄 累 計	当 月 分	累 計	前 月 迄 累 計	当 月 分	累 計	
01 一般会計	7,211,335,465	617,418,257	7,828,753,722	6,397,058,134	837,464,220	7,234,522,354	594,231,368
02 国民健康保険特別会計（事業勘	1,291,953,330	46,869,429	1,338,822,759	1,153,778,942	65,064,614	1,218,843,556	119,979,203
03 国民健康保険特別会計（施設勘	139,914,179	13,775,755	153,689,934	123,620,729	26,052,973	149,673,702	4,016,232
05 後期高齢者医療特別会計	117,404,647	2,949,100	120,353,747	116,240,646	74,069,275	190,309,921	-69,956,174
06 介護保険特別会計（保険事業勘	1,654,019,281	126,330,181	1,780,349,462	1,358,303,834	195,219,329	1,553,523,163	226,826,299
07 介護保険特別会計（介護サービ	4,889,352	437,030	5,326,382	994,201	338,208	1,332,409	3,993,973
08 公共下水道事業特別会計	608,043,252	54,408,973	662,452,225	463,527,067	82,333,239	545,860,306	116,591,919
09 農業集落排水事業特別会計	213,253,298	3,703,441	216,956,739	122,026,581	8,667,803	130,694,384	86,262,355
20 歳計外現金	361,612,232	64,454,812	426,067,044	312,106,405	54,884,456	366,990,861	59,076,183
30 一時借入金	0	0	0	0	0	0	0
40 基金	5,596,844,483	3,082,951	5,599,927,434	146,334,200	523,800	146,858,000	5,453,069,434
50 基金繰替運用金	0	0	0	0	0	0	0
合 計	17,199,269,519	933,429,929	18,132,699,448	10,193,990,739	1,344,617,917	11,538,608,656	6,594,090,792

現金出納日計表

町長	会計管理者	会計課長	歳入係	歳出係
				

令和3年度

令和3年12月28日 分

(単位：円)

会計名	前日繰越額	受入額		支払額		本日残高	備考
		件数	金額	件数	金額		
一般会計	597,221,329	156	41,269,521	18	44,259,482	594,231,368	
特別会計	国民健康保険(事業勘定)	44	3,310,454	5	1,383,493	119,979,203	
	国民健康保険(施設勘定)	6	2,188,650	6	3,088,312	4,016,232	
	後期高齢者医療	20	174,200	0	0	△ 69,956,174	
	介護保険(保険事業勘定)	15	242,790	6	1,671,961	226,826,299	
	介護保険(介護サービス事業勘定)	0	0	0	0	3,993,973	
	公共下水道事業	1	340,000	10	13,170,292	116,591,919	
	農業集落排水事業	0	0	3	312,212	86,262,355	
歳入金等 未整理口	0	2	150,000	0	0	150,000	
歳入歳出外現金	92,913,681	1	12,980	2	33,850,478	59,076,183	
一時借入金	0	0	0	0	0	0	
基金繰替運用金	0	0	0	0	0	0	
合計	1,191,218,993	245	47,688,595	50	97,736,230	1,141,171,358	

上記の通り報告いたします。

令和3年12月28日

城里町会計管理者 久保田 和美 殿

城里町指定金融機関
株式会社 常陽銀行 石塚支店



現 金 調 書

(単位:円)

令和3年12月28日 現在

種 別	金 額	保 管 の 状 況	
一般会計	594,231,368	預 入 先	
国民健康保険特別会計(事業)	119,979,203	常陽銀行 石塚支店	
国民健康保険特別会計(診療所)	4,016,232	当 座 預 金	0
後期高齢者医療	△ 69,956,174	定 期 預 金 No.1386211	27,000,000
介護保険(保険事業勘定)	226,826,299	普 通 預 金	
介護保険(介護サービス事業勘定)	3,993,973	No.1351181(会計管理者)	1,106,629,210
公共下水道事業特別会計	116,591,919		
農業集落排水事業特別会計	86,262,355	No.0806727(城里町住宅敷金)	1,571,994
歳計外現金	59,076,183	No.1427591(指定金融機関担保金)	5,000,154
一時借入金	0		
基金繰替運用金	0	小 口 現 金 (本 庁)	770,000
歳入金等未整理口	150,000	(桂支所)	100,000
		(七会町民センター)	100,000
計	1,141,171,358	計	1,141,171,358

※下記はゆうちょ銀行分の歳入未処理分である。

決済預金口座現在高

口座番号 1393216

9,874,540 円

運用基金の運用状況調書

(R3.12.28現在)

金額(円)

区	分	種別	前月末貸付高 A	今月貸付高 B	今月償還高 C	今月末貸付高 A+B-C
奨学基金		貸付	32,665,300	280,000	1,279,500	31,665,800
		現金	前月末残高 A	今月払出高 B	今月取得高 C	今月末残高 A-B+C
			16,876,730	280,000	1,279,550	17,876,280
区	分	種別	前月末貸付高 A	今月貸付高 B	今月償還高 C	今月末貸付高 A+B-C
繁殖牛 導入事業基金		貸付	(28)頭 14,129,640	(0)頭 0	(3)頭 1,500,000	(25)頭 12,629,640
		現金	前月末残高 A	今月払出高 B	今月取得高 C	今月末残高 A-B+C
			9,283,470	0	1,500,000	10,783,470
区	分	種別	前月末残高 A	今月払出高 B	今月取得高 C	今月末保有高 A-B+C
土地開発基金		土地	127,401,777	0	0	127,401,777
		現金	192,156,857	0	1,233	192,158,090
区	分	種別	前月末残高 A	今月払出高 B	今月取得高 C	今月末保有高 A-B+C
収入印紙等購入基金		印紙・証紙	752,860	191,500	243,800	805,160
		現金	247,140	243,800	191,500	194,840

令和 3 年度 歳入計算書

令和 4年 1月11日作成 1

01 一般会計

(令和 3年12月末現在)

科目名	当初予算額	補正予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	予算現額と収入済額との比較 (B)-(A)	収入率(%)	
	繰越額	予算現額(A)	当月分	当月分		還付未済額	収入未済額	対予算対調定
			累計	累計(B)				
01 町税	1,969,894,000	0	15,545,523	77,350,841	0	-461,010,158	76.60	
	0	1,969,894,000	1,969,764,090	1,508,883,842	0	460,880,248	76.60	
02 地方譲与税	144,769,000	0	0	0	0	-44,542,000	69.23	
	0	144,769,000	100,227,000	100,227,000	0	0	100.00	
03 利子割交付金	1,354,000	0	391,000	391,000	0	-358,000	73.56	
	0	1,354,000	996,000	996,000	0	0	100.00	
04 配当割交付金	7,181,000	0	498,000	498,000	0	-4,806,000	33.07	
	0	7,181,000	2,375,000	2,375,000	0	0	100.00	
05 株式等譲渡所得割交付金	7,536,000	0	0	0	0	-7,536,000	0.00	
	0	7,536,000	0	0	0	0		
06 法人事業税交付金	9,518,000	0	3,193,000	3,193,000	0	1,115,000	111.71	
	0	9,518,000	10,633,000	10,633,000	0	0	100.00	
07 地方消費税交付金	364,450,000	0	87,651,000	87,651,000	0	-56,421,000	84.52	
	0	364,450,000	308,029,000	308,029,000	0	0	100.00	
08 ゴルフ場利用税交付金	59,201,000	0	21,750,890	21,750,890	0	-11,376,108	80.78	
	0	59,201,000	47,824,892	47,824,892	0	0	100.00	
09 環境性能割交付金	11,199,000	0	3,057,000	3,057,000	0	-3,504,000	68.71	
	0	11,199,000	7,695,000	7,695,000	0	0	100.00	
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	770,000	0	780,000	780,000	0	10,000	101.30	
	0	770,000	780,000	780,000	0	0	100.00	
11 地方特例交付金	8,600,000	5,306,000	0	0	0	0	100.00	
	0	13,906,000	13,906,000	13,906,000	0	0	100.00	
12 地方交付税	3,430,521,000	647,034,000	227,522,000	227,522,000	0	75,141,000	101.84	
	0	4,077,555,000	4,152,696,000	4,152,696,000	0	0	100.00	
13 交通安全対策特別交付金	2,227,000	0	0	0	0	-1,081,000	51.46	
	0	2,227,000	1,146,000	1,146,000	0	0	100.00	
14 分担金及び負担金	5,373,000	0	4,700	638,200	0	-1,514,000	71.82	
	0	5,373,000	4,408,460	3,859,000	0	549,460	87.54	
15 使用料及び手数料	128,691,000	0	9,151,330	9,378,045	0	-41,454,817	67.79	
	0	128,691,000	140,288,106	87,236,183	0	53,051,923	62.18	
16 国庫支出金	1,063,795,000	301,306,000	136,340,908	156,311,231	0	-898,174,858	41.57	
	172,207,000	1,537,308,000	740,134,159	639,133,142	0	101,001,017	86.35	
17 県支出金	582,373,000	8,388,000	16,757,000	16,244,000	0	-503,913,964	16.77	
	14,663,000	605,424,000	123,365,036	101,510,036	0	21,855,000	82.28	

令和 3 年度 歳 出 計 算 書

令和 4年 1月11日作成

01 一般会計

(令和 3年12月末現在)

科 目 名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当月分	当月分	配当残額(B)-(C)	
				累計(C)	累計		
01 議会費	108,240,000	-3,700,000	104,540,000	15,354,595	15,296,795	21,819,331	77.61
	0	0	104,540,000	82,720,669	81,136,573	21,819,331	
02 総務費	1,394,508,000	272,590,000	1,679,110,000	114,378,688	124,828,317	538,108,906	61.74
	12,012,000	0	1,679,110,000	1,141,001,094	1,036,683,381	538,108,906	
03 民生費	2,538,284,000	250,602,000	2,894,127,000	332,574,314	292,881,990	1,001,670,060	61.17
	105,241,000	0	2,894,127,000	1,892,456,940	1,770,423,576	1,001,670,060	
04 衛生費	1,370,256,000	138,565,000	1,573,756,000	153,508,288	61,920,861	558,717,560	36.81
	64,286,000	649,000	1,573,756,000	1,015,038,440	579,301,352	558,717,560	
05 農林水産業費	569,609,000	6,096,000	589,816,000	19,188,922	18,985,357	191,675,066	58.50
	14,111,000	0	589,816,000	398,140,934	345,047,915	191,675,066	
06 商工費	383,020,000	47,772,000	559,967,000	29,427,693	144,852,872	93,027,907	70.90
	129,175,000	0	559,967,000	466,939,093	397,021,622	93,027,907	
07 土木費	1,544,524,000	-12,707,000	2,115,572,000	76,908,778	79,947,302	662,542,804	53.22
	583,460,000	295,000	2,115,572,000	1,453,029,196	1,126,006,806	662,542,804	
08 消防費	483,657,000	17,025,000	920,552,000	12,009,553	12,900,833	47,151,338	84.13
	419,870,000	0	920,552,000	873,400,662	774,488,514	47,151,338	
09 教育費	926,275,000	12,338,000	970,969,000	68,205,454	85,849,893	274,940,027	64.17
	32,356,000	0	970,969,000	696,028,973	623,022,951	274,940,027	
10 災害復旧費	6,000	0	6,000	0	0	6,000	0.00
	0	0	6,000	0	0	6,000	
11 公債費	861,621,000	-9,354,000	852,267,000	0	0	350,877,336	58.83
	0	0	852,267,000	501,389,664	501,389,664	350,877,336	
12 予備費	10,000,000	0	9,056,000	0	0	9,056,000	0.00
	0	-944,000	9,056,000	0	0	9,056,000	
合 計	10,190,000,000	719,227,000	12,269,738,000	821,556,285	837,464,220	3,749,592,335	58.96
	1,360,511,000	0	12,269,738,000	8,520,145,665	7,234,522,354	3,749,592,335	

歳入歳出差引残 594,231,368円

令和 3 年度 歳出計算書

令和 4年 1月11日作成 2

02 国民健康保険特別会計（事業勘定）

（令和 3年12月末現在）

科目名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当月分 累計(C)	当月分 累計	配当残額(B)-(C)	
01 総務費	72,262,000	-12,922,000	59,340,000	7,538,982	7,479,526	11,844,696	70.57
	0	0	59,340,000	47,495,304	41,877,105	11,844,696	
02 保険給付費	1,557,582,000	105,703,000	1,663,285,000	128,404,195	4,096,209	603,835,380	56.16
	0	0	1,663,285,000	1,059,449,620	934,051,214	603,835,380	
03 国民健康保険事業費納付金	407,414,000	0	407,414,000	60,339,231	50,282,694	125,830,955	54.30
	0	0	407,414,000	281,583,045	221,243,814	125,830,955	
04 共同事業拠出金	2,000	0	2,000	0	0	2,000	0.00
	0	0	2,000	0	0	2,000	
05 保健事業費	34,627,000	381,000	35,008,000	4,053,359	3,206,185	9,322,096	58.81
	0	0	35,008,000	25,685,904	20,587,492	9,322,096	
06 基金積立金	218,128,000	48,612,000	266,740,000	0	0	266,708,869	0.01
	0	0	266,740,000	31,131	31,131	266,708,869	
07 公債費	84,000	0	84,000	0	0	84,000	0.00
	0	0	84,000	0	0	84,000	
08 諸支出金	14,873,000	0	14,873,000	553,400	0	13,266,800	7.08
	0	0	14,873,000	1,606,200	1,052,800	13,266,800	
09 予備費	10,000,000	0	10,000,000	0	0	10,000,000	0.00
	0	0	10,000,000	0	0	10,000,000	
合計	2,314,972,000	141,774,000	2,456,746,000	200,889,167	65,064,614	1,040,894,796	49.61
	0	0	2,456,746,000	1,415,851,204	1,218,843,556	1,040,894,796	

歳入歳出差引残 119,979,203円

令和 3 年度 歳出計算書

令和 4年 1月11日作成 3

03 国民健康保険特別会計（施設勘定）

（令和 3年12月末現在）

科目名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当月分 累計(C)	当月分 累計	配当残額(B)-(C)	
01 総務費	143,396,000	-4,906,000	138,490,000	20,099,532	20,760,940	34,766,960	73.73
	0	0	138,490,000	103,723,040	102,110,958	34,766,960	
02 医業費	68,067,000	6,459,000	74,526,000	4,926,054	5,292,033	38,600,723	46.10
	0	0	74,526,000	35,925,277	34,354,045	38,600,723	
03 公債費	26,458,000	0	26,458,000	0	0	13,249,301	49.92
	0	0	26,458,000	13,208,699	13,208,699	13,249,301	
04 予備費	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0.00
	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
合計	238,921,000	1,553,000	240,474,000	25,025,586	26,052,973	87,616,984	62.24
	0	0	240,474,000	152,857,016	149,673,702	87,616,984	

歳入歳出差引残 4,016,232円

令和 3 年度 歳 出 計 算 書

令和 4年 1月11日作成 5

06 介護保険特別会計 (保険事業勘定)

(令和 3年12月末現在)

科 目 名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当月分 累計(C)	当月分 累計	配当残額(B)-(C)	
01 総務費	46,942,000	110,000	47,052,000	5,819,309	5,708,069	12,393,485	68.57
	0	0	47,052,000	34,658,515	32,264,395	12,393,485	
02 保険給付費	2,325,307,000	110,000	2,325,417,000	182,178,367	182,178,367	852,233,393	63.35
	0	0	2,325,417,000	1,473,183,607	1,473,183,607	852,233,393	
03 地域支援事業費	74,177,000	-2,641,000	71,536,000	6,854,734	7,332,893	22,397,908	61.84
	0	0	71,536,000	49,138,092	44,241,317	22,397,908	
04 財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0.00
	0	0	1,000	0	0	1,000	
05 基金積立金	2,000	61,120,000	61,122,000	0	0	61,121,680	0.00
	0	0	61,122,000	320	320	61,121,680	
06 諸支出金	41,000	3,812,000	3,853,000	0	0	19,476	99.49
	0	0	3,853,000	3,833,524	3,833,524	19,476	
合 計	2,446,470,000	62,511,000	2,508,981,000	194,852,410	195,219,329	948,166,942	61.92
	0	0	2,508,981,000	1,560,814,058	1,553,523,163	948,166,942	

歳入歳出差引残 226,826,299円

令和 3 年度 歳入歳出外現金内訳表

令和 4年 1月12日作成

20 歳計外現金

(令和 3年12月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差 引 残 高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
01 町民税県民税	0	0	0	0	0	0
01 町民税県民税現年度分	0	0	0	0	0	0
02 町民税県民税過年度分	0	0	0	0	0	0
02 町営住宅敷金	28,445,594	29,243,294 126,400	29,369,694	797,700 0	797,700	28,571,994
01 町営住宅敷金	28,445,594	29,243,294 126,400	29,369,694	797,700 0	797,700	28,571,994
03 源泉所得税	4,183,940	47,639,875 7,496,335	55,136,210	43,455,935 4,183,940	47,639,875	7,496,335
01 源泉所得税	4,183,940	47,639,875 7,496,335	55,136,210	43,455,935 4,183,940	47,639,875	7,496,335
04 共済組合委託金	0	0	0	0	0	0
01 共済組合委託金	0	0	0	0	0	0
05 共済掛金等	252,460	195,491,087 48,179,005	243,670,092	195,238,627 44,290,478	239,529,105	4,140,987
01 共済掛金等	252,460	195,491,087 48,179,005	243,670,092	195,238,627 44,290,478	239,529,105	4,140,987
06 個人事業税	0	0	0	0	0	0
01 個人事業税	0	0	0	0	0	0
07 県税	0	0	0	0	0	0
01 県税	0	0	0	0	0	0
08 財形	0	13,015,000 3,872,000	16,887,000	13,015,000 3,872,000	16,887,000	0
01 財形	0	13,015,000 3,872,000	16,887,000	13,015,000 3,872,000	16,887,000	0
09 心身障害者扶養共済保険掛金	28,000	100,800 0	100,800	72,800 5,600	78,400	22,400

20 歳計外現金

(令和 3 年 12 月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差 引 残 高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
0901 心身障害者扶養共済保険掛金	28,000	100,800	100,800	72,800	78,400	22,400
		0		5,600		
10 他町村分町県民税	2,230,200	17,465,400	19,808,900	15,235,200	17,465,400	2,343,500
		2,343,500		2,230,200		
01 他町村分町県民税	2,230,200	17,465,400	19,808,900	15,235,200	17,465,400	2,343,500
		2,343,500		2,230,200		
11 家族旅行村藤井川ダムふれあいの里	0	0	0	0	0	0
		0		0		
01 家族旅行村藤井川ダムふれあいの里	0	0	0	0	0	0
		0		0		
12 災害共済給付金	112,534	31,867,536	32,903,016	31,755,002	31,771,969	1,131,047
		1,035,480		16,967		
01 災害共済給付金	112,534	31,867,536	32,903,016	31,755,002	31,771,969	1,131,047
		1,035,480		16,967		
13 心身障害者扶養共済年金	0	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	0
		0		0		
01 心身障害者扶養共済年金	0	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	0
		0		0		
14 現金支出保管分	4,225,239	5,988,129	5,990,829	1,762,890	1,807,890	4,182,939
		2,700		45,000		
01 現金支出保管分	4,225,239	5,988,129	5,990,829	1,762,890	1,807,890	4,182,939
		2,700		45,000		
15 契約保証金	0	1,701,590	2,741,590	1,701,590	1,701,590	1,040,000
		1,040,000		0		
01 契約保証金	0	1,701,590	2,741,590	1,701,590	1,701,590	1,040,000
		1,040,000		0		
02 公売保証金	0	0	0	0	0	0
		0		0		
16 広域分	0	0	0	0	0	0
		0		0		
01 広域分	0	0	0	0	0	0
		0		0		
17 雑入	263,402	2,897,553	3,072,246	2,634,151	2,813,425	258,821
		174,693		179,274		
01 雑入	263,402	2,897,553	3,072,246	2,634,151	2,813,425	258,821
		174,693		179,274		

令和 3 年度 歳入歳出外現金内訳表

20 歳計外現金

(令和 3年12月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差 引 残 高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
18 県民交通災害共済掛金	0	300,700 0	300,700	300,700 0	300,700	0
01 県民交通災害共済掛金	0	300,700 0	300,700	300,700 0	300,700	0
19 緑の募金	0	134,217 0	134,217	134,217 0	134,217	0
01 緑の募金	0	134,217 0	134,217	134,217 0	134,217	0
20 公的個人認証サービス 電子証明書発行手数料	0	0 0	0	0 0	0	0
01 公的個人認証サービス 電子証明書発行手数料	0	0 0	0	0 0	0	0
21 職員分町県民税	0	0 0	0	0 0	0	0
01 職員分町県民税	0	0 0	0	0 0	0	0
22 換価代金	92,904	4,694,497 183,699	4,878,196	4,601,593 60,997	4,662,590	215,606
01 換価代金	92,904	4,694,497 183,699	4,878,196	4,601,593 60,997	4,662,590	215,606
23 災害義援金	0	0 0	0	0 0	0	0
01 災害義援金	0	0 0	0	0 0	0	0
24 原状回復保証金	4,665,600	4,665,600 0	4,665,600	0 0	0	4,665,600
01 かつら保育所跡地原状回復保証金	1,209,600	1,209,600 0	1,209,600	0 0	0	1,209,600
02 山びこの郷ランド跡地原状回復保証金	3,456,000	3,456,000 0	3,456,000	0 0	0	3,456,000
25 間伐精算金	0	0 0	0	0 0	0	0
01 間伐精算金	0	0 0	0	0 0	0	0
26 個人番号カード電子証明再交付手数料	5,800	6,800 1,000	7,800	1,000 0	1,000	6,800

20 歳計外現金

(令和 3年12月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差引残高
		前月迄累計 当 月 分	累 計	前月迄累計 当 月 分	累 計	
2601 個人番号カード電子証明再交付手数料	1,800	2,800 200	3,000	1,000 0	1,000	2,000
02 個人番号カード再発行手数料	4,000	4,000 800	4,800	0 0	0	4,800
27 指定金融機関担保金	5,000,154	5,000,154 0	5,000,154	0 0	0	5,000,154
01 指定金融機関担保金	5,000,154	5,000,154 0	5,000,154	0 0	0	5,000,154
合 計	49,505,827	361,612,232 64,454,812	426,067,044	312,106,405 54,884,456	366,990,861	59,076,183

令和 3 年度 歳入歳出外現金内訳表

令和 4 年 1 月 12 日作成 1

40 基金

(令和 3 年 12 月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差 引 残 高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
01 財政調整基金	2,449,419,619	2,449,419,619	2,449,512,627	0	0	2,449,512,627
		93,008		0		
01 財政調整基金 ① 普 267,512,627 ② 定 2,182,000,000	2,449,419,619	2,449,419,619	2,449,512,627	0	0	2,449,512,627
		93,008		0		
02 奨学基金	16,876,730	19,116,730	20,396,280	2,240,000	2,520,000	17,876,280
		1,279,550		280,000		
01 奨学基金 ① 普 9,876,280 ② 定 8,000,000	16,876,730	19,116,730	20,396,280	2,240,000	2,520,000	17,876,280
		1,279,550		280,000		
03 土地開発基金	192,156,857	192,156,857	192,158,090	0	0	192,158,090
		1,233		0		
01 土地開発基金 ① 普 14,158,090 ② 定 178,000,000	192,156,857	192,156,857	192,158,090	0	0	192,158,090
		1,233		0		
05 繁殖牛導入事業基金	9,283,470	10,283,470	11,783,470	1,000,000	1,000,000	10,783,470
		1,500,000		0		
01 繁殖牛導入事業基金 ① 普 10,783,470	9,283,470	10,283,470	11,783,470	1,000,000	1,000,000	10,783,470
		1,500,000		0		
06 善行賞基金	1,308,856	1,308,856	1,308,866	0	0	1,308,866
		10		0		
01 善行賞基金 ① 普 308,866 ② 定 1,000,000	1,308,856	1,308,856	1,308,866	0	0	1,308,866
		10		0		
07 公共施設等総合管理基金	1,067,818,247	1,121,818,247	1,121,818,247	54,000,000	54,000,000	1,067,818,247
		0		0		
01 公共施設等総合管理基金 ① 普 1,067,818,247	1,067,818,247	1,121,818,247	1,121,818,247	54,000,000	54,000,000	1,067,818,247
		0		0		
09 城里家族旅行村基金	0	0	0	0	0	0
		0		0		
01 城里家族旅行村基金	0	0	0	0	0	0
		0		0		
10 国民健康保険支払準備基金	560,261,979	560,261,979	560,261,979	0	0	560,261,979
		0		0		
01 国民健康保険支払準備基金 ① 普 442,261,979 ② 定 118,000,000	560,261,979	560,261,979	560,261,979	0	0	560,261,979
		0		0		
11 ふるさと創生基金	8,849,904	8,849,904	8,849,904	0	0	8,849,904
		0		0		
01 ふるさと創生基金 ① 普 849,904 ② 定 8,000,000	8,849,904	8,849,904	8,849,904	0	0	8,849,904
		0		0		

40 基金

(令和 3 年 12 月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差引残高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
12 減債基金	101,831,814	101,831,814	101,832,024	0	0	101,832,024
01 減債基金						
(普) 80,832,024 (定) 21,000,000	101,831,814	101,831,814	101,832,024	0	0	101,832,024
13 スポーツ芸術文化振興基金	0	0	0	0	0	0
01 スポーツ芸術文化振興基金	0	0	0	0	0	0
14 番場まつの福祉基金	10,000,199	10,000,199	10,000,199	0	0	10,000,199
01 番場まつの福祉基金						
(普) 199 (定) 10,000,000	10,000,199	10,000,199	10,000,199	0	0	10,000,199
15 地域振興基金	1,654,174	1,654,174	1,654,174	0	0	1,654,174
01 地域振興基金						
(普) 1,654,174	1,654,174	1,654,174	1,654,174	0	0	1,654,174
16 公共施設整備基金	713,699,661	713,699,661	713,717,061	0	0	713,717,061
01 公共施設整備基金						
(普) 114,717,061 (定) 599,000,000	713,699,661	713,699,661	713,717,061	0	0	713,717,061
18 介護給付費準備基金	484,746	86,769,746	86,769,746	86,285,000	86,285,000	484,746
01 介護給付費準備基金						
(普) 484,746	484,746	86,769,746	86,769,746	86,285,000	86,285,000	484,746
19 生活環境整備基金	50,852,822	50,852,822	50,852,822	0	0	50,852,822
01 生活環境整備基金						
(普) 852,822 (定) 50,000,000	50,852,822	50,852,822	50,852,822	0	0	50,852,822
20 地域福祉振興基金	210,441,447	210,441,447	210,441,447	0	0	210,441,447
01 地域福祉振興基金						
(普) 2,441,447 (定) 208,000,000	210,441,447	210,441,447	210,441,447	0	0	210,441,447
21 ふるさと水と土保全基金	4,225,635	4,225,635	4,225,675	0	0	4,225,675
01 ふるさと水と土保全基金						
(普) 225,675 (定) 4,000,000	4,225,635	4,225,635	4,225,675	0	0	4,225,675

令和 3 年度 歳入歳出外現金内訳表

令和 4年 1月12日作成 3

40 基金

(令和 3年12月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差引残高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
23 農業集落排水事業債償還準備基金	0	0	0	0	0	0
01 農業集落排水事業債償還準備基金	0	0	0	0	0	0
24 ふるさと応援基金	31,052,572	31,052,572	31,052,572	0	0	31,052,572
01 ふるさと応援基金 (普) 31,052,572	31,052,572	31,052,572	31,052,572	0	0	31,052,572
26 収入印紙等購入基金	247,140	1,656,340	1,847,840	1,409,200	1,653,000	194,840
01 収入印紙等購入基金 (普) 194,840	247,140	1,656,340	1,847,840	1,409,200	1,653,000	194,840
27 森林環境譲与税基金	9,794,060	11,194,060	11,194,060	1,400,000	1,400,000	9,794,060
01 森林環境譲与税基金 (普) 9,794,060	9,794,060	11,194,060	11,194,060	1,400,000	1,400,000	9,794,060
28 アイジー基金	10,000,081	10,000,081	10,000,081	0	0	10,000,081
01 アイジー基金 (普) 10,000,081	10,000,081	10,000,081	10,000,081	0	0	10,000,081
29 黒澤止幾基金	250,270	250,270	250,270	0	0	250,270
01 黒澤止幾基金 (普) 250,270	250,270	250,270	250,270	0	0	250,270
合 計	5,450,510,283	5,596,844,483 3,082,951	5,599,927,434	146,334,200 523,800	146,858,000	5,453,069,434

基金残高明細

40基金

令和3年12月28日現在

款	区 分	金融機関名	預金種別	口座番号	前月末残高	受 入	払 出	差引残高
01	財政調整基金				2,449,419,619	93,008	0	2,449,512,627
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	6063328	267,419,619	93,008	0	267,512,627
		常陽銀行	定期預金	1391374	300,000,000	0	0	300,000,000
		筑波銀行	定期預金	3-000-048-359	300,000,000	0	0	300,000,000
		JA水戸	定期預金	14324215	300,000,000	0	0	300,000,000
		JA水戸	定期預金	12514654	382,000,000	0	0	382,000,000
		JA常陸	定期預金	16104505	200,000,000	0	0	200,000,000
		JA常陸	定期預金	16062791	100,000,000	0	0	100,000,000
		JA常陸	定期預金	16085714	300,000,000	0	0	300,000,000
		JA常陸	定期預金	15996321	300,000,000	0	0	300,000,000
02	奨学基金				16,876,730	1,279,550	280,000	17,876,280
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	6058634	8,876,730	1,279,550	280,000	9,876,280
		常陽銀行	定期預金	1291102	3,000,000	0	0	3,000,000
		常陽銀行	定期預金	6058634	5,000,000	0	0	5,000,000
03	土地開発基金				192,156,857	1,233	0	192,158,090
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	6055432	14,156,857	1,233	0	14,158,090
		常陽銀行	定期預金	1260623-033	17,000,000	0	0	17,000,000
		常陽銀行	定期預金	1260623-032	38,000,000	0	0	38,000,000
		常陽銀行	定期預金	1260623-027	80,000,000	0	0	80,000,000
		JA水戸	定期預金	11290173	43,000,000	0	0	43,000,000
05	繁殖牛導入事業基金				9,283,470	1,500,000	0	10,783,470
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	1370513	9,283,470	1,500,000	0	10,783,470
06	善行賞基金				1,308,856	10	0	1,308,866
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	6119054	308,856	10	0	308,866
		常陽銀行	定期預金	1385647	1,000,000	0	0	1,000,000
12	減債基金				101,831,814	210	0	101,832,024
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	6179133	80,831,814	210	0	80,832,024
		常陽銀行	定期預金	1385650	21,000,000	0	0	21,000,000
16	公共施設整備基金				713,699,661	17,400	0	713,717,061
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	1247831	114,699,661	17,400	0	114,717,061
		JA水戸	定期預金	14324130	244,000,000	0	0	244,000,000
		JA水戸	定期預金	16127960	100,000,000	0	0	100,000,000
		JA水戸	定期預金	16127959	87,000,000	0	0	87,000,000
		JA常陸	定期預金	16085673	58,000,000	0	0	58,000,000
		JA常陸	定期預金	16104527	110,000,000	0	0	110,000,000
21	ふるさと水と土保全基金				4,225,635	40	0	4,225,675
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	1292705	225,635	40	0	225,675
		常陽銀行	定期預金	1385707	4,000,000	0	0	4,000,000
26	収入印紙等購入基金				247,140	191,500	243,800	194,840
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	1385074	247,140	191,500	243,800	194,840
	合 計				5,450,510,283	3,082,951	523,800	5,453,069,434

令和 3 年度

出 納 検 査 報 告 書

(城 里 町 水 道 事 業)

令和3年12月28日現在

令和4年1月20日執行

第 号

監查委員

横倉好夫



監查委員

小川 春



例 月

出 納 檢 查 報 告

第 回臨時

残高集計調書

令和3年12月28日

前月末残高	収入額	支出額	収支残高
786,068,119円	56,913,653円	46,842,405円	796,139,367円

現金・預金保管状況

預入先・預金種別	金額
常陽銀行 石塚支店	
普通預金No.6155581	285,089,778円
普通預金No.6106265	895,774円
当座預金	200,000円
石塚郵便局	
定額預金	5,000,000円
筑波銀行 常北支店	
定期預金(減債積立金)	19,900,000円
定期預金(減債積立金)	19,000,000円
定期預金(建設改良積立金)	46,053,815円
水戸農業協同組合 しろさと支店	
定期預金	20,000,000円
常陸農業協同組合 七会支店	
定期預金	100,000,000円
定期預金	100,000,000円
定期預金	100,000,000円
定期預金	100,000,000円
合計	796,139,367円

資金予算表

令和 03年12月分

(単位：円)

区 分	科 目 別	前月までの執行額	当月執行額	合 計	翌月予定額	翌々月予定額
収入	営業収益	282,794,333	39,386,271	322,180,604	26,980,496	59,867,904
	営業外収益	79,205,453	30,000	79,235,453	0	0
	企業債	61,200,000	0	61,200,000	0	0
	補助金	0	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0	0
	出資金	0	0	0	0	0
	前年度未収金	106,853,676	299,016	107,152,692	33,554	17,177,358
	預り金	124,645,481	17,198,366	141,843,847	14,000,000	14,000,000
	その他	37,500	0	37,500	0	0
	合 計	654,736,443	56,913,653	711,650,096	41,014,050	91,045,262
支出	営業費用	154,700,568	19,296,281	173,996,849	15,937,020	96,012,980
	営業外費用	26,194,954	0	26,194,954	0	0
	建設改良費	79,116,000	11,440,000	90,556,000	7,194,000	196,863,160
	企業債償還金	117,585,223	0	117,585,223	0	0
	前年度未払金	14,526,843	0	14,526,843	0	0
	預り金	125,639,442	15,267,586	140,907,028	14,000,000	14,000,000
	その他	1,932,400	50,300	1,982,700	0	0
	貯蔵品	88,550	788,238	876,788	0	0
	引当金	4,225,559	0	4,225,559	0	0
	前払金	53,720,000	0	53,720,000	0	0
	合 計	577,729,539	46,842,405	624,571,944	37,131,020	306,876,140
	収 支 差 引	77,006,904	10,071,248	87,078,152	3,883,030	△215,830,878
	前 月 よ り 繰 越	709,061,215	786,068,119	709,061,215	796,139,367	800,022,397
	翌 月 へ 繰 越	786,068,119	796,139,367	796,139,367	800,022,397	584,191,519

合計残高試算表

令和 03年12月

(税抜)

(単位:円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
6,020,531,032	12,442,258,862	10,403,900	固定資産	6,421,727,830		
5,871,449,955	12,293,177,785	10,403,900	有形固定資産	6,421,727,830		
115,644,335	115,644,335		土地			
115,644,335	115,644,335		土地			
292,477,202	292,477,202		建物			
292,477,202	292,477,202		建物			
			建物減価償却累計額	135,196,600	135,196,600	
			建物減価償却累計額	135,196,600	135,196,600	
8,267,653,987	8,267,653,987		構築物			
8,267,653,987	8,267,653,987		構築物			
			構築物減価償却累計額	3,668,123,331	3,668,123,331	
			構築物減価償却累計額	3,668,123,331	3,668,123,331	
3,470,557,582	3,470,557,582	3,900	機械及び装置			
43,116,026	43,116,026	3,900	量水器			
3,427,441,556	3,427,441,556		その他機械装置			
			機械及び装置減価償却累計額	2,603,658,114	2,603,658,114	
			量水器減価償却累計額	25,528,184	25,528,184	
			その他機械装置減価償却累計額	2,578,129,930	2,578,129,930	
6,956,621	6,956,621		車輛運搬具			
6,956,621	6,956,621		車輛運搬具			
			車輛運搬具減価償却累計額	5,892,681	5,892,681	
			車輛運搬具減価償却累計額	5,892,681	5,892,681	
14,678,058	14,678,058		工具器具及び備品			
14,678,058	14,678,058		工具器具及び備品			
			工具器具及び備品減価償却累計額	8,857,104	8,857,104	
			工具器具及び備品減価償却累計額	8,857,104	8,857,104	
125,210,000	125,210,000	10,400,000	建設仮勘定			
125,210,000	125,210,000	10,400,000	建設仮勘定			
149,072,677	149,072,677		無形固定資産			
149,072,677	149,072,677		水利権			
149,072,677	149,072,677		水利権			
8,400	8,400		投資			
8,400	8,400		リサイクル預託金			
8,400	8,400		リサイクル預託金			
947,870,767	2,126,032,023	94,028,003	流動資産	85,204,956	1,178,161,256	
796,139,367	1,420,711,311	56,913,653	現金預金	46,842,405	624,571,944	
796,139,367	1,420,711,311	56,913,653	現金預金	46,842,405	624,571,944	
796,139,367	1,420,711,311	56,913,653	現金預金	46,842,405	624,571,944	
74,698,296	573,509,868	34,374,642	未収金	38,352,801	498,811,572	
74,698,296	422,997,848	34,374,642	営業未収金	38,352,801	348,299,552	
48,105,516	361,998,068	34,374,642	未収給水収益	38,352,801	313,892,552	
26,592,780	60,306,780		受託工事未収金		33,714,000	
	693,000		その他営業未収金		693,000	
	133,493,420		営業外未収金		133,493,420	
	133,493,420		営業外未収金		133,493,420	
	17,018,600		その他未収金		17,018,600	
	17,018,600		その他未収金		17,018,600	
			貸倒引当金	1,000,000	1,000,000	
			貸倒引当金	1,000,000	1,000,000	
			貸倒引当金	1,000,000	1,000,000	
5,014,402	5,132,142	716,580	貯蔵品	9,750	117,740	
5,014,402	5,132,142	716,580	貯蔵量水器	9,750	117,740	

合計残高試算表

令和 03年12月 (税抜) (単位: 円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			当 月	累 計	残 高
	累 計	当 月				
5,014,402	5,132,142	716,580	貯蔵量水器	9,750	117,740	
47,820,000	101,480,000		前払金		53,660,000	
47,820,000	101,480,000		営業前払金		53,660,000	
47,820,000	101,480,000		営業前払金		53,660,000	
25,198,702	25,198,702	2,023,128	その他流動資産			
25,198,702	25,198,702	2,023,128	仮払消費税			
25,198,702	25,198,702	2,023,128	仮払消費税			
			固定負債		3,078,615,996	3,078,615,996
			企業債		3,078,615,996	3,078,615,996
			企業債		3,078,615,996	3,078,615,996
			建設改良等の財源に充てるための企業債		3,078,615,996	3,078,615,996
	277,500,807	15,338,260	流動負債	20,474,028	430,266,026	152,765,219
	117,585,223		企業債		236,457,770	118,872,547
	117,585,223		企業債		236,457,770	118,872,547
	117,585,223		建設改良等の財源に充てるための企業債		236,457,770	118,872,547
	14,577,143	50,300	未払金		14,577,143	
	14,526,843		営業未払金		14,526,843	
	14,526,843		営業未払金		14,526,843	
	50,300	50,300	その他未払金		50,300	
	50,300	50,300	その他未払金		50,300	
	4,225,559		引当金		4,376,000	150,441
	3,548,038		賞与引当金		3,745,000	196,962
	677,521		法定福利費引当金		631,000	-46,521
	141,087,722	15,287,300	預り金	17,235,606	143,773,156	2,685,434
	141,087,722	15,287,300	その他預り金	17,235,606	143,773,156	2,685,434
	188,154	19,714	水道料金還付金預り金	37,240	213,394	25,240
	140,899,568	15,267,586	下水道使用料預り金	17,198,366	143,559,762	2,660,194
	25,160	660	その他流動負債	3,238,422	31,081,957	31,056,797
	25,160	660	その他流動負債	3,238,422	31,081,957	31,056,797
	25,160	660	仮受消費税	3,238,422	31,081,957	31,056,797
	2,290,242,144		繰延収益		3,959,171,960	1,668,929,816
			長期前受金		3,959,171,960	3,959,171,960
			国庫(県)補助金		1,915,982,988	1,915,982,988
			国庫(県)補助金		1,915,982,988	1,915,982,988
			一般会計補助金		1,021,328,281	1,021,328,281
			一般会計補助金		1,021,328,281	1,021,328,281
			一般会計負担金		121,109,779	121,109,779
			一般会計負担金		121,109,779	121,109,779
			工事負担金		900,750,912	900,750,912
			工事負担金		900,750,912	900,750,912
2,290,242,144	2,290,242,144		長期前受金収益化累計額			
1,159,403,051	1,159,403,051		国庫(県)補助金収益化累計額			
1,159,403,051	1,159,403,051		国庫(県)補助金収益化累計額			
538,291,197	538,291,197		一般会計補助金収益化累計額			
538,291,197	538,291,197		一般会計補助金収益化累計額			
34,188,729	34,188,729		一般会計負担金収益化累計額			
34,188,729	34,188,729		一般会計負担金収益化累計額			
558,359,167	558,359,167		工事負担金収益化累計額			
558,359,167	558,359,167		工事負担金収益化累計額			
			資本金		650,861,065	650,861,065
			自己資本金		650,861,065	650,861,065
			自己資本金		650,861,065	650,861,065

合計残高試算表

令和 03年12月 (税抜) (単位: 円)



借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
			固有資本金	56,623,228	56,623,228	
			繰入資本金	548,800,000	548,800,000	
			組入資本金	45,437,837	45,437,837	
			剰余金	1,194,235,638	1,194,235,638	
			資本剰余金	1,743,410	1,743,410	
			国庫(県)補助金	730,302	730,302	
			国庫(県)補助金	730,302	730,302	
			一般会計補助金	318,969	318,969	
			一般会計補助金	318,969	318,969	
			一般会計負担金	34,394	34,394	
			一般会計負担金	34,394	34,394	
			工事負担金	659,745	659,745	
			工事負担金	659,745	659,745	
			利益剰余金	1,192,492,228	1,192,492,228	
			減債積立金	38,900,000	38,900,000	
			減債積立金	38,900,000	38,900,000	
			建設改良積立金	46,053,815	46,053,815	
			建設改良積立金	46,053,815	46,053,815	
			当年度未処分利益剰余金	1,107,538,413	1,107,538,413	
			繰越利益剰余金年度末残高	73,158,127	73,158,127	
			当年度純利益	338,398,368	338,398,368	
			目的充当済未処分利益剰余金	695,981,918	695,981,918	
	251,600	6,600	水道事業収益	32,488,440	425,134,256	
	251,600	6,600	営業収益	32,458,440	345,868,023	
	251,600	6,600	給水収益	31,222,420	281,413,360	
	251,600	6,600	水道料金	31,222,420	281,413,360	
			受託工事収益		55,176,618	
			受託工事収益		55,176,618	
			その他の営業収益	1,236,020	9,278,045	
			加入金	1,160,000	8,220,000	
			手数料	44,400	775,600	
			督促手数料	29,800	245,949	
			雑収益	1,820	36,496	
			営業外収益	30,000	79,228,733	
			受取利息	30,000	83,533	
			預金利息	30,000	83,533	
			他会計補助金		79,078,000	
			一般会計補助金		79,078,000	
			雑収益		67,200	
			雑収益		67,200	
			特別利益		37,500	
			過年度損益修正益		37,500	
			過年度損益修正益		37,500	
201,888,591	201,888,591	18,390,661	水道事業費用			
173,695,317	173,695,317	18,390,661	営業費用			
62,710,398	62,710,398	5,003,104	原水及び浄水費			
389,800	389,800	389,800	備用品費			
10,400	10,400	1,300	光熱水費			
34,928,864	34,928,864	3,766,020	動力費			
2,594,080	2,594,080	230,320	薬品費			
19,369,000	19,369,000	550,000	修繕費			
2,421,522	2,421,522	24,754	通信運搬費			

合計残高試算表

令和 03年12月 (税抜)

(単位: 円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
2,725,732	2,725,732	40,910	委託料			
271,000	271,000		賃借料			
10,536,581	10,536,581	842,134	配水及び給水費			
4,284	4,284	4,284	備用品費			
33,397	33,397		燃料費			
38,000	38,000		印刷製本費			
6,624,900	6,624,900	273,850	修繕費			
1,576,000	1,576,000	564,000	委託料			
1,310,000	1,310,000		工事請負費			
950,000	950,000		材料費			
34,350,000	34,350,000	2,580,000	受託工事費			
390,000	390,000		委託料			
33,960,000	33,960,000	2,580,000	工事請負費			
66,098,338	66,098,338	9,965,423	給係費			
19,905,900	19,905,900	2,051,300	給料			
13,372,014	13,372,014	5,697,345	手当			
6,518,893	6,518,893	1,439,749	法定福利費			
27,950	27,950		被服費			
2,915,215	2,915,215	110,524	備用品費			
287,833	287,833	30,712	燃料費			
725,400	725,400		印刷製本費			
213,300	213,300	34,200	修繕費			
256,332	256,332	11,464	通信運搬費			
1,008,841	1,008,841	68,129	手数料			
39,460	39,460		保険料			
15,423,000	15,423,000		委託料			
4,182,900	4,182,900	522,000	賃借料			
1,203,600	1,203,600		会費負担金			
17,700	17,700		公課費			
26,194,954	26,194,954		営業外費用			
26,194,954	26,194,954		支払利息及び企業債取扱諸費			
26,194,954	26,194,954		企業債利息			
1,998,320	1,998,320		特別損失			
1,998,320	1,998,320		過年度損益修正損			
1,998,320	1,998,320		過年度損益修正損			
7,170,290,390	7,170,290,390	138,167,424	合 計	138,167,424	17,338,174,027	7,170,290,390

町長	副町長	会計管理者	課長	補佐	係長	課員
						

城里町水道事業出納日計表

令和3年度 令和3年 12月28日 /

	件数	金額
前日繰越額		791,306,077 円
受入額	134 件	6,549,964 円
支払額	2 件	1,716,674 円
本日残高		796,139,367 円

上記のとおり報告いたします。

令和3年 12月28日

城里町水道事業

城里町長 上遠野 修 殿

城里町水道事業出納取扱金融機関
株式会社 常陽銀行 石塚支店



収入予算執行状況表

令和 03年12月分 年度区分：現年度

(単位：円)

予 算 科 目	予 算 額				調 定 額				予 算 残 額	収 入 額	
	当初予算額	当月補正予算額	財源充用額	合 計	当月調定額	当月調定増額	当月調定減額	当月調定合計額		当月収入額	未 納 額
		補正予算累計額			調定累計額		調定増累計額				
水道事業収益	706,383,000	0	18,190,000	724,573,000	35,726,862	0	△7,260	35,719,602	268,633,547	39,398,745	54,466,604
営業収益	481,499,000	0	18,190,000	499,689,000	35,696,862	0	△7,260	35,689,602	123,022,500	39,368,745	54,466,604
給水収益	412,860,000	0	0	412,860,000	34,344,662	0	△7,260	34,337,402	103,582,064	38,016,545	30,894,604
水道料金	412,860,000	0	0	412,860,000	34,344,662	0	△7,260	34,337,402	103,582,064	38,016,545	30,894,604
受託工事収益	44,855,000	0	18,190,000	63,045,000	0	0	0	0	5,759,000	0	23,572,000
受託工事収益	44,855,000	0	18,190,000	63,045,000	57,286,000	0	0	57,286,000	5,759,000	33,714,000	23,572,000
その他の営業収益	23,784,000	0	0	23,784,000	1,352,200	0	0	1,352,200	13,681,436	1,352,200	0
加入金	7,898,000	0	0	7,898,000	10,102,564	0	0	10,102,564	△1,144,000	1,276,000	0
手数料	994,000	0	0	994,000	9,042,000	0	0	9,042,000	218,400	44,400	0
督促手数料	384,000	0	0	384,000	775,600	0	0	775,600	138,051	775,600	0
受託収益	14,493,000	0	0	14,493,000	29,800	0	0	29,800	245,949	29,800	0
雑収益	15,000	0	0	15,000	0	0	0	0	14,493,000	0	0
営業外収益	224,784,000	0	0	224,784,000	2,000	0	0	2,000	△24,015	39,015	0
受取利息	205,000	0	0	205,000	30,000	0	0	30,000	145,548,547	30,000	0
預金利息	205,000	0	0	205,000	79,235,453	0	0	79,235,453	121,467	83,533	0
他会計補助金	141,848,000	0	0	141,848,000	83,533	0	0	83,533	121,467	30,000	0
一般会計補助金	141,848,000	0	0	141,848,000	0	0	0	0	62,770,000	79,078,000	0
長期前受金戻入	82,716,000	0	0	82,716,000	0	0	0	0	62,770,000	79,078,000	0
国庫(県)補助金	35,322,000	0	0	35,322,000	0	0	0	0	35,322,000	0	0
一般会計補助金	20,153,000	0	0	20,153,000	0	0	0	0	20,153,000	0	0
一般会計負担金	2,904,000	0	0	2,904,000	0	0	0	0	2,904,000	0	0
工事負担金	24,337,000	0	0	24,337,000	0	0	0	0	24,337,000	0	0

収入予算執行状況表

令和 03年12月分 年度区分：現年度

(単位：円)

予 算 科 目	予 算 額				調 定 額				予 算 残 額	収 入 額	
	当初予算額	当月補正予算額	財源充用額	合 計	当月調定額	当月調定増額	当月調定減額	当月調定合計額		当月収入額	未 納 額
		補正予算累計額			調定累計額						
雑収益	15,000	0	0	15,000	73,920	0	0	73,920	△58,920	73,920	0
雑収益	15,000	0	0	15,000	73,920	0	0	73,920	△58,920	73,920	0
特別利益	100,000	0	0	100,000	37,500	0	0	37,500	62,500	37,500	0
過年度損益修正益	100,000	0	0	100,000	37,500	0	0	37,500	62,500	37,500	0
過年度損益修正益	100,000	0	0	100,000	37,500	0	0	37,500	62,500	37,500	0

収入予算執行状況表

令和 03年12月分 年度区分：現年度

(単位：円)

予 算 科 目	予 算 額				調 定 額				予 算 残 額	収 入 額	
	当初予算額	当月補正予算額	財源充用額	合 計	当月調定額	当月調定増額	当月調定減額	当月調定合計額		当月収入額	未 納 額
		補正予算累計額			調定累計額					調定増累計額	
資本の収入	123,408,000	0	0	123,408,000	61,200,000	0	0	61,200,000	62,208,000	61,200,000	0
企業債	103,200,000	0	0	103,200,000	61,200,000	0	0	61,200,000	42,000,000	61,200,000	0
企業債	103,200,000	0	0	103,200,000	61,200,000	0	0	61,200,000	42,000,000	61,200,000	0
企業債(建設改良)	103,200,000	0	0	103,200,000	61,200,000	0	0	61,200,000	42,000,000	61,200,000	0
補助金	16,308,000	0	0	16,308,000	0	0	0	0	16,308,000	0	0
一般会計補助金	16,308,000	0	0	16,308,000	0	0	0	0	16,308,000	0	0
一般会計補助金	16,308,000	0	0	16,308,000	0	0	0	0	16,308,000	0	0
負担金	3,900,000	0	0	3,900,000	0	0	0	0	3,900,000	0	0
-10- 一般会計負担金	3,900,000	0	0	3,900,000	0	0	0	0	3,900,000	0	0
-10- 一般会計負担金	3,900,000	0	0	3,900,000	0	0	0	0	3,900,000	0	0

収入予算執行状況表

令和 03年12月分 年度区分：過年度

(単位：円)

予 算 科 目	繰 越 額			繰 越 増 減 額				繰越残額	収 入 額	
			合 計		当月繰越増額	当月繰越減額	当月収入額		未 納 額	
					繰越増累計額	繰越減累計額				収入累計額
水道事業収益			93,821,548		0	0	93,804,366	299,016	82,143,740	11,660,626
営業収益			55,997,914		0	0	55,980,732	299,016	35,749,040	20,231,692
給水収益			52,284,134		0	0	52,266,952	299,016	35,056,040	17,210,912
水道料金			52,284,134		0	0	52,266,952	299,016	35,056,040	17,210,912
受託工事収益			3,020,780		0	0	3,020,780	0	0	3,020,780
受託工事収益			3,020,780		0	0	3,020,780	0	0	3,020,780
その他の営業収益			693,000		0	0	693,000	693,000	0	0
加入金			484,000		0	0	484,000	484,000	0	0
他会計負担金			209,000		0	0	209,000	209,000	0	0
営業外収益			37,838,534		0	0	37,838,534	46,394,700	△8,556,166	
他会計補助金			46,379,000		0	0	46,379,000	46,379,000	0	0
一般会計補助金			46,379,000		0	0	46,379,000	46,379,000	0	0
消費税還付金			△1,424,000		0	0	△1,424,000	0	0	△1,424,000
消費税還付金			△1,424,000		0	0	△1,424,000	0	0	△1,424,000
雑収益			△7,116,466		0	0	△7,116,466	15,700	0	△7,132,166
雑収益			△7,116,466		0	0	△7,116,466	15,700	0	△7,132,166
特別利益			△14,900		0	0	△14,900	0	0	△14,900
過年度損益修正益			△14,900		0	0	△14,900	0	0	△14,900
過年度損益修正益			△14,900		0	0	△14,900	0	0	△14,900

収入予算執行状況表

令和 03年12月分 年度区分：過年度

(単位：円)

予 算 科 目	繰 越 額				繰 越 増 減 額				繰越残額	収 入 額	
			合 計			当月繰越増額	当月繰越減額	当月収入額		未 納 額	
						繰越増累計額	繰越減累計額				収入累計額
資本の収入			17,018,600			0	0	17,018,600	0	0	
補助金			15,692,000			0	0	15,692,000	0	0	
一般会計補助金			15,692,000			0	0	15,692,000	0	0	
一般会計補助金			15,692,000			0	0	15,692,000	0	0	
負担金			1,326,600			0	0	1,326,600	0	0	
一般会計負担金			1,326,600			0	0	1,326,600	0	0	
一般会計負担金			1,326,600			0	0	1,326,600	0	0	

支出予算執行状況表

令和 03年12月分

(単位：円)

予 算 科 目	予 算 額						支 出 負 担 額		支 出 命 令 額		支 払 額		支 出 命 令 累 計 額 と 支 払 累 計 額 と の 差
	当初予算額	当月補正予算額 補正予算累計額	当月流用額 流用累計額	当月充用額 充用累計額	予算繰越額	合 計	当月支出負担額 支出負担累計額	予算額と支出負担 累計額との差	当月支出命令額 支出命令累計額	予算額と支出命令 累計額との差	当月支払額 支払累計額		
水道事業費用	706,383,000	0	0	0	46,930,000	753,313,000	25,916,564	437,491,924	19,302,131	538,251,415	19,352,431	0	
営業費用	649,423,000	0	0	0	46,930,000	694,353,000	25,916,564	406,726,760	19,302,131	507,486,251	19,302,131	0	
原水及び浄水費	133,916,000	2,625,000 △3,124,000	0	0	0	130,792,000	6,091,004	29,077,162	5,503,388	61,837,913	5,503,388	0	
備用品費	548,000	0	0	0	0	548,000	428,780	119,220	428,780	119,220	428,780	0	
光熱水費	18,000	0	0	0	0	18,000	1,430	6,560	1,430	6,560	1,430	0	
動力費	64,152,000	0	0	0	0	60,403,000	5,025,628	20,467,785	4,142,602	38,421,554	4,142,602	0	
薬品費	4,675,000	0	0	0	0	4,675,000	39,935,215	1,821,512	38,421,554	21,981,446	38,421,554	0	
修繕費	40,788,000	2,625,000 2,625,000	0	0	0	43,413,000	253,352	3,055,100	253,352	22,107,100	253,352	0	
通信運搬費	3,997,000	0	0	0	0	3,997,000	40,357,900	1,023,771	21,305,900	1,333,361	21,305,900	0	
手数料	9,000	0	0	0	0	9,000	336,814	9,000	27,224	9,000	0	0	
委託料	19,187,000	0	0	0	0	17,187,000	2,973,229	2,303,214	45,000	14,188,714	45,000	0	
賃借料	462,000	△2,000,000	0	0	0	462,000	14,883,786	191,000	2,998,286	191,000	271,000	0	
材料費	80,000	0	0	0	0	80,000	271,000	80,000	271,000	80,000	271,000	0	
配水及び給水費	28,166,000	0	0	0	0	28,166,000	3,737,362	11,246,752	925,762	16,581,752	925,762	0	
備用品費	100,000	0	0	0	0	100,000	4,712	95,288	4,712	95,288	4,712	0	
燃料費	171,000	0	0	0	0	171,000	4,712	134,264	0	134,264	36,736	0	
印刷製本費	44,000	0	0	0	0	44,000	36,736	2,200	0	2,200	41,800	0	
修繕費	15,816,000	0	0	0	0	15,816,000	41,800	6,587,600	2,247,650	8,534,600	300,650	0	
委託料	5,935,000	0	0	0	0	5,935,000	9,228,400	1,110,400	1,485,000	4,201,400	620,400	0	
工事請負費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	4,824,600	3,262,000	0	3,559,000	0	0	
材料費	1,100,000	0	0	0	0	1,100,000	1,738,000	55,000	0	1,441,000	1,045,000	0	
受託工事費	45,370,000	0	0	0	46,930,000	92,300,000	1,045,000	35,595,000	2,838,000	37,785,000	2,838,000	0	

13

支出予算執行状況表

令和 03年12月分

(単位:円)

予 算 科 目	予 算 額					合 計	支 出 負 担 額		支 出 命 令 額		支 払 額		支 出 命 令 累 計 額 と 支 払 累 計 額 と の 差
	当初予算額	当月補正予算額 補正予算累計額	当月流用額 流用累計額	当月充用額 充用累計額	予算繰越額		当月支出負担額 支出負担累計額	予算額と支出負担 累計額との差	当月支出命令額 支出命令累計額	予算額と支出命 令累計額との差	当月支払額 支払累計額		
委託料	6,508,000	0	0	0	0	6,508,000	0	6,079,000	0	6,079,000	0	0	
工事請負費	38,862,000	0	0	0	46,930,000	85,792,000	0	29,516,000	2,838,000	48,436,000	2,838,000	0	
総係費	144,665,000	△2,625,000 1,124,000	0	0	0	145,789,000	16,088,198 112,287,154	33,501,846	10,034,981 68,543,414	77,245,586	10,034,981 68,543,414	0	
報酬	85,000	0	0	0	0	85,000	0	85,000	0	85,000	0	0	
給料	26,202,000	△1,450,000 0	0	0	0	26,202,000	2,051,300 19,905,900	6,296,100	2,051,300 19,905,900	6,296,100	2,051,300 19,905,900	0	
手当	16,076,000	△871,000 459,000	0	0	0	16,535,000	5,699,645 13,396,584	3,138,416	5,699,645 13,396,584	3,138,416	5,699,645 13,396,584	0	
賞与引当金繰入額	3,588,000	0	0	0	0	3,588,000	0	3,588,000	0	3,588,000	0	0	
法定福利費	7,769,000	△480,000 256,000	0	0	0	8,025,000	1,439,749 6,518,893	1,506,107	1,439,749 6,518,893	1,506,107	1,439,749 6,518,893	0	
法定福利費引当金繰入額	685,000	0	0	0	0	685,000	0	685,000	0	685,000	0	0	
旅費	91,000	233,000	0	0	0	324,000	0	324,000	0	324,000	0	0	
被服費	58,000	0	0	0	0	58,000	0	27,255	30,745	27,255	30,745	0	
備用品費	3,624,000	0	0	0	0	3,624,000	30,745 121,575	417,268	30,745 121,575	417,268	30,745 121,575	0	
燃料費	445,000	176,000 176,000	0	0	0	621,000	33,783 316,597	304,403	33,783 316,597	304,403	33,783 316,597	0	
印刷製本費	1,210,000	0	0	0	0	1,210,000	0	412,060	797,940	412,060	797,940	0	
修繕費	391,000	0	0	0	0	391,000	0	156,370	37,620 234,630	156,370	37,620 234,630	0	
通信運搬費	416,000	0	0	0	0	416,000	12,205 281,945	134,055	12,608 281,945	134,055	12,608 281,945	0	
手数料	1,987,000	0	0	0	0	1,987,000	74,941 1,109,718	877,282	74,941 1,109,718	877,282	74,941 1,109,718	0	
保険料	1,189,000	0	0	0	0	1,189,000	0	1,149,540	0	1,149,540	0	0	
委託料	70,152,000	0	0	0	0	70,152,000	6,655,000 58,454,000	11,698,000	0	53,186,700	16,965,300	0	
賃借料	6,970,000	0	0	0	0	6,970,000	0	197,290	563,760 4,517,670	2,452,330	563,760 4,517,670	0	
会費負担金	2,606,000	0	0	0	0	2,606,000	0	1,402,400	0	1,402,400	0	0	
補償費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	100,000	0	0	

-14-

支出予算執行状況表

令和 03年12月分

(単位:円)

予 算 科 目	予 算 額						支 出 負 担 額		支 出 命 令 額		支 払 額		支 出 命 令 累 計 額 と 支 払 累 計 額 と の 差
	当初予算額	当月補正予算額 補正予算累計額	当月流用額 流用累計額	当月充用額 充用累計額	予算繰越額	合 計	当月支出負担額 支出負担累計額	予算額と支出負 担累計額との差	当月支出命令額 支出命令累計額	予算額と支出命 令累計額との差	当月支払額 支払累計額		
公課費	21,000	0	0	0	0	21,000	17,700	3,300	17,700	3,300	17,700	0	
貸倒引当金繰入額	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	
減価償却費	296,801,000	0	0	0	0	296,801,000	0	296,801,000	0	296,801,000	0	0	
有形・無形固定資産減価償却費	296,801,000	0	0	0	0	296,801,000	0	296,801,000	0	296,801,000	0	0	
資産減耗費	505,000	0	0	0	0	505,000	0	505,000	0	505,000	0	0	
固定資産除却費	490,000	0	0	0	0	490,000	0	490,000	0	490,000	0	0	
たな卸資産減耗費	15,000	0	0	0	0	15,000	0	15,000	0	15,000	0	0	
営業外費用	54,860,000	0	0	0	0	54,860,000	26,194,954	28,665,046	26,194,954	28,665,046	26,194,954	0	
15- 支払利息及び企業債取扱諸費	50,060,000	0	0	0	0	50,060,000	26,194,954	23,865,046	26,194,954	23,865,046	26,194,954	0	
企業債利息	49,935,000	0	0	0	0	49,935,000	26,194,954	23,740,046	26,194,954	23,740,046	26,194,954	0	
借入金利息	125,000	0	0	0	0	125,000	0	125,000	0	125,000	0	0	
消費税及び地方消費税	4,500,000	0	0	0	0	4,500,000	0	4,500,000	0	4,500,000	0	0	
消費税及び地方消費税	4,500,000	0	0	0	0	4,500,000	0	4,500,000	0	4,500,000	0	0	
雑支出	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	300,000	0	0	
雑支出	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	300,000	0	0	
特別損失	100,000	2,000,000	0	0	0	2,100,000	1,999,882	100,118	1,999,882	100,118	1,999,882	0	
過年度損益修正損	100,000	2,000,000	0	0	0	2,100,000	1,999,882	100,118	1,999,882	100,118	1,999,882	0	
過年度損益修正損	100,000	2,000,000	0	0	0	2,100,000	1,999,882	100,118	1,999,882	100,118	1,999,882	0	
予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	0	0	
予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	0	0	
予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	0	0	

支出予算執行状況表

令和 03年12月分

(単位:円)

予 算 科 目	予 算 額						支 出 負 担 額		支 出 命 令 額		支 払 額		支 出 命 令 累 計 額 と 支 払 累 計 額 の 差
	当初予算額	当月補正予算額	当月流用額	当月充用額	予算繰越額	合 計	当月支出負担額	予算額と支出負 担累計額との差	当月支出命令額	予算額と支出命 令累計額との差	当月支払額		
		補正予算累計額	流用累計額	充用累計額			支出負担累計額		支出命令累計額		支払累計額		
資本的支出	445,479,000	0	0	0	126,500,000	571,979,000	△29,100	202,589,937	11,443,900	322,929,937	11,443,900	0	
建設改良費	209,021,000	0	0	0	126,500,000	335,521,000	△29,100	83,717,160	11,443,900	204,057,160	11,443,900	0	
施設整備費	7,337,000	0	0	0	0	7,337,000	0	792,000	0	7,337,000	0	0	
委託料	7,337,000	0	0	0	0	7,337,000	6,545,000	792,000	0	7,337,000	0	0	
配水管布設費	22,050,000	0	0	0	0	22,050,000	△33,000	16,748,000	0	21,610,000	440,000	0	
委託料	1,650,000	0	0	0	0	1,650,000	0	1,210,000	440,000	1,210,000	440,000	0	
工事請負費	20,400,000	0	0	0	0	20,400,000	△33,000	15,538,000	0	20,400,000	0	0	
水道建設事業費	179,149,000	0	0	0	126,500,000	305,649,000	0	65,750,000	11,440,000	174,683,000	11,440,000	0	
委託料	17,999,000	0	0	0	0	17,999,000	0	2,852,000	5,775,000	11,124,000	5,775,000	0	
工事請負費	161,050,000	0	0	0	126,500,000	287,550,000	0	62,798,000	6,875,000	163,459,000	6,875,000	0	
補償費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	100,000	0	0	
資産購入費	485,000	0	0	0	0	485,000	3,900	427,160	3,900	427,160	3,900	0	
土地購入費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	100,000	0	0	
量水器購入費	385,000	0	0	0	0	385,000	3,900	327,160	3,900	327,160	3,900	0	
企業債償還金	236,458,000	0	0	0	0	236,458,000	0	118,872,777	0	118,872,777	0	0	
企業債償還金	236,458,000	0	0	0	0	236,458,000	117,585,223	118,872,777	117,585,223	118,872,777	117,585,223	0	
企業債償還金(建設改良)	236,458,000	0	0	0	0	236,458,000	0	117,585,223	0	117,585,223	0	0	

支出予算執行状況表

令和 03年12月分

(単位：円)

予 算 科 目	予 算 額						支 出 負 担 額		予 算 額 と 支 出 負 担 累 計 額 と の 差	支 出 命 令 額		予 算 額 と 支 出 命 令 累 計 額 と の 差	支 払 額		支 出 命 令 累 計 額 と 支 払 累 計 額 と の 差
	当 初 予 算 額	当 月 補 正 予 算 額	当 月 流 用 額	当 月 充 用 額	予 算 繰 越 額	合 計	当 月 支 出 負 担 額	支 出 負 担 累 計 額		当 月 支 出 命 令 額	支 出 命 令 累 計 額		当 月 支 払 額	支 払 累 計 額	
たな卸資産購入限度額	7,201,000	0	0	0	0	7,201,000	876,788	6,324,212	788,238	876,788	6,324,212	788,238	876,788	0	
たな卸資産購入限度額	7,201,000	0	0	0	0	7,201,000	876,788	6,324,212	788,238	876,788	6,324,212	788,238	876,788	0	
たな卸資産購入限度額	7,201,000	0	0	0	0	7,201,000	876,788	6,324,212	788,238	876,788	6,324,212	788,238	876,788	0	
たな卸資産購入限度額	7,201,000	0	0	0	0	7,201,000	876,788	6,324,212	788,238	876,788	6,324,212	788,238	876,788	0	

現金預金出納簿(明細)

令和 03年12月 ~ 令和 03年12月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
								【前月繰越】
						1,363,797,658	577,729,539	786,068,119
令和 03年12月01日	収入	000907	現年未収給水収益	010 水道料金収納 1,368件				(5,554,088)
令和 03年12月01日	収入	000908	督促手数料	010 督促手数料 17件				(1,700)
令和 03年12月01日	収入	000909	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 774件				(2,246,651)
令和 03年12月02日	収入	000910	現年未収給水収益	010 水道料金収納 3,700件				(16,904,734)
令和 03年12月02日	収入	000911	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H11~H30年度調定分 3件				(8,008)
令和 03年12月02日	収入	000912	督促手数料	010 督促手数料 5件				(500)
令和 03年12月02日	収入	000913	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 2,544件				(7,849,209)
令和 03年12月02日	収入	000914	加入金	010 加入金				(198,000)
令和 03年12月02日	収入	000915	手数料	010 手数料				(4,000)
令和 03年12月02日	収入	000916	手数料	010 手数料				(4,000)
令和 03年12月02日	収入	000917	雑収益	010 雑収益				(1,000)
令和 03年12月02日	収入	000918	手数料	010 手数料				(2,000)
令和 03年12月03日	収入	000919	現年未収給水収益	010 水道料金収納 1,483件				(6,188,264)
令和 03年12月03日	収入	000920	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H17~H21年度調定分 3件				(4,350)
令和 03年12月03日	収入	000921	督促手数料	010 督促手数料 11件				(1,100)
令和 03年12月03日	収入	000922	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 1,017件				(3,391,257)
令和 03年12月03日	収入	000923	手数料	010 手数料				(200)
令和 03年12月06日	収入	000924	現年未収給水収益	010 水道料金収納 173件				(805,376)
令和 03年12月06日	収入	000925	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H28~R2年度調定分 2件				(14,390)
令和 03年12月06日	収入	000926	督促手数料	010 督促手数料 20件				(2,000)
令和 03年12月06日	収入	000927	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 108件				(298,370)
令和 03年12月06日	支出	000515	動力費	010 動力費 000 常北地区集約分(11月分) 000 (19006-20002-1-00外14件)	東京電力エナジーパー		630,635	(630,635)
令和 03年12月07日	収入	000928	現年未収給水収益	010 水道料金収納 10件				(26,840)
令和 03年12月07日	収入	000929	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H18~H27年度調定分 5件				(7,800)
令和 03年12月07日	収入	000930	督促手数料	010 督促手数料 4件				(400)
令和 03年12月07日	収入	000931	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 3件				(6,292)
令和 03年12月07日	収入	000932	手数料	010 手数料				(2,000)
令和 03年12月07日	収入	000933	加入金	010 加入金				(88,000)
令和 03年12月07日	収入	000934	手数料	010 手数料				(2,000)
令和 03年12月07日	収入	000935	手数料	010 手数料				(4,000)
令和 03年12月07日	収入	000936	手数料	010 手数料				(4,000)
令和 03年12月07日	収入	000937	加入金	010 加入金				(198,000)
令和 03年12月08日	収入	000938	現年未収給水収益	010 水道料金収納 22件				(113,872)
令和 03年12月08日	収入	000939	過年未収給水収益	010 水道料金収納 R2年度調定分 5件				(9,900)
令和 03年12月08日	収入	000940	督促手数料	010 督促手数料 15件				(1,500)
令和 03年12月08日	収入	000941	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 21件				(58,575)
令和 03年12月08日	収入	000942	加入金	010 加入金				(198,000)
令和 03年12月08日	収入	000943	手数料	010 手数料				(4,000)
令和 03年12月09日	収入	000944	現年未収給水収益	010 水道料金収納 246件				(1,097,725)
						1,097,725		830,739,585

現金預金出納簿(明細)

令和 03年12月 ~ 令和 03年12月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
令和 03年12月09日	収入	000945	過年末収給水収益	010 水道料金収納 H19~H30年度調定分 5件 (16,960)		16,960		830,756,545
令和 03年12月09日	収入	000946	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 156件 (437,480)		437,480		831,194,025
令和 03年12月09日	収入	000947	督促手数料	010 督促手数料 24件 (2,400)		2,400		831,196,425
令和 03年12月10日	収入	000948	現年末収給水収益	010 水道料金収納 5件 (15,400)		15,400		831,211,825
令和 03年12月10日	収入	000949	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 2件 (2,860)		2,860		831,214,685
令和 03年12月10日	支出	000507	委託料	010 委託料 (255,200) 000 (31-20) 000 令和3年度 水道維持委託第14号 石塚浄水 000 場外7箇所 第2回除草作業委託業務 000 城里町大字石塚地内外 000 R3/8/20~R3/11/30	城北森林組合		255,200	830,959,485
令和 03年12月10日	支出	000508	委託料	010 委託料 (243,100) 000 (31-19) 000 令和3年度 水道維持委託第13号 赤沢浄水 000 場外7箇所 第2回除草作業委託業務 000 城里町大字御前山地内外 000 R3/8/20~R3/11/30	城北森林組合		243,100	830,716,385
令和 03年12月10日	支出	000509	委託料	010 委託料 (122,100) 000 (31-21) 000 令和3年 水道維持委託第15号 上赤沢増圧 000 場外4箇所 第2回除草作業委託業務 000 城里町大字上赤沢地内外 000 R3/8/20~R3/11/30	城北森林組合		122,100	830,594,285
令和 03年12月10日	支出	000512	修繕費	010 修繕費 (37,620) 000 公用車エプリー 水戸480か8831 000 シフトレバー点検 000 シフトレバーケーブル交換	(有)清水自動車		37,620	830,556,665
令和 03年12月10日	支出	000513	現年度その他未払金	010 過年度損益修正損 (50,300) 000 平成30年度消費税及び地方消費税の 000 修正申告に係る延滞税 000 修正申告額 1,932,400円 (R3.10.8申告)	水戸税務署		50,300	830,506,365
令和 03年12月10日	支出	000514	通信運搬費	010 通信運搬費 (403) 000 水道課INS使用料 (10,11月分) 000 029-240-6551	NTTコミュニケーション		403	830,505,962
令和 03年12月10日	支出	000516	備用品費	010 備用品費 (45,320) 000 RICOH SP6430用 (モノクロ) リンク 000 RICOH SPトナーユニット6400 000 RICOH SP C841用 (カラー) リンク 000 RICOH SP トナーブラック C840H	大崎データテック(株)		45,320	830,460,642
令和 03年12月10日	支出	000517	備用品費	010 備用品費 (54,560) 000 RICOH SP6430用 (モノクロ) リンク 000 RICOH SPトナー 6400H	大崎データテック(株)		54,560	830,406,082

現金預金出納簿(明細)

令和 03年12月 ~ 令和 03年12月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
令和 03年12月10日	支出	000518	賃借料	010 賃借料 (563,760) 000 (301-6) 000 検針・料金・滞納・GIS・会計システム 000 令和3年11月分	大崎データテック㈸日		563,760	829,842,322
令和 03年12月10日	支出	000522	修繕費	010 修繕費 (264,000) 000 11/29 栗地内 給水管漏水修繕工事	(株)金長設備工業		264,000	829,578,322
令和 03年12月10日	支出	000523	薬品費	010 薬品費 (253,352) 000 小松浄水場 苛性 1,000kg (11/26) 000 石塚浄水場 PAC 1,940kg (11/12) 000 石塚浄水場 PAC 1,980kg (11/30)	東鉱商事(株)		253,352	829,324,970
令和 03年12月10日	支出	000524	通信運搬費	010 通信運搬費 (10,899) 000 赤沢浄水場、岩船配水場、うぐいすの里 000 高根台配水場 (11月分) 000 029-289-4084 000 029-289-4085 000 029-289-4420 000 029-289-4551	NTT東日本電信電話		10,899	829,314,071
令和 03年12月10日	支出	000525	通信運搬費	010 通信運搬費 (4,431) 000 水道課電話 (11月分) 000 029-240-6551	NTT東日本電信電話		4,431	829,309,640
令和 03年12月10日	支出	000526	委託料	010 委託料 (40,000) 000 水道施設点検管理業務 000 令和3年11月分	複数支払先		40,000	829,269,640
令和 03年12月10日	支出	000527	委託料	010 委託料 (5,000) 000 春園浄水場清掃業務 000 令和3年11月分	加藤 秀明		5,000	829,264,640
令和 03年12月10日	支出	000528	通信運搬費	010 通信運搬費 (7,827) 000 石塚浄水場・小松浄水場・松山下取水場 000 (11月分) 000 029-288-2530 000 029-288-5567 000 029-288-6333	NTTファイナンス(7,827	829,256,813
令和 03年12月10日	支出	000532	手当	030 期末手当 (2,794,512) 000 12月分	阿久津 恵三 外6名		2,794,512	826,462,301
令和 03年12月10日	支出	000533	手当	040 勤勉手当 (2,247,269) 000 12月分	阿久津 恵三 外6名		2,247,269	824,215,032
令和 03年12月13日	収入	000950	現年未収給水収益	010 水道料金収納 4件 (9,680)		9,680		824,224,712
令和 03年12月13日	収入	000951	督促手数料	010 督促手数料 1件 (100)		100		824,224,812
令和 03年12月13日	収入	000952	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 1件 (2,354)		2,354		824,227,166
令和 03年12月14日	収入	000953	現年未収給水収益	010 水道料金収納 101件 (409,774)		409,774		824,636,940
令和 03年12月14日	収入	000954	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H22年度調定分 2件 (12,000)		12,000		824,648,940
令和 03年12月14日	収入	000955	督促手数料	010 督促手数料 26件 (2,600)		2,600		824,651,540

現金預金出納簿(明細)

令和 03年12月 ~ 令和 03年12月

(単位: 円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
令和 03年12月14日	収入	000956	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 47件 (141,801)		141,801		824,793,341
令和 03年12月14日	収入	000957	手数料	010 手数料 (4,000)		4,000		824,797,341
令和 03年12月14日	収入	000958	加入金	010 加入金 (198,000)		198,000		824,995,341
令和 03年12月14日	収入	000959	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		824,997,341
令和 03年12月14日	収入	000960	雑収益	010 雑収益 (500)		500		824,997,841
令和 03年12月15日	収入	000961	現年未収給水収益	010 水道料金収納 35件 (197,494)		197,494		825,195,335
令和 03年12月15日	収入	000962	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H18~H30年度調定分 6件 (9,423)		9,423		825,204,758
令和 03年12月15日	収入	000963	督促手数料	010 督促手数料 22件 (2,200)		2,200		825,206,958
令和 03年12月15日	収入	000964	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 24件 (106,480)		106,480		825,313,438
令和 03年12月15日	収入	000965	手数料	010 手数料 (4,000)		4,000		825,317,438
令和 03年12月16日	収入	000966	現年未収給水収益	010 水道料金収納 10件 (46,288)		46,288		825,363,726
令和 03年12月16日	収入	000967	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H26年度調定分 3件 (16,822)		16,822		825,380,548
令和 03年12月16日	収入	000968	督促手数料	010 督促手数料 6件 (600)		600		825,381,148
令和 03年12月16日	収入	000969	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 7件 (37,497)		37,497		825,418,645
令和 03年12月16日	支出	000541	動力費	010 動力費 (332,843) 000 七会地区12月分 02901-07933-4-00外17件	東京電力エナジーバー		332,843	825,085,802
令和 03年12月17日	収入	000970	現年未収給水収益	010 水道料金収納 88件 (322,382)		322,382		825,408,184
令和 03年12月17日	収入	000971	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H17~H31年度調定分 23件 (46,771)		46,771		825,454,955
令和 03年12月17日	収入	000972	督促手数料	010 督促手数料 33件 (3,300)		3,300		825,458,255
令和 03年12月17日	収入	000973	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 66件 (177,103)		177,103		825,635,358
令和 03年12月17日	収入	000974	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		825,637,358
令和 03年12月17日	収入	000975	雑収益	010 雑収益 (500)		500		825,637,858
令和 03年12月20日	収入	000976	現年未収給水収益	010 水道料金収納 53件 (229,626)		229,626		825,867,484
令和 03年12月20日	収入	000977	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H14~H28年度調定分 6件 (11,504)		11,504		825,878,988
令和 03年12月20日	収入	000978	督促手数料	010 督促手数料 15件 (1,500)		1,500		825,880,488
令和 03年12月20日	収入	000979	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 31件 (104,107)		104,107		825,984,595
令和 03年12月20日	収入	000980	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		825,986,595
令和 03年12月20日	支出	000529	備用品費	010 備用品費 (4,770) 000 コピーチャージ料 (11月分) 000 MP5055SPF 1,385枚	(有)森田商事		4,770	825,981,825
令和 03年12月20日	支出	000530	備用品費	010 備用品費 (16,925) 000 コピーチャージ料 (11月分) 000 MP4054SPF (お客様センター使用分)	(有)森田商事		16,925	825,964,900
令和 03年12月20日	支出	000531	備用品費	010 備用品費 (4,712) 000 園芸スプレー 500ml他 消耗品類	(株)コメリ		4,712	825,960,188
令和 03年12月20日	支出	000534	修繕費	010 修繕費 (605,000) 000 (32-45) 000 令和3年度 水道維持第23号 真端増圧場 000 給水エネット修繕工事 000 城里町大字真端地内 000 R3/10/30~R3/11/19	富士メンテナンス(株)		605,000	825,355,188
令和 03年12月20日	支出	000536	燃料費	010 燃料費 (33,783)	南梅原屋石油店		33,783	825,321,405

現金預金出納簿(明細)

令和 03年12月 ~ 令和 03年12月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
				000 11月分公用車ガソリン代				
令和 03年12月20日	支出	000537	動力費	010 動力費 (3,179,124)	(株)シナジアパワー		3,179,124	822,142,281
				000 11月分 000 松山下取水場 802,645円 000 石塚浄水場 543,798円 000 小松浄水場 981,588円 000 小松導水場 358,674円 000 赤沢取水場 492,419円				
令和 03年12月20日	支出	000539	備用品費	010 備用品費 (66,000)	東鉦商事(株)		66,000	822,076,281
				000 残留塩素計 DP-7Z 2セット 000 DP-3F/3Z用測定セル(キャップ付き) 5個 000 遊離残留塩素用試薬 DPD-F-1 30袋				
令和 03年12月20日	支出	000540	修繕費	010 修繕費 (30,800)	(有)岡崎商店		30,800	822,045,481
				000 12/2 増井地内 共有給水管修繕工事				
令和 03年12月20日	支出	000542	通信運搬費	010 通信運搬費 (8,498)	NTTファイナンス(8,498	822,036,983
				000 小松浄水場11月分4,277円、12月分4,221円 000 029-240-6881				
令和 03年12月20日	支出	000543	通信運搬費	010 通信運搬費 (7,774)	NTTファイナンス(7,774	822,029,209
				000 サーバーリモート通信 000 11月分3,887円 12月分3,887円 000 029-255-7804				
令和 03年12月21日	収入	000981	現年未収給水収益	010 水道料金収納 102件 (403,744)		403,744		822,432,953
令和 03年12月21日	収入	000982	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H22~H29年度調定分 7件 (13,958)		13,958		822,446,911
令和 03年12月21日	収入	000983	督促手数料	010 督促手数料 39件 (3,900)		3,900		822,450,811
令和 03年12月21日	収入	000984	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 60件 (171,161)		171,161		822,621,972
令和 03年12月21日	収入	000985	加入金	010 加入金 (198,000)		198,000		822,819,972
令和 03年12月21日	支出	000544	手数料	010 手数料 (19,720)	東京貯金事務センター		19,720	822,800,252
				000 口座振替手数料(11月分 1,972件)				
令和 03年12月21日	支出	000548	給料	010 給料 (2,051,300)	阿久津 恵三 外6名		2,051,300	820,748,952
				000 12月分				
令和 03年12月21日	支出	000552	手当	010 扶養手当 (63,000)	大塚 一彦 外1名		63,000	820,685,952
				000 12月分				
令和 03年12月21日	支出	000553	手当	020 管理職手当 (71,000)	阿久津 恵三 外1名		71,000	820,614,952
				000 12月分				
令和 03年12月21日	支出	000554	手当	090 住居手当 (45,000)	松崎 幸子 他1名		45,000	820,569,952
				000 12月分				
令和 03年12月21日	支出	000555	手当	060 時間外手当 (156,639)	大塚 一彦 他3名		156,639	820,413,313
				000 12月分				
令和 03年12月21日	支出	000556	手当	050 通勤手当 (25,300)	阿久津 恵三 外4名		25,300	820,388,013
				000 12月分				
令和 03年12月21日	支出	000557	手当	080 特勤手当(待機手当) (20,000)	阿久津 恵三 外4名		20,000	820,368,013
				000 12月分				

現金預金出納簿(明細)

令和 03年12月 ~ 令和 03年12月

(単位: 円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
令和 03年12月22日	収入	000986	現年未収給水収益	010 水道料金収納 29件 (461,496)		461,496		820,829,509
令和 03年12月22日	収入	000987	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H22年度調定分 1件 (10,000)		10,000		820,839,509
令和 03年12月22日	収入	000988	督促手数料	010 督促手数料 6件 (600)		600		820,840,109
令和 03年12月22日	収入	000989	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 16件 (41,877)		41,877		820,881,986
令和 03年12月23日	収入	000990	現年未収給水収益	010 水道料金収納 37件 (223,828)		223,828		821,105,814
令和 03年12月23日	収入	000991	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H20~H24年度調定分 3件 (5,018)		5,018		821,110,832
令和 03年12月23日	収入	000992	督促手数料	010 督促手数料 4件 (400)		400		821,111,232
令和 03年12月23日	収入	000993	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 21件 (48,136)		48,136		821,159,368
令和 03年12月23日	収入	000994	手数料	010 手数料 (200)		200		821,159,568
令和 03年12月24日	収入	000995	現年未収給水収益	010 水道料金収納 92件 (410,026)		410,026		821,569,594
令和 03年12月24日	収入	000996	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H18~R2年度調定分 6件 (10,940)		10,940		821,580,534
令和 03年12月24日	収入	000997	督促手数料	010 督促手数料 25件 (2,500)		2,500		821,583,034
令和 03年12月24日	収入	000998	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 56件 (181,654)		181,654		821,764,688
令和 03年12月24日	収入	000999	預金利息	010 預金利息 (30,000) 000 定期預金満期による R2/12/24~R3/12/24 000 ¥100,000,000×0.03%	常陸農業協同組合 七	30,000		821,794,688
令和 03年12月27日	収入	001000	現年未収給水収益	010 水道料金収納 16件 (44,672)		44,672		821,839,360
令和 03年12月27日	収入	001001	督促手数料	010 督促手数料 1件 (100)		100		821,839,460
令和 03年12月27日	収入	001002	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 12件 (17,872)		17,872		821,857,332
令和 03年12月27日	収入	001003	手数料	010 手数料 (4,000)		4,000		821,861,332
令和 03年12月27日	収入	001004	加入金	010 加入金 (198,000)		198,000		822,059,332
令和 03年12月27日	支出	000545	光熱水費	010 光熱水費 (1,430) 000 赤沢浄水場下水道使用料 000 R3.12月請求分 (R3.11月使用分)	城里町長 上遠野 修		1,430	822,057,902
令和 03年12月27日	支出	000551	手数料	010 手数料 (55,221) 000 コンビニ収納サービス基本料・手数料 000 基本料5,000円 手数料57円×793件 000 2021/11/1~2021/11/30	(株)常陽銀行 石塚支		55,221	822,002,681
令和 03年12月27日	支出	000560	建設仮勘定	010 委託料 (5,775,000) 000 (31-13) 000 令和3年度 城里町水道事業 老朽管更新 000 工事実施設計業務 000 城里町大字勝見沢地内 000 R3/5/29~R3/11/30	(株)玄設計		5,775,000	816,227,681
令和 03年12月27日	支出	000561	貯蔵量水器	010 たな卸資産購入限度額 (788,238) 000 (33-10) 000 令和3年度水道メーターパーター購入・修繕 000 城里町上入野地内 (小松浄水場) 000 R3/9/29~R3/12/22	東洋計器(株)北関東支		788,238	815,439,443
令和 03年12月27日	支出	000562	工事請負費	010 工事請負費 (2,838,000) 000 (32-30)(32-47)(32-51) 000 令和3年度 県道阿波山徳蔵線道路改良	(株)桐原工務店		2,838,000	812,601,443

現金預金出納簿(明細)

令和 03年12月 ~ 令和 03年12月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
				000 工事に伴う配水管移設工事 000 城里町大字孫根地内 000 R3/8/6~R3/10/29 000 工期延長R3/8/6~R3/11/30 (第1回変更) 000 請負金額の増 (第2回変更)				
令和 03年12月27日	支出	000563	建設仮勘定	010 工事請負費 (5,665,000) 000 (32-29)(32-46)(32-50) 000 令和3年度 国道123号歩道内配水管布設工事 000 城里町大字那珂西地内 000 R3/8/6~R3/10/29 000 工期延長R3/8/6~R3/11/29 (第1回変更) 000 請負金額の増 (第2回変更)	(有)東海組		5,665,000	806,936,443
令和 03年12月27日	支出	000566	備用品費	010 備用品費 (274,560) 000 記録紙 XR-5000 12冊入り×16箱	福井電機(株)茨城営業		274,560	806,661,883
令和 03年12月27日	支出	000567	備用品費	010 備用品費 (88,220) 000 フロッター用ペン(紫)3個入 10袋 000 記録紙用ペン(赤)3個入 5袋 000 記録紙用ペン(緑)3個入 10袋 000 記録紙用ペン(青)3個入 5袋	福井電機(株)茨城営業		88,220	806,573,663
令和 03年12月27日	支出	000568	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 (11,564,195) 000 公共下水道使用料 000 (R3/11/16~R3/12/15収納分)	城里町長 上遠野 修		11,564,195	795,009,468
令和 03年12月27日	支出	000569	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 (3,703,391) 000 農業集落排水使用料 000 (R3/11/16~R3/12/15収納分)	城里町長 上遠野 修		3,703,391	791,306,077
令和 03年12月28日	収入	001005	現年未収給水収益	010 水道料金収納 1,106件 (4,568,762)		4,568,762		795,874,839
令和 03年12月28日	収入	001006	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H20~H28年度調定分 14件 (101,172)		101,172		795,976,011
令和 03年12月28日	収入	001007	督促手数料	010 督促手数料 24件 (2,400)		2,400		795,978,411
令和 03年12月28日	収入	001008	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 608件 (1,877,630)		1,877,630		797,856,041
令和 03年12月28日	支出	000535	法定福利費	010 法定福利費 (964,511) 000 12月賞与分	市町村職員共済組合		964,511	796,891,530
令和 03年12月28日	支出	000558	法定福利費	010 法定福利費 (475,238) 000 12月分	市町村職員共済組合		475,238	796,416,292
令和 03年12月28日	支出	000559	手当	100 退職手当組合 (276,925) 000 12月分	茨城県市町村総合事務		276,925	796,139,367
							56,913,653	46,842,405
							1,420,711,311	624,571,944
								796,139,367

令和 3 年度

出 納 検 査 報 告 書

令和 4 年 1 月 3 1 日現在

令和 4 年 2 月 2 5 日執行

第 号

監 查 委 員
監 查 委 員

橫倉好夫



印

例 月

出 納 檢 查 報 告

第 回臨時






令和 3 年度 現金出納状況調

令和 4年 2月18日作成 1

(令和 4年 1月末現在)

会 計 名	収 入			支 出			差 引 残 高
	前月迄累計	当 月 分	累 計	前月迄累計	当 月 分	累 計	
01 一般会計	7,828,753,722	428,397,566	8,257,151,288	7,234,522,354	602,174,899	7,836,697,253	420,454,035
02 国民健康保険特別会計（事業勘	1,338,822,759	347,551,285	1,686,374,044	1,218,843,556	321,275,558	1,540,119,114	146,254,930
03 国民健康保険特別会計（施設勘	153,689,934	10,748,655	164,438,589	149,673,702	13,946,235	163,619,937	818,652
05 後期高齢者医療特別会計	120,353,747	25,202,200	145,555,947	190,309,921	23,648,632	213,958,553	-68,402,606
06 介護保険特別会計（保険事業勘	1,780,349,462	200,384,519	1,980,733,981	1,553,523,163	188,301,899	1,741,825,062	238,908,919
07 介護保険特別会計（介護サービ	5,326,382	441,000	5,767,382	1,332,409	268,452	1,600,861	4,166,521
08 公共下水道事業特別会計	662,452,225	13,723,177	676,175,402	545,860,306	16,994,086	562,854,392	113,321,010
09 農業集落排水事業特別会計	216,956,739	4,042,213	220,998,952	130,694,384	4,440,424	135,134,808	85,864,144
20 歳計外現金	426,067,044	20,994,290	447,061,334	366,990,861	28,755,339	395,746,200	51,315,134
30 一時借入金	0	0	0	0	0	0	0
40 基金	5,599,927,434	636,000	5,600,563,434	146,858,000	492,250	147,350,250	5,453,213,184
50 基金繰替運用金	0	0	0	0	0	0	0
合 計	18,132,699,448	1,052,120,905	19,184,820,353	11,538,608,656	1,200,297,774	12,738,906,430	6,445,913,923

現金出納日計表

町長	会計管理者	会計課長	歳入係	歳出係
				

令和3年度

令和4年1月31日 分

(単位：円)

会計名	前日繰越額	受入額		支払額		本日残高	備考
		件数	金額	件数	金額		
一般会計	290,411,790	79	174,087,210	81	44,047,854	420,454,035	
特別会計	国民健康保険(事業勘定)	14	129,968,925	11	126,585,238	146,254,930	
	国民健康保険(施設勘定)	5	1,327,383	8	1,439,232	818,652	
	後期高齢者医療	5	123,900	0	0	△ 68,402,606	
	介護保険(保険事業勘定)	2	207,600	5	647,739	238,908,919	
	介護保険(介護サービス事業勘定)	0	0	0	0	4,166,521	
	公共下水道事業	0	0	8	889,947	113,321,010	
	農業集落排水事業	0	0	4	226,476	85,864,144	
歳入金等 未整理口	0	0	0	0	0	0	
歳入歳出外現金	66,184,205	1	47,513	5	14,916,584	51,315,134	
一時借入金	0	0	0	0	0	0	
基金繰替運用金	0	0	0	0	0	0	
合計	876,865,772	107	304,585,148	124	188,750,181	992,700,739	

上記の通り報告いたします。
令和4年1月31日

城里町会計管理者 久保田 和美 殿

城里町指定金融機関
株式会社 常陽銀行 石塚支店



現 金 調 査 書

(単位:円)

令和4年1月31日 現在

種 別	金 額	保 管 の 状 況	
一般会計	420,454,035	預 入 先	
国民健康保険特別会計(事業)	146,254,930	常陽銀行 石塚支店	
国民健康保険特別会計(診療所)	818,652	当 座 預 金	0
後期高齢者医療	△ 68,402,606	定 期 預 金 No.1386211	27,000,000
介護保険(保険事業勘定)	238,908,919	普 通 預 金	
介護保険(介護サービス事業勘定)	4,166,521	No.1351181(会計管理者)	958,058,691
公共下水道事業特別会計	113,321,010		
農業集落排水事業特別会計	85,864,144	No.0806727(城里町住宅敷金)	1,671,894
歳計外現金	51,315,134	No.1427591(指定金融機関担保金)	5,000,154
一時借入金	0		
基金繰替運用金	0	小 口 現 金 (本 庁)	770,000
歳入金等未整理口	0	(桂支所)	100,000
		(七会町民センター)	100,000
計	992,700,739	計	992,700,739

※下記はゆうちょ銀行分の歳入未処理分である。

決済預金口座現在高

口座番号

1393216

308,600 円

運用基金の運用状況調書

(R4.1.31現在)

金額(円)

区	分	種別	前月末貸付高 A	今月貸付高 B	今月償還高 C	今月末貸付高 A+B-C
奨学基金	貸付		31,665,800	280,000	380,000	31,565,800
	現金		前月末残高 A	今月払出高 B	今月取得高 C	今月末残高 A-B+C
			17,876,280	280,000	380,000	17,976,280
区	分	種別	前月末貸付高 A	今月貸付高 B	今月償還高 C	今月末貸付高 A+B-C
繁殖牛 導入事業基金	貸付		(25)頭 12,629,640	(0)頭 0	(0)頭 0	(25)頭 12,629,640
	現金		前月末残高 A	今月払出高 B	今月取得高 C	今月末残高 A-B+C
			10,783,470	0	0	10,783,470
区	分	種別	前月末残高 A	今月払出高 B	今月取得高 C	今月末保有高 A-B+C
土地開発基金	土地		127,401,777	0	0	127,401,777
	現金		192,158,090	0	0	192,158,090
区	分	種別	前月末残高 A	今月払出高 B	今月取得高 C	今月末保有高 A-B+C
収入印紙等購入基金	印紙・証紙		805,160	163,000	212,250	854,410
	現金		194,840	212,250	163,000	145,590

令和 3 年度 歳入計算書

令和 4年 2月18日作成

1

01 一般会計

(令和 4年 1月末現在)

科目名	当初予算額	補正予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	予算現額と収入済額との比較 (B)-(A)	収入率(%)	
	繰越額	予算現額(A)	当月分	当月分		還付未済額	収入未済額	対予算 対調定
			累計	累計(B)				
01 町税	1,969,894,000	0	17,244,971	167,124,962	0	-293,885,196	85.08	
	0	1,969,894,000	1,987,009,061	1,676,008,804	0	311,000,257	84.35	
02 地方譲与税	144,769,000	0	0	0	0	-44,542,000	69.23	
	0	144,769,000	100,227,000	100,227,000	0	0	100.00	
03 利子割交付金	1,354,000	0	0	0	0	-358,000	73.56	
	0	1,354,000	996,000	996,000	0	0	100.00	
04 配当割交付金	7,181,000	0	0	0	0	-4,806,000	33.07	
	0	7,181,000	2,375,000	2,375,000	0	0	100.00	
05 株式等譲渡所得割交付金	7,536,000	0	0	0	0	-7,536,000	0.00	
	0	7,536,000	0	0	0	0		
06 法人事業税交付金	9,518,000	0	0	0	0	1,115,000	111.71	
	0	9,518,000	10,633,000	10,633,000	0	0	100.00	
07 地方消費税交付金	364,450,000	0	0	0	0	-56,421,000	84.52	
	0	364,450,000	308,029,000	308,029,000	0	0	100.00	
08 ゴルフ場利用税交付金	59,201,000	0	0	0	0	-11,376,108	80.78	
	0	59,201,000	47,824,892	47,824,892	0	0	100.00	
09 環境性能割交付金	11,199,000	0	0	0	0	-3,504,000	68.71	
	0	11,199,000	7,695,000	7,695,000	0	0	100.00	
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	770,000	0	0	0	0	10,000	101.30	
	0	770,000	780,000	780,000	0	0	100.00	
11 地方特例交付金	8,600,000	5,306,000	0	0	0	0	100.00	
	0	13,906,000	13,906,000	13,906,000	0	0	100.00	
12 地方交付税	3,430,521,000	647,034,000	0	0	0	75,141,000	101.84	
	0	4,077,555,000	4,152,696,000	4,152,696,000	0	0	100.00	
13 交通安全対策特別交付金	2,227,000	0	0	0	0	-1,081,000	51.46	
	0	2,227,000	1,146,000	1,146,000	0	0	100.00	
14 分担金及び負担金	5,373,000	0	515,900	463,200	0	-1,050,800	80.44	
	0	5,373,000	5,189,460	4,322,200	0	867,260	83.29	
15 使用料及び手数料	128,691,000	0	15,457,868	12,023,645	0	-29,423,172	77.14	
	0	128,691,000	155,750,874	99,267,828	0	56,483,046	63.74	
16 国庫支出金	1,063,795,000	544,727,000	149,405,009	195,193,588	0	-946,402,270	46.85	
	172,207,000	1,780,729,000	889,539,168	834,326,730	0	55,212,438	93.79	
17 県支出金	582,373,000	8,388,000	20,183,535	18,222,398	0	-485,691,566	19.78	
	14,663,000	605,424,000	143,548,571	119,732,434	0	23,816,137	83.41	

令和 3 年度 歳出計算書

令和 4年 2月18日作成

1

01 一般会計

(令和 4年 1月末現在)

科目名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当月分 累計(C)	当月分 累計	配当残額(B)-(C)	
01 議会費	108,240,000	-3,700,000	104,540,000	5,371,774	5,107,672	16,447,557	82.50
	0	0	104,540,000	88,092,443	86,244,245	16,447,557	
02 総務費	1,394,508,000	272,590,000	1,679,110,000	109,675,337	74,949,462	424,189,215	66.20
	12,012,000	0	1,679,110,000	1,254,920,785	1,111,632,843	424,189,215	
03 民生費	2,538,284,000	494,023,000	3,137,548,000	246,938,788	173,718,600	997,756,272	61.96
	105,241,000	0	3,137,548,000	2,139,791,728	1,944,142,176	997,756,272	
04 衛生費	1,370,256,000	138,565,000	1,573,756,000	36,685,125	88,937,403	522,003,835	42.46
	64,286,000	649,000	1,573,756,000	1,051,752,165	668,238,755	522,003,835	
05 農林水産業費	569,609,000	6,096,000	589,816,000	7,533,619	25,259,554	184,061,447	62.78
	14,111,000	0	589,816,000	405,754,553	370,307,469	184,061,447	
06 商工費	383,020,000	47,772,000	559,967,000	8,894,104	15,242,764	83,402,303	73.62
	129,175,000	0	559,967,000	476,564,697	412,264,386	83,402,303	
07 土木費	1,544,524,000	-12,707,000	2,115,572,000	120,293,771	66,144,839	541,449,633	56.35
	583,460,000	295,000	2,115,572,000	1,574,122,367	1,192,151,645	541,449,633	
08 消防費	483,657,000	17,025,000	920,552,000	2,261,031	98,839,629	44,890,307	94.87
	419,870,000	0	920,552,000	875,661,693	873,328,143	44,890,307	
09 教育費	926,275,000	12,338,000	970,969,000	48,969,883	53,974,976	225,586,063	69.72
	32,356,000	0	970,969,000	745,382,937	676,997,927	225,586,063	
10 災害復旧費	6,000	0	6,000	0	0	6,000	0.00
	0	0	6,000	0	0	6,000	
11 公債費	861,621,000	-9,354,000	852,267,000	0	0	350,877,336	58.83
	0	0	852,267,000	501,389,664	501,389,664	350,877,336	
12 予備費	10,000,000	0	9,056,000	0	0	9,056,000	0.00
	0	-944,000	9,056,000	0	0	9,056,000	
合計	10,190,000,000	962,648,000	12,513,159,000	586,623,432	602,174,899	3,399,725,968	62.63
	1,360,511,000	0	12,513,159,000	9,113,433,032	7,836,697,253	3,399,725,968	

歳入歳出差引残 420,454,035円

令和 3 年度 歳 出 計 算 書

令和 4 年 2 月 18 日 作成

2

02 国民健康保険特別会計（事業勘定）

（令和 4 年 1 月末現在）

科 目 名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額		支出済額		予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当 月 分	当 月 分	累 計	累 計		
				累 計 (C)	累 計			配当残額(B)-(C)	
01 総務費	72,262,000	-12,922,000	59,340,000	2,701,114	5,681,290	9,143,582	80.15	9,143,582	80.15
	0	0	59,340,000	50,196,418	47,558,395	9,143,582		9,143,582	
02 保険給付費	1,557,582,000	105,703,000	1,663,285,000	127,781,998	252,980,404	476,053,382	71.37	476,053,382	71.37
	0	0	1,663,285,000	1,187,231,618	1,187,031,618	476,053,382		476,053,382	
03 国民健康保険事業費納付金	407,414,000	0	407,414,000	52,294,000	60,339,231	73,536,955	69.11	73,536,955	69.11
	0	0	407,414,000	333,877,045	281,583,045	73,536,955		73,536,955	
04 共同事業拠出金	2,000	0	2,000	0	0	2,000	0.00	2,000	0.00
	0	0	2,000	0	0	2,000		2,000	
05 保健事業費	34,627,000	381,000	35,008,000	484,041	1,721,233	8,838,055	63.72	8,838,055	63.72
	0	0	35,008,000	26,169,945	22,308,725	8,838,055		8,838,055	
06 基金積立金	218,128,000	48,612,000	266,740,000	595	0	266,708,274	0.01	266,708,274	0.01
	0	0	266,740,000	31,726	31,131	266,708,274		266,708,274	
07 公債費	84,000	0	84,000	0	0	84,000	0.00	84,000	0.00
	0	0	84,000	0	0	84,000		84,000	
08 諸支出金	14,873,000	0	14,873,000	0	553,400	13,266,800	10.80	13,266,800	10.80
	0	0	14,873,000	1,606,200	1,606,200	13,266,800		13,266,800	
09 予備費	10,000,000	0	10,000,000	0	0	10,000,000	0.00	10,000,000	0.00
	0	0	10,000,000	0	0	10,000,000		10,000,000	
合 計	2,314,972,000	141,774,000	2,456,746,000	183,261,748	321,275,558	857,633,048	62.69	857,633,048	62.69
	0	0	2,456,746,000	1,599,112,952	1,540,119,114	857,633,048		857,633,048	

歳入歳出差引残 146,254,930 円

令和 3 年度 歳出計算書

令和 4年 2月18日作成

3

03 国民健康保険特別会計（施設勘定）

（令和 4年 1月末現在）

科目名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当月分	当月分	配当残額(B)-(C)	
				累計(C)	累計		
01 総務費	143,396,000	-4,906,000	138,490,000	8,088,362	8,605,794	26,647,378	79.95
	0	0	138,490,000	111,842,622	110,716,752	26,647,378	
02 医業費	68,067,000	6,459,000	74,526,000	4,521,661	5,340,441	28,291,302	53.26
	0	0	74,526,000	46,234,698	39,694,486	28,291,302	
03 公債費	26,458,000	0	26,458,000	0	0	13,249,301	49.92
	0	0	26,458,000	13,208,699	13,208,699	13,249,301	
04 予備費	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0.00
	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000	
合計	238,921,000	1,553,000	240,474,000	12,610,023	13,946,235	69,187,981	68.04
	0	0	240,474,000	171,286,019	163,619,937	69,187,981	

歳入歳出差引残 818,652円

令和 3 年度 歳 出 計 算 書

令和 4年 2月18日作成 4

05 後期高齢者医療特別会計

(令和 4年 1月末現在)

科 目 名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当月分	当月分	配当残額(B)-(C)	
				累計(C)	累計		
01 総務費	3,685,000	0	3,685,000	4,640	356,332	150,596	87.41
	0	0	3,685,000	3,534,404	3,221,102	150,596	
02 後期高齢者医療広域連合納付金	248,868,000	0	248,868,000	23,292,300	23,292,300	38,627,049	84.48
	0	0	248,868,000	210,240,951	210,240,951	38,627,049	
03 諸支出金	532,000	259,000	791,000	0	0	294,500	62.77
	0	0	791,000	496,500	496,500	294,500	
合 計	253,085,000	259,000	253,344,000	23,296,940	23,648,632	39,072,145	84.45
	0	0	253,344,000	214,271,855	213,958,553	39,072,145	

歳入歳出差引残 △ 68,402,606 円

令和 3 年度 歳出計算書

令和 4年 2月18日作成 5

06 介護保険特別会計（保険事業勘定）

（令和 4年 1月末現在）

科目名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当月分	当月分	配当残額(B)-(C)	
				累計(C)	累計		
01 総務費	46,942,000	110,000	47,052,000	2,100,836	3,018,331	10,292,649	74.99
	0	0	47,052,000	36,759,351	35,282,726	10,292,649	
02 保険給付費	2,325,307,000	110,000	2,325,417,000	180,035,520	180,035,520	672,197,873	71.09
	0	0	2,325,417,000	1,653,219,127	1,653,219,127	672,197,873	
03 地域支援事業費	74,177,000	-2,641,000	71,536,000	3,891,907	5,248,048	18,506,001	69.18
	0	0	71,536,000	53,029,999	49,489,365	18,506,001	
04 財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0.00
	0	0	1,000	0	0	1,000	
05 基金積立金	2,000	61,120,000	61,122,000	0	0	61,121,680	0.00
	0	0	61,122,000	320	320	61,121,680	
06 諸支出金	41,000	3,812,000	3,853,000	0	0	19,476	99.49
	0	0	3,853,000	3,833,524	3,833,524	19,476	
合計	2,446,470,000	62,511,000	2,508,981,000	186,028,263	188,301,899	762,138,679	69.42
	0	0	2,508,981,000	1,746,842,321	1,741,825,062	762,138,679	

歳入歳出差引残 238,908,919円

07 介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

（令和 4年 1月末現在）

科目名	当初予算額	補正予算額	調定額	収入済額	不納欠損額	予算現額と収入済額との比較 (B)-(A)	収入率(%)
	繰越額	予算現額(A)	当月分 累計	当月分 累計(B)	還付未済額	収入未済額	対予算 対調定
01 サービス収入	4,416,000	0	454,140	441,000	0	-419,320	90.50
	0	4,416,000	4,450,820	3,996,680	0	454,140	89.80
02 繰越金	1,000	1,769,000	0	0	0	702	100.04
	0	1,770,000	1,770,702	1,770,702	0	0	100.00
合計	4,417,000	1,769,000	454,140	441,000	0	-418,618	93.23
	0	6,186,000	6,221,522	5,767,382	0	454,140	92.70

令和 3 年度 歳 出 計 算 書

令和 4年 2月18日作成 6

07 介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定)

(令和 4年 1月末現在)

科 目 名	当初予算額	補正予算額	予算現額(A)	負担行為額	支出済額	予算残額(A)-(C)	執行率(%)
	繰越額	流用・充当額	配当現額(B)	当 月 分	当 月 分	配当残額(B)-(C)	
				累 計 (C)	累 計		
01 サービス事業費	4,411,000	0	4,411,000	256,692	268,452	2,805,759	36.29
	0	0	4,411,000	1,605,241	1,600,861	2,805,759	
02 諸支出金	6,000	1,769,000	1,775,000	0	0	1,775,000	0.00
	0	0	1,775,000	0	0	1,775,000	
合 計	4,417,000	1,769,000	6,186,000	256,692	268,452	4,580,759	25.88
	0	0	6,186,000	1,605,241	1,600,861	4,580,759	

歳入歳出差引残 4,166,521円

令和 3 年度 歳入歳出外現金内訳表

令和 4 年 2 月 18 日作成 1

20 歳計外現金

(令和 4 年 1 月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差引残高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
01 町民税県民税	0	0	0	0	0	0
01 町民税県民税現年度分	0	0	0	0	0	0
02 町民税県民税過年度分	0	0	0	0	0	0
02 町営住宅敷金	28,571,994	29,369,694	29,517,594	797,700	887,100	28,630,494
01 町営住宅敷金	28,571,994	29,369,694	29,517,594	797,700	887,100	28,630,494
03 源泉所得税	7,496,335	55,136,210	58,224,124	47,639,875	55,136,210	3,087,914
01 源泉所得税	7,496,335	55,136,210	58,224,124	47,639,875	55,136,210	3,087,914
04 共済組合委託金	0	0	0	0	0	0
01 共済組合委託金	0	0	0	0	0	0
05 共済掛金等	4,140,987	243,670,092	256,943,140	239,529,105	256,690,680	252,460
01 共済掛金等	4,140,987	243,670,092	256,943,140	239,529,105	256,690,680	252,460
06 個人事業税	0	0	0	0	0	0
01 個人事業税	0	0	0	0	0	0
07 県税	0	0	0	0	0	0
01 県税	0	0	0	0	0	0
08 財形	0	16,887,000	18,171,000	16,887,000	18,171,000	0
01 財形	0	16,887,000	18,171,000	16,887,000	18,171,000	0
09 心身障害者扶養共済保険掛金	22,400	100,800	117,600	78,400	100,800	16,800
		16,800		22,400		

20 歳計外現金

(令和 4年 1月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差 引 残 高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
0901 心身障害者扶養共済保険掛金	22,400	100,800	117,600	78,400	100,800	16,800
		16,800		22,400		
10 他町村分町県民税	2,343,500	19,808,900	21,985,700	17,465,400	19,808,900	2,176,800
		2,176,800		2,343,500		
01 他町村分町県民税	2,343,500	19,808,900	21,985,700	17,465,400	19,808,900	2,176,800
		2,176,800		2,343,500		
11 家族旅行村藤井川ダムふれあいの里	0	0	0	0	0	0
		0		0		
01 家族旅行村藤井川ダムふれあいの里	0	0	0	0	0	0
		0		0		
12 災害共済給付金	1,131,047	32,903,016	32,950,529	31,771,969	31,784,949	1,165,580
		47,513		12,980		
01 災害共済給付金	1,131,047	32,903,016	32,950,529	31,771,969	31,784,949	1,165,580
		47,513		12,980		
13 心身障害者扶養共済年金	0	1,400,000	1,820,000	1,400,000	1,400,000	420,000
		420,000		0		
01 心身障害者扶養共済年金	0	1,400,000	1,820,000	1,400,000	1,400,000	420,000
		420,000		0		
14 現金支出保管分	4,182,939	5,990,829	6,058,429	1,807,890	1,811,990	4,246,439
		67,600		4,100		
01 現金支出保管分	4,182,939	5,990,829	6,058,429	1,807,890	1,811,990	4,246,439
		67,600		4,100		
15 契約保証金	1,040,000	2,741,590	2,741,590	1,701,590	1,701,590	1,040,000
		0		0		
01 契約保証金	1,040,000	2,741,590	2,741,590	1,701,590	1,701,590	1,040,000
		0		0		
02 公売保証金	0	0	0	0	0	0
		0		0		
16 広域分	0	0	0	0	0	0
		0		0		
01 広域分	0	0	0	0	0	0
		0		0		
17 雑入	258,821	3,072,246	3,383,579	2,813,425	3,002,343	381,236
		311,333		188,918		
01 雑入	258,821	3,072,246	3,383,579	2,813,425	3,002,343	381,236
		311,333		188,918		

令和 3 年度 歳入歳出外現金内訳表

令和 4 年 2 月 18 日作成 3

20 歳計外現金

(令和 4 年 1 月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差引残高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
18 県民交通災害共済掛金	0	300,700 0	300,700	300,700 0	300,700	0
01 県民交通災害共済掛金	0	300,700 0	300,700	300,700 0	300,700	0
19 緑の募金	0	134,217 0	134,217	134,217 0	134,217	0
01 緑の募金	0	134,217 0	134,217	134,217 0	134,217	0
20 公的個人認証サービス 電子証明書発行手数料	0	0 0	0	0 0	0	0
01 公的個人認証サービス 電子証明書発行手数料	0	0 0	0	0 0	0	0
21 職員分町県民税	0	0 0	0	0 0	0	0
01 職員分町県民税	0	0 0	0	0 0	0	0
22 換価代金	215,606	4,878,196 161,382	5,039,578	4,662,590 152,131	4,814,721	224,857
01 換価代金	215,606	4,878,196 161,382	5,039,578	4,662,590 152,131	4,814,721	224,857
23 災害義援金	0	0 0	0	0 0	0	0
01 災害義援金	0	0 0	0	0 0	0	0
24 原状回復保証金	4,665,600	4,665,600 0	4,665,600	0 0	0	4,665,600
01 かつら保育所跡地原状回復保証金	1,209,600	1,209,600 0	1,209,600	0 0	0	1,209,600
02 山びこの郷ランド跡地原状回復保証金	3,456,000	3,456,000 0	3,456,000	0 0	0	3,456,000
25 間伐精算金	0	0 0	0	0 0	0	0
01 間伐精算金	0	0 0	0	0 0	0	0
26 個人番号カード電子証明再交付手数料	6,800	7,800 0	7,800	1,000 0	1,000	6,800

令和 3 年度 歳入歳出外現金内訳表

令和 4 年 2 月 22 日作成 1

40 基金

(令和 4 年 1 月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差引残高
		前月迄累計	累 計	前月迄累計	累 計	
		当 月 分		当 月 分		
01 財政調整基金	2,449,512,627	2,449,512,627 60,000	2,449,572,627	0 0	0	2,449,572,627
01 財政調整基金 普 267,572,627 円 定 2,182,000,000 円	2,449,512,627	2,449,512,627 60,000	2,449,572,627	0 0	0	2,449,572,627
02 奨学基金	17,876,280	20,396,280 380,000	20,776,280	2,520,000 280,000	2,800,000	17,976,280
01 奨学基金 普 9,976,280 円 定 8,000,000 円	17,876,280	20,396,280 380,000	20,776,280	2,520,000 280,000	2,800,000	17,976,280
03 土地開発基金	192,158,090	192,158,090 0	192,158,090	0 0	0	192,158,090
01 土地開発基金 普 14,158,090 円 定 178,000,000 円	192,158,090	192,158,090 0	192,158,090	0 0	0	192,158,090
05 繁殖牛導入事業基金	10,783,470	11,783,470 0	11,783,470	1,000,000 0	1,000,000	10,783,470
01 繁殖牛導入事業基金 普 10,783,470 円	10,783,470	11,783,470 0	11,783,470	1,000,000 0	1,000,000	10,783,470
06 善行賞基金	1,308,866	1,308,866 0	1,308,866	0 0	0	1,308,866
01 善行賞基金 普 308,866 円 定 1,000,000 円	1,308,866	1,308,866 0	1,308,866	0 0	0	1,308,866
07 公共施設等総合管理基金	1,067,818,247	1,121,818,247 0	1,121,818,247	54,000,000 0	54,000,000	1,067,818,247
01 公共施設等総合管理基金 普 1,067,818,247 円	1,067,818,247	1,121,818,247 0	1,121,818,247	54,000,000 0	54,000,000	1,067,818,247
09 城里家族旅行村基金	0	0 0	0	0 0	0	0
01 城里家族旅行村基金	0	0 0	0	0 0	0	0
10 国民健康保険支払準備基金	560,261,979	560,261,979 0	560,261,979	0 0	0	560,261,979
01 国民健康保険支払準備基金 普 442,261,979 円 定 118,000,000 円	560,261,979	560,261,979 0	560,261,979	0 0	0	560,261,979
11 ふるさと創生基金	8,849,904	8,849,904 0	8,849,904	0 0	0	8,849,904
01 ふるさと創生基金 普 849,904 円 定 8,000,000 円	8,849,904	8,849,904 0	8,849,904	0 0	0	8,849,904

令和 3 年度 歳入歳出外現金内訳表

令和 4 年 2 月 18 日作成 2

40 基金

(令和 4 年 1 月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差 引 残 高
		前月迄累計 当 月 分	累 計	前月迄累計 当 月 分	累 計	
12 減債基金	101,832,024	101,832,024 0	101,832,024	0 0	0	101,832,024
01 減債基金 ① 普 80,832,024 円 ② 定 21,000,000 円	101,832,024	101,832,024 0	101,832,024	0 0	0	101,832,024
13 スポーツ芸術文化振興基金	0	0 0	0	0 0	0	0
01 スポーツ芸術文化振興基金	0	0 0	0	0 0	0	0
14 番場まつの福祉基金	10,000,199	10,000,199 0	10,000,199	0 0	0	10,000,199
01 番場まつの福祉基金 ① 普 199 円 ② 定 10,000,000 円	10,000,199	10,000,199 0	10,000,199	0 0	0	10,000,199
15 地域振興基金	1,654,174	1,654,174 0	1,654,174	0 0	0	1,654,174
01 地域振興基金 ① 普 1,654,174 円	1,654,174	1,654,174 0	1,654,174	0 0	0	1,654,174
16 公共施設整備基金	713,717,061	713,717,061 33,000	713,750,061	0 0	0	713,750,061
01 公共施設整備基金 ① 普 114,750,061 円 ② 定 599,000,000 円	713,717,061	713,717,061 33,000	713,750,061	0 0	0	713,750,061
18 介護給付費準備基金	484,746	86,769,746 0	86,769,746	86,285,000 0	86,285,000	484,746
01 介護給付費準備基金 ① 普 484,746 円	484,746	86,769,746 0	86,769,746	86,285,000 0	86,285,000	484,746
19 生活環境整備基金	50,852,822	50,852,822 0	50,852,822	0 0	0	50,852,822
01 生活環境整備基金 ① 普 852,822 円 ② 定 50,000,000 円	50,852,822	50,852,822 0	50,852,822	0 0	0	50,852,822
20 地域福祉振興基金	210,441,447	210,441,447 0	210,441,447	0 0	0	210,441,447
01 地域福祉振興基金 ① 普 244,447 円 ② 定 208,000,000 円	210,441,447	210,441,447 0	210,441,447	0 0	0	210,441,447
21 ふるさと水と土保全基金	4,225,675	4,225,675 0	4,225,675	0 0	0	4,225,675
01 ふるさと水と土保全基金 ① 普 225,675 円 ② 定 4,000,000 円	4,225,675	4,225,675 0	4,225,675	0 0	0	4,225,675

令和 3 年度 歳入歳出外現金内訳表

令和 4 年 2 月 18 日 作成 3

40 基金

(令和 4 年 1 月末現在)

区 分	前月末残高	受 入		払 出		差引残高
		前月迄累計 当 月 分	累 計	前月迄累計 当 月 分	累 計	
23 農業集落排水事業債償還準備基金	0	0	0	0	0	0
01 農業集落排水事業債償還準備基金	0	0	0	0	0	0
24 ふるさと応援基金	31,052,572	31,052,572	31,052,572	0	0	31,052,572
01 ふるさと応援基金 ③ 31,052,572円	31,052,572	31,052,572	31,052,572	0	0	31,052,572
26 収入印紙等購入基金	194,840	1,847,840	2,010,840	1,653,000	1,865,250	145,590
01 収入印紙等購入基金 ③ 145,590円	194,840	1,847,840	2,010,840	1,653,000	1,865,250	145,590
27 森林環境譲与税基金	9,794,060	11,194,060	11,194,060	1,400,000	1,400,000	9,794,060
01 森林環境譲与税基金 ③ 9,794,060円	9,794,060	11,194,060	11,194,060	1,400,000	1,400,000	9,794,060
28 アイジー基金	10,000,081	10,000,081	10,000,081	0	0	10,000,081
01 アイジー基金 ③ 10,000,081円	10,000,081	10,000,081	10,000,081	0	0	10,000,081
29 黒澤止幾基金	250,270	250,270	250,270	0	0	250,270
01 黒澤止幾基金 ③ 250,270円	250,270	250,270	250,270	0	0	250,270
合 計	5,453,069,434	5,599,927,434 636,000	5,600,563,434	146,858,000 492,250	147,350,250	5,453,213,184

基金残高明細

40基金

令和4年1月31日現在

款	区 分	金融機関名	預金種別	口座番号	前月末残高	受 入	払 出	差引残高
01	財政調整基金				2,449,512,627	60,000	0	2,449,572,627
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	6063328	267,512,627	60,000	0	267,572,627
		常陽銀行	定期預金	1391374	300,000,000	0	0	300,000,000
		筑波銀行	定期預金	3-000-049-889	300,000,000	0	0	300,000,000
		JA水戸	定期預金	14324215	300,000,000	0	0	300,000,000
		JA水戸	定期預金	12514654	382,000,000	0	0	382,000,000
		JA常陸	定期預金	16244915	200,000,000	0	0	200,000,000
		JA常陸	定期預金	16211452	100,000,000	0	0	100,000,000
		JA常陸	定期預金	16230796	300,000,000	0	0	300,000,000
		JA常陸	定期預金	16165377	300,000,000	0	0	300,000,000
02	奨学基金				17,876,280	380,000	280,000	17,976,280
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	6058634	9,876,280	380,000	280,000	9,976,280
		常陽銀行	定期預金	1291102	3,000,000	0	0	3,000,000
		常陽銀行	定期預金	6058634	5,000,000	0	0	5,000,000
16	公共施設整備基金				713,717,061	33,000	0	713,750,061
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	1247831	114,717,061	33,000	0	114,750,061
		JA水戸	定期預金	14324130	244,000,000	0	0	244,000,000
		JA水戸	定期預金	16127960	100,000,000	0	0	100,000,000
		JA水戸	定期預金	16127959	87,000,000	0	0	87,000,000
		JA常陸	定期預金	16230763	58,000,000	0	0	58,000,000
		JA常陸	定期預金	16244937	110,000,000	0	0	110,000,000
26	収入印紙等購入基金				194,840	163,000	212,250	145,590
	口座別内訳	常陽銀行	普通預金	1385074	194,840	163,000	212,250	145,590
	合 計				5,453,069,394	636,040	492,250	5,453,213,184

令和 3 年度

出 納 検 査 報 告 書

(城 里 町 水 道 事 業)

令和 4 年 1 月 31 日 現在

令和 4 年 2 月 25 日 執行

第 号

監查委員 横倉好夫 

監查委員 

例 月

出 納 檢 查 報 告

第 回臨時

残高集計調書

令和4年1月31日

前月末残高	収入額	支出額	収支残高
796,139,367円	45,816,025円	55,727,489円	786,227,903円

現金・預金保管状況

預入先・預金種別	金額
常陽銀行 石塚支店	
普通預金No.6155581	275,174,904円
普通預金No.6106265	899,184円
当座預金	200,000円
石塚郵便局	
定額預金	5,000,000円
筑波銀行 常北支店	
定期預金（減債積立金）	19,900,000円
定期預金（減債積立金）	19,000,000円
定期預金（建設改良積立金）	46,053,815円
水戸農業協同組合 しろさと支店	
定期預金	20,000,000円
常陸農業協同組合 七会支店	
定期預金	100,000,000円
定期預金	100,000,000円
定期預金	100,000,000円
定期預金	100,000,000円
合 計	786,227,903円

資金予算表

令和 04年01月分

(単位：円)

区 分	科 目 別	前月までの執行額	当月執行額	合 計	翌月予定額	翌々月予定額
収入	営業収益	322,180,604	31,345,867	353,526,471	32,108,266	61,294,193
	営業外収益	79,235,453	0	79,235,453	0	0
	企業債	61,200,000	0	61,200,000	0	103,200,000
	補助金	0	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0	0
	出資金	0	0	0	0	0
	前年度未収金	107,152,692	102,430	107,255,122	218,395	16,890,087
	預り金	141,843,847	14,367,728	156,211,575	14,000,000	14,000,000
	その他	37,500	0	37,500	0	0
	合 計	711,650,096	45,816,025	757,466,121	46,326,661	195,384,280
支出	営業費用	173,996,849	21,133,629	195,130,478	24,852,415	77,505,140
	営業外費用	26,194,954	0	26,194,954	0	4,571,768
	建設改良費	90,556,000	7,194,000	97,750,000	53,375,800	87,241,000
	企業債償還金	117,585,223	0	117,585,223	0	118,872,547
	前年度未払金	14,526,843	0	14,526,843	0	0
	預り金	140,907,028	15,978,760	156,885,788	14,000,000	14,000,000
	その他	1,982,700	0	1,982,700	0	0
	貯蔵品	876,788	0	876,788	0	0
	引当金	4,225,559	0	4,225,559	0	0
	前払金	53,720,000	11,421,100	65,141,100	0	0
合 計	624,571,944	55,727,489	680,299,433	92,228,215	302,190,455	
収 支 差 引	87,078,152	△9,911,464	77,166,688	△45,901,554	△106,806,175	
前 月 よ り 繰 越	709,061,215	796,139,367	709,061,215	786,227,903	740,326,349	
翌 月 へ 繰 越	796,139,367	786,227,903	786,227,903	740,326,349	633,520,174	

合計残高試算表

令和 04年01月31日 (税抜)

(単位:円)

残高	借方		勘定科目	貸方		残高
	合計			合計		
	累計	当月		当月	累計	
6,027,085,932	12,448,813,762	6,554,900	固定資産		6,421,727,830	
5,878,004,855	12,299,732,685	6,554,900	有形固定資産		6,421,727,830	
115,644,335	115,644,335		土地			
115,644,335	115,644,335		土地			
292,477,202	292,477,202		建物			
292,477,202	292,477,202		建物			
			建物減価償却累計額		135,196,600	135,196,600
			建物減価償却累計額		135,196,600	135,196,600
8,267,653,987	8,267,653,987		構築物			
8,267,653,987	8,267,653,987		構築物			
			構築物減価償却累計額		3,668,123,331	3,668,123,331
			構築物減価償却累計額		3,668,123,331	3,668,123,331
3,470,572,482	3,470,572,482	14,900	機械及び装置			
43,130,926	43,130,926	14,900	量水器			
3,427,441,556	3,427,441,556		その他機械装置			
			機械及び装置減価償却累計額		2,603,658,114	2,603,658,114
			量水器減価償却累計額		25,528,184	25,528,184
			その他機械装置減価償却累計額		2,578,129,930	2,578,129,930
6,956,621	6,956,621		車輛運搬具			
6,956,621	6,956,621		車輛運搬具			
			車輛運搬具減価償却累計額		5,892,681	5,892,681
			車輛運搬具減価償却累計額		5,892,681	5,892,681
14,678,058	14,678,058		工具器具及び備品			
14,678,058	14,678,058		工具器具及び備品			
			工具器具及び備品減価償却累計額		8,857,104	8,857,104
			工具器具及び備品減価償却累計額		8,857,104	8,857,104
131,750,000	131,750,000	6,540,000	建設仮勘定			
131,750,000	131,750,000	6,540,000	建設仮勘定			
149,072,677	149,072,677		無形固定資産			
149,072,677	149,072,677		水利権			
149,072,677	149,072,677		水利権			
8,400	8,400		投資			
8,400	8,400		リサイクル預託金			
8,400	8,400		リサイクル預託金			
946,145,685	2,218,652,597	92,620,574	流動資産	94,345,656	1,272,506,912	
786,227,903	1,466,527,336	45,816,025	現金預金	55,727,489	680,299,433	
786,227,903	1,466,527,336	45,816,025	現金預金	55,727,489	680,299,433	
786,227,903	1,466,527,336	45,816,025	現金預金	55,727,489	680,299,433	
76,101,555	605,948,994	32,439,126	未収金	31,035,867	529,847,439	
76,101,555	455,436,974	32,439,126	営業未収金	31,035,867	379,335,419	
49,508,775	394,437,194	32,439,126	未収給水収益	31,035,867	344,928,419	
26,592,780	60,306,780		受託工事未収金		33,714,000	
	693,000		その他営業未収金		693,000	
	133,493,420		営業外未収金		133,493,420	
	133,493,420		営業外未収金		133,493,420	
	17,018,600		その他未収金		17,018,600	
	17,018,600		その他未収金		17,018,600	
			貸倒引当金		1,000,000	1,000,000
			貸倒引当金		1,000,000	1,000,000
			貸倒引当金		1,000,000	1,000,000
4,992,102	5,132,142		貯蔵品	22,300	140,040	
4,992,102	5,132,142		貯蔵量水器	22,300	140,040	

合計残高試算表

令和 04年01月31日 (税抜)

(単位:円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		残 高
残 高	合 計			合 計		
	累 計	当 月		当 月	累 計	
4,992,102	5,132,142		貯蔵量水器	22,300	140,040	
51,681,100	112,901,100	11,421,100	前払金	7,560,000	61,220,000	
50,020,000	111,240,000	9,760,000	営業前払金	7,560,000	61,220,000	
50,020,000	111,240,000	9,760,000	営業前払金	7,560,000	61,220,000	
1,661,100	1,661,100	1,661,100	前払消費税			
1,661,100	1,661,100	1,661,100	前払消費税			
28,143,025	28,143,025	2,944,323	その他流動資産			
28,143,025	28,143,025	2,944,323	仮払消費税			
28,143,025	28,143,025	2,944,323	仮払消費税			
			固定負債		3,078,615,996	3,078,615,996
			企業債		3,078,615,996	3,078,615,996
			企業債		3,078,615,996	3,078,615,996
			建設改良等の財源に充てるための企業債		3,078,615,996	3,078,615,996
	293,503,207	16,002,400	流動負債	17,371,229	447,637,255	154,134,048
	117,585,223		企業債		236,457,770	118,872,547
	117,585,223		企業債		236,457,770	118,872,547
	117,585,223		建設改良等の財源に充てるための企業債		236,457,770	118,872,547
	14,577,143		未払金		14,577,143	
	14,526,843		営業未払金		14,526,843	
	14,526,843		営業未払金		14,526,843	
	50,300		その他未払金		50,300	
	50,300		その他未払金		50,300	
	4,225,559		引当金		4,376,000	150,441
	3,548,038		賞与引当金		3,745,000	196,962
	677,521		法定福利費引当金		631,000	-46,521
	157,090,122	16,002,400	預り金	14,390,118	158,163,274	1,073,152
	157,090,122	16,002,400	その他預り金	14,390,118	158,163,274	1,073,152
	211,794	23,640	水道料金還付金預り金	22,390	235,784	23,990
	156,878,328	15,978,760	下水道使用料預り金	14,367,728	157,927,490	1,049,162
	25,160		その他流動負債	2,981,111	34,063,068	34,037,908
	25,160		その他流動負債	2,981,111	34,063,068	34,037,908
	25,160		仮受消費税	2,981,111	34,063,068	34,037,908
	2,290,242,144		繰延収益		3,959,171,960	1,668,929,816
			長期前受金		3,959,171,960	3,959,171,960
			国庫(県)補助金		1,915,982,988	1,915,982,988
			国庫(県)補助金		1,915,982,988	1,915,982,988
			一般会計補助金		1,021,328,281	1,021,328,281
			一般会計補助金		1,021,328,281	1,021,328,281
			一般会計負担金		121,109,779	121,109,779
			一般会計負担金		121,109,779	121,109,779
			工事負担金		900,750,912	900,750,912
			工事負担金		900,750,912	900,750,912
2,290,242,144	2,290,242,144		長期前受金収益化累計額			
1,159,403,051	1,159,403,051		国庫(県)補助金収益化累計額			
1,159,403,051	1,159,403,051		国庫(県)補助金収益化累計額			
538,291,197	538,291,197		一般会計補助金収益化累計額			
538,291,197	538,291,197		一般会計補助金収益化累計額			
34,188,729	34,188,729		一般会計負担金収益化累計額			
34,188,729	34,188,729		一般会計負担金収益化累計額			
558,359,167	558,359,167		工事負担金収益化累計額			
558,359,167	558,359,167		工事負担金収益化累計額			
			資本金		650,861,065	650,861,065

合計残高試算表

令和 04年01月31日 (税抜)

(単位：円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
			自己資本金	650,861,065	650,861,065	
			自己資本金	650,861,065	650,861,065	
			固有資本金	56,623,228	56,623,228	
			繰入資本金	548,800,000	548,800,000	
			組入資本金	45,437,837	45,437,837	
			剰余金	1,194,235,638	1,194,235,638	
			資本剰余金	1,743,410	1,743,410	
			国庫(県)補助金	730,302	730,302	
			国庫(県)補助金	730,302	730,302	
			一般会計補助金	318,969	318,969	
			一般会計補助金	318,969	318,969	
			一般会計負担金	34,394	34,394	
			一般会計負担金	34,394	34,394	
			工事負担金	659,745	659,745	
			工事負担金	659,745	659,745	
			利益剰余金	1,192,492,228	1,192,492,228	
			減債積立金	38,900,000	38,900,000	
			減債積立金	38,900,000	38,900,000	
			建設改良積立金	46,053,815	46,053,815	
			建設改良積立金	46,053,815	46,053,815	
			当年度未処分利益剰余金	1,107,538,413	1,107,538,413	
			繰越利益剰余金年度末残高	73,158,127	73,158,127	
			当年度純利益	338,398,368	338,398,368	
			目的充当済未処分利益剰余金	695,981,918	695,981,918	
	251,600		水道事業収益	29,871,695	455,005,951	
	251,600		営業収益	29,871,695	375,739,718	
	251,600		給水収益	29,469,760	310,883,120	
	251,600		水道料金	29,469,760	310,883,120	
			受託工事収益		55,176,618	
			受託工事収益		55,176,618	
			その他の営業収益	401,935	9,679,980	
			加入金	340,000	8,560,000	
			手数料	28,200	803,800	
			督促手数料	32,370	278,319	
			雑収益	1,365	37,861	
			営業外収益		79,228,733	
			受取利息		83,533	
			預金利息		83,533	
			他会計補助金	79,078,000	79,078,000	
			一般会計補助金	79,078,000	79,078,000	
			雑収益	67,200	67,200	
			雑収益	67,200	67,200	
			特別利益	37,500	37,500	
			過年度損益修正益	37,500	37,500	
			過年度損益修正益	37,500	37,500	
228,299,297	228,299,297	26,410,706	水道事業費用			
200,106,023	200,106,023	26,410,706	営業費用			
69,488,532	69,488,532	6,778,134	原水及び浄水費			
389,800	389,800		備品消費			
11,700	11,700	1,300	光熱水費			
40,836,995	40,836,995	5,908,131	動力費			
2,832,580	2,832,580	238,500	薬品費			

合計残高試算表

令和 04年01月31日 (税抜)

(単位:円)

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累 計	当 月		当 月	累 計	
19,369,000	19,369,000		修繕費			
3,001,445	3,001,445	579,923	通信運搬費			
2,776,012	2,776,012	50,280	委託料			
271,000	271,000		賃借料			
14,506,801	14,506,801	3,970,220	配水及び給水費			
4,284	4,284		備用品費			
33,397	33,397		燃料費			
38,000	38,000		印刷製本費			
10,279,300	10,279,300	3,654,400	修繕費			
1,576,000	1,576,000		委託料			
1,580,000	1,580,000	270,000	工事請負費			
995,820	995,820	45,820	材料費			
41,222,728	41,222,728	6,872,728	受託工事費			
390,000	390,000		委託料			
40,832,728	40,832,728	6,872,728	工事請負費			
74,887,962	74,887,962	8,789,624	総係費			
21,985,300	21,985,300	2,079,400	給料			
14,231,107	14,231,107	859,093	手当			
6,994,131	6,994,131	475,238	法定福利費			
27,950	27,950		被服費			
2,948,421	2,948,421	33,206	備用品費			
340,883	340,883	53,050	燃料費			
1,081,000	1,081,000	355,600	印刷製本費			
213,300	213,300		修繕費			
308,251	308,251	51,919	通信運搬費			
1,074,459	1,074,459	65,618	手数料			
39,460	39,460		保険料			
19,713,000	19,713,000	4,290,000	委託料			
4,704,900	4,704,900	522,000	賃借料			
1,208,100	1,208,100	4,500	会費負担金			
17,700	17,700		公課費			
26,194,954	26,194,954		営業外費用			
26,194,954	26,194,954		支払利息及び企業債取扱諸費			
26,194,954	26,194,954		企業債利息			
1,998,320	1,998,320		特別損失			
1,998,320	1,998,320		過年度損益修正損			
1,998,320	1,998,320		過年度損益修正損			
7,201,530,914	17,479,762,607	141,588,580	合 計	141,588,580	17,479,762,607	7,201,530,914

町長	副町長	会計管理者	課長	補佐	係長	課員
						

城里町水道事業出納日計表

令和3年度 令和4年1月31日/

	件数	金額
前日繰越額		787,131,193 円
受入額	16 件	1,333,073 円
支払額	6 件	2,236,363 円
本日残高		786,227,903 円

上記のとおり報告いたします。

令和4年 1月31日

城里町水道事業

城里町長 上遠野 修 殿

城里町水道事業出納取扱金融機関
株式会社 常陽銀行 石塚支店



収入予算執行状況表

令和 04年01月分 年度区分：現年度

(単位：円)

予 算 科 目	予 算 額				調 定 額				予 算 残 額	収 入 額	
	当初予算額	当月補正予算額	財源充用額	合 計	当月調定額	当月調定増額	当月調定減額	当月調定合計額		当月収入額	未 納 額
		補正予算累計額			調定累計額						
水道事業収益	706,383,000	0	18,190,000	724,573,000	32,852,806	0	0	32,852,806	235,780,741	31,347,117	55,972,293
営業収益	481,499,000	0	18,190,000	499,689,000	32,852,806	0	0	32,852,806	90,169,694	31,347,117	55,972,293
給水収益	412,860,000	0	0	412,860,000	32,416,736	0	0	32,416,736	71,165,328	30,911,047	32,400,293
水道料金	412,860,000	0	0	412,860,000	32,416,736	0	0	32,416,736	71,165,328	30,911,047	32,400,293
受託工事収益	44,855,000	0	18,190,000	63,045,000	0	0	0	0	5,759,000	0	23,572,000
受託工事収益	44,855,000	0	18,190,000	63,045,000	0	0	0	0	5,759,000	33,714,000	23,572,000
その他の営業収益	23,784,000	0	0	23,784,000	436,070	0	0	436,070	13,245,366	436,070	0
加入金	7,898,000	0	0	7,898,000	374,000	0	0	374,000	△1,518,000	374,000	0
手数料	994,000	0	0	994,000	28,200	0	0	28,200	190,200	28,200	0
督促手数料	384,000	0	0	384,000	803,800	0	0	803,800	105,681	803,800	0
受託収益	14,493,000	0	0	14,493,000	32,370	0	0	32,370	0	32,370	0
雑収益	15,000	0	0	15,000	278,319	0	0	278,319	14,493,000	0	0
営業外収益	224,784,000	0	0	224,784,000	1,500	0	0	1,500	△25,515	1,500	0
受取利息	205,000	0	0	205,000	40,515	0	0	40,515	0	40,515	0
預金利息	205,000	0	0	205,000	0	0	0	0	121,467	83,533	0
他会計補助金	141,848,000	0	0	141,848,000	83,533	0	0	83,533	121,467	83,533	0
一般会計補助金	141,848,000	0	0	141,848,000	0	0	0	0	62,770,000	79,078,000	0
長期前受金戻入	82,716,000	0	0	82,716,000	79,078,000	0	0	79,078,000	62,770,000	79,078,000	0
国庫(県)補助金	35,322,000	0	0	35,322,000	0	0	0	0	82,716,000	0	0
一般会計補助金	20,153,000	0	0	20,153,000	0	0	0	0	35,322,000	0	0
一般会計負担金	2,904,000	0	0	2,904,000	0	0	0	0	20,153,000	0	0
工事負担金	24,337,000	0	0	24,337,000	0	0	0	0	2,904,000	0	0
									24,337,000	0	0

収入予算執行状況表

令和 04年01月分 年度区分：現年度

(単位：円)

予 算 科 目	予 算 額				調 定 額				予 算 残 額	収 入 額	
	当初予算額	当月補正予算額	財源充用額	合 計	当月調定額	当月調定増額	当月調定減額	当月調定合計額		当月収入額	未 納 額
		補正予算累計額			調定累計額	調定増累計額	調定減累計額	調定合計額		収入累計額	
雑収益	15,000	0	0	15,000	73,920	0	0	73,920	△58,920	73,920	0
雑収益	15,000	0	0	15,000	73,920	0	0	73,920	△58,920	73,920	0
特別利益	100,000	0	0	100,000	37,500	0	0	37,500	62,500	37,500	0
過年度損益修正益	100,000	0	0	100,000	37,500	0	0	37,500	62,500	37,500	0
過年度損益修正益	100,000	0	0	100,000	37,500	0	0	37,500	62,500	37,500	0

収入予算執行状況表

令和 04年01月分 年度区分：現年度

(単位：円)

予 算 科 目	予 算 額				調 定 額				予 算 残 額	収 入 額	
	当初予算額	当月補正予算額	財源充用額	合 計	当月調定額	当月調定増額	当月調定減額	当月調定合計額		当月収入額	未 納 額
		補正予算累計額			調定累計額					調定増累計額	
資本の収入	123,408,000	0	0	123,408,000	61,200,000	0	0	61,200,000	62,208,000	61,200,000	0
企業債	103,200,000	0	0	103,200,000	61,200,000	0	0	61,200,000	42,000,000	61,200,000	0
企業債	103,200,000	0	0	103,200,000	61,200,000	0	0	61,200,000	42,000,000	61,200,000	0
企業債(建設改良)	103,200,000	0	0	103,200,000	61,200,000	0	0	61,200,000	42,000,000	61,200,000	0
補助金	16,308,000	0	0	16,308,000	0	0	0	0	16,308,000	0	0
一般会計補助金	16,308,000	0	0	16,308,000	0	0	0	0	16,308,000	0	0
一般会計補助金	16,308,000	0	0	16,308,000	0	0	0	0	16,308,000	0	0
負担金	3,900,000	0	0	3,900,000	0	0	0	0	3,900,000	0	0
一般会計負担金	3,900,000	0	0	3,900,000	0	0	0	0	3,900,000	0	0
一般会計負担金	3,900,000	0	0	3,900,000	0	0	0	0	3,900,000	0	0

10-

収入予算執行状況表

令和 04年01月分 年度区分：過年度

(単位：円)

予 算 科 目	繰 越 額			繰 越 増 減 額				繰越残額	収 入 額	
			合 計		当月繰越増額	当月繰越減額	繰越残額		当月収入額	未 納 額
					繰越増累計額	繰越減累計額			収入累計額	
水道事業収益			93,821,548		0	0	93,804,366	102,430	11,558,196	
営業収益			55,997,914		0	0	55,980,732	102,430	20,129,262	
給水収益			52,284,134		0	0	52,266,952	102,430	17,108,482	
水道料金			52,284,134		0	0	52,266,952	102,430	17,108,482	
受託工事収益			3,020,780		0	0	3,020,780	0	3,020,780	
受託工事収益			3,020,780		0	0	3,020,780	0	3,020,780	
その他の営業収益			693,000		0	0	693,000	693,000	0	
加入金			484,000		0	0	484,000	484,000	0	
他会計負担金			209,000		0	0	209,000	209,000	0	
営業外収益			37,838,534		0	0	37,838,534	46,394,700	△8,556,166	
他会計補助金			46,379,000		0	0	46,379,000	46,379,000	0	
一般会計補助金			46,379,000		0	0	46,379,000	46,379,000	0	
消費税還付金			△1,424,000		0	0	△1,424,000	0	△1,424,000	
消費税還付金			△1,424,000		0	0	△1,424,000	0	△1,424,000	
雑収益			△7,116,466		0	0	△7,116,466	15,700	△7,132,166	
雑収益			△7,116,466		0	0	△7,116,466	15,700	△7,132,166	
特別利益			△14,900		0	0	△14,900	0	△14,900	
過年度損益修正益			△14,900		0	0	△14,900	0	△14,900	
過年度損益修正益			△14,900		0	0	△14,900	0	△14,900	

収入予算執行状況表

令和 04年01月分 年度区分：過年度

(単位：円)

予 算 科 目	繰 越 額			繰 越 増 減 額				繰越残額	収 入 額	
			合 計			当月繰越増額	当月繰越減額		当月収入額	未 納 額
						繰越増累計額	繰越減累計額	収入累計額		
資本の収入			17,018,600			0	0	17,018,600	0	0
補助金			15,692,000			0	0	15,692,000	0	0
一般会計補助金			15,692,000			0	0	15,692,000	0	0
一般会計補助金			15,692,000			0	0	15,692,000	0	0
負担金			1,326,600			0	0	1,326,600	0	0
一般会計負担金			1,326,600			0	0	1,326,600	0	0
一般会計負担金			1,326,600			0	0	1,326,600	0	0

支出予算執行状況表

令和 04年01月分

(単位:円)

予 算 科 目	予 算 額						支 出 負 担 額		支 出 命 令 額		支 払 額		支 出 命 令 累 計 額 と 支 払 累 計 額 と の 差
	当初予算額	当月補正予算額 補正予算累計額	当月流用額 流用累計額	当月充用額 充用累計額	予算繰越額	合 計	当月支出負担額 支出負担累計額	予算額と支出負 担累計額との差	当月支出命令額 支出命令累計額	予算額と支出命 令累計額との差	当月支払額 支払累計額		
水道事業費用	706,383,000	0	0	0	46,930,000	753,313,000	19,449,566	418,042,358	28,701,029	509,550,386	28,701,029	243,762,614	0
営業費用	649,423,000	△2,000,000	0	0	46,930,000	694,353,000	19,449,566	387,277,194	28,701,029	478,785,222	28,701,029	215,567,778	0
原水及び浄水費	133,916,000	△3,124,000	0	0	0	130,792,000	7,680,663	21,396,499	7,455,911	54,382,002	7,455,911	76,409,998	0
備消費費	548,000	0	0	0	0	548,000	0	119,220	0	119,220	0	428,780	0
光熱水費	18,000	0	0	0	0	18,000	1,430	5,130	1,430	5,130	1,430	12,870	0
動力費	64,152,000	△3,749,000	0	0	0	60,403,000	5,737,421	14,730,364	6,498,922	15,482,524	6,498,922	44,920,476	0
薬品費	4,675,000	0	0	0	0	4,675,000	262,350	1,559,162	262,350	1,559,162	262,350	3,115,838	0
修繕費	40,788,000	2,625,000	0	0	0	43,413,000	1,232,000	1,823,100	0	22,107,100	0	21,305,900	0
通信運搬費	3,997,000	0	0	0	0	3,997,000	339,162	684,609	637,909	695,452	637,909	3,301,548	0
手数料	9,000	0	0	0	0	9,000	0	9,000	0	9,000	0	0	0
委託料	19,187,000	△2,000,000	0	0	0	17,187,000	108,300	2,194,914	55,300	14,133,414	55,300	3,053,586	0
賃借料	462,000	0	0	0	0	462,000	0	191,000	0	191,000	0	271,000	0
材料費	80,000	0	0	0	0	80,000	0	80,000	0	80,000	0	0	0
配水及び給水費	28,166,000	0	0	0	0	28,166,000	5,684,302	5,562,450	4,366,502	12,215,250	4,366,502	15,950,750	0
備消費費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	95,288	0	95,288	0	4,712	0
燃料費	171,000	0	0	0	0	171,000	4,712	134,264	0	134,264	0	36,736	0
印刷製本費	44,000	0	0	0	0	44,000	0	2,200	0	2,200	0	41,800	0
修繕費	15,816,000	0	0	0	0	15,816,000	41,800	953,700	4,019,100	4,515,500	4,019,100	11,300,500	0
委託料	5,935,000	0	0	0	0	5,935,000	0	1,110,400	0	4,201,400	0	1,733,600	0
工事請負費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	3,262,000	297,000	3,262,000	297,000	1,738,000	0
材料費	1,100,000	0	0	0	0	1,100,000	50,402	4,598	50,402	4,598	50,402	1,095,402	0
受託工事費	45,370,000	0	0	0	46,930,000	92,300,000	1,936,000	33,659,000	7,560,000	46,955,000	7,560,000	45,345,000	0

13

支出予算執行状況表

令和 04年01月分

(単位:円)

予 算 科 目	予 算 額						支 出 負 担 額		支 出 命 令 額		支 払 額		支 出 命 令 累 計 額 と 支 払 累 計 額 の 差
	当初予算額	当月補正予算額 補正予算累計額	当月流用額 流用累計額	当月充用額 充用累計額	予算繰越額	合 計	当月支出負担額 支出負担累計額	予算額と支出負 担累計額との差	当月支出命令額 支出命令累計額	予算額と支出命 令累計額との差	当月支払額 支払累計額		
委託料	6,508,000	0	0	0	0	6,508,000	429,000	6,079,000	429,000	6,079,000	429,000	0	
工事請負費	38,862,000	0	0	0	46,930,000	85,792,000	58,212,000	27,580,000	44,916,000	40,876,000	44,916,000	0	
総係費	144,665,000	1,124,000	0	0	0	145,789,000	116,435,755	29,353,245	77,862,030	67,926,970	77,862,030	0	
報酬	85,000	0	0	0	0	85,000	0	85,000	0	85,000	0	0	
給料	26,202,000	0	0	0	0	26,202,000	21,985,300	4,216,700	21,985,300	4,216,700	21,985,300	0	
手当	16,076,000	459,000	0	0	0	16,535,000	14,257,977	2,277,023	14,257,977	2,277,023	14,257,977	0	
賞与引当金繰入額	3,588,000	0	0	0	0	3,588,000	0	3,588,000	0	3,588,000	0	0	
法定福利費	7,769,000	256,000	0	0	0	8,025,000	6,994,131	1,030,869	6,994,131	1,030,869	6,994,131	0	
法定福利費引当金繰入額	685,000	0	0	0	0	685,000	0	685,000	0	685,000	0	0	
旅費	91,000	233,000	0	0	0	324,000	0	324,000	0	324,000	0	0	
被服費	58,000	0	0	0	0	58,000	30,745	27,255	30,745	27,255	30,745	0	
備用品費	3,624,000	0	0	0	0	3,624,000	3,270,538	353,462	3,243,258	380,742	3,243,258	0	
燃料費	445,000	176,000	0	0	0	621,000	58,354	246,049	58,354	246,049	58,354	0	
印刷製本費	1,210,000	0	0	0	0	1,210,000	391,160	20,900	391,160	20,900	391,160	0	
修繕費	391,000	0	0	0	0	391,000	80,960	75,410	315,590	234,630	234,630	0	
通信運搬費	416,000	0	0	0	0	416,000	61,612	72,443	343,557	339,052	339,052	0	
手数料	1,987,000	0	0	0	0	1,987,000	72,178	805,104	1,181,896	805,104	1,181,896	0	
保険料	1,189,000	0	0	0	0	1,189,000	39,460	1,149,540	39,460	1,149,540	39,460	0	
委託料	70,152,000	0	0	0	0	70,152,000	58,454,000	11,698,000	4,719,000	48,467,700	21,684,300	0	
貸借料	6,970,000	0	0	0	0	6,970,000	6,772,710	197,290	563,760	1,888,570	563,760	0	
会費負担金	2,606,000	0	0	0	0	2,606,000	4,500	1,397,900	4,500	1,397,900	4,500	0	
補償費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	100,000	0	0	

支出予算執行状況表

令和 04年01月分

(単位:円)

予 算 科 目	予 算 額						支 出 負 担 額		支 出 命 令 額		支 払 額		支 出 命 令 累 計 額 と 支 払 累 計 額 と の 差
	当初予算額	当月補正予算額 補正予算累計額	当月流用額 流用累計額	当月充用額 充用累計額	予算繰越額	合 計	当月支出負担額 支出負担累計額	予算額と支出負 担累計額との差	当月支出命令額 支出命令累計額	予算額と支出命 令累計額との差	当月支払額 支払累計額		
公課費	21,000	0	0	0	0	21,000	17,700	3,300	17,700	3,300	17,700	0	
貸倒引当金繰入額	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	
減価償却費	296,801,000	0	0	0	0	296,801,000	0	296,801,000	0	296,801,000	0	0	
有形・無形固定資産減価償却費	296,801,000	0	0	0	0	296,801,000	0	296,801,000	0	296,801,000	0	0	
資産減耗費	505,000	0	0	0	0	505,000	0	505,000	0	505,000	0	0	
固定資産除却費	490,000	0	0	0	0	490,000	0	490,000	0	490,000	0	0	
たな卸資産減耗費	15,000	0	0	0	0	15,000	0	15,000	0	15,000	0	0	
営業外費用	54,860,000	0	0	0	0	54,860,000	26,194,954	28,665,046	26,194,954	28,665,046	26,194,954	0	
15 支払利息及び企業債取扱諸費	50,060,000	0	0	0	0	50,060,000	26,194,954	23,865,046	26,194,954	23,865,046	26,194,954	0	
企業債利息	49,935,000	0	0	0	0	49,935,000	26,194,954	23,740,046	26,194,954	23,740,046	26,194,954	0	
借入金利息	125,000	0	0	0	0	125,000	0	125,000	0	125,000	0	0	
消費税及び地方消費税	4,500,000	0	0	0	0	4,500,000	0	4,500,000	0	4,500,000	0	0	
消費税及び地方消費税	4,500,000	0	0	0	0	4,500,000	0	4,500,000	0	4,500,000	0	0	
雑支出	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	300,000	0	0	
雑支出	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	300,000	0	0	
特別損失	100,000	2,000,000	0	0	0	2,100,000	1,999,882	100,118	1,999,882	100,118	1,999,882	0	
過年度損益修正損	100,000	2,000,000	0	0	0	2,100,000	1,999,882	100,118	1,999,882	100,118	1,999,882	0	
過年度損益修正損	100,000	2,000,000	0	0	0	2,100,000	1,999,882	100,118	1,999,882	100,118	1,999,882	0	
予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	0	0	
予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	0	0	
予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	0	0	

支出予算執行状況表

令和 04年01月分

(単位:円)

予 算 科 目	予 算 額						支 出 負 担 額		支 出 命 令 額		支 払 額		支 出 命 令 累 計 額 と 支 払 累 計 額 と の 差
	当初予算額	当月補正予算額	当月流用額	当月充用額	予算繰越額	合 計	当月支出負担額	予算額と支出負 担累計額との差	当月支出命令額	予算額と支出命 令累計額との差	当月支払額		
		補正予算累計額	流用累計額	充用累計額			支出負担累計額		支出命令累計額		支払累計額		
資本的支出	445,479,000	0	0	0	126,500,000	571,979,000	27,481,900	175,108,037	7,208,900	315,721,037	7,208,900	256,257,963	0
建設改良費	209,021,000	0	0	0	126,500,000	335,521,000	27,481,900	56,235,260	7,208,900	196,848,260	7,208,900	138,672,740	0
施設整備費	7,337,000	0	0	0	0	7,337,000	0	792,000	0	7,337,000	0	0	0
委託料	7,337,000	0	0	0	0	7,337,000	6,545,000	792,000	0	7,337,000	0	0	0
配水管布設費	22,050,000	0	0	0	0	22,050,000	0	16,748,000	4,862,000	16,748,000	4,862,000	5,302,000	0
委託料	1,650,000	0	0	0	0	1,650,000	440,000	1,210,000	0	1,210,000	440,000	440,000	0
工事請負費	20,400,000	0	0	0	0	20,400,000	0	15,538,000	4,862,000	15,538,000	4,862,000	4,862,000	0
水道建設事業費	179,149,000	0	0	0	126,500,000	305,649,000	27,467,000	38,283,000	2,332,000	172,351,000	2,332,000	2,332,000	0
委託料	17,999,000	0	0	0	0	17,999,000	15,147,000	2,852,000	9,207,000	8,792,000	9,207,000	9,207,000	0
工事請負費	161,050,000	0	0	0	126,500,000	287,550,000	27,467,000	35,331,000	0	163,459,000	124,091,000	124,091,000	0
補償費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	100,000	0	0	0
資産購入費	485,000	0	0	0	0	485,000	14,900	412,260	14,900	412,260	14,900	72,740	0
土地購入費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	100,000	0	0	0
量水器購入費	385,000	0	0	0	0	385,000	14,900	312,260	14,900	312,260	14,900	72,740	0
企業債償還金	236,458,000	0	0	0	0	236,458,000	0	118,872,777	0	118,872,777	0	117,585,223	0
企業債償還金	236,458,000	0	0	0	0	236,458,000	117,585,223	118,872,777	117,585,223	118,872,777	117,585,223	117,585,223	0
企業債償還金(建設改良)	236,458,000	0	0	0	0	236,458,000	0	118,872,777	0	118,872,777	0	117,585,223	0

16

支出予算執行状況表

令和 04年01月分

(単位:円)

予 算 科 目	予 算 額					合 計	支 出 負 担 額		予 算 額 と 支 出 負 担 累 計 額 と の 差	支 出 命 令 額		予 算 額 と 支 出 命 令 累 計 額 と の 差	支 払 額		支 出 命 令 累 計 額 と 支 払 累 計 額 と の 差
	当 初 予 算 額	当 月 補 正 予 算 額 補 正 予 算 累 計 額	当 月 流 用 額 流 用 累 計 額	当 月 充 用 額 充 用 累 計 額	予 算 繰 越 額		当 月 支 出 負 担 額 支 出 負 担 累 計 額	0		当 月 支 出 命 令 額 支 出 命 令 累 計 額	0		当 月 支 払 額 支 払 累 計 額	0	
たな卸資産購入限度額	7,201,000	0	0	0	0	7,201,000	876,788	6,324,212	876,788	6,324,212	876,788	0	876,788	0	
たな卸資産購入限度額	7,201,000	0	0	0	0	7,201,000	876,788	6,324,212	876,788	6,324,212	876,788	0	876,788	0	
たな卸資産購入限度額	7,201,000	0	0	0	0	7,201,000	876,788	6,324,212	876,788	6,324,212	876,788	0	876,788	0	
たな卸資産購入限度額	7,201,000	0	0	0	0	7,201,000	876,788	6,324,212	876,788	6,324,212	876,788	0	876,788	0	

現金預金出納簿(明細)

令和 04年01月 ~ 令和 04年01月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
				【前月繰越】		1,420,711,311	624,571,944	796,139,367
令和 04年01月04日	収入	001009	現年未収給水収益	010 水道料金収納 5,509件 (24,957,152)		24,957,152		821,096,519
令和 04年01月04日	収入	001010	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H17~H30年度調定分 8件 (17,154)		17,154		821,113,673
令和 04年01月04日	収入	001011	督促手数料	010 督促手数料 23件 (2,300)		2,300		821,115,973
令和 04年01月04日	収入	001012	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 3,782件 (11,957,873)		11,957,873		833,073,846
令和 04年01月04日	収入	001013	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		833,075,846
令和 04年01月04日	支出	000546	通信運搬費	010 通信運搬費 (303,116) 000 テレメータ使用料(12月分)	東日本電信電話(株)		303,116	832,772,730
令和 04年01月04日	支出	000547	前払消費税	999 前払消費税及び地方消費税 R3年度中間申告 (1,661,100) 000 納期等の区分 R3.4.1~R4.3.31 000 徴定区分 中間2回	水戸税務署		1,661,100	831,111,630
令和 04年01月04日	支出	000549	通信運搬費	010 通信運搬費 (621) 000 上青山増圧ポンプ場 000 自動通報装置 R3.12月請求分 000 080-2198-3127	NTTファイナンス(株)		621	831,111,009
令和 04年01月04日	支出	000550	通信運搬費	010 通信運搬費 (609) 000 高根台配水場 000 自動通報装置 R3.12月請求分 000 080-8936-7117	NTTファイナンス(株)		609	831,110,400
令和 04年01月04日	支出	000570	通信運搬費	010 通信運搬費 (5,244) 000 塩子配水場(12月分) 000 0296-88-2085 000 0296-88-3088	NTTファイナンス(株)		5,244	831,105,156
令和 04年01月04日	支出	000587	通信運搬費	010 通信運搬費 (26,328) 000 携帯電話4台(12月請求分(11月利用分))	(株)エヌ・ティ・ティ		26,328	831,078,828
令和 04年01月04日	支出	000589	動力費	010 動力費 (939,378) 000 桂地区12月分(08703-20016-1-00外10件)	東京電力エナジーパー		939,378	830,139,450
令和 04年01月05日	収入	001014	現年未収給水収益	010 水道料金収納 40件 (154,348)		154,348		830,293,798
令和 04年01月05日	収入	001015	督促手数料	010 督促手数料 13件 (1,300)		1,300		830,295,098
令和 04年01月05日	収入	001016	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 21件 (56,122)		56,122		830,351,220
令和 04年01月05日	収入	001017	雑収益	010 雑収益 (1,000)		1,000		830,352,220
令和 04年01月06日	収入	001018	現年未収給水収益	010 水道料金収納 302件 (1,632,126)		1,632,126		831,984,346
令和 04年01月06日	収入	001019	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H28~R2年度調定分 2件 (10,650)		10,650		831,994,996
令和 04年01月06日	収入	001020	督促手数料	010 督促手数料 41件 (4,100)		4,100		831,999,096
令和 04年01月06日	収入	001021	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 170件 (721,934)		721,934		832,721,030
令和 04年01月06日	収入	001022	雑収益	010 雑収益 (500)		500		832,721,530
令和 04年01月07日	収入	001023	現年未収給水収益	010 水道料金収納 23件 (91,476)		91,476		832,813,006
令和 04年01月07日	収入	001024	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H18~H22年度調定分 4件 (5,750)		5,750		832,818,756
令和 04年01月07日	収入	001025	督促手数料	010 督促手数料 10件 (1,000)		1,000		832,819,756
令和 04年01月07日	収入	001026	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 20件 (53,002)		53,002		832,872,758
令和 04年01月07日	支出	000571	委託料	010 委託料 (2,359,500) 000 (311-41)	大崎データテック㈱日		2,359,500	830,513,258

現金預金出納簿(明細)

令和 04年01月 ~ 令和 04年01月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
				000 城里町水道料金等徴収事務業務 000 城里町内 000 R3年度11月分				
令和 04年01月07日	支出	000572	建設仮勘定	010 工事請負費 (4,862,000) 000 (32-44) 000 令和3年度 城里町水道事業 000 町道1515号線配水管布設工事 000 城里町大字那珂西地内 000 R3/10/15~R3/12/20	㈱河原井		4,862,000	825,651,258
令和 04年01月07日	支出	000574	動力費	010 動力費 (574,283) 000 常北地区集約分(12月分) 000 (19006-20002-1-00外14件)	東京電力エナジーパー		574,283	825,076,975
令和 04年01月07日	支出	000575	委託料	010 委託料 (44,000) 000 水道施設点検管理業務 000 令和3年12月分	複数支払先		44,000	825,032,975
令和 04年01月11日	収入	001027	現年未収給水収益	010 水道料金収納 15件 (58,850)		58,850		825,091,825
令和 04年01月11日	収入	001028	督促手数料	010 督促手数料 3件 (300)		300		825,092,125
令和 04年01月11日	収入	001029	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 9件 (23,155)		23,155		825,115,280
令和 04年01月11日	支出	000577	通信運搬費	010 通信運搬費 (10,904) 000 赤沢浄水場、岩船配水場、うぐいすの里 000 高根台配水場(12月分) 000 029-289-4084 000 029-289-4085 000 029-289-4420 000 029-289-4551	NTT東日本電信電話		10,904	825,104,376
令和 04年01月11日	支出	000578	通信運搬費	010 通信運搬費 (4,448) 000 水道課電話(12月分) 000 029-240-6551	NTT東日本電信電話		4,448	825,099,928
令和 04年01月11日	支出	000579	通信運搬費	010 通信運搬費 (7,837) 000 石塚浄水場・小松浄水場・松山下取水場 000 (12月分) 000 029-288-2530 000 029-288-5567 000 029-288-6333	NTTファイナンス(7,837	825,092,091
令和 04年01月11日	支出	000580	委託料	010 委託料 (5,000) 000 春園浄水場清掃業務 000 令和3年12月分	加藤 秀明		5,000	825,087,091
令和 04年01月12日	収入	001030	現年未収給水収益	010 水道料金収納 11件 (49,984)		49,984		825,137,075
令和 04年01月12日	収入	001031	督促手数料	010 督促手数料 5件 (500)		500		825,137,575
令和 04年01月12日	収入	001032	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 7件 (28,952)		28,952		825,166,527
令和 04年01月12日	収入	001033	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		825,168,527
令和 04年01月13日	収入	001034	現年未収給水収益	010 水道料金収納 196件 (871,906)		871,906		826,040,433

-19-

現金預金出納簿(明細)

令和 04年01月 ~ 令和 04年01月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
令和 04年01月13日	収入	001035	過年末収給水収益	010 水道料金収納 H14~H30年度調定分 7件 (19,744)		19,744		826,060,177
令和 04年01月13日	収入	001036	督促手数料	010 督促手数料 45件 (4,500)		4,500		826,064,677
令和 04年01月13日	収入	001037	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 128件 (398,570)		398,570		826,463,247
令和 04年01月13日	収入	001038	加入金	010 加入金 (176,000)		176,000		826,639,247
令和 04年01月13日	収入	001039	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		826,641,247
令和 04年01月14日	収入	001040	現年末収給水収益	010 水道料金収納 27件 (136,070)		136,070		826,777,317
令和 04年01月14日	収入	001041	過年末収給水収益	010 水道料金収納 H27~H28年度調定分 2件 (1,900)		1,900		826,779,217
令和 04年01月14日	収入	001042	督促手数料	010 督促手数料 13件 (1,300)		1,300		826,780,517
令和 04年01月14日	収入	001043	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 20件 (80,080)		80,080		826,860,597
令和 04年01月14日	支出	000588	会費負担金	010 会費負担金 (4,500) 000 安全運転管理者講習手数料 (1/25実施)	茨城県公安委員会		4,500	826,856,097
令和 04年01月17日	収入	001044	現年末収給水収益	010 水道料金収納 32件 (144,508)		144,508		827,000,605
令和 04年01月17日	収入	001045	過年末収給水収益	010 水道料金収納 H23年度調定分 3件 (4,146)		4,146		827,004,751
令和 04年01月17日	収入	001046	督促手数料	010 督促手数料 23件 (2,300)		2,300		827,007,051
令和 04年01月17日	収入	001047	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 23件 (63,922)		63,922		827,070,973
令和 04年01月17日	収入	001048	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		827,072,973
令和 04年01月18日	収入	001049	現年末収給水収益	010 水道料金収納 27件 (94,116)		94,116		827,167,089
令和 04年01月18日	収入	001050	督促手数料	010 督促手数料 8件 (800)		800		827,167,889
令和 04年01月18日	収入	001051	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 12件 (34,309)		34,309		827,202,198
令和 04年01月18日	支出	000600	動力費	010 動力費 (369,982) 000 七会地区1月分 02901-07933-4-00外17件	東京電力エナジーパー		369,982	826,832,216
令和 04年01月19日	収入	001052	現年末収給水収益	010 水道料金収納 63件 (216,920)		216,920		827,049,136
令和 04年01月19日	収入	001053	過年末収給水収益	010 水道料金収納 H18~H23年度調定分 11件 (21,380)		21,380		827,070,516
令和 04年01月19日	収入	001054	督促手数料	010 督促手数料 37件 (3,700)		3,700		827,074,216
令和 04年01月19日	収入	001055	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 44件 (106,938)		106,938		827,181,154
令和 04年01月20日	収入	001056	現年末収給水収益	010 水道料金収納 24件 (106,964)		106,964		827,288,118
令和 04年01月20日	収入	001057	過年末収給水収益	010 水道料金収納 H14~H18年度調定分 6件 (11,080)		11,080		827,299,198
令和 04年01月20日	収入	001058	督促手数料	010 督促手数料 2件 (200)		200		827,299,398
令和 04年01月20日	収入	001059	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 10件 (47,201)		47,201		827,346,599
令和 04年01月20日	支出	000576	修繕費	010 修繕費 (165,000) 000 12/6 12/2 増井地内 共有管漏水修繕工事	大越水道工事店		165,000	827,181,599
令和 04年01月20日	支出	000581	薬品費	010 薬品費 (262,350) 000 石塚浄水場 次亜 1,930kg (12/1) 000 石塚浄水場 PAC 2,080kg (12/22)	東鉱商事(株)		262,350	826,919,249
令和 04年01月20日	支出	000582	修繕費	010 修繕費 (84,700) 000 12/21 栗地内 専用給水管漏水修繕工事	ヒラツカ設備		84,700	826,834,549
令和 04年01月20日	支出	000583	修繕費	010 修繕費 (116,600) 000 12/20 栗地内 配水管漏水修繕工事	ヒラツカ設備		116,600	826,717,949
令和 04年01月20日	支出	000584	燃料費	010 燃料費 (58,354) 000 12月分公用車ガソリン代	㈲梅原屋石油店		58,354	826,659,595
令和 04年01月20日	支出	000585	建設仮勘定	010 委託料 (2,332,000) 000 (31-25)	㈱コスモ計測 城里営		2,332,000	824,327,595

現金預金出納簿(明細)

令和 04年01月 ~ 令和 04年01月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
				000 令和3年度 城里町水道事業 000 南団地整備に伴う配水管布設実施設計業務 000 城里町大字石塚地内 000 R3/10/15~R3/12/24				
令和 04年01月20日	支出	000590	備用品費	010 備用品費 (23,760) 000 RICOH SP841用(カラープリンタ) 000 RICOH SP トラムユニット フラック C840	大崎データテック㈱日		23,760	824,303,835
令和 04年01月20日	支出	000591	印刷製本費	010 印刷製本費 (391,160) 000 (33-6) 000 令和3年度 上下水道料金納入通知書等 000 作成業務(単価契約) 000 納入通知書 13,000枚 単価18円 000 お知らせ票 3,800枚 単価32円	大崎データテック㈱日		391,160	823,912,675
令和 04年01月20日	支出	000592	賃借料	010 賃借料 (563,760) 000 (301-6) 000 検針・料金・滞納・GIS・会計システム 000 令和3年12月分	大崎データテック㈱日		563,760	823,348,915
令和 04年01月20日	支出	000593	修繕費	010 修繕費 (193,600) 000 12/13 小勝地内 給水管漏水修繕工事	所水道工事店		193,600	823,155,315
令和 04年01月20日	支出	000594	修繕費	010 修繕費 (52,800) 000 12/24 那珂西地内 配水管漏水修繕工事	所水道工事店		52,800	823,102,515
令和 04年01月20日	支出	000595	修繕費	010 修繕費 (80,300) 000 12/25 石塚地内 配水管漏水修繕工事	所水道工事店		80,300	823,022,215
令和 04年01月20日	支出	000596	備用品費	010 備用品費 (3,251) 000 コピーチャージ料(12月分) 000 MP5055SPF 964枚	(有)森田商事		3,251	823,018,964
令和 04年01月20日	支出	000597	備用品費	010 備用品費 (4,675) 000 コピーチャージ料(12月分) 000 MP4054SPF(お客様センター使用分)	(有)森田商事		4,675	823,014,289
令和 04年01月20日	支出	000598	動力費	010 動力費 (3,472,212) 000 12月分 000 松山下取水場 867,715円 000 石塚浄水場 608,082円 000 小松浄水場 1,068,439円 000 小松導水場 380,863円 000 赤沢取水場 547,113円	(株)シナジアパワー		3,472,212	819,542,077
令和 04年01月20日	支出	000599	委託料	010 委託料 (6,300) 000 腸内病原細菌検査(9人分)	(公財)茨城県総合検		6,300	819,535,777
令和 04年01月20日	支出	000601	修繕費	010 修繕費 (78,100) 000 1/6 小坂地内 専用給水管修繕	興和設備工業		78,100	819,457,677
令和 04年01月20日	支出	000602	修繕費	010 修繕費 (63,800) 000 12/17 石塚地内 専用給水管修繕	興和設備工業		63,800	819,393,877

-21-

現金預金出納簿(明細)

令和 04年01月 ~ 令和 04年01月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
令和 04年01月21日	収入	001060	現年未収給水収益	010 水道料金収納 31件 (91,432)		91,432		819,485,309
令和 04年01月21日	収入	001061	督促手数料	010 督促手数料 8件 (770)		770		819,486,079
令和 04年01月21日	収入	001062	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 18件 (36,384)		36,384		819,522,463
令和 04年01月21日	収入	001063	手数料	010 手数料 (4,000)		4,000		819,526,463
令和 04年01月21日	収入	001064	加入金	010 加入金 (198,000)		198,000		819,724,463
令和 04年01月21日	支出	000609	手数料	010 手数料 (9,810) 000 口座振替手数料(12月分 981件)	東京貯金事務センター		9,810	819,714,653
令和 04年01月21日	支出	000613	給料	010 給料 (2,079,400) 000 1月分	阿久津 惠三 外6名		2,079,400	817,635,253
令和 04年01月21日	支出	000614	手当	010 扶養手当 (63,000) 000 1月分	大塚 一彦 外1名		63,000	817,572,253
令和 04年01月21日	支出	000615	手当	020 管理職手当 (71,000) 000 1月分	阿久津 惠三 外1名		71,000	817,501,253
令和 04年01月21日	支出	000616	手当	090 住居手当 (45,000) 000 1月分	松崎 幸子 他1名		45,000	817,456,253
令和 04年01月21日	支出	000617	手当	060 時間外手当 (354,374) 000 1月分	大塚 一彦 他3名		354,374	817,101,879
令和 04年01月21日	支出	000618	手当	050 通勤手当 (25,300) 000 1月分	阿久津 惠三 外4名		25,300	817,076,579
令和 04年01月21日	支出	000619	手当	080 特勤手当(待機手当) (22,000) 000 1月分	阿久津 惠三 外4名		22,000	817,054,579
令和 04年01月24日	収入	001065	現年未収給水収益	010 水道料金収納 40件 (171,452)		171,452		817,226,031
令和 04年01月24日	収入	001066	督促手数料	010 督促手数料 16件 (1,600)		1,600		817,227,631
令和 04年01月24日	収入	001067	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 14件 (58,465)		58,465		817,286,096
令和 04年01月25日	収入	001068	現年未収給水収益	010 水道料金収納 107件 (479,887)		479,887		817,765,983
令和 04年01月25日	収入	001069	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 62件 (179,388)		179,388		817,945,371
令和 04年01月25日	収入	001070	手数料	010 手数料 (4,000)		4,000		817,949,371
令和 04年01月25日	収入	001071	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		817,951,371
令和 04年01月25日	収入	001072	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		817,953,371
令和 04年01月25日	収入	001073	督促手数料	010 督促手数料 12件 (1,200)		1,200		817,954,571
令和 04年01月26日	収入	001074	現年未収給水収益	010 水道料金収納 28件 (509,628)		509,628		818,464,199
令和 04年01月26日	収入	001075	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H29年度調定分 3件 (7,187)		7,187		818,471,386
令和 04年01月26日	収入	001076	督促手数料	010 督促手数料 11件 (1,100)		1,100		818,472,486
令和 04年01月26日	収入	001077	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 22件 (56,747)		56,747		818,529,233
令和 04年01月27日	収入	001078	現年未収給水収益	010 水道料金収納 24件 (77,090)		77,090		818,606,323
令和 04年01月27日	収入	001079	過年未収給水収益	010 水道料金収納 H28年度調定分 3件 (3,439)		3,439		818,609,762
令和 04年01月27日	収入	001080	督促手数料	010 督促手数料 10件 (1,000)		1,000		818,610,762
令和 04年01月27日	収入	001081	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 19件 (40,041)		40,041		818,650,803
令和 04年01月27日	収入	001082	手数料	010 手数料 (4,000)		4,000		818,654,803
令和 04年01月27日	収入	001083	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		818,656,803
令和 04年01月27日	収入	001084	手数料	010 手数料 (200)		200		818,657,003
令和 04年01月28日	収入	001085	現年未収給水収益	010 水道料金収納 32件 (129,006)		129,006		818,786,009

現金預金出納簿(明細)

令和 04年01月 ~ 令和 04年01月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
令和 04年01月28日	収入	001086	督促手数料	010 督促手数料 6件 (600)		600		818,786,609
令和 04年01月28日	収入	001087	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 9件 (34,254)		34,254		818,820,863
令和 04年01月28日	支出	000604	修繕費	010 修繕費 (194,700) 000 12/25 石塚地内 配水管漏水修繕工事	(有)東海組		194,700	818,626,163
令和 04年01月28日	支出	000605	修繕費	010 修繕費 (176,000) 000 12/24 那珂西地内 配水管漏水修繕工事	(有)東海組		176,000	818,450,163
令和 04年01月28日	支出	000606	修繕費	010 修繕費 (580,800) 000 12/12~16 小勝地内 給水管漏水修繕工事	(有)大座畑建設		580,800	817,869,363
令和 04年01月28日	支出	000607	修繕費	010 修繕費 (93,500) 000 12/24 北方地内 専用給水管漏水修繕工事	(株)金長設備工業		93,500	817,775,863
令和 04年01月28日	支出	000608	手数料	010 手数料 (62,368) 000 コンビニ収納サービス基本料・手数料 000 基本料5,000円 手数料57円×907件 000 2021/12/1~2021/12/31	(株)常陽銀行 石塚支		62,368	817,713,495
令和 04年01月28日	支出	000612	修繕費	010 修繕費 (1,078,000) 000 12/27・28 上青地内 配水管漏水修繕工事	常北建設工業(株)		1,078,000	816,635,495
令和 04年01月28日	支出	000622	修繕費	010 修繕費 (473,000) 000 12/16 上古地内 配水管漏水修繕工事	(有)東海組		473,000	816,162,495
令和 04年01月28日	支出	000625	修繕費	010 修繕費 (31,900) 000 12/17 下古内地内 給水管漏水修繕工事	常北設備工業		31,900	816,130,595
令和 04年01月28日	支出	000626	委託料	010 委託料 (2,359,500) 000 (311-41) 000 城里町水道料金等徴収事務業務 000 城里町内 000 R3年度12月分	大崎データテック開日		2,359,500	813,771,095
令和 04年01月28日	支出	000627	修繕費	010 修繕費 (193,600) 000 1/12 上入野地内 配水管漏水修繕工事	(有)大竹建設工業		193,600	813,577,495
令和 04年01月28日	支出	000628	工事請負費	010 工事請負費 (297,000) 000 (32-37) 000 令和3年度 水道維持第19号 000 既設管撤去工事(その2) 000 城里町大字増井地内 000 R3/9/15~R3/12/17	(有)東海組		297,000	813,280,495
令和 04年01月28日	支出	000629	備用品費	010 備用品費 (4,840) 000 コクヨ 7-D400-08N テープのりカートリッジ 1箱 000 パイロット フリクション蛍光ペン Y.O. 2箱	大志堂徳宿商店		4,840	813,275,655
令和 04年01月28日	支出	000630	材料費	010 材料費 (50,402) 000 K形継ぎ輪 粉体 200 31.4 1個 000 特殊押輪セット 200 2組	勝田機材㈱		50,402	813,225,253
令和 04年01月28日	支出	000631	修繕費	010 修繕費 (55,000) 000 12/2 下青山地内 水道閉栓工事	常北建設工業(株)		55,000	813,170,253
令和 04年01月28日	支出	000632	修繕費	010 修繕費 (147,400)	大越水道工事店		147,400	813,022,853

現金預金出納簿(明細)

令和 04年01月 ~ 令和 04年01月

(単位:円)

年月日	伝票区分	伝票番号	科目	摘要	取引先	借方	貸方	残高
				000 1/12 上入野地内 配水管漏水修繕工事				
令和 04年01月28日	支出	000634	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 (4,040,213) 000 農業集落排水使用料 000 (R3/12/16~R4/1/15収納分)	城里町長 上遠野 修		4,040,213	808,982,640
令和 04年01月28日	支出	000635	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 (11,938,547) 000 公共下水道使用料 000 (R3/12/16~R4/1/15収納分)	城里町長 上遠野 修		11,938,547	797,044,093
令和 04年01月28日	支出	000636	修繕費	010 修繕費 (152,900) 000 1/6 小勝地内 専用給水管漏水修理	(有)そのべ設備		152,900	796,891,193
令和 04年01月28日	支出	000638	営業前払金	999 工事請負費 (9,760,000) 000 (32-54) 000 令和3年度 南団地整備に伴う配水管布設 000 工事 000 城里町大字石塚地内 000 R4/1/18~R4/3/25 000 【前払金】	(有)東海組		9,760,000	787,131,193
令和 04年01月31日	収入	001088	現年未収給水収益	010 水道料金収納 266件 (936,882)		936,882		788,068,075
令和 04年01月31日	収入	001089	督促手数料	010 督促手数料 38件 (3,800)		3,800		788,071,875
令和 04年01月31日	収入	001090	下水道使用料預り金	999 下水道課預り金 159件 (390,391)		390,391		788,462,266
令和 04年01月31日	収入	001091	手数料	010 手数料 (2,000)		2,000		788,464,266
令和 04年01月31日	支出	000603	光熱水費	010 光熱水費 (1,430) 000 赤沢浄水場下水道使用料 000 R4.1月請求分 (R3.12月使用分)	城里町長 上遠野 修		1,430	788,462,836
令和 04年01月31日	支出	000610	通信運搬費	010 通信運搬費 (609) 000 上青山増圧ポンプ場 000 自動通報装置 R4.1月請求分 000 080-2198-3127	N T Tファイナンス(609	788,462,227
令和 04年01月31日	支出	000620	法定福利費	010 法定福利費 (475,238) 000 1月分	市町村職員共済組合		475,238	787,986,989
令和 04年01月31日	支出	000621	手当	100 退職手当組合 (280,719) 000 1月分	茨城県市町村総合事務		280,719	787,706,270
令和 04年01月31日	支出	000623	通信運搬費	010 通信運搬費 (609) 000 高根台配水場 000 自動通報装置 R4.1月請求分 000 080-8936-7117	N T Tファイナンス(609	787,705,661
令和 04年01月31日	支出	000624	通信運搬費	010 通信運搬費 (303,116) 000 テレメータ使用料(1月分)	東日本電信電話(株)		303,116	787,402,545
令和 04年01月31日	支出	000639	動力費	010 動力費 (1,143,067) 000 桂地区1月分 (08703-20016-1-00外10件)	東京電力エナジーパー		1,143,067	786,259,478
令和 04年01月31日	支出	000640	通信運搬費	010 通信運搬費 (5,244) 000 塩子配水場(1月分) 000 0296-88-2085	N T Tファイナンス(5,244	786,254,234

